茅ヶ崎市総合計画
基本構想
基本理念評価書

～茅ヶ崎市次期総合計画策定に
向けたこれまでの取組の総括～

【資料編】

平成 31 年 1 月
茅ヶ崎市

この冊子は、平成 30 年度に実施した基本理念評価の結果を取りまとめた「茅ヶ崎市総合計画基本構想基本理念評価書」の基礎資料となる「政策評価シート」をまとめた資料編です。評価の詳細については、別冊の「茅ヶ崎市総合計画基本構想基本理念評価書」をご覧ください。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31（2019）年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

目次

基本理念１　　学び合い育ち合う　みんなの笑顔がきらめく　ひとづくり

政策目標　1　次世代の成長を喜び合えるまち（こども育成部）　……　1

政策目標　2　次世代をはぐくむ教育力に富んだまち（教育推進部）　……　8

政策目標　3　次代に向かって教育環境豊かなまち（教育総務部）　……　19

政策目標　4　多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち（文化生涯学習部）　……　25

基本理念２　　いきいきと暮らす　ふれあいのある　地域づくり

政策目標　5　共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち（福祉部）　……　32

政策目標　6　質の高い医療サービスを安定的に提供するまち（市立病院）　……　42

政策目標　7　だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち（保健所）　……　45

基本理念３　　安全でやすらぎのある　持続可能な　暮らしづくり

政策目標　8　環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち（環境部）　……　52

政策目標　9　安全で安心して暮らせるまち（市民安全部）　……　61

政策目標 10　生命や財産が守られるまち（消防本部・消防署）　……　66

基本理念４　　人々が行きかい　自然と共生する　便利で快適な　まちづくり

政策目標 11　魅力にあふれ住み続けたいまち（都市部）　……　71

政策目標 12　だれもが快適に過ごせるまち（建設部）　……　79

政策目標 13　快適な水環境が守られるまち（下水道河川部）　……　88

政策目標 14　地域の魅力と活力のある産業のまち（経済部）　……　93

政策目標 15　農地の適正で有効な利用を図る（農業委員会事務局）　……　100

基本理念５　　一人一人の思いが調和し　未来をひらく　行政経営

政策目標 16　社会の変化に対応できる行政経営（企画部）　……　102

政策目標 17　それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営（総務部）　……　110

政策目標 18　ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営（財務部）　……　118

政策目標 19　公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る(会計課)　……　124

政策目標 20　住民の意思を行政に反映させる（選挙管理委員会事務局）　……　127

政策目標 21　行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する（監査事務局）　……　130

基本理念評価シート【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり	評価担当部局
	政策目標		1 次世代の成長を喜びあえるまち	こども育成部
		目指すべき将来像	・安心して子育てができるサポート体制ができている ・子育てを支え合える地域社会の仕組みができている ・子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている ・多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている	

2. これまでの投入資源　（単位：百万円）

一般会計			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト			11,065	10,214	10,285	11,023	12,284	12,620	13,411	80,901
	事業費		9,918	9,099	9,198	9,927	11,092	11,321	12,054	72,609
	職員給与費		1,147	1,115	1,087	1,096	1,192	1,299	1,357	8,292
	従事職員数		320	319	319	294	305	312	321	2,190
		常勤職員	131	133	133	135	143	158	161	994
		再任用職員（短時間含）	9	10	6	6	4	6	8	49
		その他	180	176	180	153	158	148	152	1,147

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業・小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、年間を通じて子どもに係る各種手当を支給し、小児やひとり親家庭等の医療費助成を行う。
	子育てポータルサイト事業（協働推進事業・市民提案型）	24年度のオープンに向けて、子育てポータルサイト座談会を開催し、子育て支援センターや保育園、子育てサークル等、様々な方からの意見を聞きながらコンテンツ等の準備を行う。
	待機児童解消のための公設による保育園整備拡充	市立中海岸保育園を建設し、指定管理者による運営を行い、待機児童の解消を図るとともに、病後児保育も開始する。（24年4月開園・定員120人増）
	待機児童解消のための民間保育園整備拡充	民間保育園1園を開設し、待機児童の解消を図る。（定員30人増）
	療育相談事業	こどもセンターでは、療育相談員・保育士を増員し、増加する子育てに関する相談に対応するとともに、親子教室等を実施し関係機関との連携を図り子育てを支援する。
	家庭児童相談事業	家庭児童相談室を設置し、相談員による相談・支援業務を実施し、家庭における適正な児童養育など、家庭児童相談の向上を図る。児童虐待の予防のため、子どもへの伝え方ほめ方叱り方を練習する講座を開催する。
24年度	児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業・小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、年間を通じて子どもに係る各種手当を支給し、小児やひとり親家庭等の医療費助成を行う。
	子育てポータルサイト事業（協働推進事業・市民提案型）	子育てポータルサイトを協働推進事業で構築・運用し、情報発信体制を強化することで、地域での子育て支援の充実を図る。
	児童手当支給事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学生まで児童手当・特例給付の対象を拡大する。
	待機児童解消のための民間保育園拡充	民間保育園2園の開設・1園の改修を行い、待機児童の解消を図る。（定員154人増）
	療育相談事業	こどもセンターでは、療育相談員・保育士を増員し、増加する子育てに関する相談に対応するとともに、親子教室等を実施し関係機関との連携を図り子育てを支援する。
	家庭児童相談事業	家庭児童相談室を設置し、相談員による相談・支援業務を実施し、家庭における適正な児童養育など、家庭児童相談の向上を図る。児童虐待の予防のため、子どもへの伝え方ほめ方叱り方を練習する講座を開催する。里親向け講座を実施する。

25年度	児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業・小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、年間を通じて子どもに係る各種手当を支給し、小児やひとり親家庭等の医療費助成を行う。
	小児医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、通院費の助成対象を未就学児までから、小学2年生まで拡大する。
	待機児童解消のための民間保育園拡充	民間保育園3園の開設・1園の改修を行い、待機児童の解消を図る。（定員220人増）
	子ども・子育て新制度準備事業	年金・医療・介護に続く第4の社会保障として「子育て」が位置付けられ、子ども・子育て支援の新たな制度の施行に向けた準備を開始する。
	療育相談事業	こどもセンターでは、専門性の高い相談支援体制を構築するとともに、親子教室等を実施し関係機関との連携を通して療育相談の充実を図る。
	家庭児童相談事業	家庭児童相談室を設置し、相談員による相談・支援業務を実施し、家庭における適正な児童養育など、家庭児童相談の向上を図る。児童虐待の予防のため、子どもへの伝え方ほめ方叱り方を練習する講座を開催する。
26年度	児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業・小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、年間を通じて子どもに係る各種手当を支給し、小児やひとり親家庭等の医療費助成を行う。
	児童扶養手当支給事業	国の制度改正により、公的年金受給者でも、年金と手当の差額分が支給できるようになり、受給者が増加する。
	待機児童解消のための公設による保育園整備拡充	市立浜見平保育園の建替に伴う定員増を行い、待機児童の解消を図る。（定員30人増）
	待機児童解消のための民間保育園拡充	民間保育園6園の開設を行い、待機児童の解消を図る。（定員339人増）
	子ども・子育て支援新制度準備事業	子ども・子育て支援新制度の施行に向けた制度改正に伴う条例改正等を行い、また、新たに「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
	家庭的保育事業	子ども・子育て支援新制度により地域型保育事業の1つとして位置付けられた家庭的保育事業について、新たな認可施設として運営を開始する。（定員26人増）
	放課後児童健全育成事業	通常児童クラブへ通所していない小学校高学年児童についても、特に長期休暇中の保育需要があることから、「長期休暇対策事業」を開始し、多様な保育ニーズへ対応するとともに待機児童の解消を図る。
	療育相談事業	こどもセンターでは、専門性の高い相談支援体制を構築するとともに、親子教室等を実施し関係機関との連携を通して療育相談の充実を図る。
	家庭児童相談事業	家庭児童相談室を設置し、相談員による相談・支援業務を実施し、家庭における適正な児童養育など、家庭児童相談の向上を図る。児童虐待の予防のため、子どもへの伝え方ほめ方叱り方を練習する講座を開催する。
27年度	児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業・小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、年間を通じて子どもに係る各種手当を支給し、小児やひとり親家庭等の医療費助成を行う。
	小児医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、通院費の助成対象を未就学児までから、小学3年生まで拡大する。
	（仮称）香川駅前子育て支援センター事業	市北部の子育て支援拠点として香川駅前子育て支援センターを開設し、利用者へのより厚い支援をするため利用者支援専門員を配置する。
	待機児童解消のための民間保育園拡充	民間保育園5園（分園1園含む）の開設を行い、待機児童の解消を図る。（定員308人増）
	子ども・子育て支援新制度事業	認定こども園1園・小規模保育事業6園・事業所内保育事業2園の開設を行い、待機児童の解消を図る。（定員190人増）
	学びの場の創出事業	「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に位置づけられた「放課後の学びの場の創出」事業に基づき、高齢者の知見を生かした学びの場を提供する民設民営児童クラブを2カ所開設することにより、児童を安全に保育するだけではなく、児童と高齢者が世代を超えて交流し、共に学びあう場を創出するといった、多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図る。
	療育相談事業	こどもセンターでは、専門性の高い相談支援体制を構築するとともに、親子教室等を実施し関係機関との連携を通して療育相談の充実を図る。
	家庭児童相談事業	家庭児童相談室を設置し、相談員による相談・支援業務を実施し、家庭における適正な児童養育など、家庭児童相談の向上を図る。児童虐待の予防のため、子どもへの伝え方ほめ方叱り方を練習する講座を開催する。小学生の保護者版の講座を実施する。

28年度	児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業・小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、年間を通じて子どもに係る各種手当を支給し、小児やひとり親家庭等の医療費助成を行う。
	小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	マイナンバー制度において、利用者の利便性を図るために、医療費助成事業を独自利用として利用するための条例を制定する。
	児童扶養手当支給事業	国の制度改正により、平成28年8月分より第2子、第3子以降の加算額が増額となり、ひとり親世帯への支援を拡充する。
	待機児童解消のための保育園等の整備拡充	民間保育園1園の改修、小規模保育事業6園の開設、家庭的保育事業1園の定員増、認定こども園1園の開設を行い、待機児童の解消を図る。（定員121人増、受入枠445人増） 28年9月に「新たな待機児童解消対策」を策定し、保育コンシェルジュの導入による入園支援、保育所等の施設整備、保育士確保に重点的に取り組むなど、スピード感を持って多様な対策を実施する。
	放課後児童健全育成事業	市内公設民営児童クラブを5つのブロックに分け、うち3ブロックを公募、2ブロックを非公募（市モデル事業の実施ブロック等）とすることにより、これまでの均一の質の保育サービスの提供から、競争意識の高まりによる更なるサービス提供の向上を図る。
	療育相談事業	こどもセンターでは、親子教室、巡回相談等を通じ、児童発達支援センターや幼稚園、保育園等へつなぐとともに子どもの理解・支援のあり方について関係機関との連携を通し支援体制の充実を図る。
	家庭児童相談事業	家庭児童相談室を設置し、相談員による相談・支援業務を実施し、家庭における適正な児童養育など、家庭児童相談の向上を図る。児童虐待の予防のため、子どもへの伝え方ほめ方叱り方を練習する講座を開催する。2歳児の保護者版の講座を実施する。
29年度	児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業・小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、年間を通じて子どもに係る各種手当を支給し、小児やひとり親家庭等の医療費助成を行う。
	児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業・小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	マイナンバーを活用した情報連携の本格運用開始により、所得証明書が不要となり、申請者の負担を軽減する。
	小児医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するために、平成30年4月からの年齢拡大と一部負担金導入の準備を行う。
	待機児童解消のための保育園等の整備拡充	民間保育園4園の改修等、小規模保育事業2園・事業所内保育事業2園の開設、認定こども園4園の開設及び1園の定員増を行い、待機児童の解消を図る。（定員232人増、受入枠317人増） 直近の状況に基づいて「新たな待機児童解消対策」の時点修正を行い、「3歳の壁」対策としての施設整備や、独自の就職相談会など新たな保育士確保対策を実施し、待機児童対策の充実を図る。
	放課後児童健全育成事業	「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策」を策定し、厳しい財政状況の中、多様化する保育需要に対して、児童クラブ施設の整備だけでなく、長期休暇対策事業の拡充など、児童の放課後の居場所づくりに多角的に取り組むことで、効率的・効果的に待機児童の解消を図る。
	療育相談事業	こどもセンターでは、親子教室、巡回相談等を通じ、児童発達支援センターや幼稚園、保育園等へつなぐとともに子どもの理解・支援のあり方について関係機関との連携を通じて支援体制の充実を図る。また、開所当時から長年にわたり使用してきた親子教室の運営プログラムを刷新し、新プログラムのもと教室を実施する。
	家庭児童相談事業	家庭児童相談室を設置し、相談員による相談・支援業務を実施し、家庭における適正な児童養育など、家庭児童相談の向上を図る。子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、相談員を公募する。児童虐待の予防のため、子どもへの伝え方ほめ方叱り方を練習する講座を開催する。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**「安心して子育てが出来る環境である」と思う市民の割合** 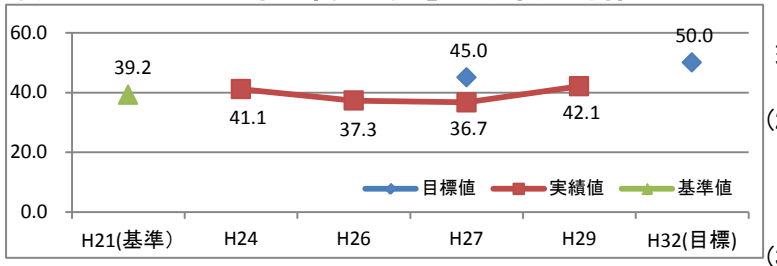 現状値 42.10% (29年度) 目標値 50.00% (32年度)	・平成26年度、27年度は基準値を下回ったが、小児医療費助成や待機児童解消など、市民ニーズが高い事業の拡充に取り組んだ結果、29年度に満足度が向上したと考える。 ・地域での子育て支援を充実させていくとともに、今後、幼児教育無償化等に着実に対応し、一人でも多くの方に子育てしやすいまちと感じてもらえるよう、環境を整備していく。
2	**保育園の待機児童数** 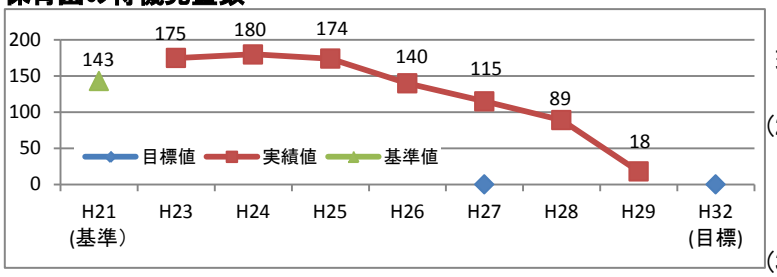 現状値 18人 (29年度) 目標値 0人 (32年度)	・平成27年度に待機児童数を0人とすることを目標としたが、保育需要が想定を上回って増加したため、中間目標は達成できなかった。しかし、28年に策定した「新たな待機児童解消対策」に基づき、スピード感を持って多様な対策を実施した結果、29年4月には18人まで減少した。 ・今後も早期の待機児童解消に向けて、取り組みを進めていく。
3	**保育園の入園児童数** 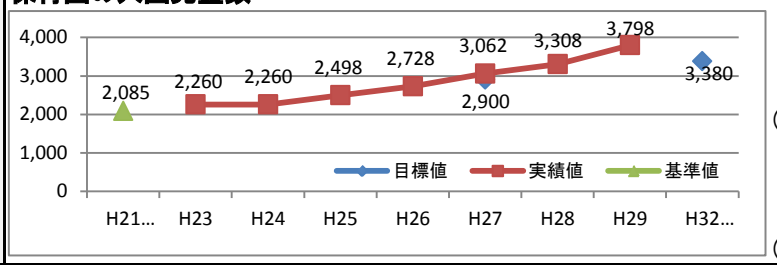 現状値 3,798人 (29年度) 目標値 3,380人 (32年度)	・平成25年度以降は就学前児童数については減少傾向にあるが、社会情勢の変化に伴う共働き世帯の増加等により、保育需要は増加の一途をたどっている。 ・今後も、保育需要の増加に対応するとともに、量だけでなく保育の質にも配慮しながら対策を進めていく。
4	**合計特殊出生率** 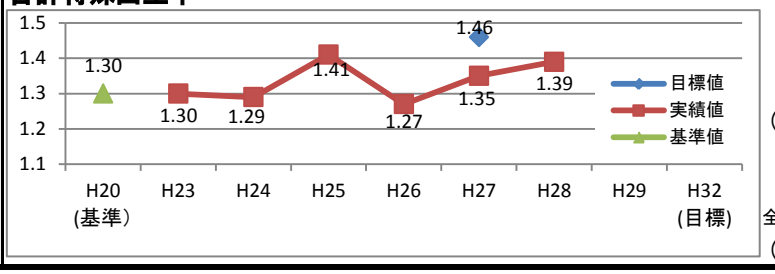 現状値 集計中 (29年度) 目標値 全国平均以上 (32年度)	数値が確定している28年度の合計特殊出生率は1.39で、県平均の1.31は上回っているものの、全国平均の1.44は下回っている。29年度の目標達成は微妙な状況であるが、今後もこれまで同様、出産育児世代のニーズの把握に努め、きめ細やかな子育て支援サービスを推進することが必要と考えられる。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**安心して子育てができる環境** ※表示している数字は全体平均値 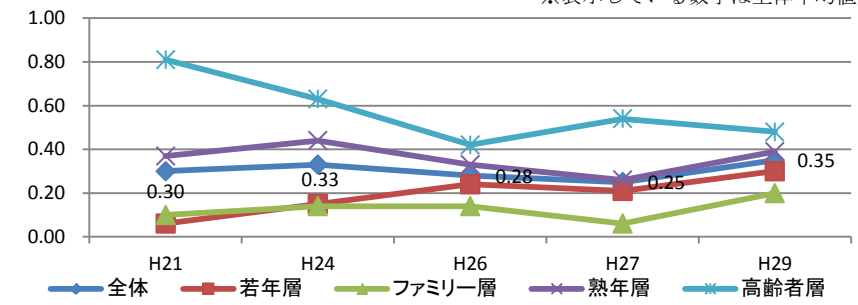	・平成21年度から比べると、高齢者層以外、特に若年層からは高い満足度が得られている。29年度は待機児童解消対策に取り組んだ結果、上昇したと考えられ、30年度に小児医療費助成事業の年齢拡大を行うことから、今後も満足度が上昇すると考える。 ・実際に子育てに携わっている若年層とファミリー層の満足度が高く、基準値から2倍以上得られていることから、ニーズに対応した施策を展開していると考える。
2	**多様なニーズに合わせた保育サービス** ※表示している数字は全体平均値 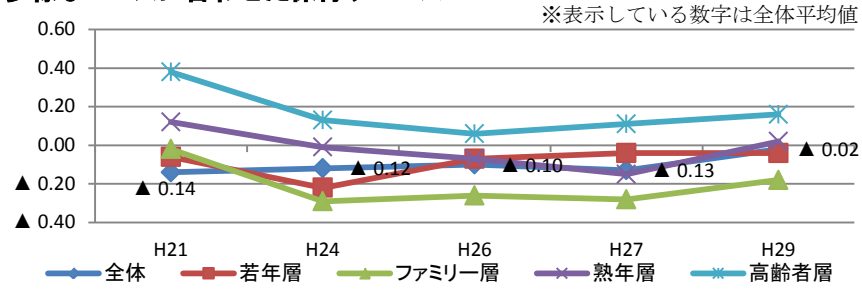	・少しずつ改善している傾向はあるものの、依然として満足度は低くなっており、依然として待機児童が解消していないことが原因と考えられる。 ・引き続き保育枠の拡大に取り組むとともに、通常の保育だけでなく、延長保育や一時預かりなどの特別保育の充実も図り、ニーズに合った保育の提供を図っていく。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	**これまでの主な取組と成果**	●地域で安心して子育てができる環境整備 地域の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の運営や、香川子育て支援センターの開設等、地域の子育て体制の強化を図ってきた。また、小児医療費助成事業の拡充を図り、安心して子育てができる環境整備を行った。 ●保育園等の待機児童対策について 社会情勢の変化に伴う保育需要の増加に対応し、現行の総合計画の期間中、一貫して保育園等の保育枠の拡大に取り組んできた。当初は待機児童数が増加した時期もあったが、平成25年度以降は減少を続け、28年9月の「新たな待機児童解消対策」以降は大幅に減少し、対策の成果が出ている。 ●放課後児童健全育成事業（児童クラブ）について 児童クラブについては、全19小学校区に最低1つの公設民営児童クラブを設置し、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりに努めてきた。 また、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に位置づけられた「放課後の学びの場の創出」事業に基づく民設民営児童クラブの開設や、通常児童クラブに通っていない小学校高学年児童を対象とした「長期休暇対策事業」、市内在住の小学生の交流を目的とした「交流事業」を実施し、多様化する保育ニーズに対応してきた。 ●療育相談体制の充実 こどもセンターでは、年々、増加傾向にあり、なおかつ多様化、複雑化する子どもの発達に関する相談に対して、心理、言語、保育等専門職の配置や親子教室等の開催、また保育園や幼稚園への巡回相談を実施するなど関係機関との連携を図りながら、相談者にとって最適な支援策が示せるよう療育相談事業に取り組んだ。 ●児童虐待の未然防止のための子育て練習講座の拡充 増加する児童虐待の未然防止のためには、まずは、子育ての練習が必要であるとの認識のもと、全国に先駆けて、児童養護施設のプログラムを応用し、22年度から子育て練習講座を事業化した。年度ごとの事業展開に併せて、名称を「CSP」→「そだれん」→「ほ・し・つ☆そだれん」→「ほ・し・つ☆メソッド」と変更するとともに「小学生版」、「2歳児版」に特化した講座を開催する等、参加者の拡大に努めた。本市の取り組みは、全国的に取り上げられており、他の自治体のモデルとなっている。

2	**課題として残される事項**	●子育てニーズの多様化による子育て施策の拡充 核家族化や共働き等、子育て世帯を取り巻く環境は日々変化しており、画一的な支援では行き届かないことも想定される。今まで以上に地域や関係機関との連携を強化し、行政と地域が子育てを支援していくことが必要とされている。 ●幼児教育・保育無償化への対応 幼児教育・保育の無償化の実施により市の支出が大幅に増加することも考えられることから、子育て施策に優先順位をつけて取り組む必要がある。 ●保育園等の待機児童対策について 待機児童数は減少して一定の成果が出ているものの、待機児童解消には至っていないため、早期の待機児童解消に向けて継続して取り組みを進めていく必要がある。 ●放課後児童健全育成事業（児童クラブ）について 平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行及び児童福祉法の改正により、これまでの「小学校に就学している概ね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ対象が拡大された。 また、共働き家庭等の増加に伴う利用ニーズの拡大により、年々利用数が増加傾向にあるとともに、26年度より待機児童が発生し、今後も増加することを見込んでいる。 30年2月に策定した「児童クラブ待機児童解消対策」に基づき、まずは低学年の待機児童を解消することを目指しているが、保育所等の利用者数も増加傾向にある中、対策上の推計値を越えた保育需要となることも考えられ、児童の放課後の安全・安心な居場所の創出が求められる。 ●さらなる療育相談体制の充実 こどもセンターでは、子どもの発達に関する相談件数が増加するなか、発達検査や巡回相談に対するニーズも非常に高いことからも、相談者のニーズに対応した専門職の日数確保や保育園、幼稚園との十分な調整を図り、より効率的・効果的な相談体制を構築していく必要がある。 ●子育て練習講座の継続的な実施 子育て練習講座は専門プログラムの導入により開始した経緯があり、講師役となる所管課職員・相談員が相当の専門性を有し、講座を運営してきた。これまでの取り組みで、所管課職員から公立保育園の職員向けにトレーナー養成を行い、公立保育園での自主開催も行われてきたが、ベテラン職員・相談員が人事異動等により入れ替わる中で、新任職員・相談員による講座のレベルの維持が課題になっている。一方で、高い専門性の維持は、講座を広く普及・啓発することの妨げにもなりかねず、バランスを再検証する必要が出て来ている。 ●情報発信体制の強化 各種媒体を活用して子育て施策の情報発信を行っているが、全ての子育て世帯に市の制度や助成がわかりやすく行き届くように、既存の方法の見直しを図りながら、更なる情報発信体制の強化を行う必要がある。
3	**指標及び数値目標の妥当性について**	●待機児童数・入園児童数という指標や、待機児童数ゼロという目標については、待機児童対策について一番分かりやすい指標や目標と考えられる。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	●幼児教育・保育の無償化により保育需要が高まることが想定される。また、子育て環境の整備等への影響が大きいと思われるため、動向を的確に踏まえて対応していく必要がある。 ●子どもの貧困を取り巻く環境の整備について、すべての子どもたちが安心して生活できるよう、地域や民間の力を活用し、行政と地域、関係団体が連携して支援や取組を行う必要がある。 ●保育所等及び児童クラブの量的充足については積極的に取り組んできているところであるが、今後も保育需要は増加傾向にある。そのため、一定程度の量的整備は必要になると考えられる。 一方で、保育の量の急な拡大に伴い、保育の質の維持・向上が課題となっている。また、保育園等については、保育士の安定的な確保も課題となっている。保育サービスの質の向上及び保育サービスに携わる人員確保のため、さらなる取り組みが必要になる可能性がある。 ●発達障害を取り巻く環境が今後も相談者に対して、よりきめ細やかな相談を実施し、かつ費用対効果もふまえたうえで、こどもセンターを直営で継続して実施すべきなのか、あるいは安定した専門職の配置、質の高いサービス提供の可能性がある民間事業者への委託、指定管理者制度の導入すべきなのか検討する必要がある。 ●本市では30年度から「子ども家庭総合支援拠点」を設置することとしているが、厚生労働省発出の設置運営要綱により、支援拠点には「子ども家庭支援員」「心理担当支援員」「虐待対応専門員」といった職員を置くこととされ、最低配置人員が規定されている。また、それぞれの職員には資格要件が定められていることから、今後、特定財源を確保し、支援拠点を運営するためには、常に所管課に有資格者を配置する必要がある。 ●「子ども家庭総合支援拠点」は現在、保健所に設置されている「子育て世代包括支援センター」との情報共有による児童等への一体的な支援が求められている。また、依然として増加傾向にある児童虐待に適切に対応するため、児童相談所との連携の強化と役割分担が必要となる。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●今後、子育てを取り巻く環境が大きく変化していくことが予想されるため、子育て世帯のニーズを把握しながら、地域で包括的に支援を行い、本市の子育て支援を着実に実施していく。 ●幼児教育無償化を前提した保育需要の高まりによる保育環境の整備や子ども食堂や学習支援など地域での新たな子どもに対する支援活動に対して、地域や民間と連携して更なる子育て環境の整備に対応していく。 ●保育所等及び児童クラブについては、待機児童解消対策に基づき、財政状況を鑑みながら、必要な施設整備を国・県等の補助金等を最大限活用し、早期の待機児童解消に向けて取り組みを進めていく。 なお、児童クラブについては、児童クラブ待機児童解消対策に基づき、まずは低学年児童の待機児童解消のため施設整備を行うとともに、高学年児童については、長期休暇対策事業の拡大や小学校ふれあいプラザ事業との連携等により、安全・安心な放課後の居場所の創出に努めていく。 ●保育サービスの質的向上については、量の拡大との両輪として対策を進め、安心して預けられる環境の整備に引き続き取り組んでいく。保育園等については、特に質の決め手となる保育士の確保対策にも重点的に取り組む。 ●こどもセンターでは、直営、委託等それぞれの費用対効果や他市事例も調査しつつ、療育相談事業のあり方を検討し、今後のこどもセンターについて直営で継続すべきか、あるいは民間活力を導入すべきか、一定の方向性を打ち出していく必要がある。 ●専門職が必置とされる所属の整理と人員の確保について、市町村への事務移管が進む中で、児童福祉分野においても市町村職員に高い専門性が求められている。「子ども家庭総合支援拠点」では、国より人員配置の標準等が示されているが、今後も福祉関係の各部署において福祉専門人材の確保が必須となると予想される。全庁的にどの程度の福祉専門人材（有資格者）が必要か整理し、人事部局や企画部局との情報共有を図る必要がある。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり	評価担当部局
	政策目標		2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち	教育推進部
		目指すべき将来像	・児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、学力とともに豊かな人間性がはぐくまれている ・地域の教育資源を活用することで授業の充実が図られ、地域連携が推進されている ・学んだ成果が地域の中で生かされている ・家庭、地域、学校の連携協力により、まちの教育力が生かされている ・公民館や図書館などが学習・活動の拠点となり、市民自らが地域課題を解決していこうとする機運が高まっている ・文化財が適切に保護され、活用されている ・次代を担う市民が育つ教育政策が進んでいる ・子どもと大人が共に育つ教育理念が政策に生きている ・基礎的な調査・研究を生かした新たな教育の展開が生まれ、教育課題の解決が図られている	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	1,519	1,361	1,422	1,509	1,641	1,610	1,792	10,854
事業費	934	834	898	950	1,059	1,006	1,169	6,850
職員給与費	585	527	524	559	582	604	623	4,004
従事職員数	284	288	289	307	312	402	405	2,287
常勤職員	65	60	61	65	65	69	69	454
再任用職員（短時間含）	11	14	13	14	16	16	17	101
その他	208	214	215	228	231	317	319	1,732

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	学校訪問（計画・要請・機会訪問）	指導主事が各学校を訪問し、学校運営・教育課程・学習指導等について指導・助言を行い、学校教育が適正かつ円滑に行えるよう支援する。
	特別支援学級増設事業(中学校)	特別な配慮を要する児童・生徒の増加に対応するため、浜須賀中学校、北陽中学校の環境整備等を進める。（平成24年4月開設）
	下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業	重要遺跡である七堂伽藍跡（七世紀末創建寺院）と高座郡衙（高座郡の役所）の保存整備を進めるため、国指定の手続きに向けた準備を進める。（平成27年3月国指定）
	鶴嶺八幡参道文化財整備事業	鶴嶺参道の南北出入口に案内板を設置するほか、隣接地に文化財ポケットパークの設置を進め（平成25年歴史広場整備）、参道及び松並木と周辺の文化財を紹介する。
	子ども体験事業（公民館）	子どもや親子を対象とした、体験学習の機会を公民館利用団体やボランティアなどの協力を得ながら実施する。
	主催事業の開催（青少年会館） 主催事業の開催(海岸青少年会館)	青少年会館の主催事業への要望や会館施設の利用状況について、市内の中学校3校(第一、梅田、萩園)、高校2校（茅ヶ崎、アレセイア）、大学1校（文教）、専門学校1校（茅ヶ崎看護）及び来館者等の合計530人にアンケート調査を実施し、次年度以降の会館事業や施設運営の向上を図る。（→アンケート調査の実施）
	小学校ふれあいプラザ事業	学校施設においてパートナー（安全管理員）が見守る中、異年齢児童が自主的に遊べるよう遊び場を確保する。各小学校体育館を中心に運動場などもパートナーを設置するなどの対応により、活動場所の拡大を目指す。コーディネーターなどの運営委員が、計画的な運営を行うとともに、学習アドバイザーの配置による事業の充実を図り、学校・地域・保護者たちとの調整を行いながら、安全な居場所づくりを推進する。（→プラザしおみだいの開設）
	子ども読書活動推進事業	「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」を策定し、既存事業に加え、保育園への読み聞かせ用団体貸出や外国語児童書の購入により、読書の普及啓発に努める。
	教育施策の点検評価	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い、議会に報告し、事務改善につなげる。茅ヶ崎市教育基本計画審議会を立ち上げ、23年度事業評価の準備を進める。
	家庭教育応援プログラムの作成	教育基本計画の重点施策に位置づけられた家庭教育への支援のため、関係課かいと協議、調整のうえ、家庭教育を支援する応援プログラムを作成する。
	教育センター研修・相談環境整備事業	研修・相談に必要な施設整備として、プレイルーム、相談室の整備を行う。
	幼児期の教育に関する基礎研究	幼児期の教育に関する基礎研究として、文献、研究会参加等により情報、資料を蓄積する。

24年度	学校訪問（計画・要請・機会訪問）	指導主事が各学校を訪問し、学校運営・教育課程・学習指導等について指導・助言を行い、学校教育が適正かつ円滑に行えるよう支援する。
	ふれあい教育推進事業	学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、児童・生徒にものづくりや生産活動等の体験的な学習をはじめとした総合性の高い教育活動を展開する。
	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	都市資源の発掘・調査・研究と保存・活用を目指す。ガイド養成講座などによる人材育成や説明板などの整備を進め、市民自らが事業を運営していけるよう支援する。
	下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業	重要遺跡である七堂伽藍跡（7世紀末創建寺院）と高座郡衙（高座郡の役所）の保存整備を進める。
	地域交流事業（公民館）	さまざまな形で地域の人たちが集い、交流できる場を提供しながら、自分の住む地域への理解と地域の中でのコミュニケーションを喚起し、地域づくりや地域の教育力の向上を図れるよう支援する。
	主催事業の開催（青少年会館・海岸青少年会館）	前年度の青少年会館におけるアンケート結果を反映した音楽・ダンス・美容の新規講座に取り組む。（→アンケート調査結果の事業への反映）
	小学校ふれあいプラザ事業	児童が安全で自由に遊べる場を確保し、体験学習等を取り入れ、異年齢児童間交流や児童の自主性、創造性をはぐくむことを目的とし、小学校ふれあいプラザの開設・運営を行う。より多くの体験学習の場を取り入れ、事業内容の充実を図る。（→プラザ梅田新設）
	子ども読書活動推進事業	新たに、中学校を対象としたブックトーク講師派遣事業や子育て支援センターへの出張おはなし会などのアウトリーチ事業を開始し、読書に親しむ機会の提供に努める。
	視聴覚資料事業	CD・DVDの収集、子ども向け映画会に加え、大人向け映画会を開催し、新たな図書館利用者層の開拓に努める。
	第2次実施計画の策定	教育基本計画に位置づけられた基本理念・政策・施策を達成するため、総合計画第２次実施計画の策定方針と整合を図る新たな視点を踏まえた事業を提案し、教育基本計画第2次実施計画を策定する。
	心の教育相談拡充事業	学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、心の教育相談員を活用する際の諸問題の調査研究を行う。
	「子どもの教育」講座・講演事業	市民のニーズに応えるため、「子どもの教育」に係る講座・講演の開催拡充に取り組む。
25年度	学校訪問（計画・要請・機会訪問）	指導主事が各学校を訪問し、学校運営・教育課程・学習指導等について指導・助言を行い、学校教育が適正かつ円滑に行えるよう支援する。
	特別支援学級増設事業(小・中学校)	特別な配慮を要する児童・生徒の増加に対応するため、円蔵小学校、今宿小学校、鶴嶺中学校、赤羽根中学校の環境整備等を進める。（平成26年度開設）
	旧相模川橋脚天然記念物指定記念事業	国指定史跡・国天然記念物である旧相模川橋脚を広く普及し、保護・公開を進めながら、適正な保存を図る。（平成25年度　シンポジウム等の記念事業実施）
	子ども事業（公民館）	週末を中心に子どもの居場所づくりのために趣味や遊びなどさまざまな事業を計画・実施する。また、異年齢集団や親子でのさまざまな体験的な学習機会を提供する。
	子どもの安全を守る都市の推進	市内小学校１年生への防犯ブザーの貸与をはじめ、街頭でのキャンペーン活動について、青少年育成団体や地域、学校と連携し、啓発活動を実施するとともに、有害図書及び薬物の乱用防止を関係機関と連携し推進する。また、学校裏サイトなどの書き込みによるいじめやインターネット犯罪から子どもたちを守るため、インターネット有害情報の監視などの取り組みを進める。
	茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士関連事業	青少年をはじめ、広く市民に宇宙や科学への夢を育み、宇宙に対する理解と関心を深められるよう、宇宙飛行士展示コーナーを充実していくとともに、宇宙関係団体と協力して宇宙教室を開催する。（→宇宙記念日にあわせ野口聡一宇宙飛行士にお越しいただき、はやぶさのプロジェクトマネージャー川口氏とともに特別授業を開催）
	子ども読書活動推進事業	新たに、分館でも赤ちゃん向けおはなし会を開催し、本館では、学校連携事業の中で障害児支援を目的とした「閉館日を利用した図書館見学」を開始する等、読書に親しむ機会の提供に努める。
	図書館資料予約事業	図書館システムの更新と配送システムの見直しによりネットワーク充実を図る。新たに、ネスパ茅ヶ崎内に「まなびの窓口」（配本所）を開設する。
	地域教育懇談会に係る事務	公民館や企業、保育園などで教育に係る懇談会を開催し、地域や家庭における教育課題などを共有するとともに、教育委員会からの情報提供を行う。
	心の教育相談事業	心の教育相談員の勤務日数を拡充し、児童・生徒が必要としているときに応じることができる相談環境を整える。

	幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業	幼児期の教育に関する基礎研究の成果を生かした幼児教育の充実を図るため、教育関係者(市民)にその重要性及び具体的な取り組みについての情報提供の機会を拡大する。
26年度	学校訪問(計画・要請・機会訪問)	指導主事が各学校を訪問し、学校運営・教育課程・学習指導等について指導・助言を行い、学校教育が適正かつ円滑に行えるよう支援する。
	児童・生徒指導推進事業	「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」を設置し、いじめの防止に向けた取り組み等の協議研究を行うとともに、平成26年度よりスクールソーシャルワーカーを任用し、各学校へ派遣し、問題を抱える児童・生徒の環境に係る課題を改善するための支援に努める。
	文化資料館移転整備及び周辺地整備事業	耐震性等に問題のある文化資料館を堤地区に整備・移転し、民俗資料館と一体的な管理運営を図る。(平成27年2月茅ヶ崎市文化資料館整備基本計画の策定)
	文化財収蔵施設の整備事業	不足している文化財(主に埋蔵文化財資料)の保管施設を整備し適切に管理する。
	社会的要請課題をテーマとした事業(公民館)	環境・平和・情報化などの社会的課題や地域課題を見据えた事業を定期的に開催する。
	インターネット有害情報監視事業	インターネット犯罪から子どもたちを守るため、パソコンと携帯電話を活用し、インターネット上の有害情報を監視する。また、個人の誹謗中傷や個人情報の漏洩などが特定できるものについては、学校と連携し、サイト管理者への削除依頼などの対応を行う。(→市政情報紙「携帯電話・スマートフォン・インターネットの安全利用」特集の発行)
	青少年広場の運営管理	青少年の安全な遊び場を提供するため、青少年広場の管理運営について、地域と連携し、理解を得る中で子どもの安全な居場所づくりを推進する。また、青少年広場の確保のため、地権者との契約更新時における契約期間の拡大を依頼していくとともに、公共空間の確保について、庁内関係課と研究をしていく。(→青少年広場の借用要綱を見直し、3年から4年へ契約期間延長)
	(仮称)浜見平地区複合施設整備事業	浜見平地区複合施設整備事業実施方針に基づき、公共施設スペースに図書室を設置するための調整や図書資料等の購入を行い、平成27年度開設準備を行う。
	学校規模の適正化	児童・生徒数の増加により、普通教室の不足が見込まれる小・中学校について、転用可能な教室を調査し、適正化に関する施策の基礎資料とする。香川小学校の規模適正化を進めるために設定した、特認地域の制度に関する保護者説明会や、同制度により就学が可能な学校を見学するバスツアーを開催する。
	心の教育相談事業	心の教育相談員の勤務日数をさらに拡充し、児童・生徒が必要としているときに応じることができる相談環境を整える。
	初任者研修等教職員人材育成事業	児童・生徒の人格形成に関わる教職員の人材育成に資するよう、資質や指導力向上を図る研修を充実する。
27年度	学校訪問(計画・要請・機会訪問)	指導主事が各学校を訪問し、学校運営・教育課程・学習指導等について指導・助言を行い、学校教育が適正かつ円滑に行えるよう支援する。
	特別支援教育支援事業	第一中学校にみんなの教室(インクルーシブ教育システム構築モデル事業)を開設する。
	下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡・高座郡衙)保存整備事業	文化庁や県・有識者等と協議しながら、指定地内の確認調査を実施し、将来的な指定地の拡大も視野に入れた保存活用計画の策定作業を進める。(平成29年3月策定)
	市指定重要文化財旧和田家・旧三橋家保存整備事業	市指定重要文化財である旧和田家・旧三橋家を適切に保存し、公開を継続できるようにする。(平成29年度　耐震改修設計に向けた耐震診断を実施)
	海岸青少年会館・福祉会館外複合施設再整備事業(海岸青少年会館の整備)	公共施設整備・再編計画(改訂版)(平成23年2月)及び海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画(平成23年2月改訂)に基づき、関係機関との協議を進める。海岸青少年会館の仮設工事・解体工事を実施するとともに、茅ヶ崎公園体験学習センターの基本設計を行う。(→海岸青少年会館の仮設棟での運用開始、基本設計)
	子どもの家の管理業務委託	地域における子どもの安全な居場所を確保するため、地域集会施設内に子どもの家を設置し、指定管理者により当該施設のよりよい管理、運営を行う。(→子どもの家なみっこを開設)
	ハマミーナ図書室管理運営事業	4月にハマミーナ図書室を開室し、単なる図書資料の貸出だけでなく、おはなし会や関連施設と連携した事業ができるような体制づくりに努める。
	図書館自主事業(本館)	「この、一冊。」本がだいすきコンクール及び関連講座等により、多様な学習機会の提供に努めるとともに、今後の読書活動へのきっかけづくりとなるよう取り組む。

	教育基本計画第3次実施計画の策定	教育基本計画の基本理念、政策目標及び施策目標を達成するための具体的事務事業を定める、平成28年度から30年度を計画期間とする教育基本計画第3次実施計画を策定する。
	心の教育相談事業	心の教育相談員の勤務日数を維持・拡充し、児童・生徒が必要としているときに応じることができる相談環境を整える。
	青少年教育相談事業	社会的な背景により多様化、複雑化する青少年の不安や悩みに適切な支援が提供できるよう、学校外部の相談機関としての機能を充実させる。
28年度	学校訪問（計画・要請・機会訪問）	指導主事が各学校を訪問し、学校運営・教育課程・学習指導等について指導・助言を行い、学校教育が適正かつ円滑に行えるよう支援する。
	通級指導教室増設事業	通級指導教室（そだちの教室）の現状を鑑み、2校目のそだちの教室開設に向け、緑が浜小学校の環境整備等を実施する。（平成29年度開設）
	「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座」の動画配信および事業PR	「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座」を撮影し、インターネット等の媒体で動画配信することで会場に行くことができない市民がいつでも講座を受講できる環境をつくる。
	文化資料館移転整備及び周辺地整備事業	耐震性等に問題のある文化資料館を堤地区に整備・移転し、民俗資料館と一体的な管理運営を図る。（事業地の取得開始、建築及び展示収蔵の基本設計完了）
	社会的要請課題をテーマとした事業（公民館）	環境・平和・情報化・国際化・障害等理解などの社会や地域の現況を見据えた事業を定期的に開催する。また、高齢者の増加が見込まれる中、地域活動参加のためのきっかけづくりを支援する事業を実施する。
	主催事業の開催（青少年会館・海岸青少年会館）	青少年会館(十間坂）では、年間93事業の多種多様な講座を実施する。地域、小中高校、大学、青少年団体等からの幅広い協力を得て、青少年課3担当合同による「ちがさき青少年まつり」を開催する。（→青少年まつり参加者 3,045人）
	成人のつどい事業	成人になったことを自覚し、自らの力で社会の一員として、力強く生き抜いていこうとする新成人を祝福、激励するため、成人の日の式典を実施する。アトラクションの内容や安全な運営等について、新成人の代表により構成された実行委員会で検討を重ね、成人の日に実施する。（→成人のつどいの案内ハガキに広告を活用し、経費節減に努めた）
	子ども読書活動推進事業	「第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」を策定し、関係する主体が子どもの読書活動を推進するとともに、情報提供や啓発に努める。
	図書館自主事業（本館）	子どもだけでなくすべての市民が本を好きになってもらうよう、地元書店、NPO団体と連携して「本がだいすきプロジェクト」を始動し、協力体制による読書環境の整備に努める。
	教育に関する大綱の推進	平成27年度に策定した「茅ヶ崎市教育大綱」の周知に努める。また、総合教育会議において、点検・評価の報告等を行い、首長と教育委員会との連携強化を図り、総合教育会議の中でいただいた意見を関係課かい等にフィードバックすることで、情報共有を行う。
	教育施設等の再整備の推進	教育関連施設の計画的な再整備を進めるため、再整備にあたっての基本的な考え方、適正な再配置の方向性等を位置づけた「（仮称）教育施設等再整備基本方針」の検討を進める。
	心の教育相談事業	心の教育相談員の勤務日数を維持・拡充し、児童・生徒が必要としているときに応じることができる相談環境を整える。
	あすなろ教室（適応指導教室）事業	学校生活への不適応を抱える児童・生徒への学校復帰・社会的自立に向けた適切な支援環境を整えるための人員を配置する。
	学校訪問（計画・要請・機会訪問）	指導主事が各学校を訪問し、学校運営・教育課程・学習指導等について指導・助言を行い、学校教育が適正かつ円滑に行えるよう支援する。
	ふれあい補助員派遣事業	小・中学校に派遣し、特別な配慮を要する児童・生徒の教育的ニーズに応じた学習支援や生活支援等を行う。
	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	市民と行政の協働事業推進体制で開催する「企画展」事業や、年間を通じて茅ヶ崎の都市資源を取材し編集している「季刊誌」の発行などの「常設展」活動を展開する。
	学習成果の還元事業（公民館）	学習成果を生かす機会や発表、交流の場を提供するため、市民、利用者主体の公民館まつりなどの事業を実施する。
	（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業	海岸青少年会館と福祉会館を「海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画」に基づき、茅ヶ崎公園体験学習センターとして再整備する。子どもから高齢者までが出会い、学び、楽しみ、仲間をつくるなどして、あらゆる世代がふれあうことができる施設を目指す。（→茅ヶ崎公園体験学習センターの建設工事着手）

29年度	小学校ふれあいプラザ事業	学校施設において、パートナー（安全管理員）が見守る中、異年齢児童間の交流を通した自主性を養う。コーディネーター等の運営委員が、学校・地域・保護者と連携し、計画的に安全な居場所づくりを推進する。学習アドバイザーの活用等により、子どもたちが参加しやすい事業を展開する。（→児童クラブの待機児童解消対策への位置づけに伴う開設日の増）
	図書館利用及び貸出事業（本館）	図書館システムの更新、ホームページリニューアル、ツイッターの導入により、利用者サービス向上と利用者拡大を図る。同時にデジタル化資料の充実を図る。
	図書室、図書コーナー運営事業	予約資料の貸出・返却ができる施設として、松浪コミュニティセンター配本所の開設準備を行う。
	教育基本計画第4次実施計画の策定	教育基本計画の基本理念、政策目標及び施策目標を達成するための具体的事務事業を定める、平成30年度から32年度を計画期間とする教育基本計画第4次実施計画を策定する。
	教育施設等の再整備の推進	教育施設の計画的な再整備にあたっての基本的な考え方、適正な再配置の方向性などを位置づけた「（仮称）教育施設再整備基本方針」を策定する。また、「（仮称）教育施設再整備基本計画」の策定に向けた連携・協力を行う。
	心の教育相談事業	心の教育相談員の勤務日数を維持・拡充し、児童・生徒が必要としているときに応じることができる相談環境を整える。
	初任者研修等教職員人材育成事業	児童・生徒の人格形成に関わる教職員として資質や指導力向上を図る研修を充実する。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**児童・生徒の「生きる力」がはぐくまれていると思う市民の割合** 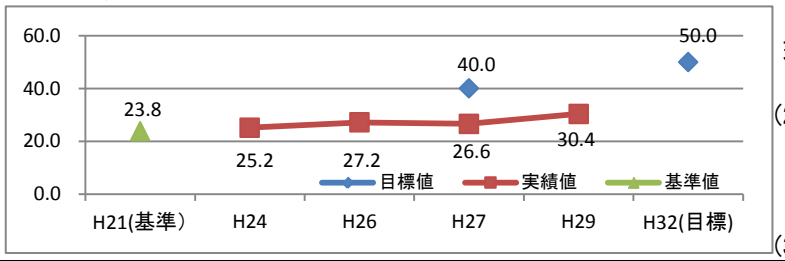 現状値 30.4% (29年度) 目標値 50.0% (32年度)	・おおむね上昇傾向で推移し、全ての時点で基準値を上回った。 ・最終目標との乖離は大きいが、家庭・地域・学校の連携協力により、さまざまな事業を着実に取り組んでいくことで、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の調和がとれた「生きる力」を備えた子どもたちを育て、最終目標値に近づくよう努めていく。
2	**児童・生徒の「生きる力」がはぐくまれていると思う保護者の割合** 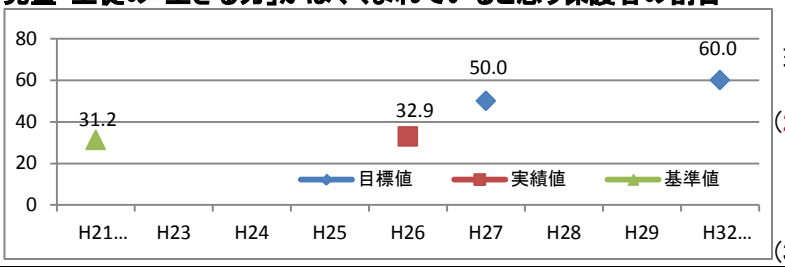 現状値 32.9% (26年度) 目標値 60.0% (32年度)	・この指標は、平成22年度を起点に4年ごとに行っている調査を資料としている。 ・26年度の調査では基準値より微増の結果となっている。次の調査が30年度の実施となるため、その後の変化については明らかではないが、26年度の分析では、人の意識の変容を急激に促すことの困難さがあげられている。
3	**児童・生徒の体力** 別紙参照 現状値 （　年度） 目標値 （　年度）	・平成29年度において、「50m走」については、小学校5年生は全国平均をわずかに下回ったが、中学校2年生は全国平均を上回った。「ソフトボール投げ」と「ハンドボール投げ」については、小学校5年生は全国平均を上回ったが、中学校2年生は全国平均を下回った。 ・全体として走運動については全国平均のレベルにあるが、投運動については中学校2年生において全国平均を下回る傾向が見られる。 ・「運動やスポーツをすることが好きですか」という問いかけに対して、平成29年度は肯定的な回答が中学校2年生男子は全国平均をわずかに下回ったが、小学校5年生男子女子、中学校2年生女子は全国平均を上回った。 ・全体的に概ね全国平均を上回る状況です。

4	**公民館の利用率** 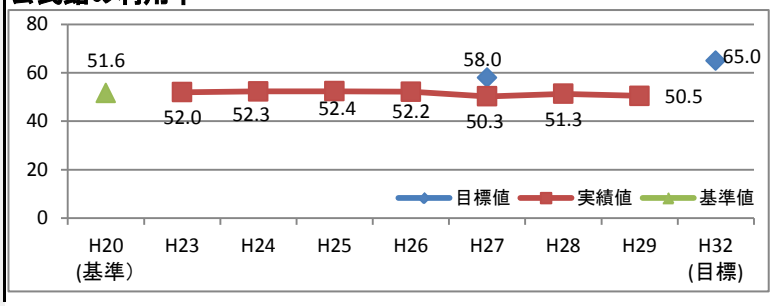 	現状値 50.5% (29年度) 目標値 65.0% (32年度)	・公民館の開館時間全体で算出している利用率は、目標に達していない現状である。 ・防音で面積が広く汎用性があり、多彩な活動に使用可能な講義室は、最も利用率が高く、平成29年度実績において（小和田83.4%、鶴嶺74.4%、松林84.5%、南湖86.6%、香川71.2%）と各館目標値を上回っている。 ・実習室においては（小和田36.3%、鶴嶺25.7%、松林34.1%、南湖17.9%、香川28.0%）と目標値の半分以下に留まっていることから、目的が限定する部屋においては、利用が限られることにより、目標に達しないことが考えられる。 ・引き続き、あらゆる機会を通じて、利用促進に向けた周知を図る必要がある。
5	**図書館資料の市民平均貸出冊数** 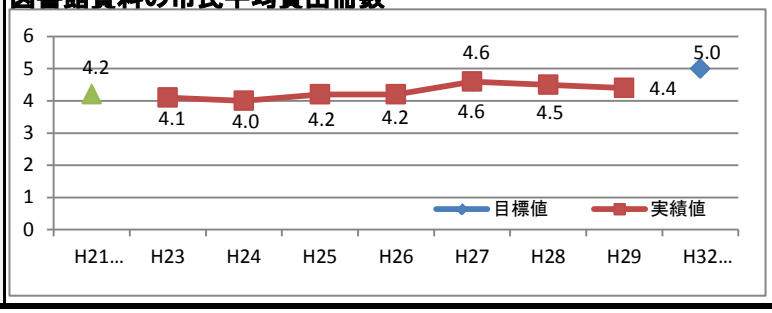 	現状値 4.4冊 (29年度) 目標値 5.0冊 (32年度)	・平成25年度以降、図書館資料の貸出・返却窓口の増設に努めてきたことで、微増となっている。 ・特にハマミーナ図書室開設時に10,000冊程度図書資料を購入したことが、貸出冊数に影響を及ぼしたと考えられる。 ・蔵書数に限りがある中で人口増となっており、目標値の達成が難しい状況にある。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**子どもたちの生きる力をはぐくむ学校・家庭・地域の教育力** 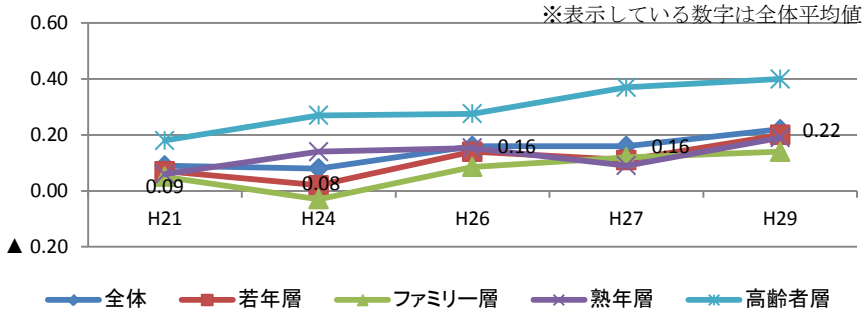 	・全体として上昇傾向にあり、全ての層で平成29年度が一番高い値となっており、満足度が上昇している。 ・高齢者層と熟年層に比べてファミリー層と若年層の満足度が低い傾向にあるが、地域の教育資源を活用し自ら学ぼうとする意欲を高める学習環境づくりや児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現を目指した事業の実施などにより、徐々に満足度は上昇してきている。
2	**公民館・図書館、文化・民俗資料館等の学習施設** 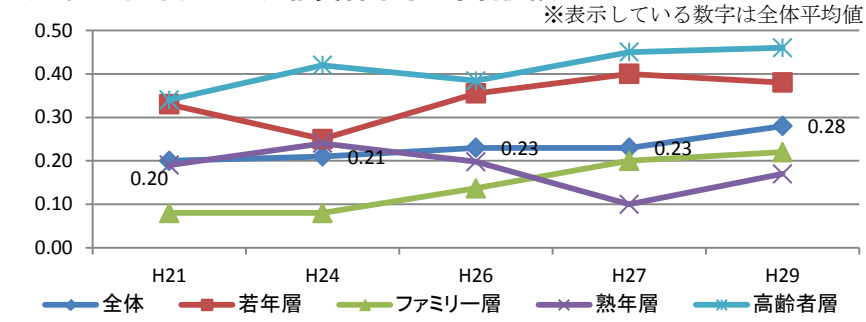 	・公民館の講座参加者アンケートにおいては、「満足した」割合が高く、自主事業への満足度は高い。しかしながら、施設の老朽化などの影響により、快適性や利便性、更にはエレベーターの有無、駐車場の充実度など、施設満足度については、必ずしも高いものではないと考えられる。 ・図書館においても、平成29年3月に実施した利用者アンケートによると、図書館サービス全般については満足度が高い。一方、駐車場がないこと、読書スペース、授乳スペース、飲食スペースが不足していることなど施設に関する要望が多い。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	●質の高い学びを実現する学校教育の推進 児童・生徒の質の高い学びの実現に向け、学校訪問や推薦研究校への指導・助言及び教育課程編成研究協議会等の実施を通して、各学校の研究や研修等を支援し、特色ある教育課程の編成や探究する学習が生まれる授業づくり、教員の指導力の向上を図った。 ●特別支援教育の充実 特別の配慮を要する児童・生徒のそれぞれの教育的ニーズに応じた支援を行うため、巡回相談事業、特別支援学級・通級指導教室増設事業をはじめとして、各学校の相談体制及び支援体制などの教育環境整備に努め、特別支援教育の充実を図った。 ●文化財の保護・活用 下寺尾官衙遺跡群については、国史跡の指定、発掘による調査研究、公開普及活動の実施、保存・活用計画の策定を進めた。市域の文化財の適切な保全・保存、また市指定重要文化財の指定を行い、市民の誇れる文化財の公開普及を進めた。博物館である文化資料館の機能移転に向けた、「(仮称)歴史文化交流館整備事業」を推進し、事業地の取得及び建築・展示収蔵設計を進めた。 ●子ども事業 子どもたちが放課後や休日などに、地域との交流を通して、郷土の文化や自然を学んだり、伝承遊びや工作、音楽、卓球などを楽しんだりする体験型教室を開催し、子どもたちの居場所づくりに取り組んだ。また、公民館利用団体をはじめ、学校やボランティアなどの協力により、子どもや親子を対象とした体験学習を実施し、多世代、異世代間の交流を促進することができた。 ●社会的要請課題をテーマとした事業 さまざまな社会的課題の理解と解決を図るため、環境、平和、情報化、国際化、障害者等理解など、地域の現況を見据えた事業を効果的に開催し、市民の学習活動の活性化と課題解決力の向上を図ることができた。 ●青少年育成の推進 関係団体の協力を得ながら継続して子どもの見守りキャンペーンの実施や啓発物品の地域への配布などを行い、安全で安心な環境の確保に取り組むとともに、茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士関連事業の実施等により子どもたちの夢や希望をはぐくむことができた。 ●子どもたちの居場所づくり 各青少年会館や青少年広場、子どもの家の管理運営を行うとともに、新たな施設である茅ヶ崎公園体験学習センターの開設に向け準備を進めた。また、小学生の放課後の安全安心な居場所として開設している小学校ふれあいプラザ事業では、地域と学校の協力により開設校や開設日を増やすことができた。また、学習アドバイザーの活用による事業内容の充実を図り、参加者増につながった。 ●市民が読書に親しめる環境づくり 収集した資料を活用して、資料の提供(閲覧及び貸出)を行った。また、多様なニーズに対応できるよう、大学図書館との連携を進め4大学との利用が可能となった。自主事業による学習機会の提供を拡大し、市民が自主的な学習活動を行うための契機となるよう努めたほか、映画会やおはなし会なども開催し、新たな利用者層の開拓に努めた。子どもから大人まですべての人々が読書に親しむ環境を目指し、来館が困難な利用者に向けた家庭配本サービスも開始した。市民ボランティア、大学、民間との連携により、費用をかけない手法でさまざまな事業を実施することができた。 ●情報拠点としての図書館の充実 図書館資料収集方針に基づき、地域性や市民ニーズ、社会状況にも応じた資料収集を行った。これらの図書館資料については、利便性を重視して身近な施設で受け取ることができるよう、分室等の増設に努めた。また、資料収集の手法として、雑誌スポンサー制度を導入した。 ●教育基本計画の推進 教育基本計画審議会を開催し、教育基本計画の進行管理と教育委員会事務の点検・評価を一体的に実施しており、点検・評価の結果を活用し、当該年度以降に適切に反映することで教育基本計画の理念を実現するための施策を推進した。 ●教育センター研修・相談環境整備事業及び青少年教育相談事業 教育センター研修・相談環境整備事業及び青少年教育相談事業により、教育センター内の施設が改修され、調査研究・研修や、児童・生徒のアセスメントを含めた相談機能の改善が図られた。 ●幼児期の教育に関する基礎研究事業 子どもの豊かな人間性がはぐくまれる環境としての家庭・地域の重要性を明らかにするとともに、乳幼児期から義務教育課程までの連携の推進を促した。 ●心の教育相談拡充事業及び心の教育相談事業 心の教育相談員による相談環境を整えることにより、市立学校の教育相談機能を大きく保障している。 ●初任者研修等教職員人材育成事業 世代交代、教員不足といわれる中、教育指導員の配置により、経験の短い教員の成長を丁寧に支援する体制が構築されつつあり、学校支援にもつながっている。 ●あすなろ教室(適応指導教室)事業 学校への適応が困難な状況にある児童・生徒の生活を、多角的に支援して社会的な自立に向かう居場所の提供として十分機能している。

2	**課題として残される事項**	●いじめ防止対策の推進 児童・生徒が安心して学ぶことができる教育環境の整備に努め、学び続ける意欲を育てる取り組みを推進する。特にいじめ問題については、学校・家庭・地域・関係機関等と連携を図りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の取り組みを進める。 ●特別支援教育に係る環境の整備 特別の配慮を要する児童・生徒のそれぞれの教育的ニーズに応じた支援を行うため、これまで特別支援学級、通級指導教室（そだちの教室）、みんなの教室を開設してきたが、特別支援学級については全小・中学校の半数への設置に留まっている状況から、今後も継続的に特別支援教育に係る教育環境の整備に努めていく必要がある。 ●情報教育の推進 新学習指導要領では、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどを活用するために必要な環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが示されているため、先行自治体における配備状況等の情報を収集しながら各校のICT環境の整備を進めていく必要がある。 ●文化財の保護・活用 文化財の保存と活用には、継続的な調査研究と適切な資料の保管、そしてそれらの成果の蓄積が求められるが、現状として調査研究の体制整備と資料保管場所の確保には至っていない。 市域の文化財の総合調査と中長期的視点に立った保存、調査研究、公開活用を行い、文化財がひとづくりやまちづくりに資するよう計画的に取り組む必要がある。 文化財保護法の改正（平成31年度施行予定）をはじめとした、国・県の文化財保護行政への取り組みが変化している中で、本市の文化財の保存活用に係る対応方針の明確化が必要である。 市指定重要文化財である旧三橋家及び旧和田家の適切な保存と公開に向け、保存方法及び保存場所、公開方法についての継続的な検討が必要である。 平成34年度の開館を予定している（仮称）歴史文化交流館については、旧三橋家及び旧和田家との一体的な管理・運営体制の構築や市内の他の博物館施設（美術館含む）との連携が求められる。また、周辺の自然や歴史・文化遺産をつなぐ拠点となり、地域の賑わいの創出を図る必要がある。 下寺尾官衙遺跡群について、継続した指定地の公有地化と段階的な整備活用の推進が必要である。また、官衙遺跡群の追加指定や弥生時代環濠集落の新指定が求められる。 旧相模川橋脚など、史跡を保存活用していくための整備計画の策定が必要である。 ●効果的な社会教育の推進 社会教育に係る課題やニーズは、時代に応じて変化するものであるため、今現在求められている課題やニーズについて常に把握していくことが必要である。 ●子ども事業 放課後・休日の定例的な子どもの居場所づくりを進める事業の周知に努めるとともに、子どもたちが魅力を感じ、気軽に訪れることができる内容としていく必要がある。 ●地域交流事業 事業を担う地域団体等の担い手は、高齢化している現状があり、若年層を対象とした交流事業の展開と仕掛けを行い、担い手として若年層を取り込んでいくことが必要となっている。 ●子どもたちの居場所づくり 小学校ふれあいプラザ事業は地域の協力なくしては成り立たないが、地域における担い手の不足により、一部のプラザで継続可能な体制の維持が難しくなっている。 ●学校図書館との連携 子ども読書活動推進の観点からも重要であり、図書館においても、小学校図書館におすすめの本の展示会を開催し、学校図書の選書相談等の支援を行っている。今後もより一層充実した体制づくりが必要である。 ●ボランティアの育成 現在、おはなし会やブックスタート事業はボランティアに協力いただいて実施している。そのため、支援者養成を目的とした講習会を開催してボランティアの育成に努めているが、今後も継続的に実施していく必要がある。 ●施設の老朽化、狭小化 図書館本館は昭和58年に建設され、大規模修繕が必要な時期を経過している。近年建設される図書館は滞在型の図書館が多いが、居場所を求めて来館する市民も多く、座席数に限りがある状況となっている。また、市民一人当たりの蔵書数が近隣市町と比較すると低くなっているが、蔵書スペースには限りがある状況である。 ●あすなろ教室（適応指導教室）事業 さまざまな要因により学校生活に適応できない児童・生徒を支援するあすなろ教室（適応指導教室）の通室生の増加に伴う、受け入れ環境の整備をする必要がある。新たな施設の開室とそれに伴う指導員の配置のための手立てが必要となる。 ●教育相談機能の整備 社会や家庭に内在する課題の影響を受けることで、多様な不安や悩みと向き合う児童・生徒やその保護者を支援していくために、学校・行政がより効果的に連携するための教育相談機能の整備が求められる。

3	**指標及び数値目標の妥当性について**	・文化財の保全・保護の成果が指定等により上がっている中、文化財の公共性や本質的な価値を計ることは当然ながら、社会的な便益を捉えることができる指標（たとえば公開普及事業の実施回数や満足度測定）の設定についても検討していく必要がある。 ・政策目標の指標を図書館資料の市民平均貸出冊数としている点については、他市町村と比較しやすいため評価指標とされがちであったが、近年は量でなく、質も重視する傾向にある。図書館全般について評価するための全体指標としては、無作為抽出によるアンケートにおける利用者満足度とするのが望ましい。 ・「〇〇と思う市民の割合」という指標は、〇〇という状態が誰にとっても同一の状態であるという共通認識ができていないと、アンケート対象者によって結果が大きく異なったものとなってしまうため、妥当性に疑問が残る。 ・「生きる力」という用語の概念は、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」という3つの要素を総じたものであるが、それが調査対象者に十分に理解されていない場合、調査結果の妥当性は極端に低いものになる。用語の適正な理解とともに調査を実施する必要を感じる。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・児童・生徒指導に係る諸課題は、年々多様化・複雑化し、その解決に向けた取り組みは長期化する傾向にある。児童・生徒が安全・安心に学校生活を送れるようにするために「チーム学校」の一員として、事案発生時に即時適切に対応し、それぞれの視点から助言を行える専門的なスタッフの教育委員会への配置が必要である。 ・新学習指導要領では、各教科の授業等において、主体的・対話的で深い学びを実現するために、日常的にICTを活用していくことが重要であるとの考え方が示されていることから、各学校のICTの環境整備を進めていく必要がある。 ・少子高齢化の進展、地域経済の縮小が進む中、次世代へ伝えるべき文化財の適正な保存とひとづくりやまちづくりへの活用をバランス良く行っていくことが求められる。 ・社会教育施設である博物館へのニーズも多様化しており、世代別の学習ニーズに加え、余暇、地域での賑わいの創出、新たな価値創造、交流の場といった役割が期待されている。 ・下寺尾廃寺のさらなる調査の必要性がある。 ・教育に係る課題やニーズは、時代に応じて変化するものであるため、求められている課題やニーズについて常に把握していくことが必要である。 ・各公民館においては、いずれも開館後30年以上が経過し、計画的な修繕等が必要になっている。 ・持続可能な地域社会を築くためには、単一の拠点のみで事業を進めるのではなく、横断的な連携が必要となる。社会教育の役割である『ひとづくり』、『地域づくり』は社会教育施設のみで完結するものではないため、学校、地域団体などとの連携を図りながら事業を行っていく必要がある。 ・今後、海岸青少年会館が「海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画」に基づき、平成31年1月に茅ヶ崎公園体験学習センターへ移行することから、子どもから高齢者まであらゆる世代が交流できる事業を企画していく必要がある。 ・小学校ふれあいプラザ事業は低学年児童の利用は多いが、高学年児童の参加が少ない傾向にあるため、高学年児童が積極的に利用できる事業の展開が必要である。 ・新たな図書館サービスについても取り組んできたが、今後もサービスを低下させないためには、人的資源の確保が必要である。また、平成30・31年度の2年間において協働で「郷土資料デジタルライブラリー推進事業」にも取り組んでいるが、今後は保存と活用の両立が求められる。このような取り組みをはじめとし、専門性が求められる業務もあるため、業務の切り分けを行いながら運営する必要がある。 ・図書館資料の貸出については、受取窓口の増設による利便性を高めてきたが、一方で、移動図書館車の老朽化が課題となっている。今後、高齢化も進む中で、身近な生活圏域でサービスが受けられる手法について工夫する必要がある。 ・教育センターの機能に、学校教育にかかわる研究・研修・相談の支援に加えて、社会教育その他をつなぐ「ハブ」としての役割を視野に入れる場合、それを十分に機能させるためには人員体制を整える必要がある。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●特別支援学級の設置 全小・中学校への特別支援学級の設置に向けて、次期総合計画の早い段階で全体の3/4の小・中学校に特別支援学級を設置することを目指し、関係部局と連携して取り組みを推進する。 ●スクールソーシャルワーカーの拡充 児童・生徒指導に係る諸課題に適切に対応するため、「チーム学校」の一員として専門的知見から事案に関わることのできるスクールソーシャルワーカーの拡充を図っていく。 ●情報教育の推進 これからの社会で求められる情報活用能力を育成するために、各学校段階を通じて、情報を収集選択する力、情報を整理する力、プレゼンテーション能力など、情報活用に係る実践力を育むとともに、プログラミングの理解を促し、情報社会に参画しようとする態度を養う教育を推進していく必要がある。 ●文化財の保護・活用 ・文化財の継続的な調査研究と適切な保存活用による質的向上 中長期的視点に立った計画的な調査研究と保存活用を実施する。持続的な文化財の保存活用を図りながらひとづくりやまちづくりに資し、文化財保護の公共性を高める。 下寺尾官衙遺跡群の継続した指定地の公有地化と段階的な整備活用を推進する。官衙遺跡群の追加指定や弥生時代環濠集落の新指定を進める。 下寺尾廃寺の調査結果を踏まえた活用整備計画を検討する。 ・(仮称)歴史文化交流館の博物館機能の向上 これまで文化資料館では自然や歴史・文化に関わる文化財の調査研究、収集保管、教育普及を行ってきたが、(仮称)歴史文化交流館では、多様な資料の公開と学芸員活動の活性化による社会教育施設としての学習機能の向上を図る。加えて、地域の賑わい創出など、現代社会における博物館に求められる機能の拡充に努める。 また、多様な人々が参画しやすい博物館ボランティアの運営システムを構築する。 ・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の拡充 多様な手法で事業への新規参画を募る。 都市資源データベースの公開・活用を進める。 ●効果的な社会教育の推進 継続的に社会的動向や地域の情報(新たなニーズ)について収集を行い、ニーズに対応した事業を企画する。 社会教育関係職員の資質の向上を目指し、毎年度開催している職員研修などの充実を図る。 ●子ども事業 学校や地域の方や公民館利用者の協力を得ながら、支援者の発掘と人材の育成により事業内容の充実を図っていく。 ●社会的要請課題をテーマとした事業 普遍的な課題や身の回りの問題に目を向けて、時には立ち止まりながら、また、他者との関係性を模索していくことは、混沌とした現代社会を生きる中で非常に大切なことである。公民館職員が社会全般に対しアンテナを張りながら、先見性と参加性を持った学習機会を今後も提供していく。 ●公民館の施設管理及び再整備 施設の管理においては、予算の範囲内で工夫をしながら、利用者の安全や学習しやすい環境を整備していく。また、耐震改修など大規模な修繕が必要なものついては、総合計画に位置付けながら計画的に整備を図る。 ●茅ヶ崎公園体験学習センター 休館日を毎月第2火曜日のみとすることで市民の利用機会を増やすとともに、あらゆる世代の交流が促進できるような事業の立案、情報発信に努める。 ●小学校ふれあいプラザ事業 地域の担い手の不足については、担い手が多くいる学区の情報を共有したり、生涯現役応援窓口と連携しシニア人材の紹介を進めたりすること等により対策を図る。また長期的な対策として、子どもの頃から地域の活動に積極的に係わることで共助の取り組みに関心を持ち続けられるよう、ジュニアリーダーの育成等に継続して取り組む。 小学校ふれあいプラザの高学年児童参加の方策として、学習アドバイザーのさらなる活用のため、各プラザ間で学習アドバイザーの情報や効果的な取組事例の共有に取り組む。 ●情報拠点としての図書館の充実 地域の情報拠点として情報サービスを提供するという基本的理念は変わることがない。次期総合計画においても、市民ボランティア、大学、民間との連携により、今後も幅広いサービスが継続的に提供できるような運営体制を構築する。情報提供に関しては、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス、新聞オンラインデータベースを導入したほか、郷土資料デジタルライブラリー事業にも取り組んできたが、今後、インターネットを活用した情報サービスについても推進していく。また、図書館サービスに関する情報について、広く市民に発信する必要がある。 ●子どもの頃から読書に親しむ環境づくり 「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」により取り組みを推進する。ボランティアを育成し、関係機関とも連携して、読書活動の推進に努める。特に、学校図書館との連携を図り、子どもの頃から読書に親しめるような環境づくりを構築する必要がある。 ●教育センターの機能 現在の役割の充実を図りながら、今後求められる役割の整理を行い、体制づくりを行っていく必要がある。

別紙

		５０ｍ走(単位：秒)			小学生:ソフトボール(単位：m) 中学生:ハンドボール(単位：m)		
		全国	神奈川県	茅ヶ崎市	全国	神奈川県	茅ヶ崎市
小学校５年生（男子）	H21（基準値）	9.37	9.36	9.27	25.41	24.24	24.68
	H22	9.38	9.39	9.21	25.26	23.80	25.64
	H24	9.37	9.39	9.45	23.80	22.62	22.69
	H25	9.38	9.37	9.42	23.19	22.54	23.19
	H26	9.38	9.40	9.37	22.90	22.26	22.92
	H27	9.38	9.39	9.26	22.52	21.77	22.79
	H28	9.38	9.39	9.27	22.42	21.68	23.14
	H29	9.37	9.34	9.36	22.53	21.70	22.85
小学校５年生（女子）	H21（基準値）	9.64	9.67	9.52	14.62	13.34	14.31
	H22	9.65	9.70	9.51	14.58	13.28	13.71
	H24	9.64	9.71	10.23	14.25	13.18	16.30
	H25	9.64	9.69	9.61	13.94	13.01	14.08
	H26	9.64	9.70	9.71	13.90	12.92	13.37
	H27	9.62	9.69	9.66	13.77	12.65	13.08
	H28	9.61	9.65	9.54	13.88	12.91	13.54
	H29	9.60	9.62	9.64	13.94	13.52	13.97
中学校２年生（男子）	H21（基準値）	8.05	8.14	8.08	21.27	20.62	21.31
	H22	8.04	8.12	7.91	21.23	20.56	22.72
	H24	8.01	8.13	7.87	21.23	20.97	21.59
	H25	8.04	8.11	8.11	21.01	20.51	20.63
	H26	8.03	8.09	8.06	20.86	20.50	19.58
	H27	8.01	8.05	7.91	20.65	20.20	19.88
	H28	8.03	8.10	7.97	20.59	20.01	19.29
	H29	7.99	7.98	7.86	20.56	20.17	19.91
中学校２年生（女子）	H21（基準値）	8.90	8.96	9.02	13.40	12.75	13.27
	H22	8.90	8.96	8.77	13.29	12.58	14.51
	H24	8.87	8.95	8.69	13.12	12.57	13.06
	H25	8.88	8.95	8.97	12.97	12.28	12.60
	H26	8.87	8.91	8.91	12.88	12.34	11.69
	H27	8.84	8.88	8.72	12.83	12.15	12.28
	H28	8.83	8.88	8.79	12.85	12.18	12.00
	H29	8.80	8.78	8.72	12.96	12.56	11.92

		運動やスポーツをすることが好きですか							
		小学校５年生				中学校２年生			
		好き	やや好き	やや嫌い	嫌い	好き	やや好き	やや嫌い	嫌い
H21（基準値）	全国	65.4%	26.0%	6.2%	2.4%	53.7%	31.1%	10.5%	4.7%
	神奈川県	66.0%	26.8%	5.9%	2.1%	55.6%	29.7%	10.2%	4.5%
	茅ヶ崎市	74.7%	19.3%	5.2%	0.8%	58.3%	27.0%	10.9%	3.8%
男子（H22）	全国	73.6%	19.9%	4.5%	2.1%	63.9%	26.0%	6.7%	3.4%
	神奈川県	74.0%	19.6%	4.3%	2.1%	64.9%	25.1%	6.3%	3.7%
	茅ヶ崎市	76.3%	19.2%	3.2%	1.3%	73.9%	21.7%	1.1%	3.3%
男子（H24）	全国	72.6%	20.7%	4.7%	2.0%	45.8%	32.3%	14.4%	7.5%
	神奈川県	72.1%	21.3%	4.3%	2.2%	48.0%	31.5%	13.7%	6.8%
	茅ヶ崎市	62.5%	28.1%	9.4%	0.0%	56.5%	23.9%	13.0%	6.5%
男子（H25）	全国	69.9%	21.1%	6.1%	2.8%	63.1%	27.0%	6.9%	3.0%
	神奈川県	70.3%	20.9%	6.0%	2.8%	62.3%	27.3%	7.0%	3.4%
	茅ヶ崎市	73.1%	19.2%	5.2%	2.6%	68.9%	26.1%	3.1%	1.9%
男子（H26）	全国	74.4%	19.8%	4.1%	1.7%	64.2%	26.5%	6.2%	3.1%
	神奈川県	75.0%	19.4%	4.1%	1.5%	64.5%	25.6%	6.5%	3.4%
	茅ヶ崎市	78.2%	17.5%	3.0%	1.3%	69.3%	22.0%	5.7%	3.0%
男子（H27）	全国	74.0%	19.9%	4.3%	1.9%	65.0%	24.6%	6.8%	3.5%
	神奈川県	74.1%	20.0%	4.1%	1.7%	65.3%	24.3%	6.6%	3.9%
	茅ヶ崎市	78.1%	16.8%	4.0%	1.0%	67.7%	23.8%	5.0%	3.6%
男子（H28）	全国	73.0%	20.4%	4.6%	2.0%	63.6%	25.4%	7.3%	3.7%
	神奈川県	73.1%	20.3%	4.7%	1.9%	63.9%	25.1%	7.0%	4.0%
	茅ヶ崎市	73.8%	20.6%	3.9%	1.6%	67.6%	21.2%	6.4%	4.8%
男子（H29）	全国	73.2%	20.1%	4.5%	2.2%	63.4%	25.6%	7.2%	3.9%
	神奈川県	73.1%	20.6%	4.1%	2.1%	64.4%	24.5%	6.8%	4.3%
	茅ヶ崎市	75.0%	18.8%	4.2%	1.9%	67.8%	21.1%	6.4%	4.6%
女子（H22）	全国	55.2%	31.2%	9.7%	3.9%	45.8%	32.3%	14.4%	7.5%
	神奈川県	56.2%	31.6%	8.8%	3.4%	48.0%	31.5%	13.7%	6.8%
	茅ヶ崎市	60.0%	31.9%	6.7%	1.5%	56.5%	23.9%	13.0%	6.5%
女子（H24）	全国	53.4%	32.8%	10.2%	3.7%	58.7%	28.0%	8.7%	4.7%
	神奈川県	55.1%	32.8%	8.8%	3.2%	58.7%	28.0%	8.6%	4.7%
	茅ヶ崎市	40.0%	40.0%	10.0%	10.0%	65.7%	23.4%	7.8%	3.2%
女子（H25）	全国	50.3%	30.8%	13.0%	6.0%	41.1%	31.7%	17.0%	10.3%
	神奈川県	50.9%	31.0%	12.7%	5.4%	42.7%	30.9%	16.5%	9.9%
	茅ヶ崎市	57.4%	26.2%	11.1%	5.3%	49.1%	27.1%	13.9%	10.0%
女子（H26）	全国	55.0%	32.6%	9.3%	3.1%	45.3%	34.0%	14.1%	6.5%
	神奈川県	54.5%	33.6%	9.1%	2.8%	46.2%	32.8%	14.5%	6.5%
	茅ヶ崎市	57.6%	31.0%	7.6%	3.8%	47.5%	30.5%	14.4%	7.6%
女子（H27）	全国	56.4%	31.6%	8.8%	3.2%	48.0%	31.2%	13.8%	7.0%
	神奈川県	56.4%	31.9%	8.6%	3.1%	49.7%	30.1%	13.1%	7.1%
	茅ヶ崎市	53.9%	33.3%	9.6%	3.2%	54.5%	29.3%	9.8%	6.4%
女子（H28）	全国	56.7%	31.0%	8.9%	3.4%	46.9%	31.5%	14.3%	7.3%
	神奈川県	57.2%	31.1%	8.5%	3.2%	48.3%	30.4%	14.0%	7.3%
	茅ヶ崎市	57.7%	30.9%	8.8%	2.6%	54.1%	27.1%	12.8%	6.0%
女子（H29）	全国	56.4%	30.9%	9.1%	3.6%	47.1%	31.5%	14.2%	7.2%
	神奈川県	56.0%	31.6%	8.9%	3.5%	47.6%	31.3%	13.8%	7.3%
	茅ヶ崎市	58.2%	30.6%	8.5%	2.7%	49.5%	31.1%	13.2%	6.2%

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念		1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり	評価担当部局
	政策目標	3 次代に向かって教育環境ゆたかなまち	教育総務部
	目指すべき将来像	・教育委員会と市長との密接な連携のもとで、より広い視野から教育方針を決定している ・一貫した教育方針を基に、安定した継続性のある施策を実施している ・教育行政の推進と学校教育環境の充実が図られている ・教育施設の改善が進み、児童・生徒の安全性、快適性が保たれている ・児童・生徒が健康で安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境が整備されている ・地産地消、食の安全、栄養バランスなど、食育に配慮された給食が提供され、児童・生徒たちが健やかに育っている	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	2,689	2,874	3,047	3,473	2,606	2,873	2,456	20,019
事業費	2,310	2,493	2,680	3,105	2,227	2,487	2,056	17,358
職員給与費	379	381	367	368	379	386	400	2,661
従事職員数	60	62	61	65	63	62	59	432
常勤職員	43	45	44	43	44	46	48	313
再任用職員（短時間含）	4	5	5	8	6	5	2	35
その他	13	12	12	14	13	11	9	84

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	汐見台小学校管理事業	開校後、円滑に学校運営ができるように予算措置を行った。
	小学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	中学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	小学校大規模改修整備事業	大規模改修整備事業に向け2校（鶴嶺小及び松林小の5棟）分の設計を実施した。
	学齢簿の編成及び加除訂正に係る事務	23年1月学齢簿システムを導入し、業務改善を行った。
	鶴嶺小学校調理場施設整備事業	鶴嶺小学校給食調理場のセミドライ方式への移行、下処理室・上処理室等の区分け、調理機器等の入れ替え・増設整備を実施した。
	市費教員任用事業	学校教育の質を高めるため、市費による教員を任用し、学校の状況により臨機応変に配置した。
24年度	学校建設公社の組織整理に係る事務	（財）茅ヶ崎市学校建設公社の組織整理手続きを行った。
	教育事務用パーソナルコンピュータ配備事業	小学校に教育事務用パソコンを配備した。
	小学校大規模改修整備事業	前年度設計が完了した鶴嶺小北棟東側及び松林小北棟東側の2棟の大規模改修工事を実施した。
	小学校トイレ改修整備事業	鶴嶺小北棟西側及び松林小北棟東側の大規模改修工事ヤード内のトイレ2系統の改修工事を実施した。
	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助（小学校、中学校）	給食費未納者対策として学校給食費の校長口座への振り込みを実施した。
	児童生徒の事故報告及び通学の安全確保に係る事務	文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、関係各課が協働して、合同点検などの通学路における交通安全を早期に確保する取り組みを全国的に行うこととなり、それを受けて本市においても関係各課、学校、保護者及び地域の方々と緊急合同点検を実施し、現地調査、協議等を行い、対策内容一覧表と対策箇所図を作成した。
25年度	小学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	中学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	小学校大規模改修整備事業	大規模改修整備事業に向け2校（香川小及び小和田小の5棟）分の設計を実施したほか、鶴嶺小北棟西側及び松林小北棟西側の工事を行った。
	小学校トイレ改修整備事業	松林小北棟西側の大規模改修工事ヤード内のトイレ及び松浪小第3棟西側のトイレ2系統の改修工事を実施した。
	中学校トイレ改修整備事業	国の緊急経済対策事業費を活用し、赤羽根中及び萩園中のトイレ2系統の改修工事を実施した。

	児童生徒の事故報告及び通学の安全確保に係る事務	通学路改善要望調書にヒヤリハット項目を追加して、市民の視点から危険度を把握し、学校訪問の際に通学路改善の効果や課題について確認した。 特に重点校については、早めの対応として年度当初にフィードバックを行った。
	学校給食の栄養管理に係る事務	小学校給食調理場にパソコンを設置して栄養管理ソフトを導入し、献立作成・食材発注・栄養計算業務などの適正管理と、アレルギー児童への対応を進めた。
26年度	小学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	中学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	小学校大規模改修整備事業	大規模改修整備事業に向け3校（西浜小、松浪小及び梅田小の3棟）分の設計を実施したほか、鶴嶺小南棟、香川小南棟西側及び小和田小南棟西側の工事を行った。
	小学校トイレ改修整備事業	鶴嶺小南棟、香川小南棟西側及び小和田小南棟西側の大規模改修工事ヤード内のトイレ3系統の改修工事を実施した。
	学校給食の栄養管理に係る事務	25年度8月に栄養管理システムを導入し基礎研修、詳細研修を行った。
27年度	総合教育会議の運営業務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員が協議、調整を行うための総合教育会議を設置した。
	小学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	中学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	小学校大規模改修整備事業	前年度設計が完了した梅田小ことばの教室棟及び継続して実施している香川小南棟東側、小和田小南棟東側の大規模改修工事を実施した。
	小学校トイレ改修整備事業	香川小南棟東側、小和田小体育館棟及び梅田小ことばの教室の大規模改修工事ヤード内のトイレ及び西浜小北西棟トイレの4系統の改修工事を実施した。
	学校施設（調理場）新設事業	円蔵小学校の給食調理場の運用開始をした。
	教職員の採用・辞職・配置換に係る事務	26年3月に策定された「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書」に基づき、27年4月から寒川町との間で小・中学校各1名の教員の人事交流を行った。
28年度	教育委員会の運営業務	教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置などを行う新教育委員会制度へ移行し、教育委員会の運営業務を行った。
	小学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	中学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	小学校大規模改修整備事業	西浜小北西棟・北東棟及び松浪小第4棟の大規模改修工事を実施した。
	小学校トイレ改修整備事業	西浜小北東棟の大規模改修工事ヤード内のトイレ1系統の改修工事を実施した。
	児童生徒の事故報告及び通学の安全確保に係る事務	「茅ヶ崎市通学路交通安全プログラム」を策定した。
	学齢児童生徒の就学及び転入学に係る事務	就学や転入学に係る適正な事務執行をし、関係書類等の適正管理を行った。新入学通知の発送を10月に変更したことにより、その後の事務処理もスピーディーに対応できた。
29年度	小学校の体育器具、遊具の点検、修理業務	体育器具・遊具が安全に使用できるように、点検及び修理を進め、また、西浜小学校に新たな複合遊具を設置し、遊具・体育器具の整備方針等の検討を開始した。
	小学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	中学校の運営・維持のための事務	市立小学校の運営・維持に必要な光熱水費や教材・事務用品・管理用物品の購入などの経費を負担し、教育環境を整えた。
	小学校トイレ改修整備事業	松浪小第3棟東側及び梅田小西側のトイレ2系統の改修工事を実施した。
	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助（小学校・中学校）	新入学学用品費の国基準が増額されたことによる支給金額の改定を行い、小学6年生（30年度の新中学1年生）に対して、新入学学用品費を新入学準備金として前倒し支給を行った。
	学校施設（調理場）新設事業	小和田小学校給食調理場の運用開始をした。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**大規模改修事業と環境改善(トイレ改修率)の進捗【大規模改修事業】** 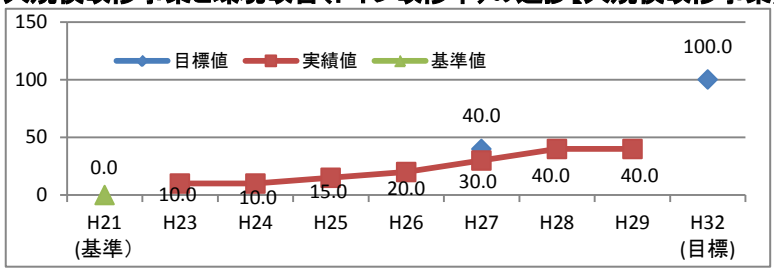 現状値 40.0% (29年度) 目標値 100.0% (32年度)	・平成27年度中間評価の時点で既に遅れが生じており、29年度の段階でも8校、40%にとどまっている。32年度に目標とする20校、100%に達することはほぼ不可能な状況にあり、30年4月に改訂された「公共施設整備・再編計画」では、20校の完了を4年延伸した36年度としていることから、この計画に沿ったスケジュールで整備が進むよう再調整する。
2	**大規模改修事業と環境改善(トイレ改修率)の進捗【環境改善事業(トイレ改修** 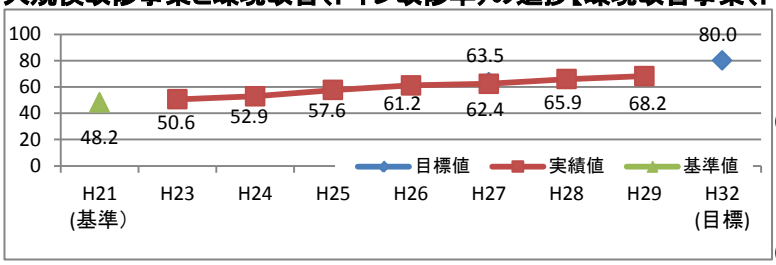 現状値 68.2% (29年度) 目標値 80.0% (32年度)	・国の補助金を活用しながら、平成27年度中間評価の時点でほぼ目標値に近い段階まで整備が進んでおり、29年度も68.2%まで改修率が伸びている。残り3年で12%、10系統改修し、目標の80%、68系統の改修を達成することはハードルが高いが、目標値に近づけたいと考えている。
3	**学校内・登下校時の事故報告件数【学校内】** 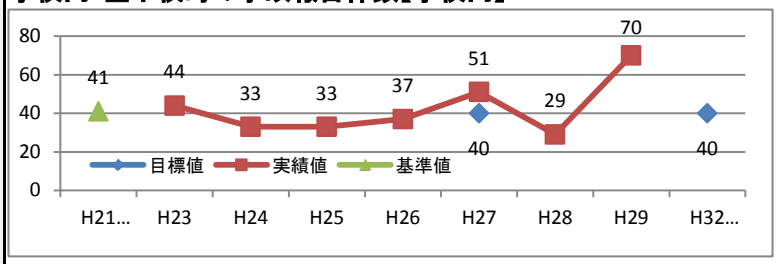 現状値 70件 (29年度) 目標値 40件 (32年度)	平成23年度以降の実績値を見ると、23年度と27年度を除き目標値を達成しており、学校内における安全確保に一定の成果があったが、29年度については、目標値の1.75倍増加している。これは、授業や部活他での児童・生徒同士の接触事故等の報告であり、日常生活においての危険回避、経験値の不足によるものと考える。 学校では、校内での事故防止のため、起こってしまった事故の内容及び防止策を教職員間で情報共有し、日々、児童・生徒への安全指導に努めている。
4	**学校内・登下校時の事故報告件数【登下校時】** 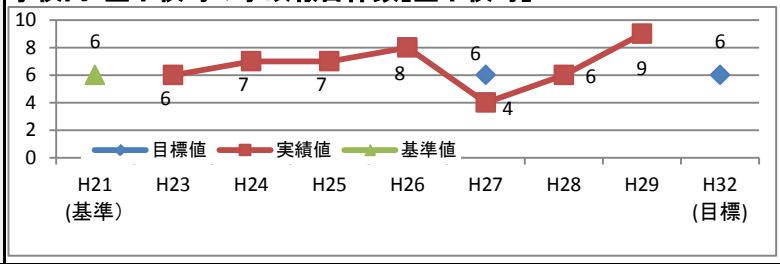 現状値 9件 (29年度) 目標値 6件 (32年度)	平成28年度に「茅ヶ崎市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の安全確保に努めている。 23年度以降の実績値を見ると、23年度、27年度、28年度に目標値を達成している。目標達成できなかった年度もわずかなオーバーであり、登下校時における安全確保に一定の成果があった。
5	**児童1人当たりの給食食べ残し量** 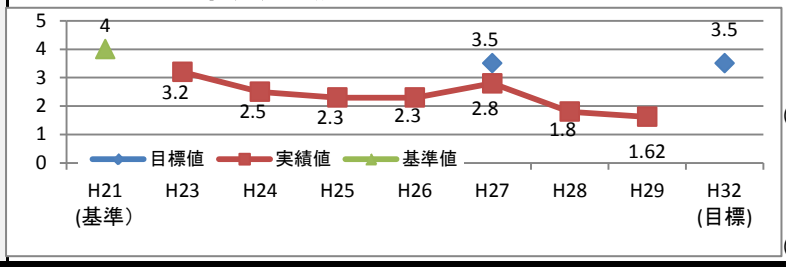 現状値 1.6kg (29年度) 目標値 3.5kg (32年度)	平成23年度以降の実績値を見ると、毎年度目標値を大幅に達成しており、安全で美味しい学校給食が提供された。 児童にバランスの良い昼食が提供でき、健全な発育に貢献した。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**子どもたちが安心して学べる教育環境** ※表示している数字は全体平均値 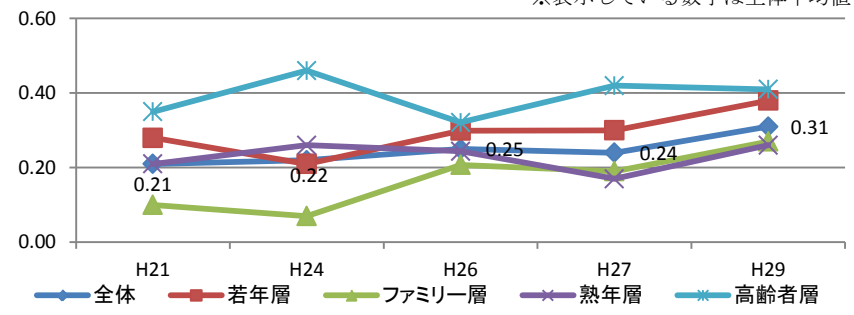	全ての層において、平成21年度と比較し平成29年度において数値が僅かではあるが上昇している。教育基本計画が、家庭教育、学校教育、社会教育の相互作用による地域の教育力を教育資源として捉えていることから、子育て世代であるファミリー層の満足度が高まれば良いというものではなく、全体の底上げを図り、ひとづくりの視点を大切にすることで、まちの魅力、住んでみたいまちの実現にも資するものと考察します。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	**●教育委員会制度改革への対応** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日施行されたことに伴い、新たに総合教育会議を開催し、市長と教育委員が協議、調整を行うことにより両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることができた。また、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置に伴い、教育行政における責任体制の明確化を図った。 **●学校備品などの適正管理** 教育環境と授業の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲をはぐくむため、学校備品などの適正管理を行った。 **●大規模改修、環境改善の進捗** 国の補助金等を活用しながら、平成29年度末の時点で、小学校大規模改修整備事業は8校、40.0%、トイレ改修整備事業は68.2%、58系統まで完了しているが、平成32年度での目標値の達成は難しい状況である。しかし、継続的な小中学校の安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備は必要である。また、現行総合計画に位置付けられたその他の事業も、ほぼ順調に推移している。大規模改修やトイレ改修が行われた学校の施設利用者等の評価は高いものであるが、その分、改修されていない学校との施設面での格差が拡大しており、改善要望は依然高い水準で推移している。 **●給食事業の充実** 小学校給食においては、学校給食共同調理場から配送していた円蔵小学校、小和田小学校には単独式調理場を建設し、今宿小学校についても単独式調理場建設に向けた取り組みを実施した。 中学校給食については、ミルク給食を実施しており、平成26年度から試行的に行っている業者による弁当販売を継続した。 **●市費教員の任用等** 市費教員を任用し始めた頃は、小中学校において教室を飛び出してしまったり、精神的に不安定な児童・生徒に対して個別支援や指導を行うなどの緊急対応が中心で、学級や学年全体の授業環境を整える役割を果していた。その後、平成27年度より予算の増額に伴い任用を増やして、緊急の個別支援のみならず、学習面の少人数指導やティームティーチング等の学習形態の工夫を担う役割を果すようになり、授業理解や個別のつまずきなどについての丁寧な学習ケアを行ってきている。更に、29年度からは、教員の多忙化の解消や精神的な支えを意識し、校長経験者など管理職経験者を任用し、新採用者や経験の浅い臨任などの指導並びに管理職の相談担任等の保護者対応支援などの役割まで担うようになってきた。これらの役割により、支援の必要な児童・生徒が落ち着いて授業に取組むようになるとともに、多くの児童・生徒の学習理解が進み積極的な授業参加をするように変化してきている。 **●就学事務の効率化** 学齢簿システムを導入し、就学事務の適格・迅速な事務処理により児童・生徒の保護者の利便性向上を図った。 **●通学路の安全確保** 「茅ヶ崎市通学路交通安全プログラム」の策定や通学路の改善要望の受付手法の改善により、通学路の安全性向上を図った。

2	課題として残される事項	**●学校遊具・体育器具の適正管理** 学校遊具・体育器具の老朽化が進んでおり、計画的に修繕を要するものが増加してきた。また、修繕できないものは撤去を行っているが、撤去後の遊具・体育器具の整備ができていない。 **●教育事務用パソコンの配備** 教職員1人1台パソコンの配備ができていない（29年度末時点配備率：小学校59.3%、中学校81.1%）。 **●空調の整備と大規模改修、環境改善への影響** 文部科学省の学校環境衛生基準の一部が50年ぶりに改正され、教室等の望ましい温度の基準が「10℃以上、30℃以下」から「17℃以上、28℃以下」に見直されている。これに対応するため、第4次実施計画では小・中学校の普通教室へのエアコン導入が位置付けられた。導入には多大な予算が必要となることから、大規模改修整備事業（29年度の段階で40%の改修率）やトイレ改修整備事業（29年度の段階で68．2%の改修率）に与える影響も大きく、32年度末の目標達成は非常に困難な状況となっている。今後は、平成30年4月に策定された「公共施設整備・再編計画(改訂版)」に定められた方針に基づき、少しでも目標値に近づける必要がある。 **●小学校給食の今後のあり方** 今後、小学校給食においては、給食調理業務の運営方法と学校給食費の公会計化が取り組むべき課題として残されている。 **●中学校給食の実施** 成長期にある中学生にとって昼食が重要であることや保護者の負担軽減のため、中学校完全給食の実施に向けた検討が課題となる。 **●通学路改善要望** 国・県や警察などと連携して、通学路改善要望における未改善部分への対応が必要である。 **●市費教員の拡充** 市費教員は、全ての学校に配置されている訳ではなく、配置した学校での週当たり任用日数は2日から5日で、年間35週間としており、年間約45週間ある学校の課業日と比較して十分な対応ができていない現状がある。また、小学校低学年の通常級では、学校という教育環境に慣れない児童が多く、他の学年と比べても多くの支援が必要な児童が在籍しているため、現在の市費教員の任用状況ではそういった児童への対応にも限界がある。 **●教員の人材確保** 教員の多忙化等が話題となる中、教員を志す人材が少なく人材不足は否めない。
3	指標及び数値目標の妥当性について	・学校施設の老朽化が進む中で、新設校との学校間格差解消を図る上でも大規模改修整備事業が重要であり、現行総合計画の指標として妥当なものであると考えている。また、汚い、暗い、くさいの3Kと言われるトイレの改修整備事業も、学校関係者・保護者等から要望の高いものであり、学習環境の改善指標として妥当と思量している。 ・数値目標の設定として大規模改修整備事業は完了した学校数、トイレ改修整備事業は完了した系統数の割合を用いているが、大規模改修した校舎棟が複数棟ある学校も、１棟しかない学校でも1校となるため、必ずしも事業量を正確に示す指標とはなっていない。また、トイレに関しては系統別の改修率と洋便器化率は必ずしも一致しないため、指標として再考が必要である。 ・学校給食において、その効果を判断するために設定できる指標と数値目標としては、給食を摂取できたかどうかについてであり、その設定の妥当性はあると判断する。 ・児童・生徒が安全で安心な学校生活（登下校時を含む。）を送れているかを判断するための指標としては、学校内や登下校時の事故数の経年比較は妥当性があると考える。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・学校の伝票処理等の業務が紙ベースで行われており、電子化されていないため非効率的である。 ・今後、学校備品などの老朽化が進み、修繕や更新すべきものが増加すると考えられ、学校を取り巻く状況や施設の再整備を見据えた上で更新していく必要がある。 ・学校施設に関しては全国的に老朽化が進んでおり、文部科学省では施設の延命化を図る長寿命化改修を推奨している。大規模改修整備事業では耐用年数の延命化はできないため、今後の指標としては不十分なものとなる可能性が高い。次期総合計画では、学校施設の再整備に向け建て替えや長寿命化改修、大規模改修や予防保全などを組み合わせ、事業量と財政支出の均衡を図る必要があるため、指標の設定はそれらを反映できるものとする必要がある。 ・教職員の負担軽減・働き方の見直しから、学校給食費の公会計化が求められている。また、様々な視点からの教職員の働き方改革が求められています。 ・中学校の生徒の食生活について、昼食の重要性が指摘される中、中学校完全給食の早期実施が求められている。 ・学校内や通学路における児童・生徒の安全・安心の確保が必要とされている。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	**●学校事務の電子化の推進** 各学校と教育総務課との業務を電子化できるような環境づくりを行い、併せて課題として残される事項とした教育事務用パソコンの配備率の向上に努める。 **●遊具等の計画的な修繕、更新** 学校備品、遊具・体育器具の修繕や更新について、学校を取り巻く状況や施設の再整備を見据えた上で計画的に行う。 **●教育施設再整備基本計画の策定** 次期総合計画実施期間中に、学校施設の一部は構造躯体の耐用年数を迎えることになるため、教育委員会では策定した教育施設再整備基本方針に基づき、29･30年度は教育施設再整備基本計画の策定を進め、平成33年度から10年間の具体的な事業とスケジュールを明らかにする予定である。 この基本計画に関しては、現行総合計画で積み残した事業に関してもフォローすることとし、10年間の総事業費が莫大なものとなるため、企画部や財務部と調整するなかで、市長部局など他の事業とも整合を図り、実効性の高いものとする。 **●学校給食費の公会計化** 学校給食費の公会計化の実施に向け調査・検討を進める。 **●学校における働き改革の推進** 学校における部活動休暇日やノー残業デー等の働き方改革を推進する。 **●中学校給食の実施に向けた検討** 中学校完全給食の実施に向け、庁内検討委員会を設置し、茅ヶ崎市に適した中学校給食の実施手法等を検討する。 **●通学路の安全確保** 通学路への歩道設置・ガードレール設置など登下校中の安全確保に努める。 **●教育の人材確保** 教育の質を担保するために、教員の人材確保に努める。

基本理念評価シート【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり	評価担当部局
	政策目標		4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち	文化生涯学習部
		目指すべき将来像	・市民の学習意欲に応えて、学習拠点とともに、市民、大学、事業者などとの協働によって新しい学習の場や機会が充実している。 ・地域文化への愛着と未来への創造力があふれ、だれもが自然に文化・芸術に親しんでいる ・世代を超えてスポーツに親しみ、健康に暮らしている人が増えている ・互いを尊重しながら、自らの意思で積極的に等しく社会に参画できる環境が整っている	

2. これまでの投入資源　（単位：百万円）

一般会計			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト			950	2,206	1,804	1,339	1,308	2,564	3,510	13,681
	事業費		695	1,972	1,582	1,094	1,041	2,292	3,261	11,937
	職員給与費		255	234	222	245	267	272	249	1,744
	従事職員数		46	46	50	35	36	67	63	343
		常勤職員	28	27	26	29	31	32	28	201
		再任用職員（短時間含）	6	5	5	5	4	4	4	33
		その他	12	14	19	1	1	31	31	109

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	文化生涯学習プランの策定	本市における文化行政・生涯学習行政の推進に関する総合的・計画的な施策展開の方向性を示す文化生涯学習プランを策定する。
	市民ギャラリーの施設予約システムの導入	市民ギャラリー利用予約事務において、従来までの紙媒体での申請、手作業による予約手続きから電子機器を活用した予約システムに移行する。
	柳島スポーツ公園整備事業	都市計画決定の手続き及び事業認可の取得及び民間の資金や活力の導入を含めた、最も効率的かつ効果的な事業手法を選定する。
	総合型地域スポーツクラブの育成	総合型地域スポーツクラブに対する認知度を高めるための講習会や啓発活動を実施し、新たな総合型地域クラブの育成に向けた取り組みを推進する。
	地域における男女共同参画の推進	地域づくりの方針・意思決定過程への性別に偏りのない参画の実現に向けた意識啓発として、男女共同参画情報誌の発行や啓発講座を実施する。
	国際交流事業	茅ヶ崎市国際交流協会などと連携しながら、市内在住の外国人との交流活動、国際理解講座、外国人による日本語スピーチコンテストなど実施。県との共催で、国際児童画展を開催し、地域での交流支援に取り組む。
24年度	文化生涯学習プランの推進及び支援事業	文化生涯学習プランを推進するとともに、文化生涯学習活動の推進に取り組んできた個人・団体と連携・協力を図る。
	財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団との連絡・調整事務	財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の公益法人化が円滑に行えるように調整するとともに、連絡調整を密に取り合い、市民サービスの向上を図る。
	柳島スポーツ公園整備事業	事業用地の取得の推進。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく事業実施に向けた事務手続きを推進する。
	屋内温水プールの管理・運営	プールの指定管理者と四半期ごとに協議を行い、施設の管理運営が常に最適な状態であることを確認し、誰もが利用しやすい施設となるよう改善を図る。
	地域における男女共同参画の推進	地域づくりの方針・意思決定過程への性別に偏りのない参画の実現に向けた意識啓発として、男女共同参画情報誌の発行や啓発講座を実施する。
	平和啓発事業	平和を考える茅ヶ崎市民の会実行委員会と連携しながら、講演会、パネル展示、映画上映会などを実施し、引き続き、市民に平和の尊さを伝える。
	市民ギャラリー生涯学習相談体制の充実（図書館窓口の併設）	市民ギャラリーに生涯学習相談窓口を設置し、相談体制の充実を図るとともに、図書館窓口を併設し市民の利便性の向上、自主的・自発的な学習活動を促進する。
	文化生涯学習ポータルサイト構築事業	文化生涯学習ポータルサイト構築に向け、掲載する情報収集や運用に係る検討を行う。
	柳島スポーツ公園整備事業	用地取得交渉を進める。施設整備については、PFI法に基づいた事務手続きを進める。

25年度	体育館の管理・運営	体育館の指定管理者と四半期ごとに協議を行い、施設の管理運営が常に最適な状態であることを確認し、誰もが利用しやすい施設となるよう改善を図る。
	次期「ちがさき男女共同参画推進プラン」の策定及び進行管理	次期「ちがさき男女共同参画推進プラン（28年度～32年度）」の策定に向けて、策定の基礎資料となる男女共同参画に関する市民意識アンケート調査を行う。
	ゆかりのまち提携30周年記念事業	より多くの市民が、ゆかりのまち提携30周年を契機に、幅広いかたちでゆかりのまち（岡崎市）についての理解を深めることのできるような事業を、関連課かいとも協力しながら実施する。
26年度	茅ヶ崎ゆかりの人物紹介事業	平成26年度下半期オープンに向け、茅ヶ崎ゆかりの人物館の整備、運営及びあり方について、庁内関係機関や関係団体と協議を重ねながら検討を行う。
	浜見平地区複合施設整備事業（生涯学習施設）	平成27年4月のオープンに向け、庁内関係機関及び関係団体と連携し、市民が交流し、市南西部のまちづくりに寄与するための施設とするための調整・仕組みづくりを行う。
	柳島スポーツ公園整備事業	公園整備については、PFI法に基づく事務手続を引き続き進め、選定事業者との契約を目指す。周辺道路整備事業の用地取得や設計等の業務を実施する。
	各種体育大会等の開催	市民の健康の保持増進及び体力の向上を図るため、市民がスポーツに親しめる機会の提供。「みるスポーツ」として、インターハイのボクシング競技を誘致する。
	次期「ちがさき男女共同参画推進プラン」の策定及び進行管理	市民意識アンケート調査の結果を踏まえ、次期「ちがさき男女共同参画推進プラン（28年度～32年度）」の策定に着手する。
	都市交流事業 （実施計画追加事業）	新たに長野県佐久市との間で、佐久市の豊かな自然を満喫し、親子で参加できる体験型の交流事業を実施する。ハワイ州ホノルル市との姉妹都市提携を目指し、ホノルル市と調整を行い、双方の人的交流や、市内イベントでホノルル市のPR事業などを行う。
27年度	茅ヶ崎ゆかりの人物紹介事業	平成27年2月にオープンした茅ヶ崎ゆかりの人物館の運営について、庁内関係各課や関係団体と連携して事業の展開を図る。
	茅ヶ崎市ハマミーナまなびプラザ（生涯学習施設）の開設（旧浜見平地区複合施設整備事業（生涯学習施設）））	市民が集い、交流し、市南西部のまちづくりに寄与する施設として運営するため、関係団体や関係機関と連携し仕組みづくりを図る。
	柳島スポーツ公園整備事業	公園整備については、PFI事業者により公園施設の実施設計を進める。周辺道路整備事業の用地取得及び道路改良工事を実施する。
	茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画の推進	スポーツ振興基本計画の見直しに向け、市民アンケート調査の結果を分析し、その課題を反映させ関係団体及び庁内関係課と連携し計画の改訂を実施する。
	次期「ちがさき男女共同参画推進プラン」の策定及び進行管理	市民意識アンケート調査の結果を踏まえ、次期「ちがさき男女共同参画推進プラン（28年度～32年度）」を策定するとともに、次期ちがさき男女共同参画推進プラン前期事業計画（平成28年度～30年度）を策定する。
	都市交流事業 （実施計画追加事業）	「災害時における相互応援に関する協定」を締結した長野県佐久市との間で、両市の市民交流が図れる交流事業を実施する。ハワイ州ホノルル市・郡との姉妹都市締結を受けて、これまで4年連続して本市で開催されてきたワールド・インビテーショナル・フラ・フェスティバル日本大会を茅ヶ崎マカナ・フラ・フェスティバルと名称を改め、共催事業で実施する。
28年度	文化生涯学習プランの推進事業	「PDCAサイクル」の考え方を用い、社会・経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応できるよう、プランの進行管理とともに中間評価を行う。
	市民文化会館再整備事業	平成21・22年度に行った基本設計・実施設計を基に修正設計を行い、耐震改修及び大規模リニューアルに向けて、関係機関等との協議や改修工事に向けた調整、市民等への周知を図る。
	柳島スポーツ公園整備及び維持管理・運営事業	公園整備については、PFI事業者により公園施設の建設工事を進めるとともに、開園後の維持管理・運営に向け関係団体等との調整を進める。
	体育施設の管理・運営	体育施設の指定管理者と協議を行い、管理運営状態を確認・指導を実施。（仮称）体験学習施設再整備に伴い、茅ヶ崎公園庭球場の移転工事を実施する。
	「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の進行管理	第2次ちがさき男女共同参画推進プラン（平成28年度～32年度）の基本理念である「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」に向けた13の目標に係る事業の推進を図り、その進捗管理を行う。
	ゆかりのまち交流事業	ゆかりのまち岡崎市との友好親善を深めるため、市民バスツアーを実施する。青少年交流事業（小学生バレーボール）を昨年に引き続き行う。岡崎市制100周年に伴う岡崎市民の浜降祭見学ツアーの受け入れをする。

29年度	市民文化会館再整備事業	平成29年3月から始まった施設の耐震補強及び改修工事について、関係機関との協議や市民等への周知を行いながら、事業を推進する。
	旧南湖院第一病舎の活用に関する事業	庁内各課・関係機関と協力しながら、今後の施設のあり方・活用に向けた調査を開始し、利活用に向けての検討を行う。
	柳島スポーツ公園整備及び維持管理・運営事業	平成30年3月25日の開園に向けPFI事業者により公園施設の建設工事を進め、開園後の維持管理・運営に向け庁内及び関係団体等との調整を進める。
	学校体育施設開放事業	小学校の体育館、運動場、プール及び中学校4校に設置している夜間照明施設運動場を開放し、スポーツができる場所を提供し、スポーツの振興を図る。
	「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の進行管理	第2次ちがさき男女共同参画推進プラン（平成28年度～32年度）の基本理念である「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」に向けた13の目標に係る事業の推進を図り、その進捗管理を行とともに、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン後期事業計画（平成30年度～32年度）」を策定する。
	平和啓発事業	「平和を考える茅ヶ崎市民の会実行委員会」と連携しながら「平和のつどい」の開催や各種講演会、展示会など平和啓発事業を実施し、平和の尊さを多くの市民に伝える。8月の「平和のつどい」において広島市平和記念公園内原爆の子の像のモデルとなった佐々木禎子さんが折った「折り鶴」の寄贈式を行う。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**講座・イベントの定員に対する受講希望割合** 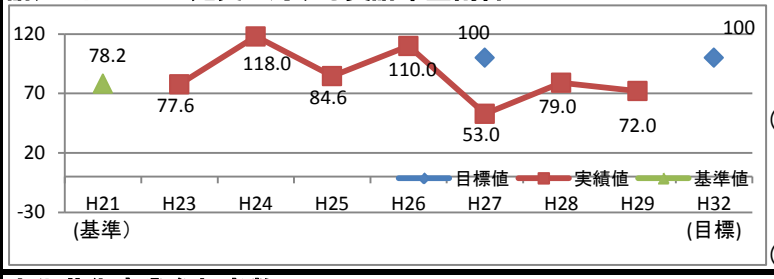 現状値 72.0% (29年度) 目標値 100% (32年度)	実績値については、各年度の講座内容により左右される。例えば食や歴史に関する内容の講座は応募が多い傾向にある。しかしながら生涯学習の観点から、様々な分野の講座を提供することは重要と考えるので、市民ニーズも鑑みつつ、多くの分野での講座企画を図りたい。また、講座の内容や応募実績に応じた適正な募集人数を検討していく。
2	**文化芸術事業参加者数** 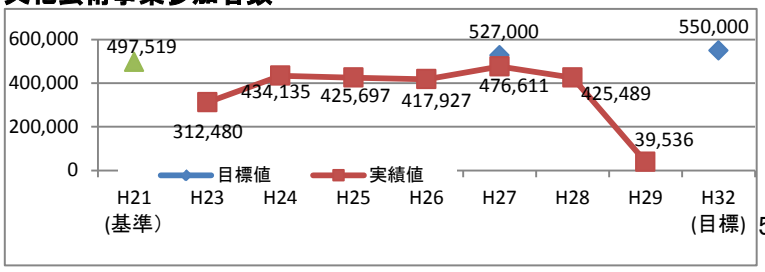 現状値 39,536人 (29年度) 目標値 550,000人 (32年度)	H29年度は、新たな取組であるアウトリーチ事業や美術館におけるハワイアンキルト展が好評であったが、文化会館の耐震補強及び改修工事実施による休館に伴い実績値は落ち込んだ。今後は市民文化会館条例の改正により開館日及び開館時間を増加・延長し、より多くの利用を見込むことができるため、リニューアルオープンを機に施設環境の向上をPRし、利用を促し
3	**スポーツ実施率** 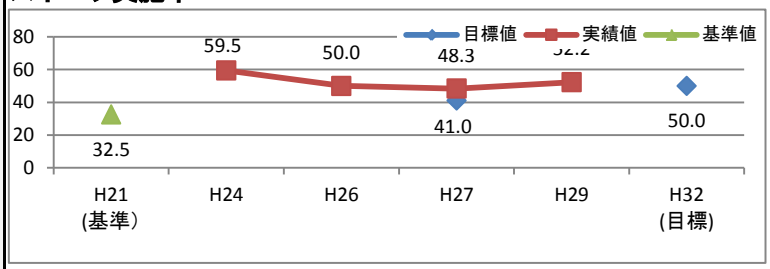 現状値 52.2% (29年度) 目標値 50.0% (32年度)	20歳以上の人口のうち、1回あたり30分以上のスポーツを週1回以上実施している市民の割合を,平成32年度までに50%以上にすることを目標としている。市民満足度調査による数値はおおむね目標を達成しているが、26年度に担当課独自で行った市民アンケート調査によると、36.4%だったことから、引き続き教室、大会等スポーツ実施率向上に向けた事業を実施していく。
4	**「男女共同参画社会が実現している」と思う市民の割合** 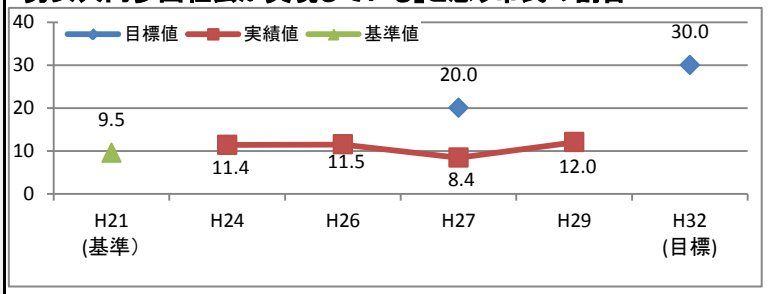 現状値 12.0% (29年度) 目標値 30.0% (32年度)	・「男女共同参画社会が実現している」と思う市民の割合は、上がり下がりはあるものの、長期的には緩やかに増加している。しかしながら、目標値とは大きな乖離が生じていることから、継続して意識啓発を実施していく必要がある。 ・若年層は「まちづくり市民満足度調査」における満足度は高いものの、固定的性別役割分担意識や男女の平等感について保守的な傾向が見られるため、若年層に向けた啓発を充実させていく。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**心を豊かにする生涯学習の機会や支援体制** ※表示している数字は全体平均値 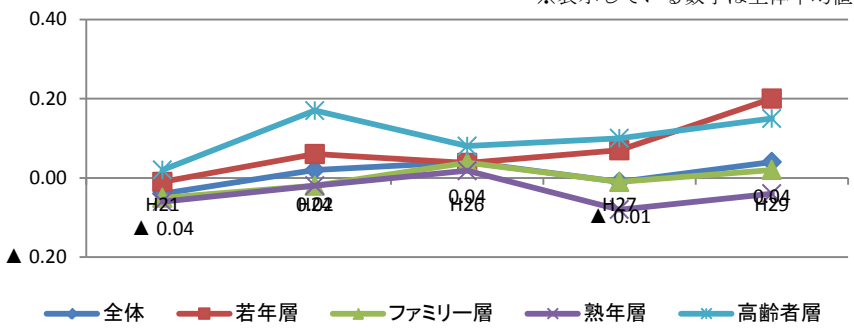	ハマミーナまなびプラザの開設や子育て世代を対象とした講座の実施等により、若年層の評価が上昇していると考える。また全体的に上昇傾向であり、一定の評価は得られていると考える。熟年層については、講座における参加者数が高齢者層に比べて少ないことは認識している。熟年層は働いている人が多く、講座等への参加が難しいと思われるので、ニーズの把握に努め、現役世代が興味を持つ講座や参加しやすい時間設定等の取り組みを実施していく。
2	**郷土芸能や伝統、芸術などの市民文化** ※表示している数字は全体平均値 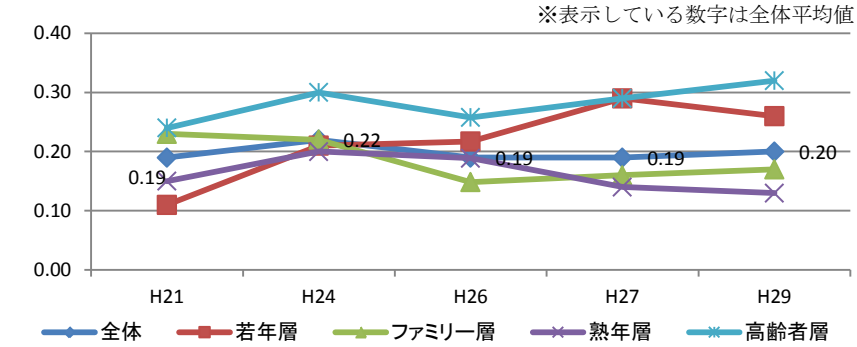	茅ヶ崎特有の有形・無形の文化財の充実や、市民団体の文化活動が活発であること、茅ヶ崎ゆかりの多くの芸術家を生んだ土地柄などが満足度を得ている要因と考えられるが、熟年層の満足度が他の層に比べ低い傾向にある。熟年層は比較的自分の時間を持つことが難しい層であり、こうした層のニーズを把握し、茅ヶ崎の文化に触れる機会を提供することが全体の文化的な満足度を高めることにつながると考えられる。
3	**気軽にスポーツを楽しめる施設や活動** ※表示している数字は全体平均値 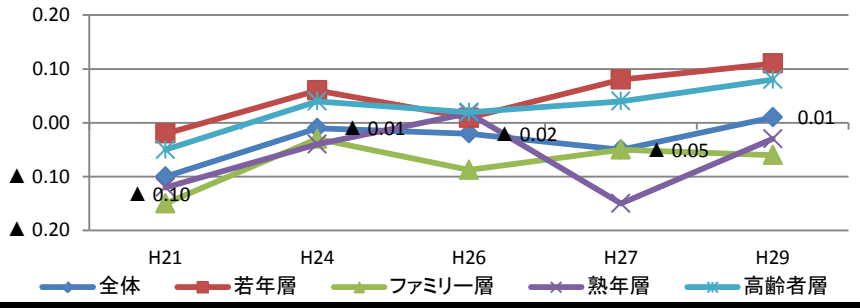	平成21年度は全ての年齢層で「やや不満」「たいへん不満」だった満足度は、29年度には、若年層及び高齢者層で「まあ満足」となり、わずかではあるが全体でプラス評価となった。要因としては、社会人層のライフスタイルに合わせ、一部の施設で早朝の時間帯も開場したり、土日祝日の開場時間を延長するなどの改善をしたことの効果があげられる。ファミリー層の数値が低いため、事前予約なしで気軽に使用できる施設も必要と考える。
4	**男女共同参画社会の実現** ※表示している数字は全体平均値 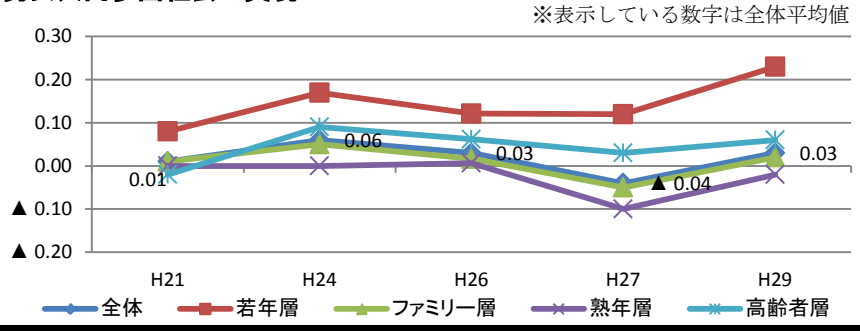	若年層（10～20代）と比較するとファミリー層（30～40代）や高齢者層（70歳以上）の満足度が低くなっている。これは、性別役割分担意識に基づく、家庭・職場・地域おける男女の地位の不平等感が顕在化したものと考えられる。男女共同参画社会を実現するため、従来的な性別役割分担意識にとらわれない意識づくりに継続して取り組んでいく。
5	**国内外の都市や市民の交流、地域の国際化** ※表示している数字は全体平均値 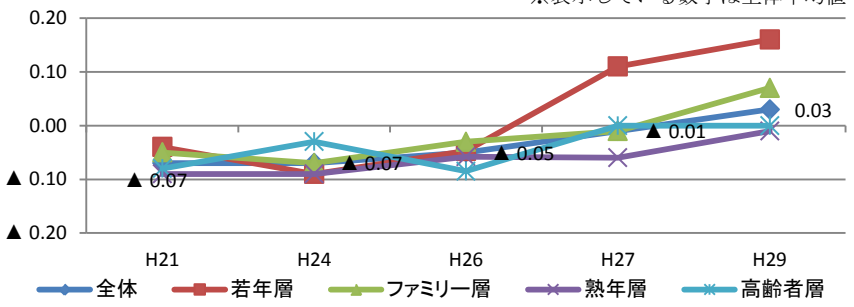	・25年度まではどの層についても変化はなかったが、27年度から若年層は急激な増加になりその他の層も満足度が増加傾向となっている。全体的にみても満足度は増加している。 ・外国人が日本語や日本文化を習得できる環境や、市民が外国人や外国の文化と触れ合える機会が増えてきたと思われる。

6	**互いを尊重し、不当な差別を受けることのない地域社会** 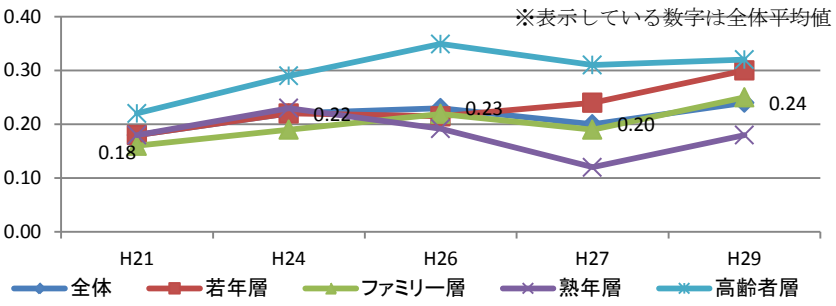 	・21年から26年までは高齢者層は増加し、その他の層については変化は少ない。26年以降は若年層は年々増加傾向にあり、その他は一度減少し現在はすべての層が増加傾向にある。 ・一人ひとりの市民が尊重される社会の実現をめざし、人権意識の向上を図るとともに様々な啓発事業を実施する。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	**●文化生涯学習プランの策定** 文化行政と生涯学習行政を統合したプランを策定し、文化・生涯学習施策を効果的に推進することを図った。また平成28年度には文化生涯学習プラン推進委員会等による中間評価を実施する等、業績評価を行うことにより適切な進捗管理を行う体制を構築した。中間評価において、文化生涯学習プランを推進するにあたり、さらに強化する点として、①庁内・庁外の様々な主体等との連携強化②文化生涯学習支援者、実行者の養成・人材育成③情報通信技術の活用があげられた。この中間評価結果や各年度の評価を受けて、今後の各事業における取組を進めていく。 **●市民文化会館再整備事業** 市民文化会館の耐震改修及び大規模リニューアルを実施し、市民の安全安心を図るとともに茅ヶ崎の文化拠点施設としての整備を図った。市民の文化に対する満足度は概ね高く、以前からの活動に対して一定の評価を得ていると考えている。 **●体育施設の整備拡充** 柳島スポーツ公園整備事業については、PFI事業により民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、総合競技場、多目的広場、テニスコート等の広域的なスポーツ、レクリエーション拠点としての整備を行った。また、市営体育施設については、指定管理者の利用者増加に向けた取り組みや、柳島しおさい公園庭球場等管理施設の増加により、利用者が23年度517，880人から29年度は652，509人と増加した。 **●男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の実施** ちがさき男女共同参画推進プラン（平成23年度～27年度）及び第2次ちがさき男女共同参画推進プラン（平成28年度～32年度）に基づき、男女共同参画が実現した共生社会の実現を目指して意識啓発等の取り組みを行った。その結果、施策指標「固定的性別役割分担意識」においては、反対と思う人の割合が着実に増加しており、多様な生き方を認め合う男女共同参画の意識が浸透してきている。 **●都市交流の拡充** 多くの都市やそこに暮らす人々と交流することにより、異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を育てるため、愛知県岡崎市とのゆかりのまち交流事業に加え、長野県佐久市と市民交流事業を実施した。また、ホノルル市・郡との姉妹都市締結を受け、フラを通してハワイ文化の周知を行った。 **●平和啓発事業の実施** 本市が平和事業を委託している「平和を考える茅ヶ崎市民の会実行委員会」と連携しながら、「平和のつどい」の開催や各種の講演会、展示会、学校での被爆・戦争体験の語り継ぎなど実施し、29年度に寄贈された佐々木禎子さんの折り鶴を通して、平和の尊さを市民に伝えた。

2	課題として残される事項	**●新たな文化生涯学習プランに盛り込む内容** 市民に様々な学習機会を提供することを目的に、現在の文化生涯学習プランにおいて重点戦略1「「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化」を位置付けているが、社会情勢等により市民ニーズも変化する中で、次期プラン期間中においても体系の修正・見直し等を検証する必要がある。 **●直営施設の運営方法** 現在指定管理者制度導入施設の他に、開高健記念館、茅ヶ崎ゆかりの人物館、旧南湖院第一病舎（現在非公開）市民ギャラリー、ハマミーナまなびプラザなどの直営施設があるが、運営手法について最適な手法の検討が課題である。 **●所管施設の維持管理** 総合体育館や茅ヶ崎公園野球場など、主な体育施設の多くが、建設後長い年月が経過しており、修繕をしながら管理運営している状況である。 今後、軽微な修繕では対応できない大規模改修が想定され、その順位付けと予算の確保が課題である。 **●スポーツ振興基本計画における更なるスポーツの振興** 成人のスポーツ実施率を50%以上にすることを重点目標に設定し、平成23年度から計画の推進に取り組み、概ね目標は達成しているが、公共スポーツ施設の稼働率はどの施設も高く、利用者のニーズに応えられていないという課題がある。一部の屋外施設で年末年始も開場したり、早朝や夜間も利用可能な施設の新設など実施したが、今後も引き続き、施設の開場時間の拡大など、既存施設の有効活用について検討する必要がある。 また、本基本計画が平成32年度までの計画であることから、これまでの取り組みを振り返り検証しながら、これからのスポーツ振興について、現在のニーズを把握し、次期計画について再考していく必要がある。 **●男女共同参画に係る実効性のある取り組みの充実** 施策指標「固定的性別役割分担意識」においては、反対と思う人の割合が着実に増加しているにも関わらず、施策指標「男女の地位における平等感」は逆に低減傾向にあり、これは実態としては男女共同参画が進んでいないことを示している。男女共同参画に係る事業は、成果がすぐには表れないもの多いが、社会情勢や法令等の動きを注視しながら積極的に改善を図り、真に実効性のある取り組みを充実していく必要がある。 **●次世代への平和の周知啓発** 平和啓発事業では、戦後73年以上が経過し、語り継ぐ人が少なくなっていく中で、どのように次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくかが求められている。 **●都市交流の構築** 都市交流については、岡崎市や佐久市など親交のある市と繋がりを深めるため、今後の交流事業の発展的な方向性について検討が必要と思われる。また、ハワイ州ホノルル市・郡との交流については、誰もが参加できる新しいフラフェスティバルを構築する必要がある。 **●国際交流の方向性** 地域社会における国際交流の推進を求められるなかで、姉妹都市であるハワイ州ホノルル市・郡以外の国際交流をどのように行っていくのかを検討する必要がある。 **●外国人の支援** 年々増加傾向にある外国人については、外国人市民が安心して生活が送れるよう、ニーズの把握や多言語による情報提供等や学習支援など充実させる必要性がある。 **●人権問題への継続的対応** 人権については、人種や民族、性別を超えて、誰にでも認められる基本的な権利であるが、現在も人権をめぐる様々な問題が生じている。
3	指標及び数値目標の妥当性について	・講座・イベントの定員に達する受講希望割合について、人気のある分野の講座を実施すれば実績は高くなるが、結果として講座内容に偏りが生じやすくなる。政策目標には「多様な機会に学び」とあり、様々な講座を市民に提供することは重要であるため、講座内容の満足度等、講座自体の評価も加味するべきと考える。 ・文化芸術事業参加者数については、 施設整備を行い環境の整備を進め、文化芸術に接する多様な機会を提供する中で、文化芸術事業参加者数については40万人台を推移している。人口減少社会が進む中、参加者数自体を劇的に増加させることが難しく、多様な機会を提供しているかどうかについての指標の設定について検討していく必要がある。 ・市営体育施設の利用者数と健康事業への参加者数を政策指標としたが、平成29年4月より、健康づくり担当が保健所健康増進課に組織替えとなったため、政策指標は市営体育施設の利用者数のみとなった。今後は、柳島スポーツ公園が開園し、総合競技場及び庭球場が新たな管理施設となったことにより、体育施設の利用者が大幅に増加することが見込まれ、市民がスポーツに参加する機会が増えていることから、指標としては妥当と考える。 ・政策指標である「男女共同参画社会が実現している」と思う市民の割合は、男女共同参画に関する全ての施策の最終目標というべきものであり、政策目標及び目指すべき将来像を実現するための測定指標としては妥当と考える。しかしながら、県や近隣市においても男女の地位の平等感に関する指標は低い水準で伸び悩んでいる状況があるので、目標値については再考したい。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・人生100歳時代において、第二の人生をどのように過ごすかは重要な課題であり、セカンドライフ世代を対象に、今後も社会で活躍するための支援を目的としたイベント・講座等の企画が必要となる。 ・文化財等の文化資源を中核とする観光まちづくり戦略が全国的に広がりを見せている状況の中で、本市においても文化資源を活用した地域振興という観点からの検討が課題である。 ・体育施設について、施設によって稼働率が高く、市民が利用したくても空きがない状況であり、ニーズに対して充足していない。既存施設の有効活用を図り、より多くの市民が利用できるようにするため、開館時間や利用区分等、ニーズに合った条例改正等の検討が必要となる。 ・少子高齢化により人口減少が始まる中、活力ある地域社会を維持するには、職場・家庭・地域等あらゆる場面における女性の活躍が期待されている。特に労働力不足は喫緊の課題であり、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を図る必要がある。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	**●次期文化生涯学習プランの策定** 「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化等、現行プランで課題として残されている項目や社会情勢の変化による新たな課題を踏まえ、文化生涯学習施策を推進するための取り組みを進める。 **●指定管理者への支援** 少子高齢化社会に向けた対応や、今後歳入増加が見込めない状況において、指定管理者の役割はより重要になると考える。指定管理に関する事務について、「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」を踏まえ、茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営改善支援を進める。 **●部局横断的な文化政策の展開** 本市の豊富な文化資源を活用した地域振興という観点から、部局横断的に持続可能な文化政策を展開できる仕組みについて検討していく。 **●施設使用料見直しの検討** 今後、体育施設の新設は難しいため、既存施設の有効活用を図る中で、大規模改修に備えた受益者負担による財源確保を検討する必要がある。「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」及び「使用料等の減額免除の見直しについて」に基づき、施設使用料等について見直しの検討に着手する。 **●スポーツ振興基本計画の推進** 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、市民のオリンピック機運醸成やオリンピック・パラリンピック終了後にも継承できるレガシーを目途に、文化生涯学習部としてスポーツの振興・国際理解の推進・共生社会の実現・地域資源の活用といった幅広い分野で関連事業等を実施する。 スポーツ推進課としては、オリンピックを契機に、新たにスポーツに興味を持つ方を増やせるように、スポーツを「する・みる・支える」の視点で事業を実施する。 **●次期スポーツ振興基本計画の策定** 公共スポーツ施設の稼働率が高く、利用者のニーズに応えられていない等、現行計画で課題として残されている項目や、未病対策などをはじめ社会情勢の変化による新たな課題を踏まえ、スポーツ振興施策を推進するための取り組みを進める。 **●次期男女共同参画推進プランの策定** 社会の様々な場面において依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女平等の意識づくりに向けた取り組みを今後も継続する必要があります。また、男性の家庭生活への参画の推進、女性の政策・方針決定過程への参画の推進、地域活動における男女共同参画の推進等、克服すべき個別的な課題が残っている。今後は、現行プランで残されているこれらの課題のほか、社会情勢の変化による新たな課題（女性の職業生活における活躍の推進や、性的指向・性自認の多様なあり方等）の解決に向けて、社会情勢等の変化を的確に捉え、真に実効性のある取り組みを行っていく。 **●次世代への平和啓発事業の実施** 次世代を担う子どもたちへ、平和の大切さを広く伝えていくために、29年度に寄贈された佐々木禎子さんの折り鶴を通してホノルル市・郡の高校生ボランティアとの交流を図るなど、様々な団体と連携しながら平和啓発の取り組みを行う。 **●都市交流事業の方向性の検討** 市民参加の方法や内容の検討など、今後の交流事業の発展的な方向性について庁内関連課と調整及び検討を行う。 **●国際交流のあり方の検討** 地域の魅力を再確認し、国際社会における地域アイデンティティを確立しながら今後の国際交流事業のあり方を検討する。 **●外国人の支援** 外国人のニーズの把握や情報提供を図るため、国際交流支援市民ボランティア団体連絡会議と連携し外国人支援の取り組みを検討する。 **●人権問題への取り組み** 人権については、市民や職員などに講演会等行い普及啓発に努める。また、外国人や性的少数者の課題など現代の様々な人権課題ついて、当事者の方々のニーズを把握しながら、調査研究を行うとともに、それぞれの課題に対する取り組みを行う。

基本理念評価シート【政策目標】

1.基礎情報

基本理念	2 いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり		評価担当部局
政策目標	5 共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち		福祉部
目指すべき将来像	・元気な高齢者が増えている ・地域の総合的な相談機関や専門相談員が設置され、だれもがより身近なところで相談できている ・ボランティアに取り組む人が増え、地域での見守り、支え合いができている ・在宅生活を支援するサービスが充実し、住み慣れた地域で暮らし続ける人が増えている ・だれもが安心して医療を受けている ・日ごろの見守り活動とともに、災害時要援護者の支援体制も整っている ・地域で活動する自立した障害者が増えている ・だれもが生活の不安なく暮らしている		

2. これまでの投入資源

（単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	13,832	14,491	15,326	16,357	17,095	16,870	17,441	111,414
事業費	13,162	13,831	14,679	15,671	16,283	15,911	16,753	106,290
職員給与費	670	660	647	686	812	959	688	5,124
従事職員数	97	98	99	109	123	163	122	811
常勤職員	78	80	80	84	98	118	83	621
再任用職員（短時間含）	0	2	1	3	1	1	0	8
その他	19	16	18	22	24	44	39	182

（単位：百万円）

国民健康保険事業特別会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	22,638	23,191	23,612	23,605	27,414	26,362	25,633	172,455
事業費	22,457	23,005	23,440	23,441	27,234	26,182	25,442	171,201
職員給与費	181	186	172	164	180	180	191	1,254
従事職員数	45	44	46	47	50	50	50	332
常勤職員	24	25	24	24	27	27	26	177
再任用職員（短時間含）	0	0	0	0	0	0	1	1
その他	21	19	22	23	23	23	23	154

（単位：百万円）

後期高齢者医療保険事業特別会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	2,311	2,456	2,532	2,720	2,824	3,062	3,279	19,184
事業費	2,254	2,402	2,481	2,673	2,778	3,008	3,226	18,822
職員給与費	57	54	51	47	46	54	53	362
従事職員数	11	11	10	12	12	11	11	78
常勤職員	8	8	7	8	7	8	8	54
再任用職員（短時間含）	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	3	3	4	5	3	3	24

（単位：百万円）

介護保険事業特別会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	10,891	11,571	12,170	13,016	13,446	13,528	14,371	88,993
事業費	10,650	11,333	11,895	12,778	13,161	13,242	14,089	87,148
職員給与費	241	238	275	238	285	286	282	1,845
従事職員数	41	41	47	45	52	51	54	331
常勤職員	30	31	34	31	35	37	36	234
再任用職員（短時間含）	1	2	3	3	5	4	5	23
その他	10	8	10	11	12	10	13	74

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	地域福祉の推進事業	地域福祉活動交流会の開催による周知啓発のほか、第2期地域福祉計画の進行管理を附属機関である茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会において継続的に行い、地域福祉の推進を図る。
	民生委員児童委員に対する支援及び補助事業	民生委員・児童委員との連携を図ることで、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを進めるとともに、欠員が生じている地区では民生委員選出についての支援を行う。
	保険料の収納率の向上に関する事務	収納率向上対策として、臨戸徴収、文書・電話催告、短期証交付による接触機会の確保、特別徴収の円滑実施を行う。
	レセプトの再審査事務	医療費の適正化を図るため、レセプトの資格点検、内容点検及び再審査処理等を行う。
	生活保護の決定及び実施に関する事務	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を図る。
	生活保護受給者就労支援事業	ケースワーカーと就労支援相談員が連携し、生活保護受給者に対して、求人情報の提供や就労に必要な技能習得の指導等を行うことにより、就労に向けた支援を図る。
	グループホーム・ケアホーム設置促進事業	グループホーム・ケアホーム新規設置時に、運営法人に対し改修費や備品購入の補助を行う。入居者に対しては家賃の一部を補助している。
	障害者就労支援事業	間接的支援（福祉的就労への協力事業所への奨励金、湘南地域就労援助センターへの助成等）、直接的支援（職場体験事業、職業相談等）を行う。
	はつらつ健康プログラム事業	地域において自主的な介護予防活動が実施できるようすべての高齢者（第1号被保険者）を対象とするはつらつ健康プログラム事業を実施する。
	地域包括支援センター運営事務	包括的支援事業等を実施するとともに、さらなる地域包括支援ネットワークの構築を推進する。また、地域包括支援センター機能の充実に向けた取り組みを進める。
24年度	地域福祉総合相談室運営事業	子どもから高齢者まで、障害者を含めた全ての地域住民の保健や福祉に関する初期相談などに応じる体制を整備するため、地域包括支援センター内に設置した福祉相談室を運営する。
	地域福祉の推進事業	地域福祉活動交流会の開催による周知啓発のほか、第2期茅ヶ崎市地域福祉計画の進行管理を附属機関である茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会において継続的に行い、地域福祉の推進を図る。
	保険料の収納率の向上に関する事務	収納率向上対策として、臨戸徴収、文書・電話催告、短期証交付による接触機会の確保、特別徴収の円滑実施を行う。
	レセプトの再審査事務	医療費の適正化を図るため、レセプトの資格点検、内容点検及び再審査処理等を行う。
	生活保護の決定及び実施に関する事務	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を図る。
	子ども健全育成推進事業	生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施し、学習意欲の動機付け及び生活習慣を育む支援を行うことにより、子どもの自立心の向上を図る。
	店舗活用型就労支援事業	「就労訓練」、「就労相談」、「障害者就労支援施設の受注発注の拠点」「地域交流の場」「作品の常設展示」機能を有する店舗の運営を行う。24年11月に高砂コミュニティセンターに「さぶれ」を開店した。
	障害者虐待防止に関する事務	24年10月に障害者虐待防止法が施行され、市窓口に障害者虐待防止センターを設置、通報、届出の窓口となり、障害者の安全確保を図っている。
	はつらつ健康プログラム事業	すべての高齢者（第1号被保険者）を対象とするはつらつ健康プログラム事業を実施する。転倒予防教室の開催会場を2会場増やし、19会場とする。
	地域包括支援センター運営事務	松浪・小出地区の地域包括支援センターの公募・選定を行うとともに、開設準備研修を実施する。また、基幹型地域包括支援センター新設に向けた事務調整を行う。

25年度	地域福祉の推進事業	地域福祉活動交流会の開催による周知啓発のほか、第2期茅ヶ崎市地域福祉計画の進行管理を附属機関である茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会において継続的に行い、地域福祉の推進を図る。
	社会福祉協議会への財政支援並びに連絡・調整事業	茅ヶ崎市社会福祉協議会の運営に要する経費、事業に要する経費を助成し,茅ヶ崎市の地域福祉を強力に推進するほか、茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会について職員が委員として出席し、情報交換を行う。
	保険料の収納率の向上に関する事務	収納率向上対策として、臨戸徴収、文書・電話催告、短期証交付による接触機会の確保、早期滞納整理、徴収一元化を行う。
	レセプトの再審査事務	医療費の適正化を図るため、レセプトの資格点検、内容点検及び再審査処理等を行う。
	生活保護の決定及び実施に関する事務	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を図る。
	要保護者に関する相談事業	面接相談員及びケースワーカーが、相談者の状況を把握し、様々な施策による支援の活用等についての助言を行う。
	三市一町における障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業	三市一町（藤沢、茅ヶ崎、鎌倉、寒川）の広域連携を活用した支援体制づくりを行い、在宅の重症心身障害児者や医療ケアが必要な方を対象とする短期入所の場の確保を行う。
	店舗活用型就労支援事業	市内2店舗における就労支援を継続して行っている。25年4月より障害者優先調達推進法が施行されたことにより、調達方針の推進に努めた。
	地域包括支援センターの設置・運営に関する事務	松浪・小出地区の地域包括支援センター及び基幹型地域包括支援センターを開設するとともに、26年度開設地区（南湖・鶴嶺東・松林地区）の職員研修を進める。
	はつらつ健康プログラム事業	すべての高齢者（第1号被保険者）を対象とするはつらつ健康プログラム事業を実施する。転倒予防教室の開催会場を2会場増やし、21会場とする。
26年度	地域福祉の推進事業	地域福祉活動交流会の開催による周知啓発のほか、茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会において第2期地域福祉計画の進行管理を行うとともに、次期計画を茅ヶ崎市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定する。
	社会福祉協議会への財政支援並びに連絡・調整事業	茅ヶ崎市社会福祉協議会の運営に要する経費のほか、事業に要する経費を助成し、茅ヶ崎市の地域福祉を推進するほか、茅ヶ崎市社会福祉協議会が開催する総合企画委員会について職員が委員として出席し、情報交換を行う。
	保険料の収納率の向上に関する事務	収納率向上対策として、文書・電話催告、短期証交付による接触機会の確保、早期滞納整理、資格適用の適正化、強制徴収、転出滞納者に対する調査・処分を行う。
	レセプトの再審査事務	医療費の適正化を図るため、レセプトの資格点検、内容点検及び再審査処理等を行う。また、多重受診者の発見・指導を行う。
	生活保護の決定及び実施に関する事務	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を図る。
	被保護者の自立支援事業	生活保護受給世帯の状況の実態に応じ、ケースワーカーが訪問活動を行い、関係機関との連携により、日常支援・養育相談等を行う。
	グループホーム設置促進事業	運営法人、入居者に対して引き続き補助を行っている。26年4月より、障害者総合支援法施行に伴い、住居の種類がグループホームへ統合された。
	地域自立支援協議会の運営に関する事務	市および関係機関が連携し、障害児者の地域生活を支援するため、地域内のネットワークを形成する。部会を4つに再編成し、地域の実情を踏まえ、課題の抽出や課題への取り組みを行っていく。
	地域包括支援センターの設置・運営に関する事務	鶴嶺東・南湖・松林地区の地域包括支援センターを開設し、基幹型地域包括支援センターとともに身近な地域における相談体制の強化を図る。
	はつらつ健康プログラム事業	すべての高齢者（第1号被保険者）を対象とするはつらつ健康プログラム事業を実施する。転倒予防教室の開催会場を1会場増やし、22会場で実施する。

27年度	地域福祉の推進事業	地域福祉活動交流会の開催を通じた周知啓発のほか、茅ヶ崎市社会福祉協議会と一体的に策定した、平成27年度を始期とする「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」の施策の推進を図ることで、地域福祉を推進する。
	社会福祉協議会への財政支援並びに連絡・調整事業	茅ヶ崎市社会福祉協議会の運営に要する経費のほか、事業に要する経費を助成し、茅ヶ崎市の地域福祉を推進するほか、茅ヶ崎市社会福祉協議会が開催する総合企画委員会について職員が委員として出席し、情報交換を行う。
	保険料の収納率の向上に関する事務	収納率向上対策として、文書・電話催告、短期証交付による接触機会の確保、早期滞納整理、資格適用の適正化、強制徴収、転出滞納者に対する調査、処分・徴収一元化について収納課との協議継続を行う。
	レセプトの再審査事務	医療費の適正化を図るため、レセプトの資格点検、内容点検及び再審査処理等を行う。また、多重受診者の発見・指導を行う。
	生活保護の決定及び実施に関する事務	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を図る。
	生活困窮者自立相談支援事業	生活自立相談窓口を設置し、生活困窮者からの相談を聞き取り、自立のための方策を共に検討する。（27年4月設置）
	グループホーム設置促進事業	運営法人、入居者に対して引き続き補助を行っている。27年6月に重度の身体障害者を対象としたグループホームが新設され、補助を行った。
	店舗活用型就労支援事業	28年1月に市役所本庁舎に「カフェドットコム」を開店し、市内3店舗における就労支援を継続して行っている。
	地域包括支援センターの設置・運営に関する事務	市内１２か所に整備された委託型地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターが連携し、地域における身近な相談体制の強化を図る。
	在宅医療介護連携推進事業	在宅医療に関わる医療・福祉・介護の様々な関係団体の代表が集まり、在宅医療及び在宅医療と介護の連携のあり方を検討する。
28年度	民生委員児童委員に対する支援及び補助事業	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会と連携しながら、民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりを進めるほか、28年12月1日には3年に1度の民生委員児童委員の一斉改選を行う。
	（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業	福祉会館と海岸青少年会館との複合化に向けて、27年度に完了した基本設計に基づく実施設計を行うとともに、管理運営の方法や施設の名称について検討を行う。
	保険料の収納率の向上に関する事務	収納率向上対策として、文書催告、短期証交付による接触機会の確保、財産調査の徹底、滞納処分、資格適正化による徴収に因らない未納対策を行う。
	レセプトの再審査事務	医療費の適正化を図るため、レセプトの資格点検、内容点検及び再審査処理等を行う。また、多重受診者の発見・指導を行う。
	生活保護の決定及び実施に関する事務	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を図る。
	生活保護受給者就労支援事業	ケースワーカーと就労支援相談員が連携し、生活保護受給者に対して、求人情報の提供や就労に必要な技能習得の指導等を行うことにより、就労に向けた支援を図る。
	相談支援機能体制の機能強化	市内の4事業所に相談支援事業を委託し、相談支援の充実を図る。相談支援専門員の相談技術の向上を図るため、4事業所へ発達障害専門相談員の巡回訪問を行う。
	権利擁護に関する事務	28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、研修会や勉強会を活用し、障害理解の促進を行う。
	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業が29年4月から円滑に実施できるよう、事業体系を整備し、運営基準案をまとめ、指定基準等を策定する。
	在宅医療介護連携推進事業	医療・福祉・介護関係機関代表者会議等を実施し、医療と介護の連携の仕組みづくり、在宅医療を支えるバックアップ体制、情報共有のあり方等を検討する。
	多様な主体による高齢者の外出の機会提供事業（高齢者のための優待サービス事業）	企業や民間事業者の協力を得て、外出先で高齢者が様々なサービスを気軽に利用することができる高齢者のための優待サービス事業を展開する。

29年度	地域福祉推進事業	市の地域福祉計画と茅ヶ崎市社会福祉協議会の茅ヶ崎市地域福祉活動計画を一体的に策定した「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」について、市社協とともに一体的に中間評価を行い、必要な見直しを行う。
	市民後見人養成事業	後見等に係る体制の整備を図るため、市民後見人の養成を行うほか、成年後見制度の推進に携わる関係者から意見を聴取し、その意見をもとに市民後見人のあり方について検討を進める。
	保険料の収納率の向上に関する事務	収納率向上対策として、文書催告、短期証交付による接触機会の確保、財産調査の徹底、滞納処分、資格適正化による徴収に因らない未納対策を行う。
	レセプトの再審査事務	医療費の適正化を図るため、レセプトの資格点検、内容点検及び再審査処理等を行う。また、多重受診者の発見・指導を行う。
	生活保護の決定及び実施に関する事務	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を図る。
	生活困窮者自立相談支援事業	NPO法人と支援物資提供に係る協定を締結し、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯への物資支援の仕組みを強化することにより、現物支援につなげる。
	災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援事業（障害者）	避難行動要支援者支援計画策定後、平常時からの情報提供に同意をした方の情報を避難支援等関係者に提供するとともに、支援体制構築の支援を行う。
	地域生活支援拠点整備事業	地域生活支援拠点の面的整備を進めるための協議の場を設置し、課題の整理や取り組むべき優先順位を決定する。また29年7月より、医療ケアが必要な重度の障害児が体験的宿泊を目的とした安心生活支援事業を実施する。
	介護予防・日常生活支援総合事業	関係機関及び事業者と連携を図り、利用者の状態に合った必要なサービスが適切に利用できるよう進めるとともに、新たな担い手の育成を図る。
	一般介護予防事業	高齢者を対象とした転倒予防教室や歌体操教室等を実施するとともに、介護予防ボランティアを養成する。また、地域リハビリテーション支援事業に取り組む。
	災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援事業（高齢者）	避難行動要支援者支援計画策定後、平常時からの情報提供に同意をした方の情報を避難支援等関係者に提供するとともに、支援体制構築の支援を行う。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移		考察
1	**「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合**	現状値 29.1% (29年度) 目標値 35.0% (32年度)	・市民啓発イベントの実施のほか、福祉相談室や地区ボランティアセンターの設置、地域のネットワークづくりの支援を行ってきた成果が着実に実績に表れていると考えられるが、引き続き地域の支え合いや助け合いの仕組みづくりに向けた取り組みの充実を図っていく必要がある。
2	**特定健診の実施率**	現状値 未定 (29年度) 目標値 41.0%以上 (32年度)	・29年度の値については30年10月の法定報告時に算定される。 ・電話やはがき送付、健康アドバイスシートの作成送付などにより、継続的な受診勧奨を実施している。 ・29年度の受診率は暫定値で36.9%と上昇傾向にあるが、目標値には到達しておらず、今後も医師会等の関係機関と協議・連携を図りながら、目標達成に努める。
3	**内臓脂肪症候群の「該当者と予備群」の減少率**	現状値 未定 (29年度) 目標値 25.0%減 (32年度)	・29年度の値については30年10月の法定報告時に算定される。 ・内臓脂肪症候群の該当者と予備軍の減少率は、26年度を境に下降している。特定保健指導の利用率・終了率が低迷していることが影響しているものと考えられ、利用率の向上に向けた新たな取組を開始する。
4	**高齢者のうち要支援・要介護認定を受けた人の割合**	現状値 14.8% (29年度) 目標値 16.5%以下 (32年度)	・第1号被保険者の認定者は、概ね一定の数で増加しており、65歳以上の人口の伸びに比べ、第1号被保険者の認定者数の伸びが大きかったことにより認定率に増加が見られた。 ・介護予防に主眼をおいた健康づくりや生きがいづくりの支援に努め、介護認定を受ける人の割合を抑えるように努める。
5	**施設や入院から地域生活に移行した人の数**	現状値 3人 (29年度) 目標値 5人 (32年度)	・地域生活を支援するための事業が効果的に実施できているかを測る指標である。 ・実績値は、入院からの地域移行の人数が多く、27年度を除き、目標値を下回っている。 ・施設からの地域移行については、家庭環境などの施設に入所するまでの経緯等や障害特性により、なかなか進みにくい状況である。 ・障害特性に応じた多様な住まいの確保や地域での生活を支える見守り支援・相談対応の充実に向けて、様々な取組を推進していく。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**地域の支え合いの仕組み(安心して生活できる環境)** ※表示している数字は全体平均値 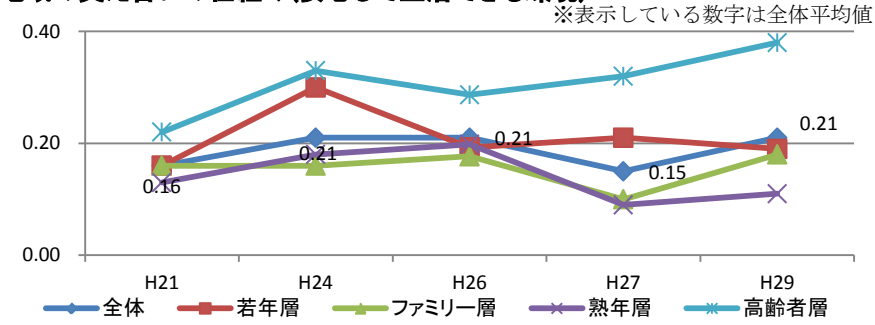	・若年層を除き、29年度調査において改善が見られた。 ・高齢者層では、概ね増加傾向で推移している。 ・全体としては、横ばいで推移しているが、今後の少子高齢化や核家族化により、地域の支え合いの仕組みの充実が重要になってくるため、引き続き共助による支え合いや助け合いの仕組みの充実を図っていく。
2	**高齢者の介護や自立した暮らしへの支援** ※表示している数字は全体平均値 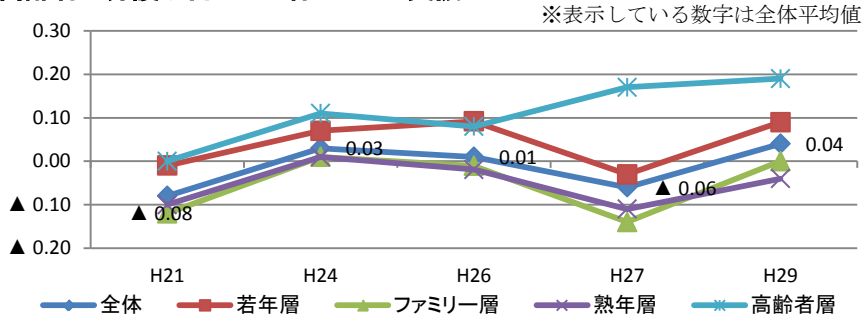	・介護サービスを利用している高齢者層は満足度が高く、必要とされた介護サービスが適切に提供されていると考えられる。しかし、自宅等での介護を担っている熟年層は前回と比べて改善はしているが、満足度は低い傾向にある。 ・今後も引続き適切な介護サービスの提供に努めるとともに、ニーズの把握に努める。
3	**障害児(者)の介助や自立した暮らしへの支援** 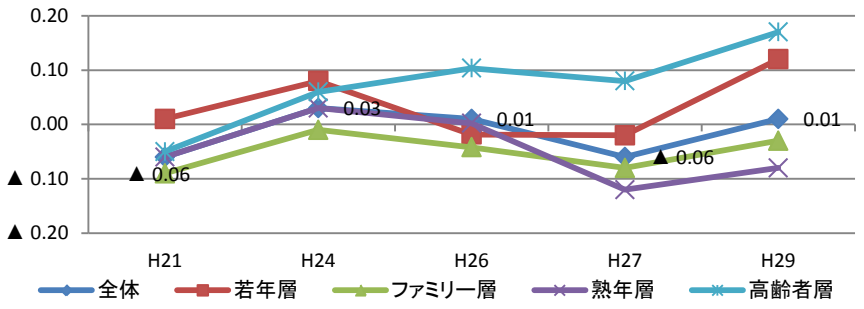	・27年度は高齢者層を除き、21年度の数値を下回ったが、法改正等により福祉サービス等の充実が図られ、29年度には改善傾向が見られた。 ・熟年層は当初の調査から満足度を下げており、ファミリー層は当初の調査から低い値で推移している。 ・関連する法施行や法改正により様々なサービスが創設されたが、満足度は低い値である。今後も障害児者や介護者のニーズに対応した事業を実施していきたい。
4	**安定した生活の支援と自立を応援する体制** 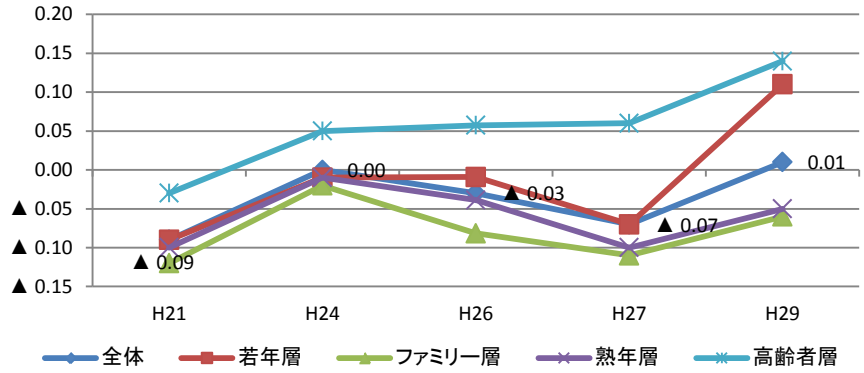	・27年度から29年度にかけては、デフレ期の雇用環境の悪化を脱却し、雇用状況に改善の兆しが見られることから、若年層、ファミリー層、熟年層で世帯所得や賃金が改善傾向にあり、全体の満足度を上昇させている。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	●身近な地域における相談支援体制の拡充 地域包括支援センター及び福祉相談室を市内12か所、地区ボランティアセンターを市内13か所に設置し、民生委員・児童委員や相談支援事業所等、様々な機関等との連携を強化することで、身近な地域における相談支援体制を拡充した。 ●国民健康保険の適正な運営 収納率向上に向けて取り組みを進めた結果、収納率が改善傾向となっている。また、レセプト点検等の取り組みにより、医療費の適正化が図られた。 ●増大する生活保護費への対応 生活困窮者自立支援法の施行に伴う体制を整備し、生活保護の開始には至らないものの、様々な理由で生活に困窮している人に対し、自立支援に向けた施策を講じることで、将来的に生活保護に至らないように取り組みを進めた。 ●障害者を取り巻く環境の変化への対応 障害福祉サービスを適正に給付したほか、障害者差別解消法の施行を契機とした障害者への理解促進のための取り組みを強化することで、障害に対する理解が進んだ。 ●介護予防の取組の充実と要介護認定率の上昇を抑制 豊かな長寿社会のまちづくりに向けて、健康寿命の延伸や虚弱化予防、転倒予防教室をはじめとした介護予防等の様々な取組を進めることで、要介護等認定率の上昇を抑制した。
2	課題として残される事項	・地域福祉の推進には、多くの人の参加が必要なことから、必要とする福祉情報の発信による周知や福祉意識が高まるような啓発にこれからも取り組む必要がある。 ・市内で活躍しているさまざまな福祉団体においては、活動者の高齢化等により、担い手不足が問題となっており、新たな担い手を確保する必要がある。 ・身近な交流の場については、今後も地域で支え合う環境を整えていくためには、地区のつながりづくりや居場所づくりを強化するきっかけをつくる必要がある。 ・少子高齢化や社会の多様化・複雑化により、市民から寄せられる相談の内容も多様化・複雑化している。また、これまでの制度やサービスの仕組みでは提供されていない支援を必要とする人や制度はあるが利用を拒否している人、複数の課題があり、どのように相談したらよいかわからないなど、困りごとを相談することが難しく「はざ間」の状況にある人がいる。1つの機関のみでの対応ではなく、地域住民や関係機関等多様な主体がそれぞれの役割に応じて、問題解決に向けた連携強化に努めていく必要がある。 ・国民健康保険料の徴収率については、平成30年度からの国民健康保険制度改革により、全国市町村の上位3割に当たる市町村規模別の収納率がベースとされる等、さらに高い目標を目指す必要がある。 ・レセプトの再審査事務については、保険者努力の評価指標とされている中で、これまでの本市の実績に対し、今後の指標の設定基準が不利なものとなる場合に、どのような手法が考えられるか検討する必要がある。 ・生活保護世帯のほぼ半数は高齢世帯であり、無年金、低年金である場合が多く、医療費も他世帯と比べ増加傾向であることから、経済的自立が困難となっている。また、若年層受給者（30～40代）においても、就職活動が長期化しているケースがあり、就労に向けたきめ細かな支援を行う必要がある。 ・障害特性に応じた多様な住まいの確保として、医療ケアが必要な重度な障害者のグループホームの整備が求められている。また介護者の高齢化、高齢障害者に対する介護保険サービスとの連携と提供体制の充実が求められている。 ・身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、高次脳機能障害、難病、外見から分かりにくい発達障害など障害特性は多様化している。市民における障害に関する理解の促進とともに、行政職員に対する障害・障害者に関する意識啓発が求められている。 ・障害特性を十分に理解した相談相手等に対するニーズも多いことから、相談先の専門性・利便性・多様性の向上を図ることが求められている。 ・介護予防については、虚弱化傾向になりやすい後期高齢者の急増が予測されたため、歌体操教室を新たに開始しているが、今後、ますます高齢者の健康レベルに合わせた介護予防の充実が求められている。また、高齢者が地域で生活し続けるためには、高齢者の介護予防を支援するボランティアや住民同士の支え合いによる介護予防事業の展開がこれまで以上に必要となる。 ・地域包括支援センターについては、地域コミュニティの再編に伴い、茅ヶ崎南地区を2つの地域包括支援センター（「あい」と「ゆず」）が担当するという変則的な状況となっている。また、「あい」と「ゆず」が受け持つ高齢者数が過大となっており、その平準化を図ることも必要である。 ・介護保険法の一部改正により、地域包括支援センターが事業の自己評価を行い、必要な措置を講ずることにより事業の質の向上を図ることが義務付けられるとともに、設置者である市が地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を行うことが義務付けられた。 ・避難行動要支援者制度については、避難支援等関係者に対し、制度に係る全体説明会及び各地域において制度並びに避難行動要支援者名簿の活用についての説明会を開催したが、取組が進んでいない地域が見受けられる。 ・平常時の情報提供に同意した方の割合が53%（30年2月提供時点）であり、同意する方の割合を増やす必要がある。

3	**指標及び数値目標の妥当性について**	・当初設定した5つの指標のうち、「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合」、「特定健診の実施率」、「『内臓脂肪症候群の該当者と予備群』の減少率」の3つについては最終目標値への到達が現実的には困難な状況にある。また、「施設や入院から地域生活に移行した人の数」ついては、27年度を除き目標値を下回っている。「高齢者のうち要支援・要介護認定を受けた人の割合」については、中間目標は達成できていないものの、最終目標値を上回っている状況にある。 ・数値目標の設定については、目標を達成できていない状況から、取組内容の再検証と数値の妥当性の両面から検討していく必要がある。 ・国の制度改正等により、数値の捉え方やその数値の持つ意味合いが変わることで、適正な進捗管理とならないこともある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・少子高齢化や核家族化の進展、地域におけるつながりの希薄化などに対応するため、国においては子供、高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、「他人事」になりがちな地域づくりを「我が事」として主体的に取り組む仕組みや「丸ごと」の相談支援の体制整備を進めることを求めており、本市において、国に先行して取り組んできた相談支援体制等の更なる充実に向けて取り組む必要がある。 ・国民健康保険料の徴収については、現状、徴収担当3名中の2名が他業務との兼務となるなど、大変脆弱な体制で事務を行っており、これ以上の効率化・合理化は難しい状況である。 ・レセプトの再審査については、レセプトの電子化により、将来的に内容点検のコンピューター化が実現することが見込まれているが、その場合であっても人による点検が必要なレセプトが1割程度は残る見込となっているため、引き続き点検の体制は必要であり、より効果的な手法の検討が望まれる。 ・平成28年版厚生労働白書によると、2030年（平成42年）には、生涯未婚率が男性27.6%、女性18.8%の社会になると予想されている。そのことにより、子どもがいない単身の国民が増え、生活保護の根幹になる、親族の援助を得られない国民が増えることになる。このような社会構造の変化と高齢化の高まりにより、生活保護受給者の伸びが他の人口動態の変化とは違った伸びとなる可能性が高い。 ・障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害理解と「合理的配慮」に関する意識の醸成に向けた取り組みが求められている。また、障害者本人の権利が守られるよう、障害者の人権を守るための施策や意思決定支援のための施策に関する周知・啓発が求められている。 ・障害者の就労支援事業は、障害福祉サービスのなかでもニーズが高く、これまで一定の成果はあるが、新たに就労後の職場定着への支援が求められている。 ・ライフステージに沿った切れ目のない相談支援の構築とともに、障害特性を十分に理解した相談先の専門性・利便性・多様性の向上を図ることが求められている。 ・平均寿命の延伸に伴い、高齢者人口が増加するが、その健康レベルは多様化するものと考えられる。そのため、今後、ますます、健康レベル（主に元気高齢者、虚弱化傾向にある高齢者等）に適した介護予防の取組が必要となる。また、これまで以上に認知症予防及びオーラルフレイル並びにエンディングに備える視点での介護予防が必要となる。 ・虚弱化に影響する要因として「運動」、「栄養」、「社会参加」が挙げられているが、本市の健康寿命に大きく影響を与える要因（介護に至る要因）分析が必要である。 ・茅ヶ崎南地区は、1つのコミュニティを複数の地域包括支援センターが担当する変則的な状況にあること、また、当該地区を担当する包括支援センターが受け持つ高齢者数が各々過大となっているため、その解消を図る必要がある。 ・地域包括支援センターの事業評価については、以前より市独自の基準を設けて評価を実施しているため国の示す指標との整合を図る必要がある。 ・地域での避難行動要支援者への支援が偏ることの無いよう、重層的な支援体制を構築することが求められる。 ・避難行動要支援者名簿の活用についての支援を行う必要がある。また、平常時の情報提供に同意未確認の方も41.6%（30年2月提供時点）であることから、制度の周知とともに、同意確認を進める必要がある。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	・本市において、国に先行して取り組んできた相談支援体制等の整理を行うほか、高齢者、障害者、児童その他の福祉の上位計画としての地域福祉計画の位置づけを明確にし、計画・実働の両面で分野を横断する包括的な相談支援体制を構築する。 ・国民健康保険料の徴収については、被保険者間の公平性を維持するためにも、人員増強による体制強化が急務であると考える。 ・レセプトの再審査については、現在行っている非常勤嘱託職員による、通年の内容点検は引き続き必要であると思われるが、業務委託により年4回に分けて行っている縦覧点検についてはコンピューター審査の範囲と精度等を考慮し、必要性を検討する必要がある。 ・第2期データヘルス計画の目標値を達成するため、特定健診の実施率については医師会等の関係機関と協議・連携を図り、内臓脂肪症候群の減少率については集団保健指導等の対応を健康増進課と合同で実施することを検討します。 ・生活保護受給者が増え続ければ、その人数に応じた組織としていかなければいけない。就労については、経済部とも連携した取り組みを検討する必要がある。 ・「障害特性に合わせた生活の場の確保」が必要である。特にグループホーム設置を検討している法人等へは、グループホーム設置や備品購入に係る補助事業について、情報提供を行うとともに適切に運営ができるよう支援していく必要である。 ・「障害特性の市民理解の促進に向けたさらなる取組」が必要である。この取組を継続的に実施していく上で、行政から地域への積極的なアプローチが必要である。 ・障害者や障害児に対する地域での生活支援を推進するために地域生活支援拠点の面的整備を進めることが求められている。特に緊急時の体制、相談支援機能の強化を図るために、本市の現状に応じた「基幹型相談支援センター」の役割等を自立支援協議会の場で関係機関等と意見を伺いながら検討していく必要がある。また、現在の相談支援事業所のあり方等を模索する必要がある。 ・「新たに創設された障害福祉サービスの充実」については、30年度より新たに就労定着支援、自立生活援助などの障害福祉サービスが創設された。これらは地域移行した障害者を支援するために充実が必要である。 ・介護予防については、高齢者自身が自らの健康レベルに合わせて主体的に取り組めるよう動機づけへの支援をするとともに、特に虚弱化傾向にある高齢者の介護予防に関し、住民同士の支え合い（サロン等）やボランティアによる介護予防事業の充実を図る。また、認知症やオーラルフレイル、エンディングに備えるための視点を強化した介護予防事業に取り組む。さらには、本市における介護に至る要因を分析し、それに対応する介護予防事業を検討する。 ・第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間中に茅ヶ崎南地区に新たな地域包括支援センター及び福祉相談室を開設し、課題の解決を図る。 ・地域包括支援センターの事業評価については、国が示す全国統一の評価指標の導入・活用を図り、各地域包括支援センターがその機能をより効果的に発揮できる体制づくりを目指す。 ・避難行動要支援者支援制度については、関係各課と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練等を各地域において実施する必要がある。また、名簿の実効性を高めるために、平常時の情報提供に同意未確認の方に対し再送を行い、地域への情報提供の拡大を図る。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念	2 いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり	評価担当部局
政策目標	6 質の高い医療サービスを安定的に提供するまち	市立病院事務局
目指すべき将来像	・市立病院が地域の基幹病院として、急性期医療を担っている ・市立病院は、救急医療体制が整っており、急病時に安心して医療を受けることができる ・市立病院は、小児科・産科・麻酔科などの不足しがちな診療科目の医師も充足されている ・地域の基幹病院である市立病院が健全に経営されている	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

病院事業会計【収益的支出】	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	9,527	9,952	9,958	12,968	10,742	11,395	11,956	76,498
事業費	9,210	9,631	9,625	12,711	10,477	11,031	11,595	74,280
職員給与費	317	321	333	257	265	364	361	2,218
従事職員数	152	157	168	86	87	112	114	876
常勤職員	43	43	44	30	31	46	47	284
再任用職員（短時間含）	1	3	3	3	2	3	2	17
その他	108	111	121	53	54	63	65	575

（単位：百万円）

病院事業会計【【資本的支出】	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	1,042	805	1,050	1,072	1,316	1,183	1,059	7,527
事業費	1,042	805	1,050	1,072	1,316	1,183	1,059	7,527
職員給与費	0	0	0	0	0	0		0
従事職員数	0	0	0	0	0	0	0	0
常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0
再任用職員（短時間含）	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	市立病院の建設改良に関する事務	救急医療、急性期医療体制の充実・拡充のため、集中治療室（ICU）を設置し、重傷の救急患者さんの集中治療を容易にし、患者の予後の改善、安心に寄与した。
	経営健全化の推進に関する事務	入院治療体制を充実させるため一般病棟入院基本料7対1の看護基準の承認を受け、急性期医療の提供に必要な手厚い看護がさらに実践できるようになった。
	他医療機関との連携にかかる事務	地域医療支援病院の認定を受け、地域の医療機関、当院登録医、他医療機関との連携を強化させ、地域医療連携室における相談業務、連携業務を充実させた。
24年度	災害応急対策活動	災害派遣医療チーム（DMAT）の認定、資機材等の整備により、災害医療の機能を充実させ、災害拠点病院として条件を他病院に先駆けすべてクリアした。
	市立病院の医療機器に関する事務	計画的に医療機器を整備し機能機能強化を図るため、高額医療機器更新計画の策定した。
	経営健全化の推進に関する事務	急性期医療機能の充実、介護施設との連携を積極的に進める「茅ヶ崎市立病院中期経営計画」を策定した。
25年度	経営健全化の推進に関する事務	「茅ヶ崎市立病院中期経営計画」に基づき効率的な経営に努め、地域に必要な医療を安定的に提供するとともに、経常黒字決算となった。
	市立病院の医療機器に関する事務	計画どおりに最新医療機器を購入し、診療機能の充実を図った。
26年度	経営健全化の推進に関する事務	「茅ヶ崎市立病院中期経営計画」に基づき効率的な経営に努め、経常黒字決算となった。
	市立病院の医療機器に関する事務	新病院完成（第1期）から10年以上経過し、更新時期を向かえた高額医療機器を計画的に更新し、質の高い医療の提供を推進した。
27年度	予約センターにおける事務	予約受付窓口をセンター化して独立させ、専任スタッフを配置することで、待ち時間の解消と混雑緩和を図った。
	市立病院の医療機器に関する事務	最終年度を向かえた「高額医療機器更新計画」に基づき計画的に高額な医療機器を整備し機能強化を図った。
	診断書、証明書等の交付申請受付に係る事務	文書作成支援システムを導入し、外来業務や医師の負担軽減を図る。

28年度	医療情報システムの更新にかかる事務	質の高い医療サービスを提供するため、電子カルテシステムの導入し、更なる医療情報の電子化を推進し、医療情報システムを安定的に稼働した。
	入院センターにおける事務	予約入院の手続きや各種相談業務等を行う入院センターを設置し、患者サービスの向上を図った。
	未収金の管理、督促及び徴収にかかる事務	会計窓口においてクレジットカード決済が可能となり、支払い時の利便性の向上を図った。
	経営健全化の推進に関する事務	安定した病院経営の指標を意識し新公立病院改革ガイドラインに沿った「茅ヶ崎市立病院経営計画」策定した。
29年度	各種医療相談の実施	がん相談支援センターを地域医療連携室内に開設し、がんについての様々な相談を専門の相談員が対応する体制を整えた。
	市立病院の建設改良に関する事務	本館内の診療機能を充実させるため、事務部門などを移転させる1階にコンビニエンスストアを配置した別棟建設工事を開始した。
	市立病院建設時の医療機器更新に関する事務	MRI(3．0T)装置の購入し、高度医療の充実及び医療提供を図った。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**経常収支比率** 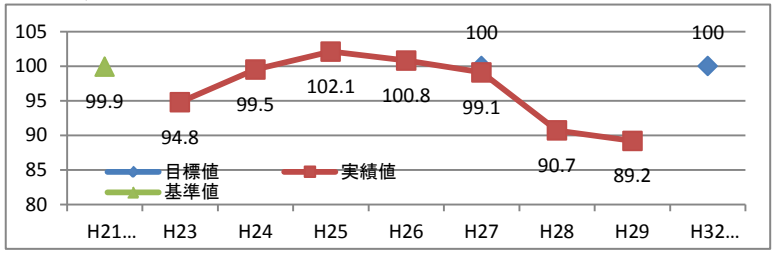 現状値 89.2% (29年度) 目標値 100.0% (32年度)	・中間期まで順調に推移し目標値を超えるまでになったが、定期昇給による人件費増加や地方公営企業会計制度の見直しや公務員の年金一元化により支出が増加したことにより目標値を下回ることとなった。経営計画に基づく取り組みや増収及び支出減に取り組み安定した経営を目指していく。
2	**病床利用率** 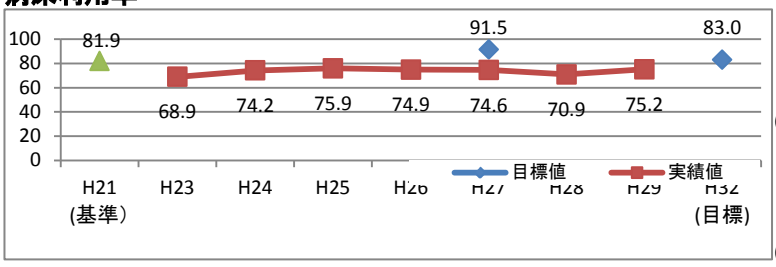 現状値 75.2% (29年度) 目標値 83.0% (32年度)	・入院収益確保し経常黒字を達成するために病床利用率向上を病院全体で取り組んでいるが、28年度に電子カルテ導入により患者を抑制していた年もあり入院患者数が増えていない状況である。地域の開業医へ積極的な働きかけをし紹介患者を増やしていく。
3	**地域医療機関から市立病院への紹介率** 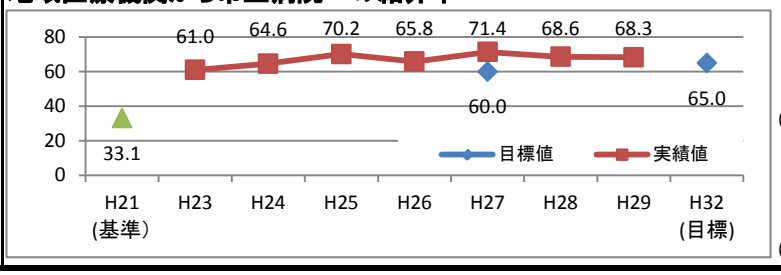 現状値 68.3% (29年度) 目標値 65.0% (32年度)	・地域医療支援病院の指定要件である「紹介率65%以上」かつ「逆紹介率40%以上」は満たしているものの、地域の基幹病院・急性期病院としてさらなる地域医療機関との連携が必要となる。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**休日・夜間を含めた地域の医療体制** ※表示している数字は全体平均値 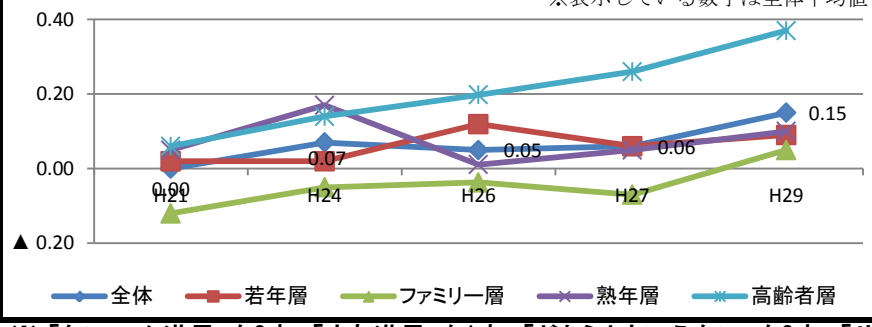	・全体として満足度が上昇しており改善がみられる。特に高齢者層においては他の層と比較して満足度が高い傾向である。 ・一方ファミリー層は低い傾向であったが若干であるが上昇しており今後も改善できるよう取り組んでいく。 ・休日夜間の医療体制の充実は地域医療の基幹病院として今後も積極的に取り組んでいく。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	急性期医療の役割を担う地域の基幹病院として、がん治療、小児・周産期医療、救急医療等の高度で専門的な医療を提供するとともに、より重篤な患者への対応に注力できるよう、地域の医療機関との機能分化や病診連携を推進してきました。リウマチ膠原病内科・脳神経外科の拡充や乳腺外科・病理診断科・放射線診断科・放射線治療科の新設、緩和ケア外来の開設などによる診療科の充実、集中治療室（ICU）の設置や災害派遣医療チームの認定、二次救急体制の強化による救急医療体制の提供強化、がん相談支援センターの設置・がん診療連携指定病院の指定などを受けがん診療の取り組みを強化し、病院機能の充実をさせてきた。 　また、地域の基幹病院として急性期の患者を中心とした医療の提供を行い、病院と診療所とが役割を分担して医療を行う病診連携を推進し、住み慣れた地域内で安心して安全な医療の提供を進めた。
2	課題として残される事項	●経営健全化の推進に関する事務 病床利用率を上げ入院収益を上げる取組や新たな施設基準の取得など安定的な収益確保のための取り組みを継続して行っているが、給与費の増加や高額医薬品の購入増による材料費の増加などにより、事業費用も増加しており、経常収支比率、医業収支比率ともに目標を達成できず、経営状況は良くなっていません。また、安定的な経営に必要な一般会計からの繰出し基準に基づく繰入金は、市の財政状況から操出基準により算出した額より減額された額により病院運営をしている。
3	指標及び数値目標の妥当性について	経営の効率化は、地域の医療提供体制を確保し良質な医療を継続的に行っていくためには避けて通れないものであり、経営上の重要な指標を設定したものであり、数値目標として妥当である。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	救急医療の取り組みの充実や診療機能の充実により、地域の基幹病院として地域の医療機関との機能分化や病診連携をさらに推進していく。 人口減少や少子高齢化が急速に進む状況にあって、医療需要が大きく変化することが見込まれる。団塊の世代が後期高齢者となる2025年の医療需要の予測、目指すべき医療提供体制とそれを実現するため策定された地域医療構想を踏まえ、地域において必要な医療提供体制の確保とさらなる経営の効率化が必要となってくる。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	公立病院は、地域における基幹病院として良質な医療を継続的に提供しつつ効率的な経営を求められており、経費節減や収入の確保に積極的に取り組むが、現在と同様な運営をし続けることが今後も適切なのか検討が必要である。茅ヶ崎市立病院経営計画に基づく取り組みや増収及び支出減に取り組んでいくとともに、収支の安定が見込まれる経営形態への移行を含め、今後の病院事業のあり方について検討していく。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念	2 いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり	評価担当部局
政策目標	7 だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち	保健所
目指すべき将来像	・だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組んでいる ・快適に暮らせる安全で衛生的な生活環境が整っている ・妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
決算額	1,542	1,579	1,508	1,656	1,605	1,620	2,269	11,779
事業費	1,542	1,579	1,508	1,656	1,605	1,620	1,704	11,214
職員給与費	－	－	－	－	－	－	565	565
従事職員数	－	－	－	－	－	－	150	150
常勤職員	－	－	－	－	－	－	68	68
再任用職員（短時間含）	－	－	－	－	－	－	1	1
その他	－	－	－	－	－	－	81	81

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	かかりつけ医制度の推進	医療関係団体や関係機関と連携し、市民が自らの健康の管理や健康状態の相談をすることができるかかりつけ医制度の定着を進める。
	地域医療センター再整備事業	地域医療センターの今後の在り方等を地域医療推進協議会で検討するとともに、整備に向けた具体的協議を行う。
	自殺対策事業	茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を開催する。街頭キャンペーンの実施、普及啓発講演会を開催する。
	狂犬病予防事務	人の生命を守るため、犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底による狂犬病予防をおこなう。
	動物愛護事業	生活環境被害や事故防止のため適正飼養の啓発及び動物愛護週間におけるペット写真展等を実施する。
	がん検診事業	日本人の死因第1位であるがんの早期発見・早期治療を目指し、検診場所の拡充及び個別通知の充実を行い、がん検診の周知・啓発を図る。
	妊婦健康診査事業	里帰り出産等により妊婦健康診査補助券を利用できない医療機関で受診した妊婦に対して償還払いを実施する。（22年度開始）
	健康増進計画の策定	茅ヶ崎市健康増進計画の策定のためのアンケート調査を実施する。
24年度	災害時医療救護活動事業	医療救護所の設営等にかかる実地訓練や各地区における医療救護所担当者会議等を実施し、マニュアルの検証と体制の確立を図る。
	特定不妊治療費助成事業	不妊で悩む夫婦の経済的負担軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）にかかる費用の一部を助成する。
	自殺対策事業	茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を開催する。街頭キャンペーンの実施、普及啓発講演会を開催する。
	狂犬病予防事務	人の生命を守るため、犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底による狂犬病予防をおこなう。
	動物愛護事業	生活環境被害や事故防止のため適正飼養の啓発及び動物愛護週間におけるペット写真展等を実施する。
	がん検診事業	がん検診の中でも乳がん検診について、乳房マンモグラフィの実施医療機関を増やし受診率の向上を図る。
	健康増進計画の策定	茅ヶ崎市健康増進計画を策定する。
	食育推進計画の推進	第2次茅ヶ崎市食育推進計画策定のためのアンケート調査を実施する。
25年度	地域医療センター再整備事業	地域医療センターの再整備等を地域医療推進協議会で検討するとともに、整備に向けた関係部局・関係機関等との具体的協議を行う。
	特定不妊治療費助成事業	不妊で悩む夫婦の経済的負担軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）にかかる費用の一部を助成する。
	自殺対策事業	茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を開催する。街頭キャンペーンの実施、普及啓発講演会を開催する。
	狂犬病予防事務	人の生命を守るため、犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底による狂犬病予防をおこなう。
	動物愛護事業	生活環境被害や事故防止のため適正飼養の啓発及び動物愛護週間におけるペット写真展等を実施する。

	がん検診事業	各種イベント等の機会を捉えた普及啓発活動及び集団検診の実施回数を増やし受診率の向上を図る。
	妊婦健康診査事業の推進	妊婦健康診査補助券1回目の補助額を10,000円から12,000円に増額する。
	食育推進計画の推進	第2次茅ヶ崎市食育推進計画を策定する。
26年度	新型インフルエンザ対策事業	新型インフルエンザウイルスが発生した際に、感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小にとどめることを目的として、平成27年2月に市の新型インフルエンザ等対策行動計画を策定する。
	地域医療センター再整備事業	地域医療センターの再整備等を地域医療推進協議会で検討するとともに、基本方針の策定、設計等にかかる関係機関等との協議を行う。
	在宅医療推進事業	在宅医療に関わる医療・福祉・介護の関係団体と、在宅医療や医療と介護の連携のあり方を検討する。また、多職種連携研修会等を開催する。
	自殺対策事業	茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を開催する。街頭キャンペーンの実施、普及啓発講演会を開催する。
	狂犬病予防事務	人の生命を守るため、犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底による狂犬病予防をおこなう。
	動物愛護事業	生活環境被害や事故防止のため適正飼養の啓発及び動物愛護週間におけるペット写真展等を実施する。
	がん検診事業	公民館でのがん検診の啓発活動を実施するとともに、集団検診の実施回数を25年度よりさらに増やし受診率の向上を図る。
27年度	地域医療センター再整備事業	地域医療センターの機能強化と利用者の利便性の向上を図るため、医療関係団体等と連携し、再整備に向けた取組を進める。
	在宅医療推進事業	医療福祉介護関係機関代表者会議や部会を開催し、医療と介護の連携の仕組みづく等を検討するとともに、多職種連携研修会等を開催する。
	自殺対策事業	茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を開催する。街頭キャンペーンの実施、普及啓発講演会を開催する。
	狂犬病予防事務	人の生命を守るため、犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底による狂犬病予防をおこなう。（装着率向上を図るため鑑札のデザインを変更）
	動物愛護事業	生活環境被害や事故防止のため適正飼養の啓発及び動物愛護週間におけるペット写真展等を実施する。
	がん検診事業	集団検診の土曜日開催を増やして子育て世代や勤労者の受診者数の増加を図る。
	健康増進計画の推進	茅ヶ崎市健康増進計画（後期）茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画策定のためのアンケート調査を実施する。
	食育推進事業	行政提案型協働推進事業により、食育教室等開催、食育通信発行、第1回食育フェスタを実施する。
28年度	在宅医療介護連携推進事業	住民、関係機関から在宅医療介護についての相談を受ける「在宅ケア相談窓口」を開設するとともに、関係団体との連携、人財育成を図る。
	地域医療センター再整備事業	地域医療センター及び三師会の事務所の施設整備を具体的に推進するため、実施設計に基づき医師会施工により整備する。
	自殺対策事業	茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を開催する。街頭キャンペーンの実施、普及啓発講演会を開催する。
	狂犬病予防事務	人の生命を守るため、犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底による狂犬病予防をおこなう。
	動物愛護事業	生活環境被害や事故防止のため適正飼養の啓発及び動物愛護週間におけるペット写真展等を実施する。
	母子保健コーディネーター事業	保健師・助産師等の専門職の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期の相談支援の充実を図る。
	健康増進計画の推進	茅ヶ崎市健康増進計画（後期）茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画を策定する。
	こども予防接種事業	里帰り等の理由で、市と委託契約を締結していない医療機関で予防接種を受けた場合、受けた予防接種の費用を市が負担する「償還払い制度」を開始する。

29年度	新型インフルエンザ対策事業	平成27年2月に策定した市新型インフルエンザ等対策行動計画について、保健所政令市として担うべき対策について新たに記載するため、平成30年2月に計画の改訂を行う。
	在宅医療介護連携推進事業	住民、関係機関から在宅医療介護についての相談を受ける「在宅ケア相談窓口」を開設するとともに、関係団体との連携、人財育成を図る。
	地域医療センター再整備事業	地域医療センター及び三師会の事務所の施設整備を具体的に推進するため、実施設計に基づき医師会施工により整備する。
	結核対策事業	発生時の積極的疫学調査、感染症診査協議会、接触者健診、DOTS、コホート調査を行う。
	感染症対策事業	感染症発生時の積極的疫学調査、接触者健診、蔓延防止のための保健指導を行う。
	難病対策推進事業	難病患者家族への研修会、保健医療従事者研修会、難病部会、難病協議会を開催する。
	自殺対策事業	茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を開催する。街頭キャンペーンの実施、普及啓発講演会を開催する。
	環境衛生関係営業施設等の許可等に関する事業	法令に基づく許認可を行うとともに定期的に監視指導を行い、理容所等の施設の衛生環境の向上を促す。
	狂犬病予防事務事業	法令に基づく犬の登録、狂犬病予防接種注射済票の交付、逸走している犬の捕獲抑留等をおこなうことにより人の生命を守る。
	動物愛護管理事業	犬猫等、愛玩動物の飼養に関するマナー啓発、しつけ教室の開催、防災訓練の実施、猫の不妊去勢手術の推進により安全で衛生的な生活環境づくりを図る。
	食品営業施設に対する許可及び監視指導	食品営業許可申請における許可及び食品営業施設に対する監視指導、食中毒発生時の調査、原因究明、被害の拡大防止及び再発防止を図る。
	がん検診事業	国の指針に基づくがん検診を実施するとともに、施設検診では、市内・寒川町及び藤沢市の指定医療機関で実施できる体制を整備し受診率の向上を図る。
	食育推進事業	地域団体、大学、事業者等との協力で開催した第3回食育フェスタ来場者が第1回の4倍の534名となる。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**地域の診療所をかかりつけ医として持っている市民の割合** 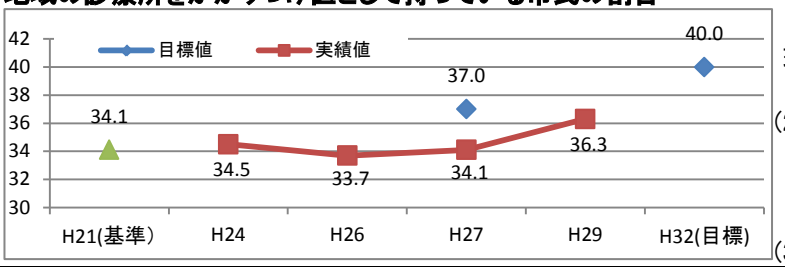 現状値 36.3% (29年度) 目標値 40.0% (32年度)	・基準となる平成21年度から比較すると、平成29年度の実績は2.2%増となっているものの、目標値には達していない。 ・今後も多様な媒体を活用し、積極的に市民への啓発に取り組む。
2	**結核り患率（人口10万人に対する結核患者数）** 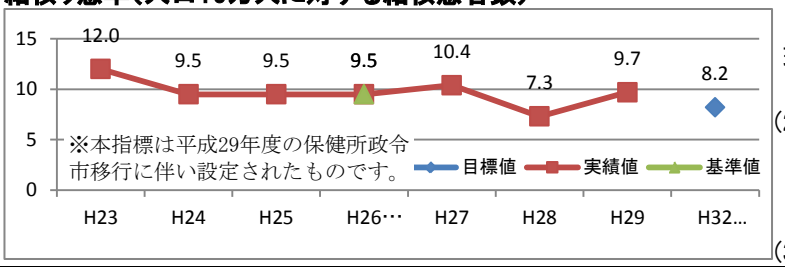 現状値 9.7人 (29年度) 目標値 8.2人 (32年度)	・平成28年の7.4から平成29年は9.7へ増加した。増加の原因は、活動性肺結核4名の発生増加と活動性肺外結核3名の増加のためと考えられる。年代別に見ると20才代から50才代が、3.6%～10.7%になっているのに比べ、60才代が17.9%、70才代以上については、46.3%となっており、高齢者の結核発生が多いことがわかる。
3	**健康増進事業への参加者数** 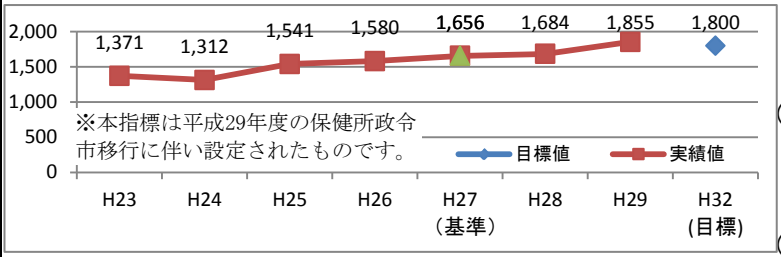 現状値 (29年度) 目標値 1,800人 (32年度)	・平成24年度までは参加者数が減少したが、その後は増加傾向で推移し、29年度には32年度の目標値を上回った。 ・29年度の参加者数増加は、開催回数ではなく、各教室1回あたりの参加者が多いことによる。今後も企画及び周知方法の工夫により、参加者数を高い水準に保つよう努めていく。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**健康診断や病気の予防のための保健サービス** ※表示している数字は全体平均値 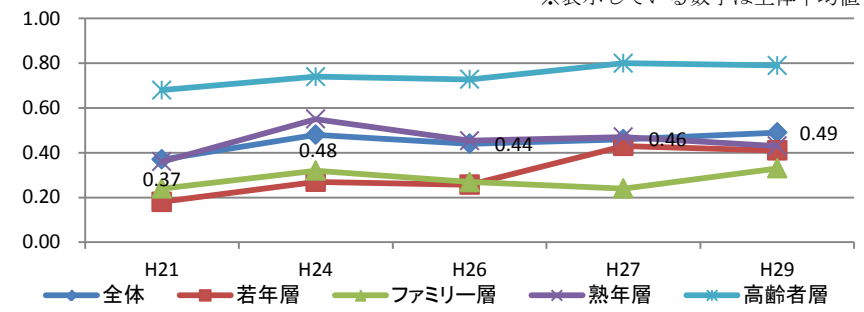	・高齢者層の健康診断や病気の予防のための保健サービスに関する満足度は21年度より高くなっており、当初は低かった若年層、ファミリー層の満足度も年々上昇してきており、市民全体の満足度は上昇傾向にある。
2	**安全で衛生的な生活環境を守る体制** ※表示している数字は全体平均値 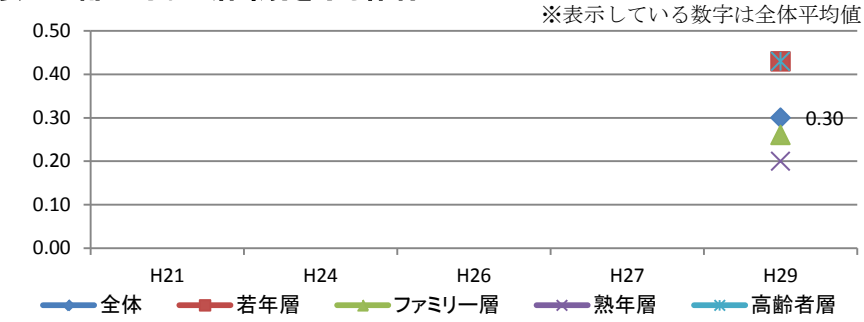	・平成29年度の保健所政令市移行と同時に設定した設問であるが、比較的高い満足度となっている。特に、保健所利用の多い若年層及び高齢者層の満足度が高くなっている。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	●医療供給体制の強化 保健所業務の移管に伴い、医療従事者の免許の申請受理及び交付、並びに病院、診療所、施術所の開設許可申請の審査、許可及び立入検査を適切に実施した。 ●地域医療の充実 医師会施工により地域医療センターの施設整備が行われており、関係機関と協議しながら、平成31年4月の供用開始に向けた準備を進めた。 ●健康生活の支援 保健所業務の移管に伴い、特定給食施設等に実地指導及び講習会を実施した。母子保健、歯科保健、栄養・食生活対策事業推進のため会議等を開催した。 ●感染症業務 感染症発生時の疫学調査、接触者健診及び保育園や高齢者施設等の集団発生時の保健指導等の蔓延防止対策を実施した。さらに、感染症発生動向の把握や分析を行い、ホームページ等において市・町民や医療関係者へ的確な情報の提供・公開を行うとともに、社会福祉施設における蔓延予防のための講習会を開催するなど、普及啓発に努めた。また、感染症診査協議会を開催したほか、HIV検査や肝炎検査を実施した。 ●難病患者支援対策事業 難病講演会やつどいを開催した。また、茅ヶ崎市難病対策地域協議会や保健医療従事者研修会を実施した。 ●精神保健福祉普及啓発事業 統合失調症家族教室、アルコール教室、普及啓発講演会等を開催した。なお、各事業とも平成29年度に市での保健所運営開始直後のため、成果を数値で測定することは難しいが、円滑に引継ぎし、事業を実施できた。 ●旧環境部事業 狂犬病予防注射のワクチン接種率について、各種啓発により全国、県平均と比較し高水準を維持することができた。飼い主のいない猫対策について、平成24年度より地域へ支援、26年度より協働事業を開始することにより不妊去勢手術の推進を加速化させることができた。 ●環境衛生・食品衛生業務 移行初年度である平成29年度について、法令に基づく許可、監視指導のほか、各種啓発活動を展開するなど、順調に移行することができた。 ●健康増進及び食育の推進 健康増進計画の策定、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例の制定、歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定、第2次食育推進計画の策定等を行い、市民の健康づくりや食育への関心を高め、日常生活の実践につながる支援としてイベント、展示、講演会、教室等を実施した。その内、指標とした健康増進に関する教室と講演会の参加者数は、29年度には1,855人となり32年度目標を達成するなどの成果が上がった。 ●各種検診の受診率の向上 がん検診については、国の実施指針に基づく実施に努め、乳がんマンモグラフィ実施医療機関を増やすなど施設検診の実施体制を整備するとともに、集団検診の実施回数を見直すなど受診率の向上を図った。 ●母子保健対策の充実 妊娠から出産、そして子育て期を安心して育児ができるように、28年度より母子保健コーディネーターを配置するともに、生後4か月までの乳児のいる家庭を対象としたこんにちは赤ちゃん訪問の全数訪問及び乳幼児健診の受診率の向上と未受診者全数把握に努め、母子保健の充実を図った。

2	**課題として残される事項**	●保健所庁舎の整備 現保健所庁舎は、平成29年度から平成33年度までの５年間を期間とし、県から無償で借り受けているが、県からの援助が終了した後の平成34年度以降の保健所庁舎の整備について、検討を進める必要がある。 ●新たな地域医療センターの管理運営体制 建物の管理・運営方法について、三師会及び市で協議し、管理に係る規約を作成するとともに、より効率的な管理運営方法を検討していく必要がある。 ●母子保健、歯科保健、栄養・食生活対策事業の各会議 地域の現状と課題を踏まえ、関係機関と連携強化を図り体制整備をしていく必要がある。 ●社会福祉施設における感染症対策 高齢者福祉施設や保育園従事者の感染症対策スキル向上のため、講習会を実施している。今後、感染症対策をさらに推進するため、各施設で感染症に関して責任を持ち、対応することが必要となる。講習会受講者がそれぞれの施設で講師となり感染症対策研修を実施できるよう、講師の養成研修を行っていくことが必要である。 ●健康危機管理体制の構築 更なる健康危機管理体制の構築を図るため、感染症業務における事務マニュアルの作成や新型インフルエンザ図上訓練の実施を検討する必要がある。 ●災害時の難病者支援 難病については、災害時に在宅で人工呼吸器の医療機器を装着している患者家族の自助努力も必要なところであるが、準備には、経済的な問題等もあり、自助も限りがある。 また、災害時入院をと考える患者家族もいるが、実際には受け入れ可能な病院数・受け入れ人数には、限りがあるといった課題もある。 ●精神保健対策事業 今後の法改正や措置入院者退院支援のガイドライン等により、個別の退院後支援計画の作成などきめ細かな支援を行う必要がある。 ●健康増進及び食育の推進 33年度からの次期、健康増進計画及び食育推進計画においては、健康増進の栄養・食生活分野と食育について、それぞれの役割を明確にし、より効果的な施策を推進する必要がある。健康増進事業について国民健康保険データヘルス計画との連携により効果的に実施することが求められる。 ●各種検診の受診率の向上 がん検診については、特定健康診査及び健康診査との同時受診を勧奨し、受診率の向上を図るために、全対象者に対する個別通知を継続するとともに、若い世代の女性のがん検診啓発活動を実施し受診の向上を図る必要がある。 ●母子保健対策の充実 母子を取り巻く環境は、少子化や晩婚化、インターネットの普及による情報の氾濫などにより、子育てに不安を抱きやすい状況になっているため、専門職による支援など妊娠から子育てまで切れ目のないきめ細かな支援を充実する必要がある。
3	**指標及び数値目標の妥当性について**	(1)かかりつけ医に係る指標及び目標値は適切であったものの、保健所業務の移管を受け、より政策目標の実現につながる指標等が設定可能か、全体の業務から検討する。 (2)結核り患率が国の指標として示されているものの、超高齢化が進むことを鑑み、高齢の結核発症のリスクから、結核罹患率を政策指標とするよりも、DOTS件数を指標とすることも考えられる。 (3)講座開催数等で数値目標を掲げることが妥当なのか検証が必要。健康増進に関する教室と講演会の参加者数は、32年度目標に達し一定の成果が上がっているが、今後は誰もが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組む地域づくりの視点からの目標(自由に参加できるイベント等の実績や、地域の団体等が健康づくりに取り組む件数など)の設定も検討する必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	●更なる危機管理体制の構築を図るため、新型インフルエンザ発生時や災害時等において、より実効的な手法や体制の検討を行うことが求められている。 ●長期に療養している人が病院、施設、在宅等、療養する場所を移動しても、引き続き病状にあった食事の提供を受けることができるようにするために、栄養・食生活に関する情報を的確に伝えることが求められており、情報共有・伝達方法を整備する必要がある。 ●超高齢社会を見据え、結核の発症リスクが高い高齢者に対して、早期に結核を発見することができるようにするためのより効果的な普及啓発や健康づくり施策との一体的な取り組みを進めることが求められている。 ●精神保健福祉対策業務では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、中・長期的に対策を講じていくことが求められている。 ●食品衛生法改正に伴う各種営業施設の許可等について、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化及び営業許可制度の見直しへの対応が求められている。 ●少子高齢化の進展により医療費の増加が顕著となっていく中で、今後更に生活習慣病の早期発見・早期治療及び重症化予防対策への積極的な取組が求められている。 ●出生数は今後減少すると見込まれ、より子育てにおける孤立感や不安を抱きやすい環境となることが想定される。妊娠・出産・子育てにおけるよりきめ細かなサービスと質の向上が求められている。 ●高齢化率は全国平均より低いが老年人口は増加の一途をたどっている。壮年期から生活習慣病の重症化予防に取り組むことで、自分らしく地域での生活を楽しむ高年期を迎えるため、健診等の実施、健康づくり、スポーツ、地域活動、働き方の見直しなど多様な分野との連携と多角的なアプローチが求められる。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●保健所のあり方の検討 県からの支援が終了した後の平成34年度以降に市が自立して保健所運営を行うことができるよう、職員の人材育成を含めた組織体制構築に取り組む必要がある。また、様々な業務を含めた保健所のあり方について、検討を進める。 ●更なる危機管理体制の構築 感染症発生時や新型インフルエンザ発生時、災害時等において、より実効的な手法や体制の検討を行う。 ●切れ目のない栄養・食生活の情報共有体制の整備 管内の病院、施設及び在宅で療養する人を含めた、切れ目のない継続的な栄養・食生活の情報共有体制を整備するため、栄養サマリーを活用した効果的な情報共有、伝達の方法について検討し、対象者への適切な食の提供の確保を図る。 ●結核り患率の低下に向けた取り組み 将来の高齢化社会を受け、結核の発症リスクが高い高齢者に対して、早期に結核を発見することができるようにするためのより効果的な普及啓発や健康づくり施策との一体的な事業展開を図る。 ●新たな業態等への対応 食品衛生法改正に伴う各種営業施設の許可等について、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化及び営業許可制度の見直しへの対応が求められていることから、地域の公衆衛生水準の向上を図る一体的な取り組みを行う。 ●健康増進及び食育の推進の充実 人生100年に対応し、生きる力を育む食育を推進し、だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組むことが出来る地域づくりのため健康増進と食育の2つの計画をより連携させるとともに、国民健康保険データヘルス計画や後期高齢者の健康診査データを活用し効果的な事業を展開する。 ●母子保健対策の充実 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援とともに、複雑化する子育て環境の中で、支援を必要とする家庭等の早期発見に努め、関係機関と連携して支援体制を強化していく必要がある。また、出産直後の身体的にも精神的にも不安定な時期に専門職によるよりきめ細かな支援をすることで子どもの健やかな成長を支援するための施策の充実を図る必要がある。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念		3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり	評価担当部局
	政策目標	8 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	環境部
	目指すべき将来像	・低炭素・資源循環・自然共生社会の形成に向け、日常生活や事業活動・行政活動において、環境配慮への意識の向上や自主的・連携した取り組みが実践され、温室効果ガスの排出量が減少している ・空気がおいしく、澄み渡った空が見られるきれいな環境を身近に感じることができる ・市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し合いながら、ごみ・資源の適正分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており、廃棄物の削減が進み資源の有効活用が図られている ・適正で効率的な資源分別・収集が定着し、焼却残さの削減と温室効果ガス排出量の削減が進んでいる	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	4,287	3,746	3,606	3,604	3,976	5,536	5,748	30,504
事業費	2,837	2,440	2,372	2,368	2,752	4,284	4,559	21,612
職員給与費	1,450	1,306	1,234	1,236	1,224	1,252	1,189	8,892
従事職員数	201	201	205	202	206	209	185	1,409
常勤職員	164	153	146	140	136	141	135	1,015
再任用職員（短時間含）	17	21	23	34	35	37	26	193
その他	20	27	36	28	35	31	24	201

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	茅ヶ崎市環境基本計画推進事業	平成23年度から計画期間が開始する「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」に位置づけられた施策を推進する。
	電気自動車（EV）普及推進に関する補助制度	電気自動車（EV）の購入に要する費用の一部を補助することによって、電気自動車（EV）の普及の促進を図り、もって温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与する。
	水・土壌環境保全調査事業	法令に定める工場等の排水に係る規制基準の適合状況を立入検査や水質検査により確認している。また、河川や海域の環境調査や土壌汚染に係る対策指導を行っている。
	美化推進事業	誰もが安全で快適に楽しめる茅ヶ崎海岸を創出するため、美化キャンペーン、街頭キャンペーン、海岸パトロール等を実施する。公益財団法人かながわ海岸美化財団による海岸清掃を実施する。
	茅ヶ崎市一般廃棄物処理計画の改訂	資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている一般廃棄物処理基本計画の改訂（平成23、24年度の2カ年事業）を行う。また、23年度一般廃棄物処理実施計画を定め、進行管理を行う。
	資源化促進事業	平成24年度に稼働するリサイクルセンターと時期を合わせ、資源物の分別収集方法を見直します。びん、かん、ペットボトルをコンテナ、ネットによる収集に変更するとともに、プラスチック製容器包装類、金属類、廃食用油の収集モデル事業や住民説明を行う。
	収集・運搬業務の民間活用	拡大する分別品目（プラスチック製容器包装類・廃食用油・金属類）の収集・運搬業務に対応するため、民間活用による事業を開始する。
	収集運搬業務	市内全域でびん・かん・ペットボトルのコンテナ・ネット収集事業を民間活用により実施する。
24年度	地球温暖化対策地域推進計画改定事業	「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」（計画期間：平成21から24年度）終了することから、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める地方公共団体実行計画に沿うよう計画の改定作業を行う。
	省エネ機器等導入支援事業	省エネ機器の導入に要する費用の一部を補助することによって、高効率の省エネルギー機器の導入の促進を図り、もって温室効果ガスの排出を抑制及び省エネルギーの推進により、地球温暖化防止に寄与する。
	水・土壌環境保全調査事業	法令に定める工場等の排水に係る規制基準の適合状況を立入検査や水質検査により確認している。また、河川や海域の環境調査や土壌汚染に係る対策指導を行っている。
	美化推進事業	誰もが安全で快適に楽しめる茅ヶ崎海岸を創出するため、美化キャンペーン、街頭キャンペーン、海岸パトロール等を実施する。公益財団法人かながわ海岸美化財団による海岸清掃を実施する。
	資源化促進事業	寒川広域リサイクルセンターの稼働により、資源物の処理を寒川町に委託する。また、同リサイクルセンターのより効率的な管理運営のため、長期包括的契約についての導入可能性調査を行う。

	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業	ごみの排出抑制のため、小学生などを対象とした教育内容の充実を図るとともに、「ごみ通信ちがさき」や市広報紙、ホームページなどを活用し、適切な情報発信を行う。
	広域処理に伴う搬入ごみの賦課・徴収に係る業務	寒川町広域リサイクルセンターが稼働し、資源物の共同処理に伴う発生残渣の環境事業センターでの受け入れを開始する。
	焼却灰等有効利用事業	焼却残渣の再資源化の新たな手法として、人工砂化の民間委託を開始する。
25年度	地球温暖化対策実行計画の推進	平成25年度よりスタートした茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の着実な推進と周知啓発を実施する。また、計画を推進していくための進行管理についても茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会における検討及び庁内での検討・調整を行う。
	太陽光発電設備設置補助事業	太陽光発電設備設置に要する費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の普及の促進を図り、温室効果ガスの排出抑制及び省エネルギー化を推進する。また、新たに共同住宅用の補助を開始する。
	水・土壌環境保全調査事業	法令に定める工場等の排水に係る規制基準の適合状況を立入検査や水質検査により確認している。また、河川や海域の環境調査や土壌汚染に係る対策指導を行っている。
	美化推進事業	誰もが安全で快適に楽しめる茅ヶ崎海岸を創出するため、美化キャンペーン、街頭キャンペーン、海岸パトロール等を実施する。公益財団法人かながわ海岸美化財団による海岸清掃を実施する。
	資源化促進事業	資源物の中間処理を寒川町に委託するとともに、市町の共同で建設した寒川広域リサイクルセンターのより効率的・効果的な管理運営を目指し、平成26年4月から民間のノウハウを活用した長期包括運営責任業務委託の実施に向けて市町で連携し取り組む。
	茅ヶ崎市一般廃棄物処理計画の推進事業	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている一般廃棄物処理基本計画に基づき資源循環型社会形成を目指し、ごみ減量化・資源化施策を実施するとともに進行管理を行う。また、一般廃棄物処理実施計画の改定を行う。
	焼却灰等有効利用事業	焼却残渣の再資源化の新たな手法として、セメント化の民間委託を開始する。
26年度	茅ヶ崎市環境基本計画推進事業	計画に位置付けた目標の達成に向け施策を実施するとともに、外部評価による事業評価を踏まえ、早い段階での予算措置や軌道修正により実効性を高める。事業の実施結果及び評価を年次報告書に取りまとめ公表する。
	太陽光発電クレジット事業	住宅用太陽光発電設備により削減した二酸化炭素排出量をクレジット化し、市内企業等に売却、売却益を太陽光発電設備設置者に還元する事業。太陽光発電設備の普及促進及び市域の温室効果ガス排出抑制と省エネルギー化を推進する。
	水・土壌環境保全調査事業	法令に定める工場等の排水に係る規制基準の適合状況を立入検査や水質検査により確認している。また、河川や海域の環境調査や土壌汚染に係る対策指導を行っている。
	美化推進事業	誰もが安全で快適に楽しめる茅ヶ崎海岸を創出するため、美化キャンペーン、街頭キャンペーン、海岸パトロール等を実施する。公益財団法人かながわ海岸美化財団による海岸清掃を実施する。
	資源化促進事業	資源物の中間処理を寒川町に委託するとともに、市町の共同で建設した寒川広域リサイクルセンターのより効率的・効果的な管理運営を目指し、平成26年7月から民間のノウハウを活用した長期包括運営責任業務委託の実施に向けて市町で連携し取り組む。また、25年10月から実証事業を進めている使用済小型家電の回収については、本年度も継続的に行い、本格実施に向けた検討を行う。
	事業系一般廃棄物に関する業務	環境事業センターに搬入される事業系一般廃棄物の内容物を調査し、不適正排出の抑止に努め、また、多量排出事業者に対して減量化等計画書の提出を求めるとともに、事業者訪問を行うことにより、ごみの排出抑制、分別に関する啓発・指導を実施する。
	収集運搬業務	大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみの収集を民間活用による事業を開始し効率化を図る。
	茅ヶ崎市環境基本計画推進事業	計画期間の中間年にあたることから、目標指標や重点施策等について、これまでの実施状況や環境審議会評価等を考慮し見直しを行い、実現可能なスケジュールを再構築するなど計画の一部修正を行う。
	ちがさきエコネット事業の推進	地球温暖化対策に関する情報が簡単に入手でき、市民、事業者、行政が双方向で情報の送受信が出来るポータルサイトを運用する。会員登録数を増やすため、広報紙やホームページ等を活用し市民に広く事業の周知を図る。

27年度	水・土壌環境保全調査事業	法令に定める工場等の排水に係る規制基準の適合状況を立入検査や水質検査により確認している。また、河川や海域の環境調査や土壌汚染に係る対策指導を行っている。
	美化推進事業	誰もが安全で快適に楽しめる茅ヶ崎海岸を創出するため、美化キャンペーン、街頭キャンペーン、海岸パトロール等を実施する。公益財団法人かながわ海岸美化財団による海岸清掃を実施する。
	焼却処理施設の延命化事業	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画及び第2次神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画で位置づけられている、焼却処理施設延命化工事について、循環型社会形成推進交付金を活用し、長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事の発注及び契約を行い、寒川町と連携し、10月より工事に着手する。
	茅ヶ崎市一般廃棄物処理計画の推進事業	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている一般廃棄物処理基本計画に基づき資源循環型社会形成を目指し、前年度の検証を行い、ごみ減量化・資源化施策を実施する。剪定枝資源化の手法の整理及び事業実施に向けての地域への説明等周知を実施する。また、有料化導入の検討にかかる事業手法等の整理を実施する。
	広域処理に伴うごみの搬入業務	寒川町の不燃ごみの処理を開始する。
28年度	環境基本計画推進事業	平成27年度に実施した中間見直しの内容を見据えた取り組みを推進する。これまで以上にそれぞれの分野の環境団体と各課が連携するとともに、環境団体が行う環境保全活動が充実するよう、支援策を検討する。
	太陽光発電設備設置補助事業	戸建て住宅及び共同住宅に対し太陽光発電設備設置に要する費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の普及の促進を図り、温室効果ガスの排出抑制及び省エネルギー化を推進する。
	水・土壌環境保全調査事業	法令に定める工場等の排水に係る規制基準の適合状況を立入検査や水質検査により確認している。また、河川や海域の環境調査や土壌汚染に係る対策指導を行っている。
	美化推進事業（協働推進事業・行政提案型）	ごみの持ち帰り運動を進めている茅ヶ崎市の基本姿勢に則り、バーベキューごみや一般家庭ごみを海辺等に放置していくことを利用者にさせないように、海岸での声掛けやのぼりを設置する等をし、マナー啓発を実施する。
	資源化促進事業	寒川広域リサイクルセンターにおける資源物処理で平成26年7月から実施している民間のノウハウを活用した長期包括運営責任業務委託について、引き続き寒川町との連携を密にする中でモニタリング等を適切に実施する。また、環境事業センターにおいて蛍光管等の分別収集による資源化を行うとともに使用済小型家電の回収について、引き続き事業を実施する。
	粗大ごみ処理施設の整備	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画及び第2次神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、循環型社会形成推進交付金を活用し、寒川町と連携し、粗大ごみ処理施設建設予定地の調査等を実施する。
	収集運搬業務	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」に対応するため、蛍光管等の分別収集を開始する。
	不法投棄防止事業	不法投棄多発地域である小出地区及び鶴嶺西地区で、市民、神奈川県、警察と連携して合同パトロールを開始する。
29年度	環境フェアの開催	子どもから大人まで、楽しみながら未来のくらしと社会のために自分たちでできることを発見できるイベントとして、市民団体や企業の協力を得ながら環境フェアを開催する。
	太陽光発電クレジット事業	住宅用太陽光発電設備により削減した二酸化炭素排出量を取引可能なクレジット化し、市内企業等に売却、売却益を太陽光発電設備設置者に還元する事業。太陽光発電設備の普及促進及び市域の温室効果ガス排出抑制と省エネルギー化を推進する。
	水・土壌環境保全調査事業	法令に定める工場等の排水に係る規制基準の適合状況を立入検査や水質検査により確認している。また、河川や海域の環境調査や土壌汚染に係る対策指導を行っている。
	美化推進事業（協働推進事業・行政提案型）	ごみの持ち帰り運動を進めている茅ヶ崎市の基本姿勢に則り、バーベキューごみや一般家庭ごみを海辺等に放置していくことを利用者にさせないように、海岸での声掛けやのぼりを設置する等をし、マナー啓発を実施する。
	一般廃棄物処理計画の推進事業（ごみ有料化の検討）	ごみ処理に係る受益者負担のあり方を検討する中で、経費をはじめとする本市のごみ処理の現状について市民や事業者にわかりやすい説明を行い、自治会等との意見交換を重ねながら、ごみ有料化等の導入に向けた検討を進める。

	一般廃棄物処理計画の推進事業	平成29年度が中間見直し時期である一般廃棄物処理基本計画の改訂を行うとともに、同計画記載の施策にかかる前年度評価を行い、計画に沿った廃棄物の適正処理及び減量化・資源化施策を推進する。
	広域処理に伴うごみの搬入業務 動物死体の収集運搬処理事業	一般廃棄物処理手数料について、処理に係る経費を踏まえ、排出者である受益者が負担すべき適正な料金体系を精査するとともに、近隣市等との格差を考慮のうえ見直しを実施する。
	粗大ごみ処理施設の運転維持管理業務	効率的かつ安定的な運転管理を行うために、粗大ごみ処理施設の運転管理について民間活用による事業を実施する。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**1人1日当たりの資源物を除いたごみ排出量** 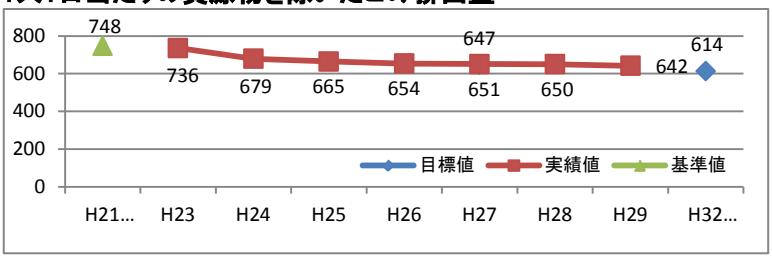 現状値 642g (29年度) 目標値 614g (32年度)	・平成23年度から24年度にかけて減少を示したものの、その後ほぼ650g前後の水準で推移している。29年度末の排出量を576gとする目標を定めていたが、達成していない。その主な要因としては、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されている実態から、市民の間に分別意識が十分浸透していないことが挙げられる。
2	**リサイクル率** 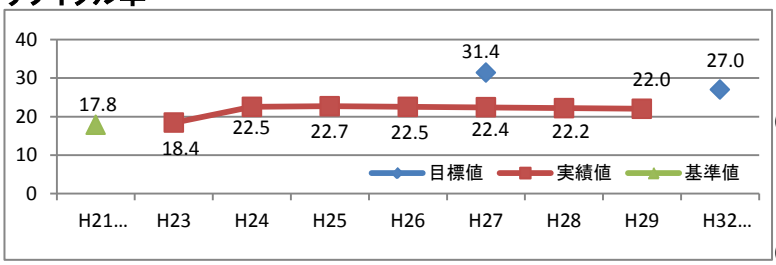 現状値 22.0% (29年度) 目標値 27.0% (32年度)	・平成23年度から24年度にかけて上昇したものの、その後は22%程度にとどまっている。その主な要因としては、新聞や雑誌の電子化により再生率の高い古紙類の収集量が100t近く減少していること、市民の間に分別意識が十分浸透していないことが挙げられる。 費用対効果や事業手法等の課題により、剪定枝の資源化を見送った等、資源化施策の見直しを踏まえ、平成32年度の目標値を見直しています。
3	**市域のCO2排出量** 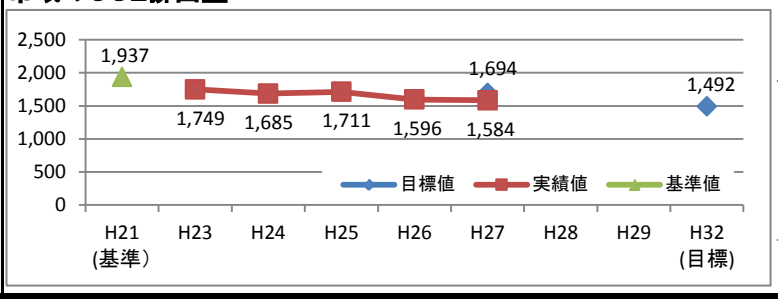 現状値 1584千tCO$_2$ (27年度) 目標値 1492千tCO$_2$ (32年度)	・算出するために必要な各種統計数値の公表時期の関係から、現状値は平成27年度が直近となっている。 ・計画策定時(21年度)以降、減少傾向で推移し、中間時点(27年度)の排出量は目標値を下回っており、順調に削減が進んでいる。 ・今後も地球温暖化対策実行計画に基づき、家庭や事業所の省エネルギー化を進め、目標の達成を目指す。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み** ※表示している数字は全体平均値 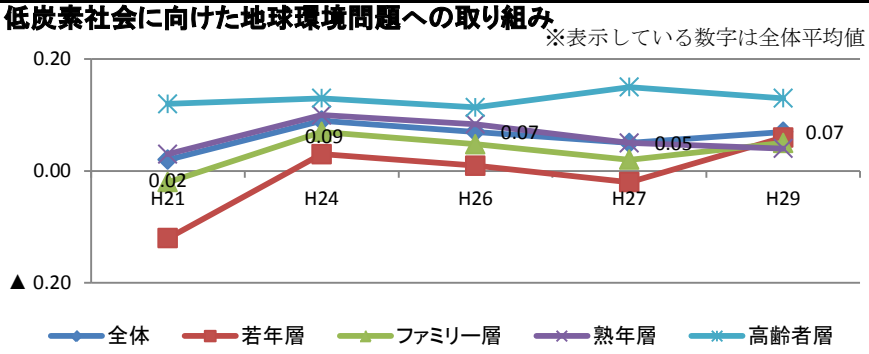	・全体として平成21年度の数値を上回っており、各種補助事業やポータルサイトを活用した周知啓発など、地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みが一定程度の評価を得たと考えられる。 ・年齢層別でみると、50～60代の熟年層が24年度以降下落傾向であり、29年度は若年層とファミリー層を下回り最も低い数値となっている。 ・今後は熟年層のニーズを捉えた事業展開を検討する必要がある。
2	**自宅周辺の居住環境（住みごこち）** ※表示している数字は全体平均値 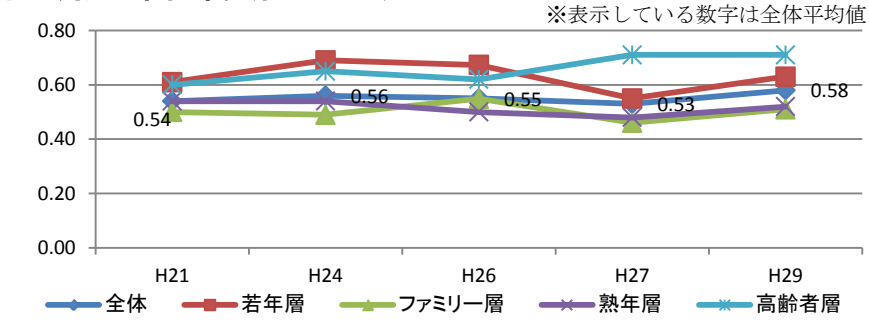	・平成27年度に高齢者層を除く全ての層で満足度が低下したが、29年度は全ての層で改善が見られた。特に、若年層において大きな改善が見られた。 ・騒音や悪臭などの公害に関する苦情の発生件数は、21年度の131件から年々減少し、27年度は85件、29年度は80件であった。これらの苦情に対しては、立入調査等を実施し、対応した。今後も引き続き、苦情対応が必要である。
3	**循環型社会に向けたごみの減量化やリサイクルなどの取り組み** ※表示している数字は全体平均値 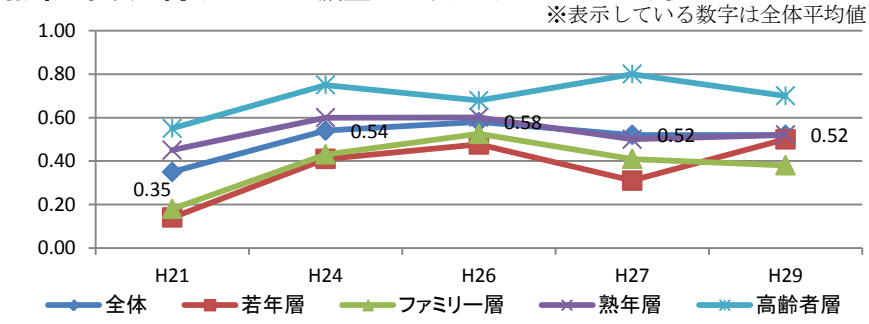	・全体では、中間時点で平成21年度の数値を上回ったがその後やや低下し推移している。 ・高齢者層は他階層に比べ満足度が高いが、若年層、熟年層は中間を維持しているものの、特にファミリー層は中間時点から減少傾向が続いている。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	**これまでの主な取組と成果**	●環境に配慮した活動の実践 自然共生社会への転換に向けた取り組みについては、自然環境の保全において重要度の高いコア地域としている市内7地域について、環境団体との連携による保全管理作業の実施や特別緑地保全地区の指定が行われている。環境基本計画に位置づけられた施策については一部に若干の遅れも見られるものの施策実施担当課と様々な環境団体が連携しながら取り組みを進めている。 低炭素社会への転換に向けた取り組みについては、家庭や事業者における省エネルギー機器の導入や電気自動車の購入などに対し、各種補助事業を実施してきた。特に、平成21年度から実施してきた「太陽光発電設備設置補助事業」では、事業の実施による28年度末の太陽光発電設備の累計設置件数は1,984件、その温室効果ガスの削減効果は年間約3,900t-CO_2となり、市域における温室効果ガスの削減に寄与している。 資源循環型社会への転換に向けた取り組みについては、4R(「リフューズ」「リデュース」「リユース」「リサイクル」)の取り組みを推進し、ごみの排出量の抑制を図った。 ●環境意識の高揚 環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」を活用し、教員に向けて総合学習の時間等に利用できる環境情報を発信するとともに、児童・生徒に向けては「出前授業」を実施した。また、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)に基づく取り組みを推進することで学校における環境活動の充実を図った。 来場者が環境に関する情報を共有し、環境に優しいまちづくりに取り組むきっかけになることを目的とし、毎年、市内の環境団体、事業者、学生ボランティア等の協力のもと環境フェアを開催している。 「みんなの環境基本計画特集号」を広報紙に折り込み、環境団体の活動や、市の環境施策の情報を提供するとともに、地球温暖化対策に関する新たな情報発信ツールとして「ちがさきエコネット」を構築し、運用するなど、機会を捉えた情報提供を実施してきた。 ●公害の未然防止に向けた取り組み 「快適で安全な生活環境を守る」という施策目標を実現するためには、公害の未然防止に的確に取り組むことが肝要であることから、施策指標として「工場・事業場定期立入調査件数」を掲げ、目標値100件に対し、平成29年度は110件の立入調査を行うことができた。また、「水質排水規制基準適合率」については、目標値100%に対し、29年度の実績値は85.7%にとどまったが、事業者に対し、排水指導等を適切に実施し、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める有害物質等による河川・海域等公共用水域への漏えい事故等はなく、公害の未然防止が図られた。 ●1人1日当たりの資源物を除いたごみ排出量の削減 資源循環の取り組みが効果的に実施できているかを計る指標であり、排出抑制や資源化促進などの施策展開により、ごみ排出量の削減を図る。排出量については、人口増にも関わらず確実に減少してきていることから、取り組みに対する一定の成果があったものの、平成23年度の排出実績である736gを29年度末に576gとする目標に対し、29年度実績は642gとなり、目標を達成していない。 ●リサイクル率の向上 資源化の進捗状況を見る指標であり、分別収集方法を見直し、資源物として回収する品目を拡大することにより向上を図る。平成23年度実績である18.4%を29年度末に34.3%とする目標を定めていたが、29年度実績は22.0%となり目標を達成していない。 ●ごみの中間処理施設の適正な維持管理 ごみ焼却処理施設の基幹的設備改良工事を平成27年度から29年度に実施し施設の延命化を図るとともに、発電量を増加させ、より環境に配慮した施設にリニューアルを行った。粗大ごみ処理施設については37年度の新施設稼働に向け、現施設の計画的な改修を行っている。最終処分場については、30年度目標値の最終処分率8.5%の達成は難しいものの、29年度末の埋立率は44%であり、埋立残余量は確保している。 ●不法投棄の防止啓発 市民、神奈川県、警察と連携し、不法投棄多発地域である小出地区及び鶴嶺西地区での合同パトロールを実施するなどパトロールを強化している。

2	**課題として残される事項**	●環境基本計画における重点施策の推進 重点施策の進捗については、生活環境分野に比べると、自然環境分野に相対的な遅れが見られることから、これまで以上にそれぞれの分野の環境団体と各課かいが連携するとともに、環境団体が行う環境保全活動が充実するよう施策を進める必要がある。また、生物多様性の保全という観点から、自然環境を有する地域における土地利用の際に、どの程度まで自然環境保全の要素を盛り込むことができるかが課題である。 ●市域の温室効果ガスの排出抑制 市域の温室効果ガスの排出抑制に向けては、市単独の取り組みだけでは限界があるため、国や県、近隣自治体と連携した施策展開を検討するとともに、市民や事業者が自発的に取り組むための支援策を実施する必要がある。 ●法に基づく届出審査等の事務量の増加 「工場・事業場定期立入調査件数」は目標値100件に対し、平成29年度は110件の立入調査を行うことができたが、その内の事務事業の指標である水質汚濁防止法に基づく年間立入調査件数は目標値である65件に対し、29年度は33件であった。水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定施設を更新等するときは、基本的に土壌汚染対策法に基づき土壌調査が必要となるが、この調査において土壌や地下水の汚染が確認された場合は、土壌汚染対策や地下水汚染拡大防止措置など中長期的な改善措置が必要となる。このような改善措置を実施している事業者は、有害物質使用特定施設の更新等により近年増加傾向にあり、法に基づく届出審査や対策指導など事務量が増加することにより目標達成が困難となる。 ●ごみの発生抑制と資源化 ごみ排出量は減少傾向となっているが、本来資源化されるべき資源物が適正に排出されるよう、市民・事業者に対し、適正分別のための周知啓発の強化が必要である。また、剪定枝等のごみを資源化する新たな仕組みを検討することが必要である。 ●ごみの分別の啓発 資源物への排出誘導として、市民に対する分かりやすい分別の周知が必要である。 ●ごみの中間処理 ごみ焼却処理施設は性能水準を回復させるため、平成27年度から29年度まで大規模改修を実施した。一方、粗大ごみ処理施設は現在、広域連携として寒川町の不燃ごみ処理も行っている。昭和52年に稼働した粗大ごみ処理施設は老朽化が進行していることから、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画に基づく着実な施設整備が必要である。 ●焼却残渣（飛灰）の処理 飛灰に含まれる塩分が再資源化を行う際の炉を傷めるため、飛灰を洗うなどの前処理が必要で処理コストが高額になる。そのため、処分コストが低額な区域外の最終処分場に埋立処分を委託しているが、受託者の受入量に制限があるため、再資源化量を増やさなければ最終処分率を下げることができない。 ●収集車の更新 47台の収集車を保有しており、現状10万kmを超える車両が36台、この状況が継続されると平成32年度には走行距離が20万kmを超える車両が21台にものぼると想定される。第4次実施計画では、当初3年間各7台を要求していたが、採択では3年間で4台の更新に留まり、ここ数年車両の老朽化から車両修繕料も軒並み増加の一途を辿り、予算の流用により対応している状況である。こうした状況が継続するとごみ収集に使用する車両不足も想定され、市民生活に不可欠な安全かつ安定的な収集業務の遂行に多大なる支障をきたすものと考えられる。
3	**指標及び数値目標の妥当性について**	・「1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量」「リサイクル率」については、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の中で数値目標項目として定め、そのトレンドを評価対象としている。また、国においてもこれら2つの指標をごみ白書等で使用し、評価を行っている。こうしたことから、これらの指標は妥当であると考える。 ・「市域のCO_2排出量」については、国や県においても、計画の指標としていることから妥当であると考える。しかしながら、本指標は、市の施策の効果が直接的に反映されない側面があること、また、実績値の算出に必要な各種統計数値の公表時期の関係から、算出が2年遅れとなることを鑑み、代替となり得る指標を検討する必要がある。 ・環境基本計画における重要な施策である自然環境分野に関する指標についても検討していく必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・平成27年9月に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」や同年11月に国が策定した「気候変動の影響への適応計画」では、環境を取り巻く課題はこれまで以上に範囲が広がり、経済活動や社会問題とも相互に関連し複雑化していることから従来の枠を超えた分野との連携が求められている。 ・平成20年6月に制定された「生物多様性基本法」や、28年に策定された「かながわ生物多様性計画」などを踏まえ、市内各地域の特性に応じた生物多様性の保全について更なる取り組みを進めていく必要がある。 ・自然環境の保全や維持管理活動への若い人の参加が少なく、人材の高齢化、固定化が進んでいる。 ・市域における温室効果ガス排出量は順調に削減が進んでいるが、今後は限界に近づくにつれて取り組みの速度が鈍化することが予想される。 ・神奈川県の告示により、平成30年度から小出川の環境基準がB類型に指定されるが、これまでの水質調査結果から環境基準の達成は困難と考えられる。県内河川の環境基準達成状況は、100%（28年度）であり、小出川においても達成が求められる。 ・高齢化の進行により独居世帯の増加も予想される。資源循環型社会の推進のためには、分かりやすい分別、負担の少ない排出方法とすることで、誰もが適正な分別に取り組みやすい仕組みの構築が求められる。 ・地球環境への対応では、平成24年度以降に開始したプラスチック製容器包装類の分別により焼却処理に伴い温室効果ガスの排出は減少している。ごみと資源の発生抑制は、温室効果ガスの排出削減に大きく寄与することから、さらなる排出抑制が求められる。 ・今後は、ごみ処理施設の整備と最終処分場が45年度に使用期限を迎えることに起因する焼却灰の再資源化の必要性から、ごみの減量化・資源化の新たな取り組みが求められている。 ・家庭ごみの収集方法として、各家庭の敷地内に排出されたごみを、戸別に収集する手法を検討している。排出者の責任が明確になるため、適切に排出しようという意識が働き、ごみの減量が進むことが想定される。また、各家庭の敷地内にごみを排出するため、不適正排出やカラス被害、景観の悪化、通行への障害等、これまで地域の方が抱えていた集積場所の問題の解消に繋がるとともに高齢者をはじめ各世帯にとって利便性が向上する。一方で大きな課題として、集積場所から各家庭への回収に切り替わることに伴い、車両や人員の増加が必要となることから、新たな経費が発生する。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●分野横断的な環境施策の展開 多様化・複雑化する環境問題を解決していくためには、環境分野での取り組みだけでなく、地域経済の発展や防災対策等、他の分野の取り組みが結果として環境問題の解決に繋がる「同時解決」の考え方が求められる。こうした考え方を次期環境基本計画はもとより、次期総合計画にも取り入れ、様々な分野で環境施策を展開していくことが必要である。 ●多様な主体との連携と支援の強化 多岐にわたる環境施策の推進は、行政の努力のみで実現できるものではない。このため、国や県、近隣自治体、学校、企業、関係団体等、あらゆる主体と連携しながら、必要な情報の提供、支援体制の構築を進め、市民一人一人の日常生活や事業者それぞれの事業活動において、これまで以上に環境に配慮していくことが求められる。 ●法に基づく調査・監視の実施 土壌汚染に関する課題については、土壌汚染に至らないようにすることが重要であり、有害物質の使用や保管方法を徹底するよう事業者に周知することが必要であり、立入検査等において重点的に指導する。 小出川は藤沢市、寒川町からも流入があり、水質悪化の要因は明確にはされていない。今後、神奈川県と2市1町による水質調査を実施し、水質悪化の原因調査や事業者への改善指導等を行う。 ●ごみの発生抑制と資源化 平成28年度に実施したごみの組成分析結果によると、本来資源化されるべき資源物がごみとして廃棄されていることから、市民・事業者に対し、適正分別のための意識高揚を図る必要がある。また、剪定枝の資源化など、リサイクル率向上に繋がる施策の実施が必要である。 ●ごみの分別の啓発 リサイクル率が下降傾向にあるのは、市民の間に分別意識が十分に浸透していないことが要因の1つとして挙げられる。市民への分別意識の浸透には、ごみ処理についての現状と課題について十分に理解してもらうのと合わせて、わかりにくいといわれている古紙類やプラスチックの分別について正しく理解してもらうことが重要である。このため、環境学習や施設見学会または各種説明会などの直接的に市民や事業者と対話する機会を設けて、わかりやすい説明に努めるとともに、古紙類や食品ロスなどについての分かりやすいパンフレットの作成などにより、的を絞った効果的な啓発を推進することが必要である。 ●受益者負担の適正化 ごみの排出抑制をより一層推進するためには、家庭ごみの有料化や一般廃棄物処理手数料の改定により、排出量に応じ公平に費用を負担する仕組みを構築し、排出者が自身の責任において適正排出や費用負担の低減に取り組もうとする動機づけを行うことが必要である。また、今後ごみ処理施設の整備や将来にわたる焼却灰処理を推進するにあたり、財源を確保することで安定的かつ効率的にごみ処理を行っていく必要がある。 ●焼却残渣（飛灰）の適正処理 焼却残渣（飛灰）の最終処分場に依存しない適正な処理を確立すべく、さらなる民間活用による再資源化の調査・検討を行う。 ●家庭ごみの戸別収集の検討

基本理念評価シート【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり	評価担当部局
	政策目標		9 安全で安心して暮らせるまち	市民安全部
		目指すべき将来像	・地域ぐるみの防犯活動が進み、犯罪が抑制されている ・自転車利用のルール、マナーが徹底され、自転車事故が減少し、歩行者が安心して歩ける ・地域の自主防災組織の組織化が進み、地域一体となった避難訓練や防災活動が活発に行われ、日ごろから災害に備えられている ・市民の不安や悩みに対する相談に対応できている	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト			725	714	1,016	1,017	732	550	597	5,350
	事業費		485	468	774	774	481	307	325	3,614
	職員給与費		240	246	242	243	251	243	272	1,736
	従事職員数		53	54	54	54	52	51	53	371
		常勤職員	28	30	30	30	30	29	33	210
		再任用職員（短時間含）	3	2	1	1	1	2	0	10
		その他	22	22	23	23	21	20	20	151

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	防犯灯設置による防犯対策事業	犯罪抑制効果が期待される防犯灯の設置により、安全で安心なまちづくりを推進する。
	交通安全計画の推進	「第9次茅ヶ崎市交通安全計画」を策定し、計画に基づき交通安全施策を推進し、実施事業の進行管理を図る。
	津波対策訓練事業	津波一時退避場所の確保に努めるとともに、新たな津波浸水予測図を踏まえた津波ハザードマップの改訂作業を進める。
	災害対策マニュアル整備事業	防災対策強化実行計画に基づき、新たに任用された防災担当参与のもと、災害対策本部体制の見直しを進める。
	相談業務事業	各種相談窓口を開設し、安全で安心な生活が送れるよう、市民が抱える様々な悩みや不安を解消する。
	消費生活相談事業	消費者トラブルを相談し解決を図るうえで最も身近となる消費生活相談窓口を開設し、適正かつ確実に対応することにより、消費者の安全と安心を確保する。
24年度	防犯灯設置による防犯対策事業	犯罪抑制効果が期待される防犯灯の設置により、安全で安心なまちづくりを推進する。
	交通安全教育事業	年代に合わせた内容により段階的な交通安全教室を実施し、交通ルールの周知徹底、マナーの向上を図る。
	地域防災計画推進事業	災害対策基本法の改正を踏まえ、防災会議の充実を図るとともに、地域の防災対策をより一層推進するため、地域防災計画を修正する。
	津波対策訓練事業	津波ハザードマップの改訂、海面監視カメラの整備、電柱への海抜表示、津波対策避難訓練の実施等の津波対策を進める。
	相談業務事業	各種相談窓口を開設し、安全で安心な生活が送れるよう、市民が抱える様々な悩みや不安を解消する。
	消費生活相談事業	消費者トラブルを相談し解決を図るうえで最も身近となる消費生活相談窓口を開設し、適正かつ確実に対応することにより、消費者の安全と安心を確保する。
25年度	防犯灯LED化による防犯対策事業	環境面、経済面を踏まえ、蛍光灯型防犯灯をLED防犯灯へ取り替え、地域防犯力の向上を図る。
	交通安全教育事業	年代に合わせた内容により段階的な交通安全教室を実施し、交通ルールの周知徹底、マナーの向上を図る。
	地域情報配信システム整備事業	防災行政用無線の難聴地域対策として、戸別受信機に災害情報を配信するとともに、新型防災ラジオを開発し、希望者に対し有償で配付する。
	自主防災組織育成事業	自主防災組織活動の手引を作成するとともに、地域と協力連携し、避難所運営マニュアルの作成や移動式ホース格納箱の設置を開始する。
	相談業務事業	各種相談窓口を開設し、安全で安心な生活が送れるよう、市民が抱える様々な悩みや不安を解消する。
	消費生活相談事業	消費者トラブルを相談し解決を図るうえで最も身近となる消費生活相談窓口を開設し、適正かつ確実に対応することにより、消費者の安全と安心を確保する。

26年度	防犯灯LED化による防犯対策事業	環境面、経済面を踏まえ、蛍光灯型防犯灯をLED防犯灯へ取り替え、地域防犯力の向上を図る。
	交通安全教育事業	年代に合わせた内容により段階的な交通安全教室を実施し、交通ルールの周知徹底、マナーの向上を図る。
	自主防災組織育成事業	自主防災組織活動が、地域特性を踏まえ、平常時及び災害時に組織的かつ効果的な活動となるようなマニュアル作成に向けた研修を実施する。
	業務継続計画推進事業	災害時の燃料確保対策として自家用給油取扱所を整備するとともに、訓練・研修等を実施することで災害時の業務継続体制の向上を図る。
	相談業務事業	市民が抱える様々な悩みや不安を解消し、安心して生活ができるように各種相談窓口を開設する。
	消費生活相談事業	市民が安全で安心して消費生活が送れるように、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設する。さらに、専門家による消費生活法律相談、家計あんしん相談を開設する。
27年度	防犯灯LED化による防犯対策事業	環境面、経済面を踏まえ、蛍光灯型防犯灯をLED防犯灯へ取り替え、地域防犯力の向上を図る。
	自動車駐車場管理運営事業	行政拠点地区駐車場の管理運営について、指定管理者を公募し運用を開始する。
	地域防災計画推進事業	災害対策基本法の改正等を踏まえ、地域の防災対策をより一層推進するため、地域防災計画を修正する。
	急傾斜地の対策に関する事務	前年度に指定された土砂災害警戒区域をもとに、土砂災害ハザードマップを作成し、配布する。
	犯罪被害者支援事業	市犯罪被害者等支援条例を施行し、相談体制の充実とともに、見舞金や生活支援等の支援体制の拡充を図る。
	消費生活相談事業	市民が安全で安心して消費生活が送れるように、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設する。さらに、専門家による消費生活法律相談、家計あんしん相談を開設する。
28年度	防犯灯LED化による防犯対策事業	環境面、経済面を踏まえ、ESCO事業を活用し、市が管理するすべての防犯灯のLED化を図る。
	交通安全計画の推進	「第10次茅ヶ崎市交通安全計画」を策定し、計画に基づき交通安全施策を推進し、実施事業の進行管理を図る。
	危機管理事業	組織として危機管理に係る統一的事項を定めた指針を作成するとともに、危機事態に迅速かつ組織的に対応できる体制の強化を図る。
	自主防災組織育成事業	自主防災組織の活動を支援するとともに、災害時の避難に支援を要する方を地域で助け合うため、避難行動要支援者支援制度の構築を図る。
	犯罪被害者支援事業	市犯罪被害者等支援条例に基づき、相談及び経済支援、生活支援等の支援を総合的に実施する。
	消費生活相談事業	消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設し、問題の解決に当たるとともに、消費生活相談員の専門的な知識の習得及び資質の向上のための研修支援を行う。
29年度	交通安全教育事業	子どもから大人まで年代にすき間のない交通安全教室を実施し、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図る。
	地域防犯活動推進事業	振り込め詐欺被害の増加に対応するため、従来の取組に加え、茅ケ崎警察署、地域、庁内関係課等とさらに連携強化し啓発を図る。
	地域防災計画推進事業	地域の防災対策をより一層推進するため、防災会議委員を見直すとともに、地域防災計画の修正や広域避難場所の見直しを行う。
	ハザードマップ作成事業	最大規模降雨を想定した相模川の洪水ハザードマップを作成・配付するとともに、相模川の洪水浸水対策に係る避難行動計画を検討する。
	犯罪被害者支援事業	市犯罪被害者等支援条例に基づき、相談及び経済支援、生活支援等の支援を総合的に実施する。
	消費生活相談事業	消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設するとともに、相談員等に対する消費生活法律相談を創設し、消費生活相談体制の強化を図る。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移		考察
1	**身近で起きている犯罪の発生件数** 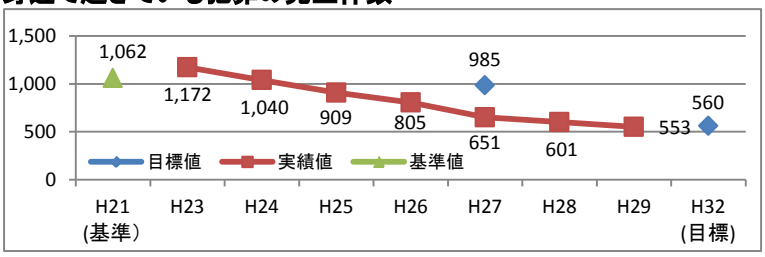	現状値 553件 (29年度) 目標値 560件 (32年度)	・自主防犯活動団体に対し、防犯ベストや帽子などの物品を貸与しての活動支援や、防犯ネットワーク会議を開催し情報提供や育成に努めた。また、自転車盗難対策として、指定管理者と連携し、ダブルロック推進キャンペーン及び場内での施錠注意喚起放送を実施した。その結果、目標値も下回り、達成に向けて順調に進んでいる。
2	**交通事故発生件数** 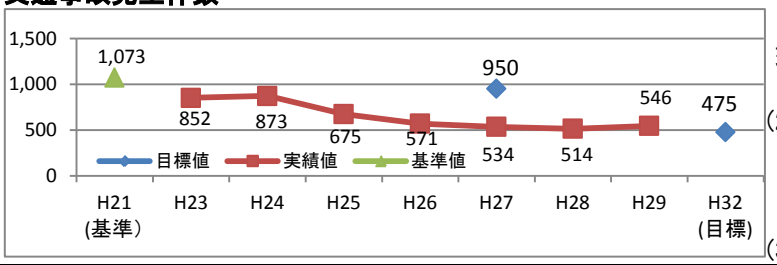	現状値 546件 (29年度) 目標値 475件 (32年度)	・交通事故件数は減少から増加に転じたが、子どもから大人まで幅広い層を対象にすき間のない交通安全教室を実施するとともに、各季交通安全キャンペーン等において自治会、茅ケ崎警察署、茅ヶ崎地区安全協会及び関係課等と連携し、啓発活動等を継続して実施し、目標値の達成に向け取組を進めている。
3	**「茅ヶ崎市の防災対策が進められている」と思う市民の割合** 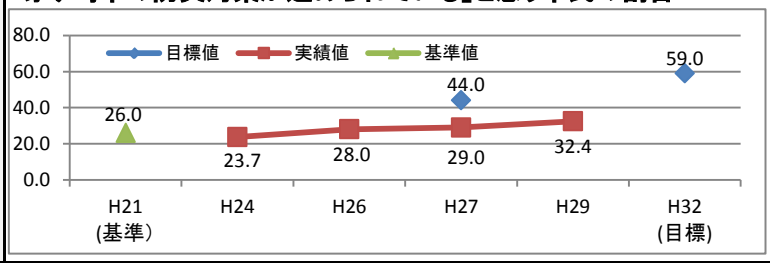	現状値 32.4% (29年度) 目標値 59.0% (32年度)	・平成23年に発生した東日本大震災により市民の防災意識の向上が図られた一方で、防災対策に求められる水準も高くなっている。 ・法改正等への対応、津波、洪水、土砂災害、大規模な火事等の災害に備えた様々な新たな取組により、年々割合は増加している。
4	**「市民相談体制が整っている」と思う市民の割合** 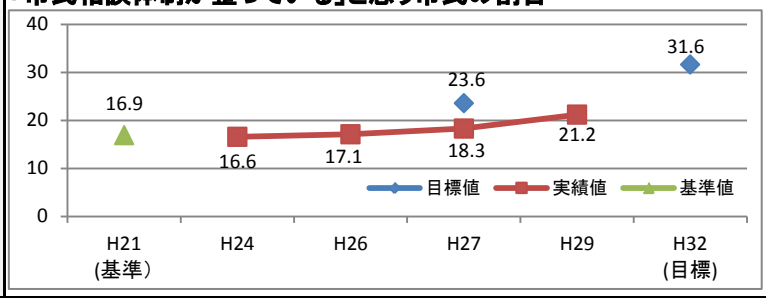	現状値 21.2% (29年度) 目標値 31.6% (32年度)	・平成24年から29年にかけて、微増ながら増加を続けている。 ・市民相談体制整備とともに、相談者に対しての丁寧かつ適切な対応を行った結果、増加に繋がったものと考えられる。 ・今後目標値に数値を近づけていくためには、各種相談の周知を積極的に図っていく必要がある。
5	**振り込め詐欺の被害件数** 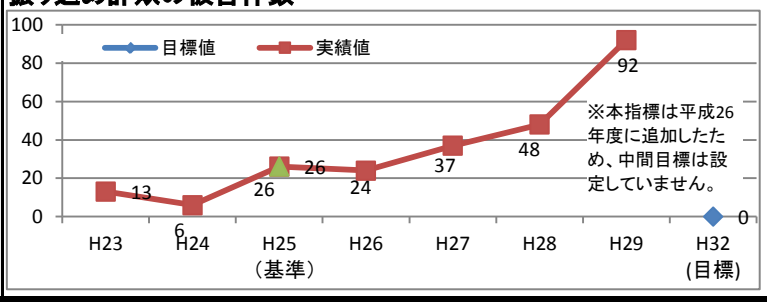	現状値 92件 (29年度) 目標値 0件 (32年度)	・以前に比べ、振り込め詐欺の手口が多様化しており、従来のオレオレ詐欺、還付金等詐欺に加え、平成29年から新たな手口として、キャッシュカード手交型の詐欺が発生し、被害件数増加の一因となっている。今後も被害件数の減少に向け、茅ケ崎警察署、自治会、関係課等とさらに連携を深め、周知啓発活動を継続して実施し、取組を進めていく必要がある。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**交通安全や防犯などのまちの安全対策** ※表示している数字は全体平均値 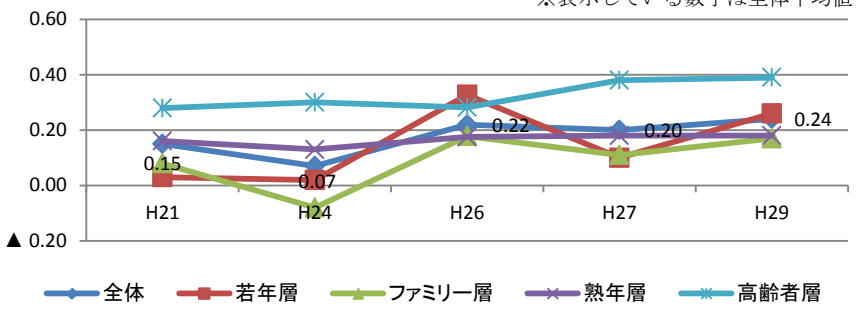	・調査する年によって上下の変動はあるものの、各年齢層において平成21年度の数値を上回ることができた。 ・満足度の高い高齢者への施策を引き続き展開していくとともに、幅広い年齢層に向けた交通安全や防犯に対する取組についても継続して実施し、今後も市民ニーズをより的確に捉え、適切に対応していく必要がある。
2	**地域の防災対策（日ごろの災害への備え）** ※表示している数字は全体平均値 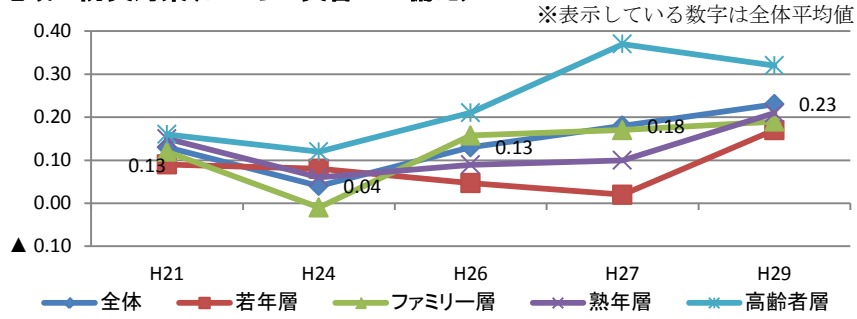	・東日本大震災により一旦下降したものの、自主防災組織の支援やハザードマップの作成、防災ラジオの普及等の取組により、その後は全体として上昇傾向にある。 ・特に、防災に関する取組への参加率の高い、高齢者層の満足度が高い。 ・消防防災フェスティバル等の取組により、若年層やファミリー層の満足度が近年上昇している。
2	**生活の安心のための市民相談体制** ※表示している数字は全体平均値 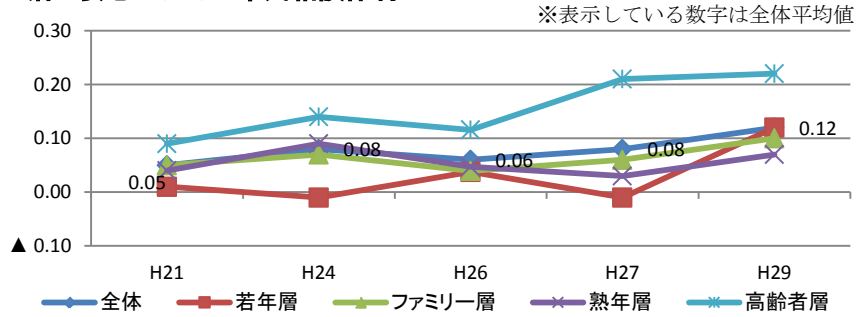	・全体として、高齢者層の満足度が断トツで高い。 ・ほとんどの時点で、若年層の満足度は低く、ファミリー層と熟年層はほぼ同様に推移している。 ・平成26年の中間点と比較しても、29年においては全ての年代層で上昇している。 ・市民相談の利用者は高齢者が多く、利用したことのある方の満足度が高いため、高齢者層の数値が高いことが考えられる。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	**これまでの主な取組と成果**	●市民の安全・安心に向けた取組 様々な取り組みの成果として、指標として掲げていた「身近で起きている犯罪の発生件数」及び「交通事故発生件数」について、総合計画策定時に設定していた中間地点の目標を大幅に達成することができたため、総合計画の最終の目標値を再設定し、取組を継続して進めている。 ●東日本大震災等を踏まえた防災体制の充実強化 東日本大震災等を踏まえ、ハザードマップの見直しや避難場所の拡大、自主防災組織活動の支援の拡充、防災ラジオの開発を始めとした災害情報の受伝達体制の整備、災害対策本部機能の強化、防災備蓄の充実など、地域防災力の一定の向上が図られた。 ●市民相談体制の拡充 平成21年度より被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」と犯罪被害者等支援相談を開設しており、平成27年度に茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例を施行した。相談体制を拡充し、関係機関や庁内関係課と連携した情報提供や見舞金の支給といった支援体制を築いている。
2	**課題として残される事項**	●高齢者への交通安全対策及び振り込め詐欺対策の推進 市内の人身交通事故件数は、平成21年から減少傾向にあったが、平成29年は前年より増加している。その中でも、全人身交通事故に占める自転車及び高齢者が関係する事故の割合は、高い水準で推移しており、事故の分析による対象とその効果の検証を行いながら、交通安全教室や各種キャンペーン等を通じて、今後もより一層の取組が必要である。また、振り込め詐欺被害件数についても増加傾向が続いており、今後もさらに取組を進めていく必要がある。 ●危機事態に対する対応体制の継続的な充実強化 日本各地で発生した災害や危機事態の教訓を本市の取組に生かすため、関係機関と連携協力しながら、自主防災組織の充実や住民の自発的な防災活動の促進を図るとともに、職員の訓練・研修や各種の計画の見直しを行うなど、防災体制を絶えず強化していく必要がある。 ●市民相談課相談窓口の周知・啓発及び相談体制の確保 各種相談に応じ、適切な助言等を実施することで、相談者の1つ1つの課題解決に努めてきたが、市民の困りごとの原因は多種多様であり、その全てを根本的になくすことは不可能である。よって、困りごと、悩み事が発生した際に、利用ができる相談窓口があるということを周知し、かつ相談体制を確保することが必要となる。

3	**指標及び数値目標の妥当性について**	・交通事故発生件数を減少させることが政策目標の達成につながるため、この指標及び数値目標については、妥当であると考えている。 ・身近で起きている犯罪発生件数については、政策指標の項目として適切かどうかを見直しも含めて今後検討していく。 ・振り込め詐欺の被害件数について、数値目標を0件としているが、被害状況を把握する中で適切な数値目標の設定を検討する。 ・「『茅ヶ崎市の防災対策が進められている』と思う市民の割合」については、様々な取組により評価は向上しているものの、住民による「思う割合」を指標としているため、事業の拡大充実を図っても、次回のアンケートではこれまでの取組を前提として評価されるため、取組の成果が反映されづらい。 ・指標4は、各種相談を利用してみないと感じることはできず、利用者が7年間で延べ28,066人とすると、調査結果が妥当とは言い難い。相談者は氷山の一角であり、相談の周知度等の指標としての「相談件数」等の指標を検討していく必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	市民のさらなる安全・安心の確保のためには、少子高齢化や核家族化の進展、独居高齢者への対応、成人年齢の引下げ等、次のような社会の変化を踏まえた対策が必要となる。 なお、新たなニーズや個別具体的な課題としては、次の内容があげられる。 ・交通安全については、自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納制度への関心が高まってきている。また、自転車が加害者となる事故も増えており、自転車保険の加入促進を図っていく必要がある。犯罪発生件数については、振り込め詐欺の被害が増加傾向にある。 ・日本各地で発生する災害等の教訓、新たな被害想定、その切迫性が指摘されている南海トラフ地震や首都直下地震をはじめ、近年頻発している集中豪雨等への備えが求められる。減災に向けて、地域における共助の力をさらに高める必要がある。 ・高齢者に加え、若年化、民法改正による成人年齢引下げもあり、消費者被害が絶えることはない。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●高齢者への交通安全対策及び振り込め詐欺対策の推進 これまでも高齢者への交通安全対策及び振り込め詐欺対策を進めてきたが、今後の高齢化も踏まえるとより一層継続して取り組むべき課題であり、それぞれ庁内及び関係機関等で連携をしながら推進する必要がある。 ●危機事態からの被害の最小化及び被害からの迅速な回復 想定される危機事態による被害の最小化及び被害からの迅速な回復を図るため、関係機関との連携協力のもと、地域防災計画等に基づく防災対策を推進するとともに、地域の自主防災組織活動の支援及び住民の自発的な防災活動の促進により、引き続き、地域防災力を強化する必要がある。 ●関係機関、関係課、地域との連携 相談体制の確保、相談員の資質の向上と積極的な啓発活動を実施するとともに、国、県、警察をはじめとした関係機関、庁内、更には行政だけでは目が届かない部分については地域等と連携し、各種相談に繋げていくことで、市民の安全・安心な生活を守るための取組を進めていく。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり	評価担当部局
	政策目標		10 生命や財産が守られるまち	消防本部
		目指すべき将来像	・安全を守るという目標のもと一丸となり効果的な消防業務を効率的に推進している ・市民に消防活動への理解と高い防火・防災意識があり、地域での助け合いの仕組みが整っている ・火災や事故、急病などの際に、消防車や救急車が迅速に駆けつける ・多様化する災害に効果的に対応できるよう、消防職員が高い能力を持っている ・消防部隊や消防団の連携が強く、高い消防力を持っている	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	2,406	2,340	2,239	2,506	2,808	2,820	2,477	17,595
事業費	397	447	377	628	803	824	399	3,875
職員給与費	2,009	1,893	1,862	1,878	2,005	1,996	2,078	13,720
従事職員数	237	232	233	237	246	250	258	1,693
常勤職員	234	231	231	234	241	244	250	1,665
再任用職員（短時間含）	3	1	2	2	4	5	7	24
その他	0	0	0	1	1	1	1	4

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	住宅防火安全対策事業	平成19年度から住宅用火災警報器の設置を促進するため、高齢者世帯を中心に戸別訪問や広報活動を強化し、既存住宅の設置率の向上と住宅防火対策の啓発活動を実施した。
	消防救急無線再整備事業	平成28年5月で使用期限を迎える消防救急無線をアナログ方式からデジタル方式に更新するため、活動波の基本設計、共通波の実施設計を実施した。
	消防ポンプ自動車等整備事業	屈折はしご車の更新に合わせて車両を小型化し、道路狭隘地域内の進入を可能としたことで、中高層建物火災だけでなく一般住宅での消火・救助活動の体制が整えられた。
	消防訓練施設移転整備事業	平成22年度に移設した消防訓練施設の敷地は、他の公共事業用地となっていることから、再度移設が必要となり、関係課と連携し移転整備した。
24年度	消防団活動施設整備事業	地域防災力の強化を図るため、消防団の活動拠点である第14分団（中赤）器具置場をより出動に適した場所へ移転整備した。
	消防の広域化の検討	茅ヶ崎市と寒川町における消防指令業務の共同運用に関する覚書に基づき、寒川町と具体的な協議・検討を開始した。
	消防救急無線再整備事業	消防救急無線のデジタル化に向けて、県内の消防本部が共通で使用できる共通波の基地局整備を県全体で一括して整備した。各市町が単独で使用できる活動波については、寒川町と共同運用の協議を進め、整備に向けて基本設計を行った。
25年度	消防救急無線再整備事業	消防救急無線のデジタル方式への変更に伴い、活動波整備に係る実施設計を寒川町と共同で行った。
	消防団車両等整備事業	地域防災力の要である消防団の消防力を強化するため、老朽化した3台の消防団車両を更新整備した。
	消防団防火衣等整備事業	消防団員の活動環境を整備するため、耐火性・防水性に優れ、より丈夫で安全な防火衣と防火帽の更新整備を行った。
26年度	消防の広域化の検討	消防指令業務共同運用に向け、茅ヶ崎市・寒川町相互の職員交流や新指令システムを導入するための環境整備や負担割等の細部調整を実施した。
	消防救急無線再整備事業	県内消防本部が共同で整備した共通波基地局の維持管理及び運営についての調整を行うとともに、活動波は寒川町と共同で基地局無線及び移動局無線を整備した。
	消防団活動施設整備事業	地域防災力の強化を図るため、消防団の活動拠点である第13分団（室田）器具置場をより出動に適した場所へ移転整備した。
27年度	消防署小和田出張所移転整備事業	庁舎建設に向けた基本設計に基づき庁内、議会での協議を進めるとともに、地域住民への説明も重ねつつ、次年度の工事が円滑に進むよう関係各課と具体的な調整を進めた。
	消防団活動施設整備事業	地域防災力の強化を図るため、消防団の活動拠点である第7分団（西久保）器具置場をより出動に適した場所へ移転整備した。
	消防緊急通信指令システム移転整備事業	平成28年2月に消防指令センターを市役所新庁舎内に整備し、寒川町と消防指令業務の共同運用を開始した。
	自動体外式除細動器（AED）の維持、管理及び普及	これまで消防本部が整備してきたAEDは買取方式で維持管理も消防本部で行ってきたが、経費削減と事務の効率化の面から民間企業とのリース契約に移行した。

28年度	消防署小和田出張所移転整備事業（消防施設の整備）	消防署小和田出張所新庁舎の工事発注、入札、契約を滞りなく進め、年度末に建設工事が完了した。
	救急隊の増隊（計画及び車両整備）	高齢化の進行に伴う救急需要の増加を見据え、救急隊増隊の計画策定を行った。また、救急ワークステーション設置に向けた検討協議を実施した。
	消防の広域化の検討	平成28年2月に開始した寒川町との消防指令業務共同運用の検証を実施するとともに、消防広域化検討委員会を設置し、消防組織自体の運営形態に関する消防の広域化についても寒川町と共同で検討を始めた。
29年度	消防署小和田出張所移転整備事業（消防施設の整備）	29年4月より、消防署小和田出張所新庁舎の供用を開始し本市東南部の消防力を強化した。
	救急隊の増隊（計画及び車両整備）	救急隊の増隊に向けて高規格救急自動車を整備し、30年3月から救急隊を増隊した運用を開始し、救急出動体制の強化をした。
	消防ポンプ自動車等整備事業	排気ガス規制により使用期限を迎えた化学消防ポンプ自動車の更新整備に伴い、効率的な消防活動が行えるよう車両の機能を強化した。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移		考察
1	**平均出火率** 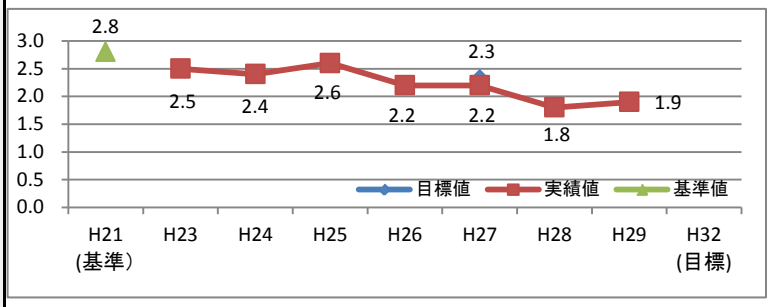	現状値 1.9件 (29年) 目標値 県平均値以下 (32年)	指標とした市内における平均出火率は、平成26年以降、減少傾向である。これは、日頃からの現場職員と連携した巡回広報や立入検査を行ってきた効果と評価している。 市内で発生する火災の原因は、放火（疑いも含む）が最も多く、その予防には地域住民への周知と協力が不可欠なことから、今後も火災予防の啓発活動と巡回広報を積極的に行い、火災の発生を未然に防ぐよう取り組むことが引き続き必要である。
2	**火災死者数** 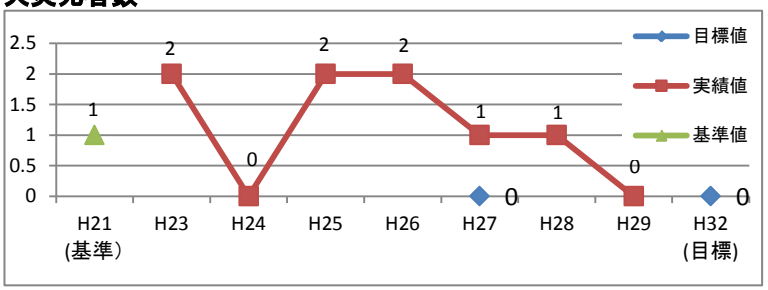	現状値 0人 (29年) 目標値 0人 (32年)	火災死者数は、目標値0人に対して、実績値が1～2人となっている。高齢化が進む中、火災により高齢者が犠牲となる割合も増えていることから、福祉部局と連携し、高齢者世帯を中心に住宅用火災警報器設置の推進を図るとともに、事業所への立入検査や消防車両による巡回広報を実施し今後も火災予防活動全般の取り組みを積極的に進める。
3	**救命率** 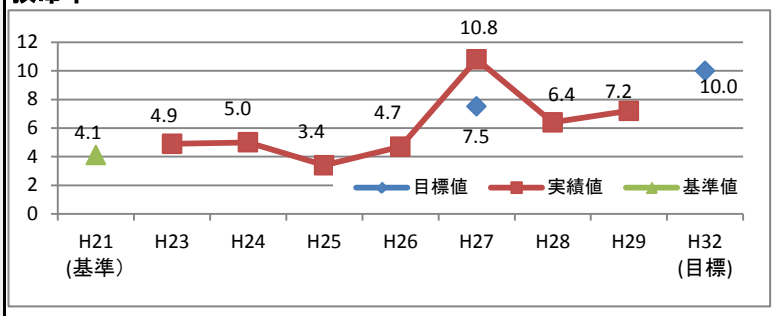	現状値 7.2% (29年) 目標値 10.0% (32年)	救命講習会の開催、指令情報課職員の口頭指導スキル向上等を通じ、救急活動を効果的に行い、救命率の向上を図ってきた。本指標では、救急隊が搬送した全ての心肺停止傷病者の救命率を測っており、蘇生の可能性が著しく低いケースもあることから、目標達成は厳しい状況である。しかしながら、7年前と比べ救命率は上昇しているため、救急活動は効果的に実施できていると評価している。
4	**救急現場到着平均時間** 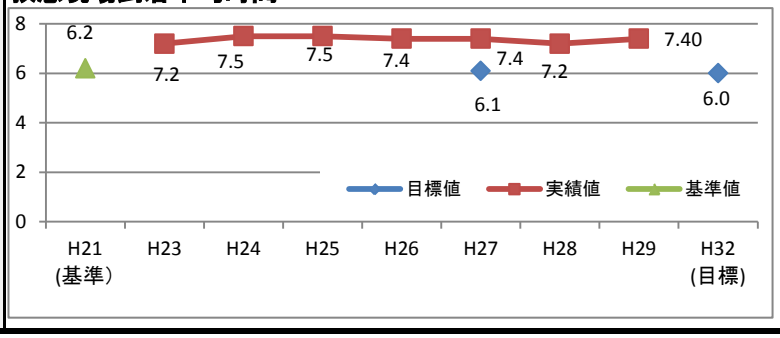	現状値 7.4分 (29年) 目標値 6.0分 (32年)	本指標では、火災や事故、急病などの際に、消防車や救急車が駆けつけるまでの時間を数値化することで、初動体制が効果的に機能し迅速に活動できているかを測っている。昨今の救急需要の増加により、救急車が現場へ到着するまでの時間が延びつつある。今後も、市内の高齢化が進み、救急需要の増加が見込まれることから、迅速かつ適切な救急サービスの提供を維持するため、30年3月に救急隊を増隊した。

5	**医療機関搬送収容時間** ※本指標は平成26年度の基本構想の中間見直し時に設定されたものです。 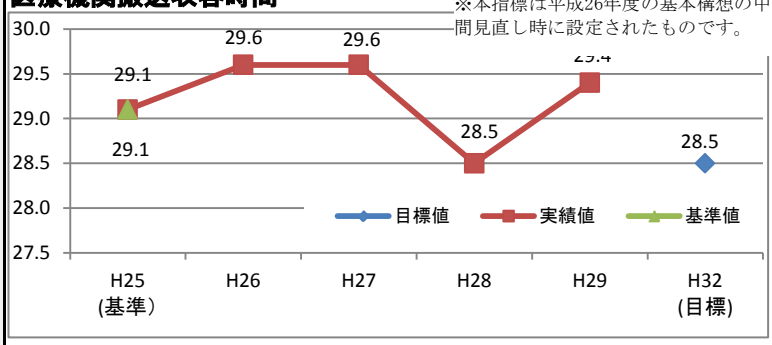	現状値 29.4分 (29年) 目標値 28.5分以下 (32年)	当該指標については、119番通報から傷病者を医療機関に搬送するまでの平均時間を数値目標として、効率的に救急活動が行われているかを測っている。通報から医療機関までの搬送時間を短縮することは、市民サービスの向上に繋がることから重要な指標である。救急需要の増加で延びる傾向であるが、現場救急隊と指令情報課職員の連携を密にし、適切な現場処置と迅速な医療機関搬送を行うことが今後も必要である。
6	**心原性で目撃のある心肺停止傷病者を対象にした救命率** 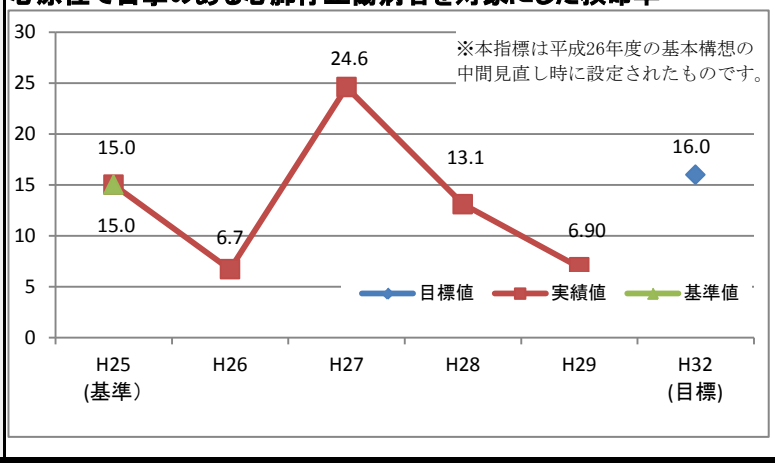	現状値 6.9% (29年) 目標値 16.0% (32年)	心肺停止傷病者の社会復帰を目指し、効果的な救急活動ができているかを測る本指標では、その目標達成に向けて、市民との連携は不可欠である。傷病者の状態にも左右される指標ではあるが、救急現場に居合わせた人による早期通報と胸部圧迫やAEDを用いた一次救命処置と消防隊の救急支援活動を含む、救急救命士が行う二次救命処置のつながりが救命率の向上には重要なことから、消防隊員と救急隊員の知識・技術の向上と合わせて市民に対して救命の正しい知識技術の普及啓発に取り組むことが引き続き必要である。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**市民の生命・財産を守る消防・救急体制** ※表示している数字は全体平均値 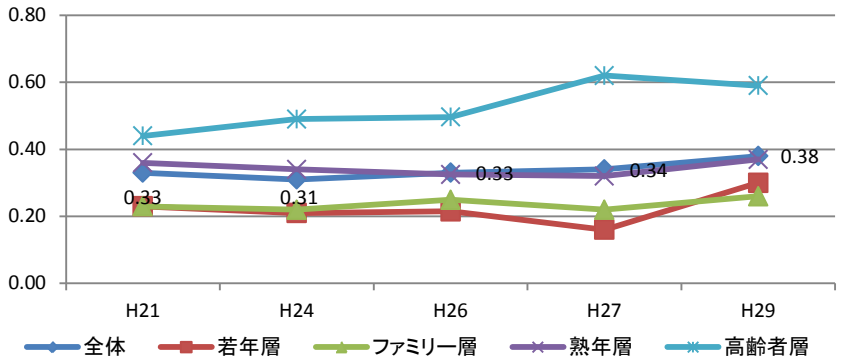	全体として平成21年度の調査時点に比べ数値の上昇がみられ、満足度は高いと思われる。年齢層別に見ると、熟年層以上の方が、ファミリー層以下よりも満足度は高い。救命講習会等を通じて包括的に救急体制への理解を求め、消防防災フェスティバルにおける消防業務の疑似体験等を通じて消防への理解を深める取り組みは行っているが、引き続き、ファミリー層以下の市民にも参加しやすく、消防への協力・理解が得られるよう取り組むことが今後も必要である。
2	**市民の防火・防災意識と予防の体制** ※表示している数字は全体平均値 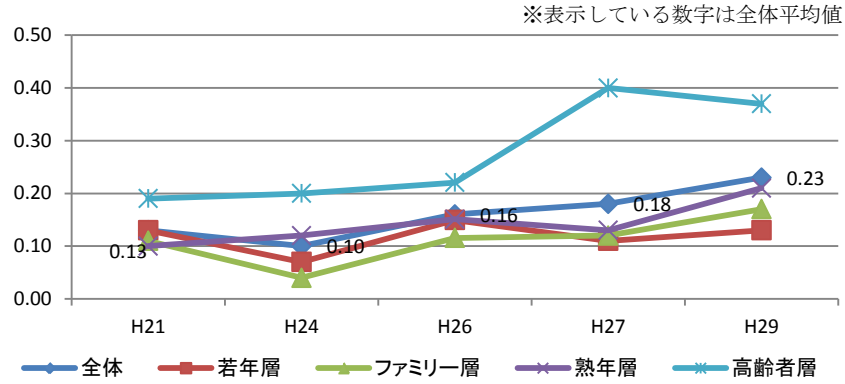	全体的に見て高い評価を得ており、上昇傾向である。特に、高齢者層の満足度は高い状況となっているが、防火・防災、予防に関しては、市民全体の意識の高揚を図ることが重要なポイントであることから、小中学生を対象に防火防災教育を推進する防災アカデミーや住宅用火災警報器の普及啓発等、市民と直接触れる取り組みと合わせて、広報紙やホームページ等のメディアを利用した啓発活動を今後も積極的に行い、広い世代で防火・防災意識が高まるよう継続して取り組むことが必要である。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	**これまでの主な取組と成果**	●地域と連携した消防体制の強化 大規模地震発生時の対応については、地域住民との連携が不可欠なことから、自治会を中心とした自主防災組織に対して、住民自らが初期消火を行えるよう移動式ホース格納箱の取扱いの訓練を行ってきた。訓練指導については、地域防災の中心となる消防団員が行うことで地域住民の技術向上と合わせて、顔の見える関係性を構築し、連携を強化することで地域消防力の向上を図ってきた。 ●活動拠点整備と救急出動体制の強化 市東南部の消防力強化を図るため、老朽化した小和田出張所を移転整備し平成29年4月に供用を開始した。移転した庁舎は、耐震性の高い構造で訓練設備を整備したことから消防施設として機能が大いに高まった。また、移転により主要道路へのアクセスが容易となったことで出動体制の充実強化ができた。 その他、高まる救急需要へ対応するため、平成30年3月に、市の中心部に位置する消防署本署に救急隊を増隊し、市内一円の救急要請に柔軟に対応できる体制を整えた。 ●消防救急無線のデジタル化と寒川町との消防指令業務の共同運用 平成24年4月、茅ヶ崎市・寒川町消防指令業務共同運用検討委員会を設置し、様々な検討を行った結果、応援出動や財政的負担の軽減に効果のあることが確認されたことから、寒川町と共同で消防救急無線のデジタル化や消防緊急通信指令システムの整備を行い、平成28年2月に消防本部の市役所本庁舎移転に合わせ、両市町の消防指令業務の共同運用を開始した。 消防指令業務の共同運用の実績を踏まえ、応援出動や財政的負担の軽減に一定の効果が認められたことから、平成28年4月、茅ヶ崎市及び寒川町における消防広域化検討委員会を設置し、1市1町の消防の広域化に向けた検討を開始した。 ●傷病者の社会復帰を前提としたバイスタンダーによる救命の促進 市民による早期通報とAED等を使った一次救命処置が、救命率の向上に大きく影響することから、より多くの市民が普通救命講習会に参加できるようホームページや広報紙を利用した広報を実施してきた。その結果、7年間で述べ45,000人が受講し、多くの市民に救命に関する正しい知識と技術の普及啓発を行うことができた。
2	**課題として残される事項**	●クラスター（延焼運命共同体）地域への対応 クラスター地域を念頭に置き、消防本部を含めた市全体の消防力を強化することが重要であることから、地域に密着して活動する消防団員をはじめ、大規模災害発生時において初期消火を期待する地域住民との連携をさらに強化するとともに、近隣市町との協力体制が構築された消防力の規模拡充を目指し事業展開する必要がある。 ●新たな消防組織の検討 指令業務の共同運用に伴い、寒川町と組織的な消防の広域化について本格的に検討が始まった。少子高齢化とともに生産年齢人口の減少が予測される中、救急需要の増加への対応、財政負担の軽減及び両市町の消防力強化と規模拡充を目指し、効率的で持続可能な新たな消防体制の構築について協議を進めている。 ●火災件数を減少させるための予防対策の強化 火災件数自体は減少しているものの、安全かつ便利な火気使用機器等の進歩に伴って、防火意識が希薄となり、火災予防への関心が低くなっている傾向があることから、火災予防普及啓発活動を通して、市民の防火に対する意識を継続して高めていくことが課題である。また、全国的には火災による死者の7割が住宅での火災であり、その多くが高齢者となっていることから、福祉部局との協力を密にし高齢者世帯を中心に住宅用火災警報器の普及啓発を行い、逃げ遅れによる被害の軽減を図る必要がある。 ●迅速な医療機関への搬送と救命率の向上 119番通報から、医療機関に到着するまでの所要時間を短縮することは、市民の安全・安心に直接影響する重要なポイントである。本市ではその所要時間の平均値が29年の統計で29.4分と神奈川県内でもトップクラスとなっているが、今後も救急出動件数の増加が見込まれ、救急隊が現場に到着する時間が延び、医療機関への到着時間も相まって延びる可能性がある。 また、政策指標No3とNo6にある救命率について、その向上に向けては、消防隊による救急支援体制を強化することと合わせて、市民との連携は必要不可欠であり、市民による素早い一次救命処置が効果的に実施されることが大きく影響する。そのため、消防隊、救急隊の知識、技術の向上はもとより、救命に関する正しい知識と技術を市全体に広く普及啓発できるよう引き続き取り組んでいく必要がある。
3	**指標及び数値目標の妥当性について**	●火災による被害軽減を図る取り組みや質の高い救急サービスの提供についての数値目標を設定しその達成度を確認してきたが、平成23年度からの7年間を振り返ると成果は上がってきている。市民の生命や財産を守る取り組みは、消防の本来業務でもあり、継続してその実現に向けて取り組む必要がある。 数値目標の設定においては、重複等の理由で見直し検討する必要はあるものの、方向性については大きな修正は必要なしと考えている。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	●市民の安全・安心を確保する観点から、超高齢社会の進行に伴う救急需要の増加への対応と、今後、発生が懸念される首都直下型地震等の大規模災害に備えて、救急体制の充実と消防力の強化は市民と連携して引き続き取り組む必要がある。 ●少子高齢化に伴い、生産年齢人口の減少が見込まれる中、効率的な組織運営と財源負担の軽減ができる消防組織体制を構築する必要がある。 ●住宅火災において、逃げ遅れの被害を軽減するため、住宅用火災警報器の普及啓発を継続して行う必要がある。 ●迅速かつ的確な消防活動を行うため、活動拠点の整備や有効に活用できる消防水利の確保とその維持管理に努める必要がある。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●大規模地震発生時の対応については、地域住民との連携が不可欠なことから、移動式ホース格納箱の訓練等を通じて地域防災力が向上するよう取り組むことや、集中豪雨等の災害から人的被害を最小限に抑えるため、迅速に対応できる体制を再構築する必要がある。 ●救命率の向上と救急体制の強化に向けて、今後も救命講習会等の参加を広く呼びかけ、消防の活動に対して市民の理解と協力を求めることが必要である。 ●人口減少や少子高齢化の進行など、時代の変化に柔軟な対応ができ、市民の安全・安心が確保できる持続可能な消防体制を構築するため、消防の広域化の検討を進める。具体的には、消防の広域化のメリットとして「消防力の向上」となる新たな組織体制の構築及び「財政負担の軽減」となる国及び県の財政支援を最大限活用する計画を確立していく。 ●火災により、高齢者が犠牲となる割合が高いため、高齢者世帯を中心に防火広報と住宅用火災警報器の普及啓発に引き続き取り組む必要がある。 ●大規模災害発生時においても迅速かつ確実に消防活動ができるよう、耐震性が高く機能的な庁舎の再整備とその維持管理、建物や道路の整備状況等、地域の実情を勘案した消防水利の整備とその維持管理が必要である。これらの事業には、多額の経費を要することから、費用対効果を考慮し総合的に判断することも必要である。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	評価担当部局
	政策目標		11 魅力にあふれ住み続けたいまち	都市部
		目指すべき将来像	・都市計画制度が適正に運用され、市街地と自然の良好なバランスが保たれている ・地域特性を生かしたきめ細かなルールで、秩序ある土地利用や良好な住環境が維持・創出されている ・中心市街地や都市拠点の利便性が高まり、徒歩や公共交通、自転車を利用する割合が高まっている ・都市の防災性能が向上している ・地域特性を生かした魅力ある景観を、市民・事業者・行政が一体となって、維持・創出している ・豊かな自然環境が保全され、身近にみどりが感じられる	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	779	794	767	794	799	796	765	5,494
事業費	267	297	286	330	320	299	269	2,068
職員給与費	512	497	481	464	479	497	496	3,425
従事職員数	66	67	66	65	63	67	66	460
常勤職員	59	60	59	57	57	60	59	411
再任用職員（短時間含）	2	2	2	2	2	3	3	16
その他	5	5	5	6	4	4	4	33

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	用途地域見直し事業	低層住宅地としての土地利用がされている地域に、良好な住環境を形成するため、用途地域の見直しを検討し、敷地面積に対する最低限度を定める用途地域の変更を実施した。
	地区計画制度の啓発活動	地域住民の発意により地区単位のまちづくりが可能となる地区計画制度を積極的に活用してもらうための啓発活動や地域にあった適切な誘導と積極的な情報提供を行い、美住町地区において地区計画の決定（制度の導入）を行った。
	コミュニティバス運行事業	4路線を運行した（利用者数401,023人。市の負担割合62.4%）。利用啓発のイベントを2つ開催した（秋風。桜めぐり）。初代えぼし号を茅ヶ崎公園に遊具として設置した。第1回地域公共交通会議を開催した。
	都市防災推進事業	浜須賀地区において防災まちづくりワークショップを実施し、地域の防災上の課題把握と取組体制について検討を実施し、地域防災力の向上を図った。
	屋外広告物許可等の事務	22年度に施行した市屋外広告物条例に基づき、街なみに調和した広告物の許可を行った。
	特別緑地保全地区指定の推進	自然豊かな北部丘陵の骨格となる清水谷周辺地域の保全を図るため、清水谷を特別緑地保全地区に指定した。
24年度	用途地域見直し事業	行政拠点地区公共施設再編整備を行う市役所周辺地区について、用途地域等の見直しに伴う弊害調査や地元の意向把握を行い、適正な都市環境が誘導されるための方策を検討し、地区計画制度を活用した土地利用の規制・誘導をするため、都市計画変更手続きを実施した。
	コミュニティバス運行事業	4路線を運行した（利用者数408,903人。市の負担割合59.9%）。東部循環市立病院線小和田・松浪コースを辻堂西口へ延伸した。利用啓発のイベントを2つ開催した（秋風。桜めぐり）。
	都市防災推進事業	海岸地区において防災まちづくりワークショップを実施し、地域の防災上の課題把握と取組体制について検討を実施し、地域防災力の向上を図った。
	景観計画推進事業	前年度実施した前期評価で、まちづくりセンターの設置など運営事業について審議会より意見があり、その意見を踏まえ、運営事業の進め方等について修正を見直すため、計画を改訂した。
	特別緑地保全地区指定の推進	清水谷特別緑地保全地区の動植物の生育・生息環境の保全を図るため、土地の買取りを行った。
	地区計画制度の啓発活動	地区単位のまちづくりが可能となる地区計画制度を活用するため、制度についての理解を促進させる啓発活動を行うとともに、茅ヶ崎漁港周辺地区において制度の導入、また、浜見平地区の計画変更に向けた合意形成を図り、地区計画の決定を行った。
	住環境整備事業の調査・研究	安心して住み続けられる住環境の整備に向けて、「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」を策定した。

25年度	コミュニティバス運行事業	（えぼし号）4路線を運行した（利用者数414,092人。市の負担割合56.9%）。北部循環市立病院線を4コースから2コースへ統合した。「北茅ケ崎駅入口」バス停を新設した（鶴嶺循環市立病院線）。「辻堂駅西口」バス停を移設した（東部循環市立病院線）。 （予約型乗合バス）予約型乗合バスの運行を開始した。
	バリアフリー基本構想策定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきバリアフリー基本構想を策定作業に着手した。
	ちがさき自転車プラン改定事業	平成16年3月に策定した「ちがさき自転車プラン」の改定を行い「第2次ちがさき自転車プラン」を策定しました。（計画期間は、平成26年度から10年間）
	都市防災推進事業	湘南地区において防災まちづくりワークショップを実施し、地域の防災上の課題把握と取組体制について検討を実施し、地域防災力の向上を図った。
	都市マスタープランの見直し	平成20年6月に改定した都市マスタープランについて、社会経済状況などの変化や事業の進捗状況の確認結果を踏まえ、都市防災の方針強化と環境にやさしい都市づくりの方針強化を行う一部見直しを実施した。
	特別景観まちづくり地区及び景観重要公共施設指定業務	市道2244号線及び鶴嶺参道を対象に、景観重要公共施設の指定に向けた調整を行った。また、ちがさき景観資源等の時期指定候補を洗い出しを行った。
	保存樹林・樹木指定事業	市街地に残る貴重な樹林（樹木）を保全するため、中海岸外2件を指定し、また3件について保存樹林に指定する作業を進めた。
26年度	用途地域見直し事業	辻堂駅西口周辺まちづくりを行う赤松町地区について、用途地域等の見直しに伴う弊害調査や地元の意向把握を行い、適正な都市環境が誘導されるための方策を検討し、用途地域や地区計画制度等の土地利用の規制・誘導をするため、都市計画変更手続きを実施した。
	住環境整備事業の調査・研究	「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」の各事業を推進し、住まいづくり連絡協議会を設置し、安心して住み続けられる住環境の整備を行った。
	コミュニティバス運行事業	（えぼし号）4路線を運行した（利用者数416,567人。市の負担割合57.1%）。「環境事業センター」バス停（下り）を新設した（鶴嶺循環市立病院線）。年末年始無料キャンペーンを実施した。 （予約型乗合バス）利用者数は4,585人、市の負担割合は97.5%であった。インターネットでの受付を開始した。乗合所を8箇所追加した。
	バリアフリー基本構想策定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきバリアフリー基本構想を策定作業を行った。
	都市防災推進事業	地震時の火災対策として、地域単位で取り組む火災対策として必要な出火・初期消火対策及び避難対策への支援を行うための「防災まちぢから応援ツール」の試行を実施した。
	（仮称）茅ヶ崎市公共サインガイドラインの策定	誰にでもわかりやすいサインのあり方を定めるため、茅ヶ崎市公共サインガイドラインに向けた作業を進め、27年度に策定を完了した。
	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	みどりの保全や再生をより効果的に推進するため、緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し作業に着手した。
27年度	用途地域見直し事業	さがみ縦貫道インターチェンジ周辺における産業系市街地整備を行う萩園字上ノ前地区について、用途地域等の見直しに伴う弊害調査や地元の意向把握を行い、適正な都市環境が誘導されるための方策を検討し、用途地域や地区計画制度等の土地利用の規制・誘導をするため、都市計画変更手続きを実施した。
	住環境整備事業の調査・研究	空き家の現状を把握するため、「空き家実態調査」を実施した。
	コミュニティバス運行事業	（えぼし号）4路線を運行した（利用者数427,414人。市の負担割合49.9%）。「香川駅」バス停を駅前広場へ移設した（北部循環市立病院線）。「辻堂駅西口」バス停にバスベイを設置した（東部循環市立病院線）。鶴嶺南コース第1便を環境事業センター起終点とした（鶴嶺循環市立病院線）。小和田・松浪コース第6便（最終便）を30分繰り下げた（東部循環市立病院線）。利用啓発イベントとして、スタンプラリーを開催した。 （予約型乗合バス）利用者数は5,700人、市の負担割合は96.8%であった。乗合所を2箇所追加した（希望の多かったスーパーマーケットマム含む。）。
	バリアフリー基本構想策定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきバリアフリー基本構想を策定した。また、本基本構想に基づく特定事業計画の作成を促した。
	都市防災推進事業	松林地区において中学生主体の防災まちづくりﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを実施し、地域の防災上の課題把握と取組体制について検討を実施し、地域防災力の向上を図った。

	耐震改修促進計画事業	更なる災害に強いまちづくりを実現するため、平成20年3月に策定した耐震改修促進計画を改訂し、耐震化促進事業を進めた。
	景観計画推進事業	パナソニック跡地を対象に特別景観まちづくり地区を指定し、計画を改訂した。
	特別緑地保全地区指定の推進	多様な生きものの生育・生息環境の保全を図るために、赤羽根字十三図周辺を特別緑地保全地区に指定した。
28年度	地区計画制度の啓発活動	地区単位のまちづくりが可能となる地区計画制度を活用するため、制度についての理解を促進させる啓発活動を行うとともに、萩園字上ノ前地区において事業の進捗にあわせ、具体的なまちの将来像に向けた合意形成を図り、地区計画の変更を行った。
	都市計画決定及び変更業務	魅力と活力ある都市空間の形成に向け、地域特性に応じた適切な規制・誘導で、良好な住宅などの形成や自然環境に配慮した土地利用を進めるため、区域区分の見直し等の都市計画の決定及び変更手続きを行った。
	住環境整備事業の調査・研究	「住まいの相談窓口」及び「空き家活用等マッチング制度」を開始し、相談内容に応じた体制を整え、安心して住み続けられる住環境づくりを推進した。「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき「茅ヶ崎市空家等対策計画」を策定した。（計画期間は、平成29年から4年間）
	コミュニティバス運行事業	（えぼし号）4路線を運行した（利用者数444,309人。市の負担割合50.0%）。ポンチョのロングサイズを1台導入した（中海岸南湖循環市立病院線）。最終便を廃止し、朝7時文教大学発を新設した（北部循環市立病院線）。「消防本部前」バス停を移設した（鶴嶺循環市立病院線）。茅ヶ崎市内バス路線図を刷新した。利用啓発イベントを1つ開催した（スタンプラリースイーツジャーニー）。デジタルサイネージを茅ヶ崎駅南口に設置した。 （予約型乗合バス）利用者数は6,779人、市の負担割合は95.3%であった。単位自治会等を対象に利用者登録会を実施した。
	都市防災推進事業	湘北地区において中学生主体の防災まちづくりﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを実施し、地域の防災上の課題把握と取組体制について検討を実施し、地域防災力の向上を図った。また、防災まちぢから応援ツールの試行結果を受けて、感震ブレーカー補助制度を創設した。
	都市マスタープランの見直し	平成20年度（平成25年度一部見直し）に改定した「ちがさき都市マスタープラン」の評価及び改定の考え方の整理を行うなど見直しを実施。策定委員会を設立し、改定作業を開始した。
	鉄砲道の沿道景観形成事業	市街地の延焼遅延効果を向上させるとともに、ベンチを設置し、歩いて楽しくなる道路空間をつくるため、街路樹のリニューアルを行った。
	自然環境評価調査業務	みどりの基本計画・生物多様性地域戦略の策定に向けて、市内の自然環境について市民調査員による調査を実施し平成29年度にとりまとめた。
29年度	用途地域見直し事業	大地震等の大規模災害時により発生する延焼火災の被害を抑制するため、延焼火災の危険性がある地域等について、用途地域等の見直しに伴う弊害調査や地元の意向把握を行い、適正な都市環境が誘導されるための方策を検討し、地域の合意形成を図りながら、準防火地域の指定を行った。
	都市計画決定及び変更業務	市場として土地利用されてきた地区及び周辺において、将来にわたり魅力と活力ある都市空間の形成に向け、地域特性に応じた適切な規制・誘導で、良好な住宅地の形成に配慮した土地利用を進めるため、都市計画の決定及び変更手続きを行った。
	住環境整備事業の調査・研究	「茅ヶ崎市空家等対策計画」の個別施策である空き家の適正管理、発生予防及び利活用に取り組み、安全にかつ安心して暮らすことのできる生活環境の確保のために、「空き家活用シンポジウム」を開催した。
	コミュニティバス運行事業	（えぼし号）4路線を運行した（利用者数449,758人。市の負担割合51.4%）。ジャスコ東バス停を移設した（鶴嶺循環市立病院線）。「常盤町」バス停を「松浪コミュニティセンター入口」に改称した（東部循環市立病院線）。利用啓発イベントとして、サザンマルシェでコミバス実車を展示した。 （予約型乗合バス）利用者数は7,146人、市の負担割合は95.1%であっ
	都市防災推進事業	鶴嶺東地区において中学生主体の防災まちづくりﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを実施し、地域の防災上の課題把握と取組体制について検討を実施し、地域防災力の向上を図った。
	都市マスタープランの見直し	平成20年度（平成25年度一部見直し）に改定した「ちがさき都市マスタープラン」の見直しのため、策定委員会を設立し、目指すべき都市の方向性を検討するとともに、市民参加を実施しながら全体構想と地域別構想の素案の作成など改定作業を実施した。

	景観計画推進事業	現行の景観計画の期末評価を行い、評価等を踏まえ、茅ヶ崎らしさを再確認し、景観計画の改定素案を作成した。
	みどりの基本計画推進事業	社会経済情勢の変化や現行計画の課題を踏まえて計画の改定を進めた。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合** 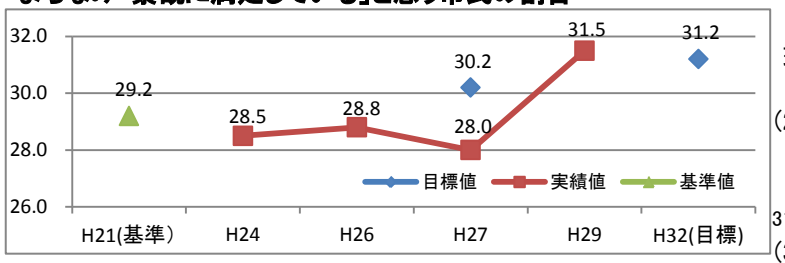 現状値 31.5& (29年度) 目標値 31.2%以上 (32年度)	・平成27年度までは、基準値及び目標値を下回っているが、平成29年度時点では目標を達成している。平成29年度時点で数値の上昇が見られることから、景観施策の一環として行った公共サインの整備や鉄砲道の街路樹リニューアル等の事業が満足度に寄与したものと考えられる。
2	**年間公共交通利用回数(市民1人当たり)** 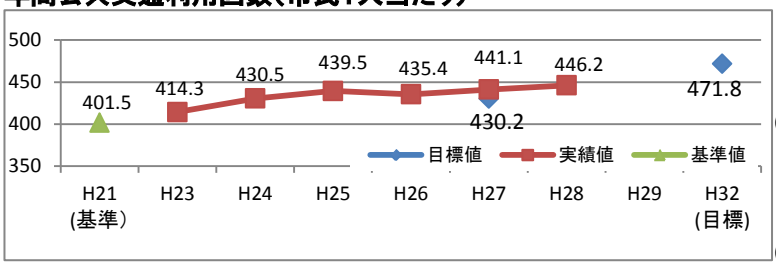 現状値 (29年度) 目標値 471.8回 (32年度)	・数値目標は現時点では達成できている。 ・平成27年度までの目標値(430.2回)を平成24年度に既に達成したことから、総合計画基本構想の中間見直しにおいて、平成32年度の目標値を見直した。このため平成28年度実績値に対して、かなりの開きがあるが、今後も引き続き様々な取組を進めていく。
3	**市域面積における緑地面積率** 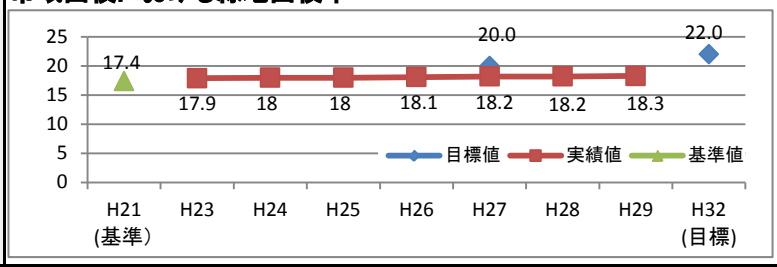 現状値 (29年度) 目標値 22.0% (32年度)	・平成23～29年度にかけて、数値は微増した。茅ケ崎里山公園や柳島スポーツ公園などの都市公園や特別緑地保全地区が増加した。 ・目標値との乖離はあるが、引き続き緑地の確保に努めるとともに、法や条例の改正を踏まえた緑地確保制度の活用など、様々な手法での取組を推進する。
4	**特定建築物や住宅の耐震化率(特定建築物)** 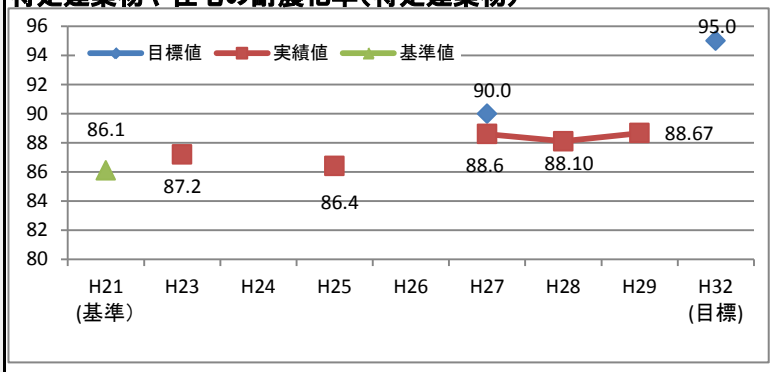 現状値 88.67% (29年度) 目標値 95.0% (32年度)	・平成32年度の目標値は当初、「今後の動向により目標値を決定する」としていたが、平成27年度に改訂した「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」に設定した数値としている。 ・平成27、29年度の耐震化率は推計値であるが、補助事業と共に周知啓発を継続して行うことにより、微増ながら耐震化率は改善している。 耐震診断に対する補助制度の新設や個別訪問等により、一層の働きかけを実施することにより、目標値に近づくよう努める。
5	**特定建築物や住宅の耐震化率(住宅)** 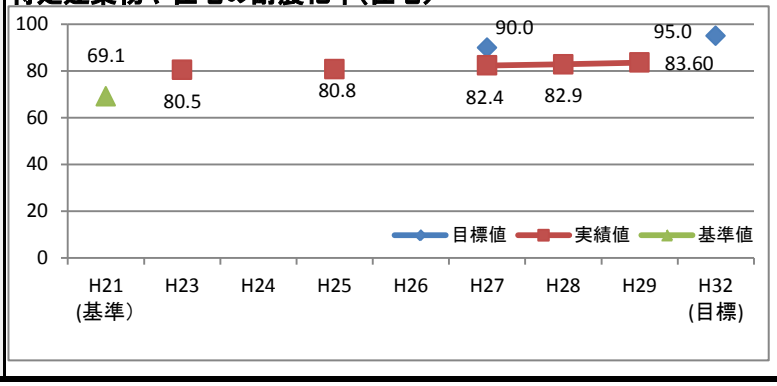 現状値 83.60% (29年度) 目標値 95.0% (32年度)	・平成32年度の目標値は当初、「今後の動向により目標値を決定する」としていたが、平成27年度に改訂した「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」に設定した数値としている。 ・平成27、29年度の耐震化率は推計値であるが、補助事業と共に周知啓発を継続して行うことにより、微増ながら耐震化率は改善している。 今後も相談会や説明会など各地域に直接伺い、継続して働きかけを実施することにより、目標値に近づくよう努める。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**市街地と自然環境が調和した土地利用** ※表示している数字は全体平均値 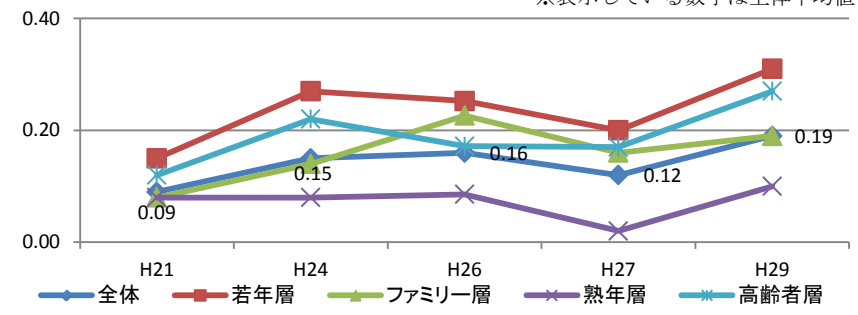	・全体としては、平成27年度に数値が下降したが、平成29年度には改善傾向が見られた。 ・熟年層の数値が他の階層に比べ、満足度が低い傾向にあるが、若年層では平成24年度から平成27年度まで下降傾向であったが、平成29年度には改善傾向が見られた。
2	**駅周辺の市街地の快適性や利便性、にぎわい** ※表示している数字は全体平均値 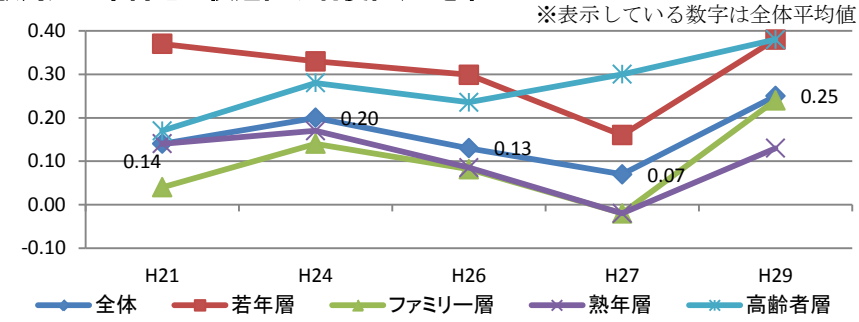	・全体としては、平成27年度まで数値が下降したが、平成29年度には改善傾向が見られた。 ・高齢層の数値が他の階層に比べ、満足度が上昇傾向にあった。若年層では平成27年度まで下降傾向であったが、平成29年度には改善傾向が見られた。
3	**鉄道やバスなどの公共交通の利便性** ※表示している数字は全体平均値 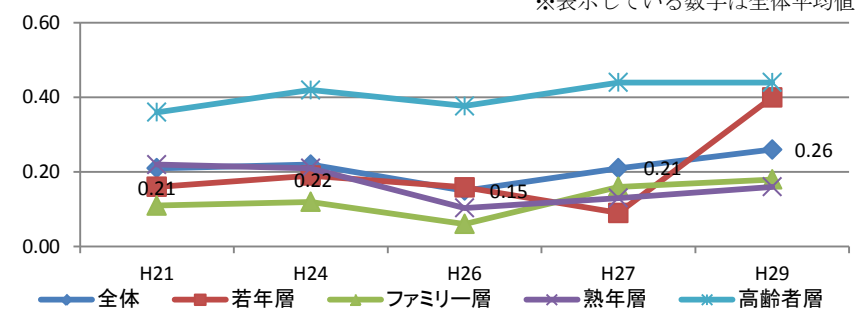	・多少の増減があったものの、全体的には満足度は上昇傾向にあると考えられる。 ・若年層の満足度が飛躍的に上がっている。バスの増便等の改善を図ったことによるものと考えられるが、詳細についてはさらなる分析が必要である。 ・高齢者層については直近では順調に上がってきている。
4	**地域の特性を生かしたまちなみ・景観** ※表示している数字は全体平均値 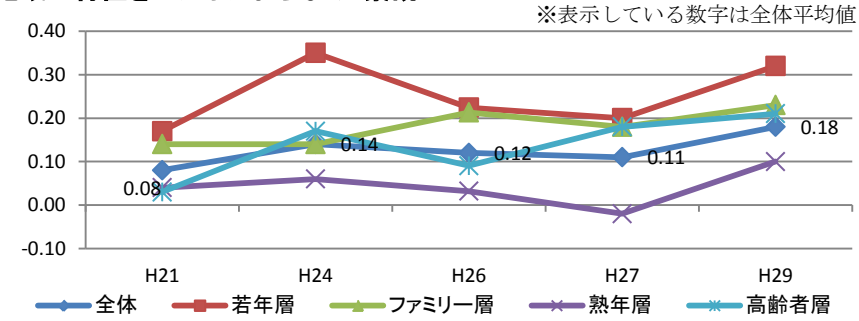	・平成21～29年度にかけて、数値の増減はあるものの、全体的には数値が増加の傾向にある。この間、屋外広告物条例の施行や、公共サインの整備、街路樹リニューアルなど、本市ならではの景観形成を進めるための施策を実施してきた効果があるものと考えられる。
5	**樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑** ※表示している数字は全体平均値 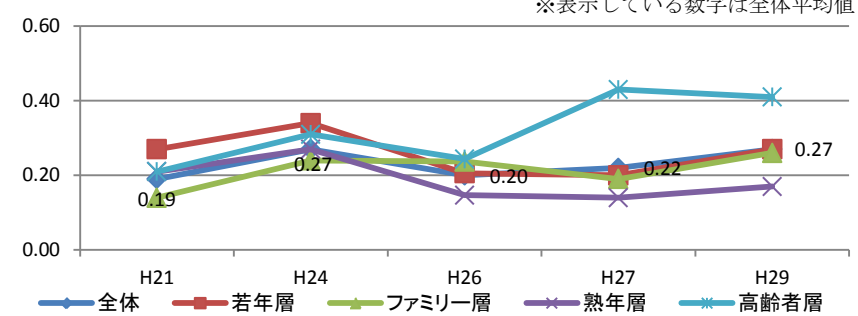	・平成21～29年度にかけて、数値の増減はあるものの、全体的には数値が増加の傾向にある。この間、生け垣の築造助成制度や市街地に残された保存樹林の定などの取組に一定の効果があったもと考えられる。

6	**建築物の防災性とバリアフリー化等による人にやさしいまち** ※表示している数字は全体平均値 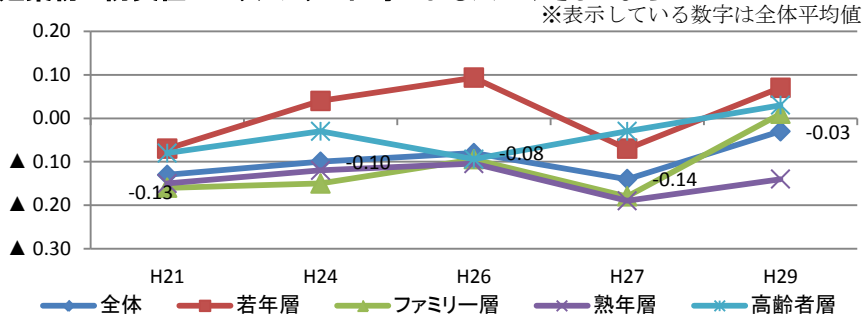 	年度によりバラツキはあるが、満足度は上昇傾向にある。 建築物の防災性やバリアフリー化は短期間に改善できるものではなく、個々の建築行為の際に改善されるため、今後も助言指導を継続して行うことにより、満足度の向上に努める。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	**これまでの主な取組と成果**	●都市計画制度の活用 地域の特性を生かしたルールづくりや良好な市街地形成に向け、地域ごとのまちづくりにあわせ用途地域や高度地区等の変更を行った。また、地区計画の導入件数についても、25年度までに9件、平成27年度には11件と順調に進捗した。 ●快適な住まいや住環境づくりの支援 どこに相談したら良いか分からない等の「住まいに関する悩み」を持つ方に対し、相談内容を整理し、適切な担当課や関係機関・団体につなぐ、「住まいの相談窓口」を開設し、快適な住まいや住環境づくりを支援した。 ●公共交通の充実 茅ヶ崎市総合交通プラン及び茅ヶ崎市乗合交通整備計画に基づき導入したコミュニティバスえぼし号及び予約型乗合バスについては、利用者数が増加しており、市民の意識においても交通モードの選択肢の1つとして定着してきているものといえる。より使いやすいものとするサービスの改良及び利用促進イベント等のソフト施策を実施した。 ●地域主体の防災まちづくりへの支援 個人（自助）、地域（共助）から、どのような方法で防災まちづくりを行うことができるかワークショップを開催して議論し、地域の災害リスクと地域防災力を向上させるための取り組みを検討した。また、すぐに着手できる取り組みについては地域が実施するための支援を行った。 ●周知啓発と補助事業による建築物の耐震化 建築なんでも相談会、耐震セミナーの開催、耐震ちがさきの発行等による周知啓発。木造住宅、耐震シェルター、分譲マンション、避難路沿道建築物及び大規模建築物の耐震化の促進に係る補助事業により耐震化を推進した。 ●景観資源の指定、公共サインの整備・街路樹リニューアル 高齢化による昼間人口の増加や余暇など3次活動の割合が増加している傾向にある。このような状況は市内で過ごす時間が各世代とも増えることを意味し、生活スタイルが徐々に変化しているものと考えられる。今後のまちづくりは、屋外で過ごす時間をいかに居心地の良いものにするかが焦点であると言える。 茅ヶ崎には人々が愛着のある資源が身近にある。生活の中で変わることなく触れられるように景観資源として指定し、保全を進めてきた。また、公共サインや街路樹リニューアルは、街なかでの生活を快適なものとし、また茅ヶ崎の魅力を向上させる施策のひとつである。 ●条例及び計画の見直し、特別緑地保全地区指定、自然環境評価調査業務 生物多様性のある自然を守り、次世代へ豊かなみどりを継承し、快適な都市と健康で心豊かな生活を支えるみどりを創造するため、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例を見直すとともに、茅ヶ崎市みどりの基本計画の改定に向けた取り組みを実施した。また、都市緑地法などの法制度を活用し、特別緑地保全地区を2地区指定するとともに、とくに重要度の高い自然環境を保全するために4地区の保全管理計画を作成した。さらに、市民・事業者・行政の協働を推進し、緑化・緑地保全活動の支援を行った。

2	**課題として残される事項**	●都市計画制度の活用の検討 良好な市街地環境を整備するにあたり、きめ細かなルール作りを進めるには、住民その他利害関係を有する者の合意が不可欠である。土地利用の転換の機会にあわせた都市計画制度の活用であれば、住民その他利害関係を有する者のまちづくりに対しての機運（動機）の高まりがあり合意の形成がを進めることができるが、住民発意の地区計画制度などを促すためには、継続的に住民へ周知啓発を行っていくことが重要であると考えている。 ●地域・民間と連携した住環境の整備 超高齢社会・人口減少を見据えて、今後増加する高齢者や障害者などが安心して地域で住み続けられる住まいと暮らしのセーフティネットの構築並びに空き家の増加について、地域や民間事業者と役割分担を図りながら取り組みを継続していく必要がある。 ●地域に最適な公共交通の検討 コミュニティバスえぼし号及び予約型乗合バスは、一定の定着が見られているものの、市内にある公共交通空白地区全てをカバーするまでに至っていない。コミュニティバスという交通モードは、必ずしも全ての公共交通空白地区に効果があるものではなく、最新の交通モードを含め、その地区に最適な交通モードを研究し、地域の方々と共に協議した中で実行していく必要がある。また、コミュニティバスえぼし号及び予約型乗合バスが社会実験で行っているため、適正な負担割合についての議論は今後も継続する必要がある。さらに、茅ヶ崎市総合交通プラン及び茅ヶ崎市乗合交通整備計画の計画期間が平成32年度で終了するため、その後の運用指針を整理する必要がある。 ●防災まちづくりに関する取組の継続性確保 ワークショップ開催直後は、防災まちづくりに関する意識が高まり、地域の自主的な取組が期待できるものの、その取組を継続するような仕組みづくりが必要である。 ●建築物の耐震化進捗率の鈍化 東日本大震災から7年が経過し、震災に対する市民の記憶がうすらぎつつあることや、経済的な理由等から耐震化が鈍化している。旧耐震基準で建築された木造住宅は、築37年経過し老朽化が進んでいることから、補助等の施策において、重点を置くべき対象建築物について検討を要する。 （平成32年度に95%を目標にしているが、平成25年度から平成28年度の推移では目標値に届かないため、さらなる周知啓発が必要である。） ●資源の魅力に触れ、屋外で活動できる空間の創出。 6-1で触れたように、街路樹のリニューアルを行ったが、今後も、いかに屋外での生活を充実したものにするかが、まちづくりのテーマである。次期景観計画の改定においても考え方を定めているが、単に資源を保全するだけでは、茅ヶ崎が本来持っている魅力を享受できない。空間づくりなどと併せて、魅力を伝え、触れられる機会を創出することが必要である。 ●豊かな自然環境を次世代へ継承し、過ごして心地よい空間を創出する 豊かな自然環境を守るためには、建築行為など一定の行為の制限が可能となる特別緑地保全地区等の指定を進めることが必要である。また、公園が不足する地域や市街化が進行しみどりが減少している地域が存在するため、様々な手法を活用した緑地の確保が必要である。
3	**指標及び数値目標の妥当性について**	●「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合 数値の増減はあるものの、全体的には数値が増加の傾向にある。この間、屋外広告物条例の施行や、公共サインの整備、街路樹リニューアルなど、本市ならではの景観形成を進めるための施策を実施したことによる成果であり、妥当である。 ●年間公共交通利用回数（市民1人当たり） 中間地点で、目標値を修正し、現状との差はみられるが、今後のより一層の高齢化を見据えた中で、公共交通をより充実させ、利用者の増加を目指すことに変化はないので、数値目標は問題ない。 ●市域面積における緑地面積率 都市公園などの施設緑地と法や条例による地域性緑地の総量を捉えており、指標としては妥当であると考えられる。 ●特定建築物や住宅の耐震化率 目標数値の達成は困難ではあるものの、大規模地震に対する被害を半減させる国の基本方針や県の計画による目標値でもあること、また、「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」に基づいた目標値であることから、指標と数値については妥当である。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	●平成34年に当初指定（平成4年）の生産緑地が指定30年を迎えるが、都市農地の保全の観点から、特定生産緑地制度を活用し、保全に努める必要がある。 ●高齢化が進み、公共交通のニーズがより一層高まるが、働き方の見直し等による公共交通運転手が不足する一方、リタイアした世代が潜在的な働き手として存在する。また、IoT等の発展による新しい交通モードの可能性があり、路線バス、コミュニティバスでは過不足がある公共交通空白地区に適した交通モードを研究する必要がある。 ●空き家の増加や高齢者が自宅で居住し続けることが見込まれ、個人によって事情も異なることから、地域・民間事業者と連携を図りながら、これまで以上にきめ細やかな支援体制が求められる。 ●高齢化による昼間人口の増加や余暇など3次活動の割合が増加している傾向にある。このような状況は市内で過ごす時間が各世代とも増えることを意味し、生活スタイルが徐々に変化しているものと考えられる。今後のまちづくりは、屋外で過ごす時間をいかに居心地の良いものにするかが焦点であると言える。 ●高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、みどりの多様な機能を活用するとともにコミュニティ活動や健康づくりに活用することが求められている。また、市街地等でのみどりの確保に関する取組が必要である。 ●平成32年度までに、住宅及び民間特定建築物の耐震化率95%を達成すべく促進計画を実施しているが、オリンピック特需などに起因する昨今の資材及び労務価格高騰などにより、市民や事業主の経済的負担が一層大きくなることにより耐震化進捗率向上を阻んでいる。 ●隣接市町とのまちづくりの方向性について、確認する必要がある。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●特定生産緑地制度の周知を図り、都市農地の保全に、積極的に取り組む。 ●新たな公共交通の検討 　今までのような大量輸送対個別輸送や民間事業者による一方方向の公共交通だけではなく、地域に潜在的にあるニーズ及び働き手をうまく結び付け、その地域により適した交通モードについて、最新事例等を研究し、地域の方々と協議した中で実行していく必要がある。また、既存の公共交通については、路線バス、コミュニティバスを問わず、よりニースにあったものとするように改良する必要がある。 ●地域（個人）特性を踏まえた住環境の整備 　自宅で居住し続ける高齢者などの増加が見込まれるため、住み慣れた地域に住み続けることができる環境づくりを、地域・民間事業者とともに推進していく必要がある。 ●都市機能が近接している環境の整備や、楽しくリラックスして過ごせる空間をづくりなど、いかに屋外での生活を充実したものにするかが、まちづくりのテーマである。次期景観計画の改定においても考え方を定めているが、単に資源を保全するだけでは、茅ヶ崎が本来持っている魅力を享受できない。空間づくりなどと併せて、魅力を伝え、触れられる機会を創出することが必要である。 ●豊かな自然環境を次世代へ継承するために、特別緑地保全地区の指定等を推進することが必要である。また、市街地等での緑化の推進を検討するとともに、都市緑地法に基づく市民緑地や市条例に基づく保存樹林の指定などによる緑地の確保を進める。 ●景気動向や新技術などの動向を見きわめつつ、メリハリのある補助事業メニューを展開していく。特に周囲に大きな影響のある建築物に重点を置きつつ耐震化率の向上に努める。 ●隣接市町とのまちづくりの方向性について、整合を図る必要がある。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	評価担当部局
	政策目標		12 だれもが快適に過ごせるまち	建設部
		目指すべき将来像	・道路情報管理システムが構築され、道水路敷が効率的に管理・利用されている ・道路・橋りょうの整備により、渋滞の緩和効果があらわれている ・生活道路の整備などにより、狭あい道路の多いエリアが縮小している ・公園・緑地が市民の憩いや交流の場として、親しみを持って利用されている ・公共建築物の耐震化が進み、安心して利用し、住み続けることができる	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	3,192	2,512	2,634	2,387	2,376	2,364	2,304	17,769
事業費	2,617	1,955	2,102	1,830	1,777	1,746	1,683	13,710
職員給与費	575	557	532	557	599	618	621	4,059
従事職員数	85	88	89	94	98	91	92	637
常勤職員	67	68	66	67	70	73	71	482
再任用職員（短時間含）	6	6	6	8	8	8	11	53
その他	12	14	17	19	20	10	10	102

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	道路の認定及び廃止	新設道路、開発帰属道路及び寄附道路等を認定し、主に一般交通の用に供する必要がなくなった道路の廃止を行う。
	道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げ	平成22年度に構築された道水路台帳管理システムを活用し、市民の土地利用や交通の利便を図るため、道水路の機能に支障を及ぼさない範囲で、道水路管理者と連携を図り、交換、払下げ及び道路の寄附の受け入れを行う。
	橋りょう耐震補強等整備事業	市民の安全な生活を確保するため、平成23年度では新鶴嶺橋、ふれあい橋の耐震補強工事を行うとともに、平成23年度から平成24年度で、効率的・効果的に維持管理していくことを目的に、橋りょう等の長寿命化修繕計画の策定を行う。
	狭あい道路整備事業	狭あい道路の後退用地を取得・拡幅し、交通・災害等の都市機能の向上を図り、併せて安全・安心な住みよいまちづくりを推進して生活環境を整備するため、後退用地の測量、所有権移転、工作物の補償および道路整備を行う。
	新国道線街路整備事業	新国道線の東海岸寒川線から丸子中山茅ヶ崎線までのうち、一里塚北通りから東海岸寒川線までの区間の一部歩道の工事および東海岸寒川線との交差点改良工事を実施する。
	東海岸寒川線街路整備事業	東海岸寒川線の高田地区の未改良区間L=340mの道路改良工事を実施し本年度末の供用開始を目指す。
	住区基幹公園整備事業	市民一人当たり都市公園面積を拡大する。
	既存公園等改修整備事業	概ね5年に1度の専門的点検結果に基づく遊具の更新を実施し、点検の結果に基づき老朽化した公園、緑地等施設全般の改修及び更新を実施する。
	市営住宅の維持管理	平成21年度に策定した茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画に基づき、給湯設備やユニットバスの整備を行い、入居者の居住環境の改善を図る。 全体整備戸数 134戸（香川住宅94戸、今宿住宅40戸）
	建設・修繕工事の監理・監督	公共施設整備・再編計画に基づく（仮称）中海岸・共恵地区地域集会施設及び保育園複合施設や文化会館天井安全対策の工事監理を的確に行い完成させる。既存施設の改修工事や市立病院ICU設置工事は、施設管理者と協議を行い、施設の劣化状況、イニシャルコスト、ランニングコストなどを検討しつつ、設計や工事監理を的確に行い完成させる。
	道路の認定及び廃止	新設道路、開発帰属道路及び寄附道路等を認定し、主に一般交通の用に供する必要がなくなった道路の廃止を行う。
	道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げ	市民の土地利用や交通の利便を図るため、道水路の機能に支障を及ぼさない範囲で、道水路管理者と連携を図り、交換、付け替え、払下げ及び道路の寄附の受け入れを行う。
	橋りょう耐震補強整備事業	平成27年度の整備完了を目指し、石原橋、飯島橋、富士見橋の耐震補強工事を行うとともに、中原橋、古相模橋の耐震補強等詳細設計を行う。耐震補強工事は、道路利用者の安全確保を図るとともに緊急輸送路や道路の連続性を確保する。

24年度	狭あい道路整備事業	狭あい道路の後退用地を取得・拡幅し、交通・災害等の都市機能の向上を図り、併せて安全・安心な住みよいまちづくりを推進して生活環境を整備するため、後退用地の測量、所有権移転、工作物の補償および道路整備を行う。
	市道0110号線歩道設置事業	歩道設置事業として、市道0110号線（大岡越前通り）の歩道設置工事L＝119mを実施する。
	市道0109号線歩道設置事業	歩道設置事業として、市道0109号線（鶴嶺通り）の新鶴嶺橋から産業道路手前の古川バス停付近までのL＝670m区間の用地測量を実施する。
	既存公園等改修整備事業	概ね5年に1度の専門的点検結果に基づく遊具の更新を実施し、点検の結果に基づき老朽化した公園、緑地等施設全般の改修及び更新を実施する。
	茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画の策定	平成15年3月に策定した茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画の目標期間が平成22年度までとなっており、また、平成22年3月に茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画を策定したことを踏まえ、茅ヶ崎市住宅・住宅地供給計画、茅ヶ崎市営住宅供給指針の見直しを視野にいれ、今後8年間の計画的な市営住宅供給の在り方について、市民の意見を取り入れながら25年2月の完成を目指し策定する。
	市営住宅の維持管理	平成21年度に策定した茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画に基づき、給湯設備やユニットバスの整備を行うとともに、高田住宅及び菱沼住宅の中層耐火構造住戸の北側窓サッシを改修し、入居者の居住環境の改善を図る。 全体整備戸数　134戸（香川住宅94戸、今宿住宅40戸）
25年度	道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げ	平成22年度に構築された道水路敷台帳管理システムを活用し、払い下げ等が可能な道水路の調査を進めるとともに地権者への働きかけをしていく。
	公共基準点の設置及び管理	近年の法改正や災害時からの速やかな復旧・復興計画に対応できる基盤整備を図るため、優先順位を決定し、計画的に公共基準点の新設を行う。
	橋りょう耐震補強等整備事業	平成27年度の整備完了を目指し、25年1月の緊急経済対策により前倒しした宮ノ下橋、萩園橋、中島橋の耐震補強工事を行う。
	狭あい道路整備事業	狭あい道路の後退用地を取得・拡幅し、交通・災害等の都市機能の向上を図り、併せて安全・安心な住みよいまちづくりを推進して生活環境を整備するため、後退用地の測量、所有権移転、工作物の補償および道路整備を行う。
	香川甘沼線道路改良事業	香川甘沼線の勘重郎堀から東側のL＝180m区間の道路整備工事を完了する。また、新たに「香川駅周辺地区まちづくり整備計画」と連携しながら、勘重郎堀から香川駅方面へL＝400mの事業に着手する。
	市道0109号線歩道設置事業	歩道整備事業として、市道0109号線（鶴嶺通り）の用地買収、新鶴嶺橋の人道橋の構造の検討及び詳細設計を実施する。
	住区基幹公園整備事業	市民一人当たり都市公園面積を拡大する。
	既存公園等改修整備事業	概ね5年に1度の専門的点検結果に基づく遊具の更新を実施し、点検の結果に基づき老朽化した公園、緑地等施設全般の改修及び更新を実施する。
	建設・修繕工事の監理・監督	平成26年度新たに建設を行う、（仮称）松浪地区地域集会施設建設設計は、施設管理者等との協議や市民の意見を取り入れながら、設計を行っていく。また、各施設管理者からの要請による、既存施設の改修（市営浜須賀水泳プール管理棟建替工事など）は、施設の劣化状況、イニシャルコスト、ランニングコストなどを検討しつつ工事監理を的確に行い、安全で環境に配慮した施設をつくる。
	家賃の賦課・徴収	入居者が安心して居住できるようにするため、収入申告書に基づき、公平で適正な家賃の賦課及び徴収を行うとともに、家賃未納者への催告通知の送付、納付指導、相談や、収入超過者に対する他の住宅への斡旋通知や高額所得者に対する明け渡し指導を行うことにより、公平性、透明性のさらなる確保に努め、真に困窮する世帯への的確な対応を図る。
	道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げ	市民の土地利用や交通の利便を図るため、道水路の機能に支障を及ぼさない範囲で、道水路管理者と連携を図り、交換、付替え、払下げ及び道路の寄附の受け入れを行う。
	地籍調査事業	現地の塀、境界標、マンホールや電柱といった官民境界等における現況の調査（都市部官民境界基本調査）を緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画に基づき、国が主体となり実施する。
	橋りょう耐震補強等整備事業	平成27年度の整備完了を目指し、湘東橋、中原橋及び古相模橋の3橋の耐震補強工事を実施し、主要な14橋の工事を完了する。

26年度	狭あい道路整備事業	狭あい道路の後退用地を取得・拡幅し、交通・災害等の都市機能の向上を図り、併せて安全・安心な住みよいまちづくりを推進して生活環境を整備するため、後退用地の測量、所有権移転、工作物の補償および道路整備を行う。
	市道0110号線歩道設置事業	市道0110号線（越前通り）は、国の緊急改善対策により、25年度の補正予算において、歩道設置工事L＝58mを実施する。
	市道0109号線歩道設置事業	市道0109号線（鶴嶺通り）の新鶴嶺橋の人道橋の築造を実施し、引き続き用地買収を実施する。
	住区基幹公園整備事業	市民一人当たり都市公園面積を拡大する。
	既存公園等改修整備事業	概ね5年に1度の専門的点検結果に基づく遊具の更新を実施し、点検の結果に基づき老朽化した公園、緑地等施設全般の改修及び更新を実施する。
	建設・修繕工事の監理・監督	公共施設整備・再編計画（改訂版）に基づき（仮称）松浪地区地域集会施設、（仮称）茅ヶ崎ゆかりの人物館、環境事業センター自家用給油取扱所、北部地区防災備蓄倉庫、茅ヶ崎海岸A地区公衆トイレ及び消防団第13分団（室田）器具置場の建設に係る設計並びに工事監理を的確に行い完成させる。 各施設管理者からの要請による、既存施設の改修は、施設の劣化状況、イニシャルコスト及びランニングコストなどを検討しつつ設計や工事監理を的確に行い、安全安心で環境に配慮した施設をつくる。
	市営住宅の整備 （市営住宅の建替）	公共施設整備・再編計画（改訂版）に基づき、小和田三丁目地区県土木試験場跡地に建設予定の市営住宅、児童クラブ、地域包括支援センターなどの複合的公共施設について、保健福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課及び保育課との連絡調整並びに小和田地区自治会連合会、児童クラブ、地域包括支援センター、茅ヶ崎市社会福祉協議会及び障害児日中一時支援事業所との協議を進める。 また、入居者移転計画作成のため、入居者との協議を進める。
27年度	道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げ	市民の土地利用や交通の利便を図るため、道水路の機能に支障を及ぼさない範囲で、道水路管理者と連携を図り、交換、付替え、払下げ及び道路の寄附の受け入れを行う。
	地籍調査事業	「茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画」に基づき、官民境界等先行調査を東海岸南四丁目及び浜須賀の一部、A＝0.21k㎡で実施した。
	狭あい道路整備事業	建築に伴う後退用地を取得し、併せて周辺について積極的に自主後退の協力要請を行う。また、平成27年度より提案型民間活用制度による民間事業者のアイデアを生かした新たな自主後退協力要請を行い、更なる狭あい道路の解消を行い、交通・災害等の都市機能の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進する。
	駅周辺道路施設等更新事業	茅ヶ崎駅北口ペデストリアンデッキや駅周辺道路施設等のエレベーター、エスカレーターは老朽化や耐用年数の経過による故障、緊急停止による閉じ込め等の事故への懸念、発生が予見されるため、平成27年度に取りまとめた修繕作業手順書に基づきこれらの修繕を行い、利用者の安全な通行を確保する。
	香川甘沼線道路改良事業	香川甘沼線は勘重郎堀から香川駅方面へL＝280mの用地測量を実施します。また、香川小学校北側の用地買収を引続き実施する。
	市道0110号線歩道設置事業	市道0110号線（越前通り）は、歩道設置工事L＝76mを実施し、用地買収を引続き実施する。
	中央公園再整備事業	老朽化した公園施設の改修、施設機能の強化、植栽の見直し等による再整備のため、中央公園再整備基本設計を実施する。
	住区基幹公園整備事業	市民一人当たり都市公園面積を拡大する。
	市営住宅の維持管理	平成21年度に策定した茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画に基づき、給湯設備やユニットバスの整備を行うとともに、入居者の居住環境の改善を図る。 全体整備戸数　134戸（香川住宅94戸、今宿住宅40戸）
	市営住宅の整備 （市営住宅の建替）	公共施設整備・再編計画（改訂版）に基づき、小和田三丁目地区県土木試験場跡地に建設予定の市営住宅、児童クラブ、地域包括支援センターなどの複合的公共施設について、関係各課、関係団体及び小和田地区まちぢから協議会との協議を進めながら、基本設計の見直し業務を行う。 また、入居者移転計画作成のため、入居者との協議についても平行して進める。

28年度	道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げ	市民の土地活用や交通の利便性の向上を図るため、道水路の機能を維持した上で支障を来さない範囲で、道水路管理者と連携を図り、交換、付替え、払下げ及び道路の寄附の受け入れを行う。
	地籍調査事業 (官民境界等先行調査)	「茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画」に基づき、官民境界等先行調査を東海岸南六丁目、浜須賀及び緑が浜の一部、A＝0.19k㎡で実施した。
	狭あい道路整備事業	平成27年度から導入した提案型民間活用制度により、平成28年度は30件を目標に、更なる狭あい道路の解消を行う。また、4月～5月は平成27年度実績報告を基に民間事業者とヒアリングを行い、事業内容等についての妥当性を検討し協議・検証を行う。
	橋りょう等長寿命化修繕事業	市内の橋りょう等(雨水渠を含めた橋りょう83橋、歩道橋1橋及び地下道3箇所)について、道路法の一部改正により義務付けられた定期点検を茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画に則り実施し、平成30年度末までに全施設の点検を行う。 平成28年度は、茅ヶ崎ツインウェイヴ外20施設の定期点検を実施する。
	東海岸寒川線街路整備事業	東海岸寒川線は下寺尾地区のL＝290m区間の道路詳細設計について、28年度からの継続事業として実施している。また幸町交差点の用地交渉を引続き実施する。
	市道0109号線歩道設置事業	市道0109号線(鶴嶺通り)は、道路改良を伴う歩道設置工事L＝100mを実施し、用地買収を引続き実施する。
	中央公園再整備事業	老朽化した公園施設の改修、施設機能の強化、植栽の見直し等による再整備のため、中央公園再整備基本設計を実施(繰り越し)
	住区基幹公園整備事業	市民一人当たり都市公園面積を拡大する。
	建設・修繕工事の監理・監督	公共施設整備・再編計画(改訂版)に基づき、(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設(海岸青少年会館・福祉会館複合施設)再整備事業設計業務を関係団体等との協議を行い実施し、また、茅ヶ崎公園テニスコート移設整備工事、消防署小和田出張所移転工事及び市役所旧本庁舎解体工事に係る工事監理を適正に実施する。 予防保全工事として、市営松林住宅外壁改修工事他の設計及び工事監理を適正に行う。 新規事業として、市立病院増築設計業務を適切に実施し、道の駅整備基本計画については設計支援を適切に行う。 その他各施設管理者からの依頼による改修工事は、施設の劣化状況、イニシャルコスト及びランニングコストなどを検討しつつ設計や工事監理を的確に行い、安全安心で環境に配慮した施設づくりを実施する。
	市営住宅の修繕 (提案型民間活用制度事業)	平成27年度から提案型民間活用制度を活用して電話受付から修繕の完了まで、一括で民間事業者へ委託することで、民間事業者の知識、経験を活かした効率的で迅速な対応をしており、入居者の安全安心な生活を確保し、効率的な施設の維持管理と適正な修繕管理を図る。 また毎月の実績報告を継続すると共に、4月～5月は平成27年度実績報告を基に民間事業者とヒアリングを行い、運営内容等についての妥当性を検討し協議・検証をします。
29年度	道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げ	市民の土地活用や交通の利便性の向上を図るため、道水路の機能を維持した上で、道水路管理者と連携を図り、交換、付替え、払下げ及び道路の寄附の受け入れを行う。
	地籍調査事業 (官民境界等先行調査)	「茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画」に基づき、官民境界等先行調査を東海岸南三丁目、六丁目及び緑が浜の一部、A＝0.1k㎡で実施した。
	狭あい道路整備事業	平成27年度から導入した提案型民間活用制度により、平成29年度は30件の自主後退協力要請を目標に、更なる狭あい道路の解消を行う。また、4月～5月は平成27・28年度実績報告を基に民間事業者とヒアリングを行い、30年度以降の事業の方向性についての、検討を行う。
	市道0110号線歩道設置事業	市道0110号線(越前通り)は、歩道設置工事L＝80mを実施し、次期整備区間として、東側のL＝180m区間の道路詳細設計に着手する。
	香川甘沼線道路改良事業	香川甘沼線は香川小学校北側のL＝60m区間と勘重郎堀から香川駅方面へL＝280m区間の用地買収を引続き実施する。
	中央公園再整備事業	昨年度実施した中央公園再整備基本設計をもとに、管理棟建替工事詳細設計を実施する。
	住区基幹公園整備事業	市民一人当たり都市公園面積を拡大する。

	市営住宅の建設 （小和田住宅）	公共施設整備・再編計画（改訂版）に基づく市営住宅の計画的な建替えとして（仮称）市営小和田住宅外複合施設の整備を進める。 平成30年度からの建設工事に向け、関係団体と協議調整を行いながら実施設計を進める。 また、建替等に伴い用途廃止となる市営香川住宅及び高田住宅の二階建棟入居者のうち、小和田住宅以外の住宅へ転居を希望する世帯の移転を順次進めていく。
	市営住宅の修繕 （提案型民間活用制度事業）	平成27年度から提案型民間活用制度を活用し、市営住宅入居者からの電話受付から修繕の完了まで、一括で民間事業者へ委託している。 民間事業者の知識、経験を活かした効率的で迅速な対応により、入居者の安全安心な生活を確保し、効率的な施設の維持管理に努める。 平成30年度以降の事業について、より効果的な修繕業務とするため、平成27年度、28年度中の実績報告に基づき、民間事業者とヒアリングを行い、事業内容等の妥当性を検討し、方向性を定めていく。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**都市計画道路の整備率** 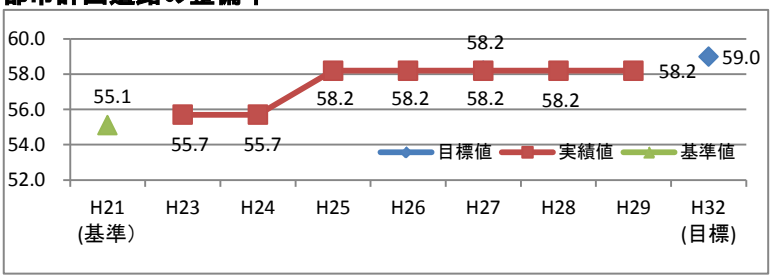 現状値 (29年度) 目標値 59.0% (32年度)	都市計画道路の整備を実施したことで、平成25年度末の整備率が58.2%となり、平成27年度の目標値を達成し、交通の円滑化を図った。都市計画道路の整備率は近隣市と比較しても未だ低い水準にとどまり、交通渋滞や歩行者・自転車の安全性などの面で多くの課題を抱えているため、継続して市民ニーズをとらえて整備に努める必要がある。
2	**道路の歩道整備延長** 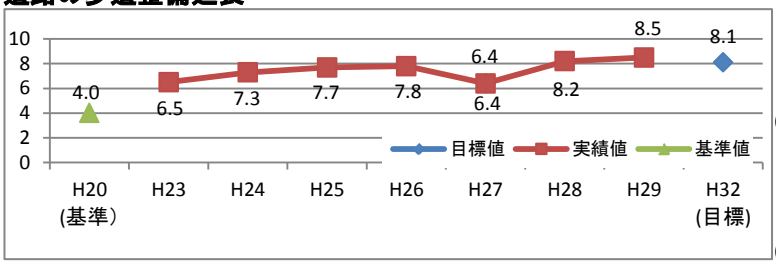 現状値 (29年度) 目標値 8.1km (32年度)	誰もが利用しやすい道路空間を確保するため、既存歩道の段差解消や歩道整備を進めてきた結果、平成32年度の目標値8.1kmを上回る実績値であり順調に整備が進んでいる。 早期に目標値を達成しているが箇所の選択や買収を集約し、効率的な整備に努めていく必要がある。
3	**市民1人当たりの都市公園面積** 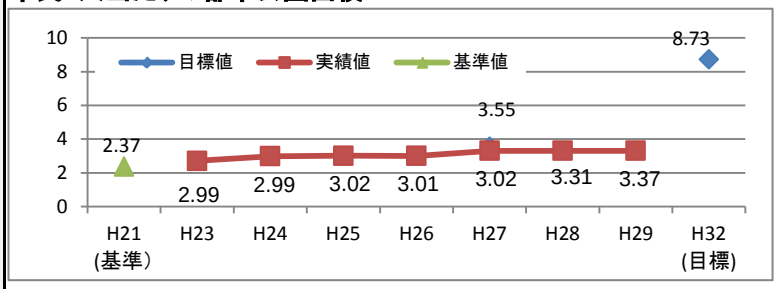 現状値 (29年度) 目標値 8.73㎡/人 (32年度)	・実績についてはほぼ水平に近く、目標値を若干下回るが、住民一人当たりの公園面積は増加している。 ・目標値と実績値に大きな差が生じているが、湘南海岸公園（県）分を控除すると目標値が3.33㎡/人となるため、それ以外の公園の整備については目標に向け順調に推移している。 ・開発行為に伴い帰属される公園のほか、借地による公園の確保なども必要であり、公園空白地への公園確保を優先的に実施し、引き続き市民一人当たりの公園面積を増加するよう努める。
4	**高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給戸数** 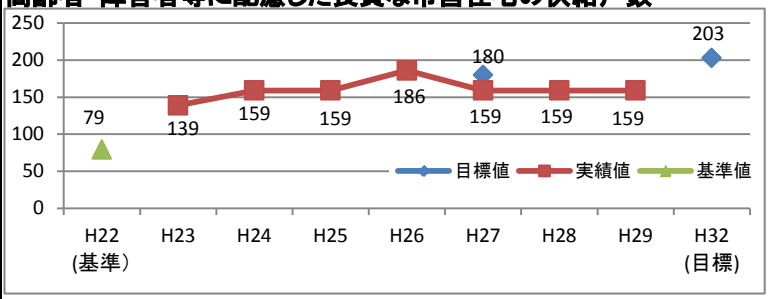 現状値 (29年度) 目標値 203戸 (32年度)	「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」において、市営住宅の供給目標戸数を平成32年度末までに534戸（借上型203戸、直接建設型331戸）としている。借上型は、平成27年度末までに目標戸数の約78%となる159戸を供給しており、目標達成に向けて概ね計画どおりの進捗である。今後は、平成32年度での目標戸数の供給に向けて、引き続き取り組みを進めていく。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋** ※表示している数字は全体平均値 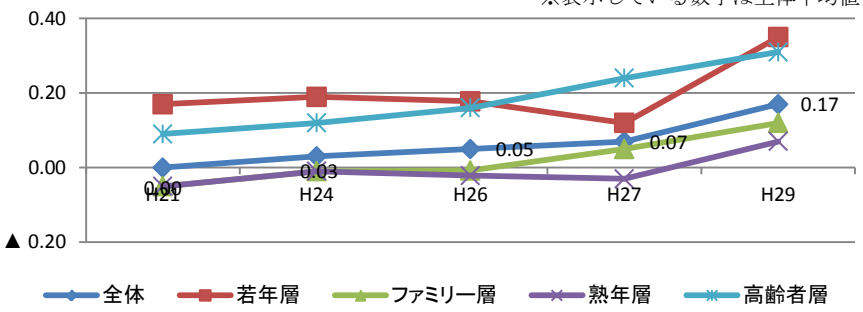	・若年層と高齢者層では他界層に比べ満足度は高く。特に若年層については減少傾向で推移していたが平成28･29年度の歩道整備において一定区間で用地買収が完了し、連続して工事を実施することができたことからから大きく改善がされたものと思われる。
2	**自宅周辺の生活道路の安全性･快適性** ※表示している数字は全体平均値 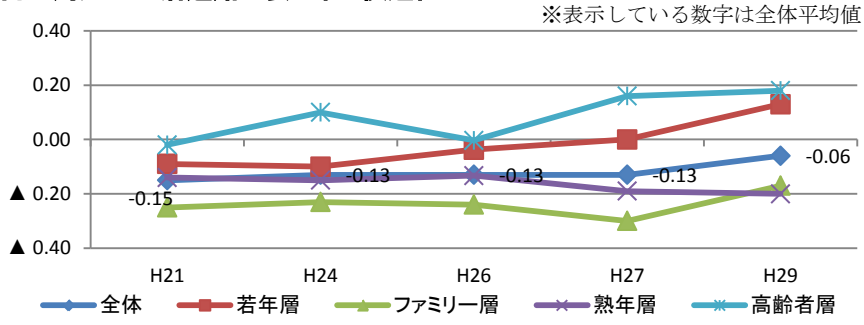	特に高齢者層で満足度が高い理由として、毎年継続して行う水溜り等の舗装修繕工事に加え、鶴嶺参道や桜道等の歩道段差解消工事によりバリアフリー化したことや、新栄町の無電柱化による歩行空間の確保が考えられる。また、茅ヶ崎駅リニューアルに合わせ南口エレベーターのリニューアル工事を行い高齢者や身障者の移動の負担軽減に取り組んでおり、全体としては改善の傾向がみられる。
3	**やすらげる身近な公園や緑地** ※表示している数字は全体平均値 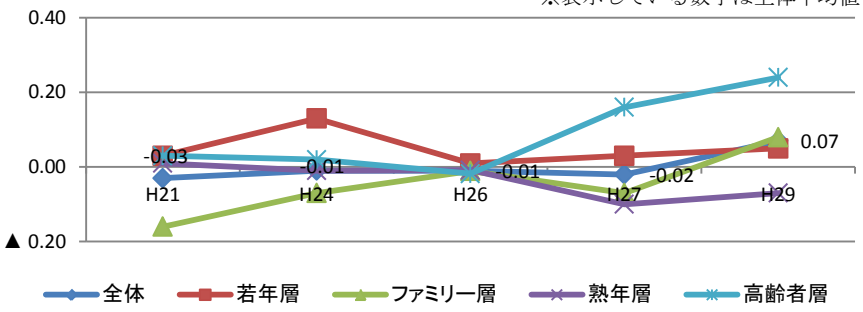	・全体としてほぼ横ばいであり、低い水準にて推移しているが、高齢者層についてのみ満足度が高く、この3年において増加傾向にある。 ・各世代においてニーズが異なるため、共通した項目にて全体の満足度を増加させることが難しいが、公園数を増加していくことで、公園を身近なものとし、満足度を増加できると考えられる。
4	**海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境** ※表示している数字は全体平均値 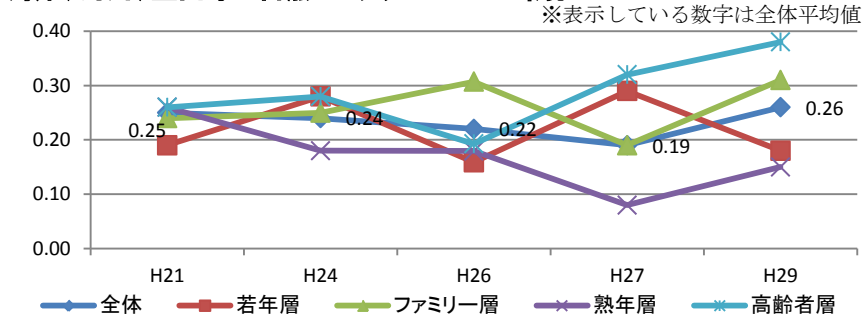	・全体として満足度に変化はないものの、高齢者層については26年以降増加傾向にある。一方で若年層は27年以降は減少している。 ・柳島キャンプ場は、運営を市の直営から民間事業者との協働推進事業へと移行したことで、利用者の利便性と満足度の向上を図った。 ・北部のレクリエーション活動拠点として、市民の森はボランティア活動等によって施設の充実を進め、満足度の増加を図る必要がある。
5	**安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物** ※表示している数字は全体平均値 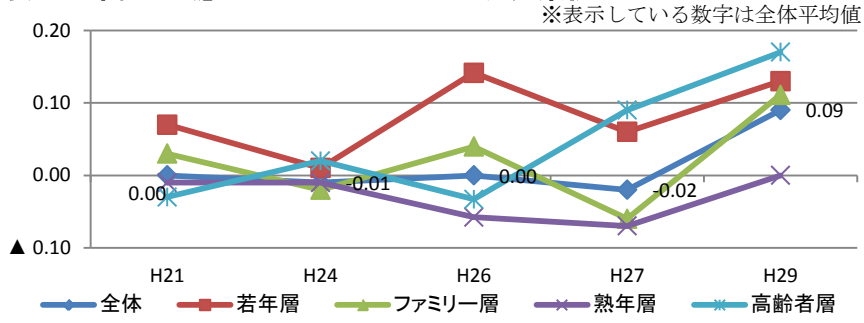	既存の公共建築物の安全性の向上のために耐震改修、新設及び建替を実施するにあたっては、太陽光パネルやLED照明を設置し環境へ配慮するとともに、条例に基づいたバリアフリー対応を着実に進めたことにより、近年の利用者の満足度が向上している。引き続き、安全で環境に配慮しただれもが利用しやすい公共建築物となるよう取り組みを進めていく。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	●道水路敷の境界確定や電子データ化による管理の推進 公図ベースにおいて現在認定外の道路、水路の総延長が確定できている。 ●公共基準点の設置 基準点の存在しない空白区域解消のため優先順位を決定し、1,350点を設置している。 ●鉄砲道以南区域の地籍調査の実施 津波による浸水が予想される鉄砲道以南を緊急重点区域と位置付け、平成26年度に「茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画」を策定し、官民境界等先行調査を0.5㎢実施した。 ●生活道路の整備の促進 狭あい道路整備事業については、26年度に「狭あい道路整備延長状況調査のための基礎資料作成業務委託」を実施し、市内2,140路線、市街化区域・市街化調整区域別の道路延長及び整備率を算出し、より正確な数字を把握することで、効果的な事業計画を立てた。26年度から新たな目標値を設定し、29年度は39.48%と概ね成果があった。 また、橋りょう耐震補強等整備事業については、市内の27橋のうち、主要な14橋について26年度までに整備完了した。また、28年度からは、定期点検と健全性の診断を行い、茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画に基づき、順次、補修・補強工事を実施し、長寿命化対策を推進している。 ●幹線道路・環状道路の整備の実施 都市計画道路の整備率は、平成25年度末の改良率が58.2%となり目標を達成している。また、幹線市道については、香川甘沼線道路改良工事が26年度に完成し、進ちょく率は40.8%となるとともに、東海岸寒川線の幸町交差点改良事業や、上赤羽根堤線及び高田萩園線等、茅ヶ崎市道路整備プログラムの第1期整備区間に位置づけられている路線に着手し設計測量が完了し、用地買収等を実施している。 ●住区基幹公園整備の促進 公園拡充については、年に1～2か所程度公園数が増加しており、平成29年度までに12か所の公園、緑地等を増加することができた。 中央公園再整備事業について、平成26年度に中央公園再整備計画を策定し、平成28年度に中央公園再整備基本設計業務を委託した。その後、まずは老朽化した管理棟のバリアフリー化を図るため、平成29年度に中央公園管理棟建替工事実施設計業務を行い、平成30年度より管理棟建て替え工事を実施している。 公園の遊具については、点検の結果に基づく施設更新・改修を平成26年度まで実施した。 柳島キャンプ場については、平成28、29年度に協働推進事業にて運営し、指定管理者制度の導入検討を進め、平成30年度より実施している。 ●公共建築物の整備 現総合計画において、旧耐震基準の公共施設（教育施設以外）10棟に対し、5棟の耐震改修が行なわれた。平成27年度には旧庁舎が耐震化され、残り4棟となった。 公共施設整備・再編計画(改訂版)に基づく市営住宅の計画的な建替えとして(仮称)市営小和田住宅外複合施設の整備を進めており、平成29年度までに実施設計業務を完了することができた。 ●既存住宅ストックの有効活用 ・給湯器及び浴室の改修を香川住宅において順次行い、29年度までに83戸（約62%）とすることができた。 ・平成27年度から平成29年度まで提案型民間活用制度を導入し、市営住宅修繕業務を一括委託することにより、民間事業者の知識、経験を活かした効率的で迅速なを行うことができ、ストックの長寿命化が図れた。 ・平成28年度には、予防保全工事として、松林住宅外壁改修を行い長寿命化が図れた。 ●住宅セーフティネットの機能向上 ・借上げ型住宅は、目標供給戸数に対し、平成29年度までに159戸の供給を行った。

2	**課題として残される事項**	●地籍調査事業の見直し 本事業は、事業費の3/4を国・県の補助金により実施している。このため、補助金内示率に、進捗状況が左右されてしまうため、「茅ヶ崎市緊急重点区域官民境界等先行調査事業計画」との乖離が生じており、計画の見直しが必要である。 ●公共基準点の適正な保全 災害時における境界復元、復興・復旧計画に迅速に対応するため、計画的に設置しているが、道路の掘削や舗装整備などにより、基準点が亡失しているため、保全して管理する仕組みづくりが必要となる。 ●駅周辺道路施設等の更新 エレベーター、エスカレーター等の老朽化が進み適正な維持管理が求められる。 ●狭あい道路の整備の促進 緊急車両の通行幅員の確保や災害時の避難経路の確保のため、建築を伴わない道路後退を市が積極的に進めていくことについて、地権者の理解を得るための丁寧な説明が求められる。 ●幹線道路・環状道路の整備の推進 道路整備に対する市民ニーズは高く、継続的に事業を進める中で、道路に関する法律の改正など国の動向を把握し、新たな方針や法改正に迅速な対応を図ることも課題として挙げられる。今後も、限られた道路財源の中で、茅ヶ崎市道路整備プログラムの第1期整備区間の道路整備を効率的・効果的に進める必要がある。 ●既存公園の適正な維持管理 中央公園全体の施設改修の実施時期が未定であり、今後老朽化が進むにつれ修繕費がかさむ可能性があり、また、既存公園等改修ついても、遊具の改修が行えず、遊具撤去が進んでいる。 ●住区基幹公園の拡充 公園拡充にあたり、借地も含め公園用地の確保が難しい。 ●柳島キャンプ場の管理運営の充実 柳島キャンプ場については指定管理者による運営へ移行したが、今後の運営状況について継続して確認する必要がある。 ●既存ストックの有効活用 提案型民間活用制度については、今後も低コストの修繕実施ができるように工夫していく必要がある。市営住宅の給湯整備改修については、入居者の同意調整がとれず整備を見送っている住戸もある。 ●住宅セーフティネットの機能向上 借上型市営住宅は20年間の借り上げ期間を定めて賃貸借契約を締結しているが、平成34年度以降順次賃貸借期間を迎える住宅が出てくるため、市営住宅全体の中長期的な供給方針を明確化するとともに入居者及びオーナーとの調整を進める必要がある。
3	**指標及び数値目標の妥当性について**	「誰もが快適に過ごせるまち」としては、主要な道路交通網、生活道路や公園や市営住宅などハードを整備することが、利便性や快適性の向上につながり、市民にとって目に見え、実感できる成果である。しかしながらこれからは整備率という視点を、新設ばかりでなく、維持管理に向けた指標とすることが、適正であると考える。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・地籍調査事業は、災害後の速やかな復旧・復興の位置づけだけでなく、その成果について、道水路財産を効率的かつ適正に、管理・利用していく経営的視点で捉えることが必要である。 ・本市が管理する道路延長は約670kmあり、既存施設の老朽化が進む中で、今後、大規模な補修や更新需要の増加が予測されるが、道路に関する予算は年々減少傾向にあり、道路の維持管理を取り巻く財政環境は厳しさを増している上、安全性や快適性のほか、環境への配慮など、道路の維持管理に求められる利用者のニーズは多様化している。 ・23年3月に策定した茅ヶ崎市道路整備プログラムに基づき10年の歳月にわたり事業を実施してきたが、最終年度の32年度には成果について最終的な検証を行い、高齢化社会への対応や生産者人口減等の社会ニーズの変化に対応し、財源確保が厳しい状況の中で整備箇所の絞り込み、優先順位の再確認等を行う必要がある。 ・市内の公園空白地に優先的に公園設置するため、未利用地など利活用できる土地の情報を、いち早く収集するアンテナづくりが必要である。併せて、財源確保についても工夫が必要であり、他市の先進事例等を参考に、関係部課と検討を進める必要がある。 ・茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画において、市営住宅の供給目標戸数は平成32年度末までに534戸としているが、目標戸数の約92%が供給されており、概ね達成されている。残り44戸についても事業者の誘導等により、目標戸数の供給に向けて継続した取組が必要である。 ・既存の住宅については施設の老朽化による修繕箇所の増加が見込まれるため、修繕コスト縮減と長寿命化の取組・工夫が必要となる。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●道路整備プログラムの見直し 都市計画道路の見直しや県のかながわのみちづくり計画と連携し、道路整備プログラムの改定を行う。 道路整備プログラムの検証及び改定では、道路整備の計画（事業の進捗目標）と事業の完了・継続・着手状況の比較検証を行い、計画に従って進捗していない場合は、要因分析等による道路整備の計画の達成状況の評価を実施する。また、道路整備プログラムの評価方法・評価指標の適合性を再検証し、その検証結果を次期道路整備プログラムへ反映させ、限られた財源の中で、効率的・効果的な道路整備を計画的に進める。 ●生活道路の整備・維持管理の推進 既に整備されている道路を適切に維持・保全していくため、幹線道路の舗装や照明灯、ガードレールといった道路の付属施設等に関する維持管理を、限られた予算の中で優先順位を付ける視点が必要である。 ●安全・安心な道路環境の向上 道路排水ポンプやエレベーター、エスカレーター、ツインウェイヴのロードヒーティング等の機械設備の施設台帳を再編成し補修履歴を残すことで、効率的な維持保全に取り組む必要がある。 ●公園の拡充と既存公園の再整備 公園空白地に公園を優先的に配置すること、また既存公園については、公園施設長寿命化計画を策定し、改修する遊具の優先順位を決定する仕組みづくりが必要である。 ●柳島キャンプ場の利便性の向上 利用者の拡大を図るために、定期的なモニタリングを実施することで、さらなるサービスの向上に努める運営体制が必要である。 ●市営住宅の維持保全 施設の老朽化等により、修繕箇所が増えることが想定されるため、より費用対効果を意識した修繕と計画的な維持保全に努めていくとともに、市営住宅の給湯設備改修については、見送っていた住戸の整備に向けた調整が必要である。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	評価担当部局
政策目標	13 快適な水環境が守られるまち	下水道河川部
目指すべき将来像	・下水道経営方針に基づき、経営の健全化、安定化が図られている ・水洗化により多くの世帯が快適な生活を営んでいる ・下水道の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質が良好に保たれている ・雨水対策が充実し、浸水被害が減少している ・川辺の自然と人がふれあえる水辺空間が整備され、多くの市民に親しまれている ・下水道の長寿命化が進められている	

2. これまでの投入資源 【一般会計】 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	2,173	2,380	2,415	2,518	2,537	2,333	2,515	16,872
事業費	2,079	2,282	2,313	2,417	2,433	2,231	2,414	16,169
職員給与費	94	98	102	101	104	102	101	703
従事職員数	14	12	14	14	14	15	13	96
常勤職員	11	12	12	12	12	11	11	81
再任用職員（短時間含）	3	0	2	2	2	4	2	15
その他	0	0	0	0	0	0		0

（単位：百万円）

公共下水道事業会計【収益的支出】	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	0	4,358	4,208	5,039	5,060	5,034	5,807	29,506
事業費		4,231	4,053	4,888	4,918	4,889	5,674	28,653
職員給与費		127	155	151	142	145	133	853
従事職員数	0	27	27	24	22	19	17	136
常勤職員		19	19	18	18	19	17	110
再任用職員（短時間含）	0	3	2	2	2	0	0	9
その他		5	6	4	2	0	0	17

（単位：百万円）

公共下水道事業会計【資本的支出】	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	0	4,166	3,715	3,844	3,651	4,654	3,888	23,918
事業費		4,040	3,607	3,731	3,532	4,536	3,757	23,203
職員給与費		126	108	113	119	118	131	715
従事職員数	0	20	17	17	17	15	16	102
常勤職員		16	15	15	15	15	16	92
再任用職員（短時間含）	0	4	2	1	1	0	0	8
その他		0	0	1	1	0	0	2

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	地方公営企業法適用移行業務	平成24年度移行に向け、公営企業会計システム構築業務及び例規等整備を行う。
	下水道使用料賦課徴収事務	公共下水道使用者に対し、適切に使用料を賦課し自主財源確保のため徴収率の向上を図る。
	公共下水道整備事業（雨水整備）	浜竹雨水幹線、萩園第2雨水幹線、古相模橋ポンプ場及び雨水枝線等の整備を進める。震災による電力削減に対処するため工程管理を徹底し、工期内完成に向けて取り組む。
	千ノ川整備事業	平成21年度に策定した千ノ川整備実施計画に基づき、準用河川千ノ川の治水安全度を高めるために護岸整備を行い、また、管理用通路の一部を植栽等により緑化する。
	不明水調査及び管更生事業	不明水調査を行い、不具合箇所の管更生工事により、下水道管きょの流下能力を確保する。
	駒寄川整備事業	大雨時における浸水被害の軽減を図るため、現況断面の拡幅整備（暫定計画断面）を行う。

24年度	下水道使用料賦課徴収事務	公共下水道使用者に対し、適切に使用料を賦課し自主財源確保のため徴収率の向上を図る。
	水洗化の普及及び促進に関する事務	戸別訪問により水洗化普及に向けた指導、啓発活動を推進し、公共下水道への接続率の向上を図る。
	公共下水道整備事業（雨水整備）	雨水整備については大雨時における浸水の軽減を早急に図るため、浜竹雨水幹線、萩園第2雨水幹線、古相模橋ポンプ場及び雨水枝線などの整備を重点的に進める。
	千ノ川整備事業	平成23年度の工事に引き続き、上流護岸工事に必要となる用地取得のため測量等の委託業務を行う。
	不明水調査及び管更生事業	不明水調査を行い、不具合箇所の管更生工事により、下水道管きょの流下能力を確保する。
	駒寄川整備事業	大雨時における浸水被害の軽減を図るため、現況断面の拡幅整備（暫定計画断面）を行う。
25年度	下水道使用料の賦課徴収事務	公共下水道使用者に対し、適切に使用料を賦課し自主財源確保のため徴収率の向上を図る。
	水洗化の普及及び促進に関する事務	戸別訪問により水洗化普及に向けた指導、啓発活動を推進し、公共下水道への接続率の向上を図る。
	公共下水道整備事業（雨水整備）	雨水整備については大雨時における浸水の軽減を早急に図るため、浜竹雨水幹線、萩園第2雨水幹線及び雨水枝線などの整備を行う。
	千ノ川整備事業	平成23年度の工事に引き続き、上流護岸工事に必要となる用地買収及び取得のための測量等の委託業務を行う。
	ポンプ施設の安定稼働に係る事務	停電時においてもポンプ施設が安定して稼働するように、非常用発電機を導入する。
	下水道長寿命化事業	予防保全的な維持管理を行い、下水道施設の耐用年数の延伸やライフサイクルコストの抑制を図る。
26年度	下水道使用料の賦課徴収事務	公共下水道使用者に対し、適切に使用料を賦課し自主財源確保のため徴収率の向上を図る。
	水洗化の普及及び促進に関する事務	戸別訪問により水洗化普及に向けた指導、啓発活動を推進し、公共下水道への接続率の向上を図る。
	公共下水道整備事業（雨水整備）	雨水整備については大雨時における浸水の軽減を早急に図るため、浜竹雨水幹線、萩園第2雨水幹線及び雨水枝線などの整備を行う。
	千ノ川整備事業	千ノ川整備実施計画に基づき千ノ川流域の浸水軽減を図るため、用地買収を行った矢畑工業団地内の護岸整備工事を行う。
	ポンプ施設の安定稼働に係る事務	停電時においてもポンプ施設が安定して稼働するように、非常用発電機を導入する。
	下水道長寿命化事業	予防保全的な維持管理を行い、下水道施設の耐用年数の延伸やライフサイクルコストの抑制を図る。
27年度	下水道使用料の賦課徴収事務	公共下水道使用者に対し、適切に使用料を賦課し自主財源確保のため徴収率の向上を図る。
	水洗化の普及及び促進に関する事務	戸別訪問により水洗化普及に向けた指導、啓発活動を推進し、公共下水道への接続率の向上を図る。
	公共下水道整備事業（雨水整備）	雨水整備については大雨時における浸水の軽減を早急に図るため、浜竹雨水幹線、萩園第2雨水幹線及び雨水枝線などの整備を行う。
	千ノ川整備事業	千ノ川整備実施計画に基づき千ノ川流域の浸水軽減を図るため、矢畑工業団地内の護岸整備工事を行う。また、事業用地を取得するための用地・補償交渉を行う。
	ポンプ施設の安定稼働に係る事務	停電時においてもポンプ施設が安定して稼働するように、非常用発電機を導入する。
	下水道長寿命化事業	予防保全的な維持管理を行い、下水道施設の耐用年数の延伸やライフサイクルコストの抑制を図る。
28年度	下水道使用料の賦課徴収事務	公共下水道使用者に対し、適切に使用料を賦課し自主財源確保のため徴収率の向上を図る。
	水洗化の普及及び促進に関する事務	戸別訪問により水洗化普及に向けた指導、啓発活動を推進し、公共下水道への接続率の向上を図る。
	公共下水道整備事業（雨水整備）	雨水整備については大雨時における浸水の軽減を早急に図るため、浜竹雨水幹線、萩園第2雨水幹線及び雨水枝線などの整備を行う。
	千ノ川整備事業	千ノ川整備実施計画に基づき千ノ川流域の浸水軽減を図るため、相模線橋梁下流側の護岸整備工事と設計を行う。また、事業用地を取得するための用地・補償交渉を行う。
	公共下水道管路長寿命化事業	下水道施設の老朽化による事故や機能停止を未然に防ぐとともに、予防保全的な維持管理により、既存施設の耐用年数の延伸とライフサイクルコストの縮減を図る。
	管路施設及び雨水吐きの維持管理に係る事務（3条予算その2）	流域下水道処理場に流入する汚水の水質を監視するため水質調査を行う。また、下水道台帳システムの保守、更新改良及びデータベース化を図る。

29年度	下水道使用料の賦課徴収事務	公共下水道使用者に対し、適切に使用料を賦課し自主財源確保のため徴収率の向上を図る。
	水洗化の普及及び促進に関する事務	戸別訪問により水洗化普及に向けた指導、啓発活動を推進し、公共下水道への接続率の向上を図る。
	公共下水道整備事業（雨水整備）	雨水整備については大雨時における浸水の軽減を早急に図るため、萩園、平太夫新田、中島、今宿、円蔵、香川の地区等の雨水整備工事などを行う。
	千ノ川整備事業	千ノ川整備実施計画に基づき千ノ川流域の浸水軽減を図るため、相模線橋梁下流側の護岸整備工事を行う。また、事業用地を取得するための用地・補償交渉を行う。
	公共下水道管路長寿命化事業	下水道施設の老朽化による事故や機能停止を未然に防ぐとともに、予防保全的な維持管理により、既存施設の耐用年数の延伸とライフサイクルコストの縮減を図る。
	管路施設及び雨水吐きの維持管理に係る事務（3条予算その2）	流域下水道処理場に流入する汚水の水質を監視するため水質調査を行う。また、下水道台帳システムの保守、更新改良及びデータベース化を図る。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**公共下水道（汚水）整備率** 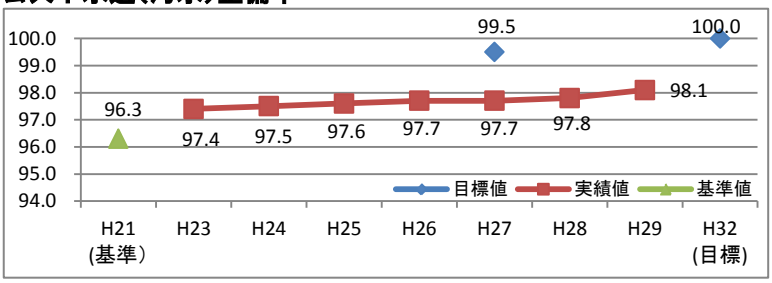 現状値 98.10% (29年度) 目標値 100.0% (32年度)	▼汚水整備率については、茅ヶ崎市下水道整備計画に基づき整備を進め、目標値の達成に向け順調に推移している。▼残された未整備箇所の整備については、地下埋設物が錯綜し支障物件が多い箇所や、宅地利用がされていない箇所、さらに関係住民による整備要望に向けた合意形成など様々な問題や課題がある中で、引き続き、最終的な目標値の達成に向け取り組む。
2	**公共下水道（雨水）整備率** 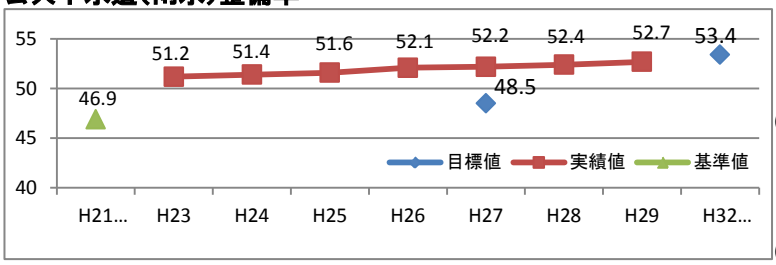 現状値 52.7% (29年度) 目標値 53.4% (32年度)	▼雨水整備率については、茅ヶ崎市下水道整備計画に基づき雨水整備を進め、目標値の達成に向け順調に推移している。▼今後の雨水整備に当たっては、道路幅員が狭いなど限られた空間での工事の実施や、管渠の布設に影響する既存埋設管の移設など、様々な課題がある中で、引き続き、面的な整備を行う。
3	**公共下水道（雨水幹線）整備率** 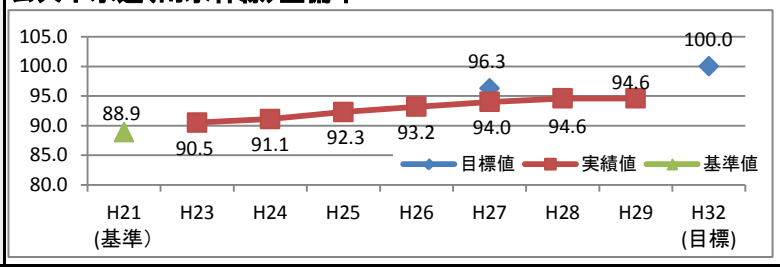 現状値 94.6% (29年度) 目標値 100.0% (32年度)	▼雨水幹線整備率については、茅ヶ崎市下水道整備計画に基づき、萩園第2雨水幹線、浜竹雨水幹線の整備を進めてきた結果、平成29年度をもって、市街化区域内の整備について完了に至っている。なお、市街化調整区域の整備については、市街化区域の面整備の進捗度合に応じ対応を検討する。
4	**河川整備の進捗率** 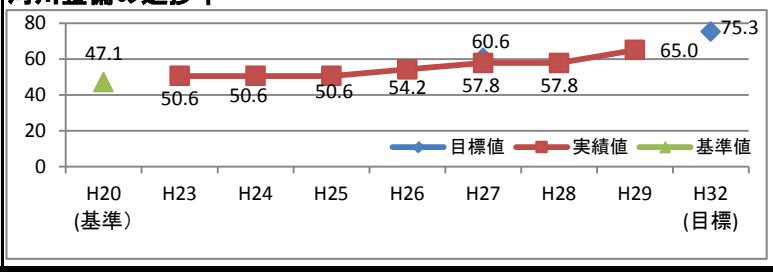 現状値 65.0% (29年度) 目標値 75.3% (32年度)	▼河川整備進捗率については護岸整備を進め、目標値の達成に向け順調に推移している。▼準用河川千ノ川の整備は用地買収等の課題がある中で、隣接する関係者との調整を進め、引き続き、護岸整備の進捗を図る。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**公共下水道の整備状況** ※表示している数字は全体平均値 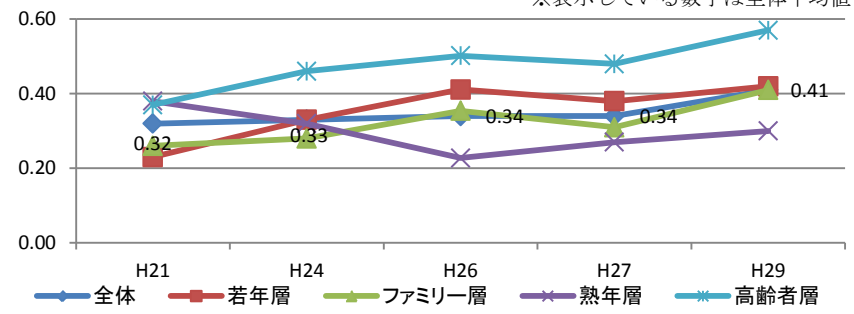	公共下水道（汚水）の面整備率が98%を超える高い水準にあることから、プラスの得点になっているものと推察できる。 一方で、市民満足度調査の目指すべき将来像として「災害につよいまち」、「安全・安心な都市」、「生活基盤が充実した都市」のニーズが高くなっていることから、浸水対策としての公共下水道（雨水）や河川の整備を一層進めていくべきと考える。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	**これまでの主な取組と成果**	●下水道使用料の賦課徴収事務並びに水洗化の普及及び促進 下水道整備区域の水洗化率を向上させることができた。また、水道料金との一括徴収を行うことで、高い徴収率を維持することができ、下水道事業の安定的な経営を持続することができた。 ●公共下水道（汚水・雨水）、及び河川整備 社会資本整備総合交付金を活用して財源確保に努め、難易度の高い工事における設計積算・現場監理や専門性の高い補償交渉等に係る業務の一部を民間事業者に委ねることや、施工方法を見直すこと等により、事業の効率化とコスト縮減を図っている。雨水対策は、雨水排除能力の確保を図る整備に加えて、面的な対策である貯留・浸透などの雨水流出抑制対策を実施している。 ●公共下水道の維持管理 茅ヶ崎市公共下水道管路施設長寿命化基本計画や茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画を策定し、計画的かつ効率的な改築事業を進め、不明水量の削減や下水道サービスの持続的な提供を行った。
2	**課題として残される事項**	●水洗化の普及及び促進 下水道整備区域における未接続世帯の解消に努めているが、未だ接続に至っていない家屋が存在している。 ●公共下水道（汚水・雨水）、及び河川整備 「道路幅員が狭い」「既存埋設管の移設が必要となる」等、施工が困難な現場が年々増加している中で継続的な整備が求められており、住環境等に配慮しながら経済性を重視した施工方法を検討し、更なる事業の効率化とコスト縮減が求められる。財源の確保に当たっては、年度毎の社会資本整備総合交付金の確保とともに事業費の平準化を図る必要がある。 ●老朽化が進む膨大な公共下水道施設の維持管理 老朽化が進む膨大な公共下水道施設を引き続き調査・点検を行い、現状把握を行っていく必要がある。また、それに伴う経費が増大する傾向にある。
3	**指標及び数値目標の妥当性について**	指標とした公共下水道（汚水・雨水）、及び河川の整備率については、快適な水環境の保全や、浸水対策が推進している状況をよく表しており、妥当であったと考える。公共下水道（汚水・雨水）、及び河川整備は、いずれも完成までに長期間を要する事業であるが、実現性を考慮した目標値を設定したことにより、整備の進捗が図られた。その結果、市民意識調査における高い満足度に結び付いたものと考えられる。今後の準用河川千ノ川の整備率は、護岸工事に先立って必要な用地取得に係る交渉等に相応の期間を要すると見込まれ、護岸整備の進捗を図ることができないため、検討の余地がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・人口の減少とともに使用料収入が減少するなかで、安定的経営の持続が求められる。 ・近年、さまざまな地域で大規模な自然災害（局地的大雨や地震等）が多様な形態で発生しているが、これらの災害に対する施設整備には長期間を要し、また、ハード面の対策には限界があり、昨今の経済状況を踏まえれば、公共下水道（汚水・雨水）、及び河川整備を継続的に実施するための財源確保は、社会資本整備総合交付金が安定的に配分されるかを含め、より一層、困難となることが予想される。 ・地震や大雨等の災害時においても、持続的な下水道サービスを提供し続けなければならない。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	経営の基盤となる、下水道使用料を安定的に確保するため、徴収の基礎となる水洗化率の向上をさらに進め、安定的な経営を継続する。 公共下水道（汚水・雨水）、及び河川整備の継続的な実施に向けて、交付金を含めた財源の確保に努めると共に、選択と集中の視点から経済性や施工性を考慮した整備ルートの変更や整備対象の見直しを行い、併せて継続的なコスト縮減に取り組む。特に事業規模が大きい雨水対策については、施設整備のハード対策だけでなく、既存の雨水貯留・浸透（流出抑制対策）等のソフト対策を併せて、総合的に検討していく。 ストックマネジメント手法を用いた茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画に基づき、計画的な維持管理業務を推進し、下水道サービスを提供しつづけるために、点検・調査を確実に実施し、改築事業を推進します。また、地震や大雨等の災害対応や社会情勢、市民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直しながら、PDCAサイクルにより下水道施設の維持管理業務を継続的に改善することで、施設管理の最適化を図ります。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	評価担当部局
	政策目標		14 地域の魅力と活力のある産業のまち	経済部
		目指すべき将来像	・茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化し、地域経済が好循環している ・商業や農業・水産業の後継者と新規起業者、新規就農者が増加している ・既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されている ・観光のネットワークが形成されている ・市民生活の利便性の高い都市拠点が整備され、活力あるまちとなっている	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト			2,414	2,497	2,184	2,429	2,495	2,890	2,858	17,767
	事業費		2,096	2,194	1,894	2,125	2,173	2,541	2,477	15,500
	職員給与費		318	303	290	304	322	349	381	2,267
	従事職員数		46	44	43	45	47	43	48	316
		常勤職員	37	37	36	38	39	43	45	275
		再任用職員（短時間含）	0	0	0	0	0	0	3	3
		その他	9	7	7	7	8			38

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	中小企業経営安定支援事業	中小企業の経営基盤の確立と経営の近代化を促進し、中小企業の健全な発展を図るため、中小企業融資制度や信用保証料補助等を実施する。
	企業の誘致・立地への支援	企業等立地条例に設備投資を追加し、新たな企業の進出とともに、既存企業の設備投資などを支援し、産業の活性化を図る。
	地産地消推進事業	都市農業の振興及び農業理解の促進を図るため、農業者への支援、多様な地場流通販売の促進、市民の農業理解の向上等を行う。
	農業後継者等育成対策事業	農業後継者団体であるJA青壮年部の組織強化や支援、2市1町の広域で連携による農業の新たな担い手としての新規就農支援事業を行う。
	地域職業相談事業	藤沢公共職業安定所と連携して窓口での職業相談・紹介、求人情報の提供を実施し、東日本大震災に関連する雇用相談などにも対応する。
	若年労働者キャリア形成支援・相談事業	おおむね35歳以下の若年層を対象に職業人生の設計や職場での対人関係の悩みなど、キャリアコンサルタントによる相談を実施する。
	辻堂駅西口周辺整備事業	「重点整備地区整備計画」に基づき、藤沢市や関係機関等と連携し、辻堂駅改良及び西口跨線橋の整備を行い、住宅･商業･工業などが調和したまちづくりの推進を図る。
	浜見平地区拠点整備事業	「浜見平地区まちづくり計画」及び「整備実施計画」の改定を行い、公共施設・商業施設の段階的整備を進める。 市道0202号線(左富士通り)電線地中化工事及び松尾川雨水幹線の暗渠化・上部緑道化工事の施工を行い、生活利便性や防災性の向上を図る。
24年度	商店街の魅力とにぎわい創出事業	にぎわい創出事業の対象者や申請手続きを変更し、地域商店街とともに市内商業者のにぎわい創出を支援することにより、商業の活性化を図る。
	観光客誘客促進事業	広報キャラクターを活用した観光PR活動を実施することにより、市内外より広く観光客の誘客を図る。
	地産地消推進事業	都市農業の振興及び農業理解の促進を図るため、農業者への支援、多様な地場流通販売の促進、市民の農業理解の向上等を行う。
	農業後継者等育成対策事業	農業後継者団体であるJA青壮年部の組織強化や支援、2市1町の広域で連携による農業の新たな担い手としての新規就農支援事業を行う。
	勤労者福祉事業	勤労者が豊かで充実した生活がおくれるよう（仮称）湘南地域勤労者福祉サービスセンター事業に参画し、中小企業を対象とした福利厚生の充実を図る。
	地域職業相談事業	藤沢公共職業安定所と連携して窓口での職業相談・紹介、求人情報の提供を実施する。
	辻堂駅西口周辺整備事業	「重点整備地区整備計画」に基づき、藤沢市や関係機関等と連携し、辻堂駅改良及び西口跨線橋の整備を行い、住宅･商業･工業などが調和したまちづくりの推進を図る。

	浜見平地区拠点整備事業	生活拠点ゾーンについてUR都市機構と整備に関する基本協定を、また複合施設整備の基本協定・事業契約を事業者と締結し、公共公益施設・商業施設の段階的整備を進める。 市道0202号線(左冨士通り)電線地中化工事及び松尾川雨水幹線の暗渠化・上部緑道化工事の施工を行い、生活利便性や防災性の向上を図る。
25年度	観光資源の回遊性の充実事業	観光資源のネットワーク化による魅力ある回遊ルートの検討・開発を行うとともに、回遊性や地域ホスピタリィの向上にさせることで、さらなる誘客を促進し地域経済の活性化を図る。
	湘南広域産業振興戦略推進事業	茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町で構成する産業振興部会を中心として、行政・経済団体・大学と連携し、広域的に事業者の支援を実施し、湘南地域の産業活性化を図る。
	地産地消推進事業	都市農業の振興及び農業理解の促進を図るため、農業者への支援、多様な地場流通販売の促進、市民の農業理解の向上等を行う。
	農業後継者等育成対策事業	農業後継者団体であるJA青壮年部の組織強化や支援、2市1町の広域で連携による農業の新たな担い手としての新規就農支援事業を行う。
	勤労者福祉サービスセンター事業	藤沢市、鎌倉市とともに湘南勤労者福祉サービスセンター事業に参画し、中小企業を対象とした従業員の福利厚生の充実を図り、従業員の確保や定着を目指す。
	勤労市民会館の管理運営	民間事業者のノウハウを活用し、労働問題の解決及び就職活動を支援するための拠点として機能を充実させ、勤労者福祉の向上と求職者の支援を進める。
	浜見平地区拠点整備事業	複合施設事業用地として「事業用定期借地権設定契約」をUR都市機構と締結し、、公共公益施設・商業施設の段階的整備を進める。 市道0202号線(左冨士通り)電線地中化工事及び松尾川雨水幹線の暗渠化・上部緑道化工事の施工を行い、生活利便性や防災性の向上を図る。
	萩園地区産業系市街地整備事業	土地区画整理組合の準備会へ技術的援助を行い、産業系への土地利用転換の促進及び良好な生活環境の形成を図る。
26年度	(仮称)茅ヶ崎市観光振興ビジョン策定事業	観光振興を推進していくための基本的な考え方を定め、効果的な取り組みを実施することにより、新たなまちの魅力を創出・発信し、さらなる観光振興の推進と地域経済の活性化を図る。
	商店街の魅力とにぎわい創出事業	地域商店街が実施する販売促進事業とともに、地域商店街や商業者団体が実施するにぎわい創出事業を支援することにより、商業の活性化を図る。
	地産地消推進事業	都市農業の振興及び農業理解の促進を図るため、農業者への支援、多様な地場流通販売の促進、市民の農業理解の向上等を行う。
	農業後継者等育成対策事業	農業後継者団体であるJA青壮年部の組織強化や支援、2市1町の広域で連携による農業の新たな担い手としての新規就農支援事業を行う。
	就職活動支援事業	若年求職者の就職支援のために市内企業見学会及び企業説明会や、藤沢公共職業安定所等と合同で就職面接会を実施する。茅ヶ崎市ふるさとハローワークでの職業相談を実施する等、就職活動を支援する。
	勤労市民会館の管理運営	求職活動を支援し、円滑な就職に結びつけるため、民間事業者のノウハウを活用し、適職探しから面接対策までをサポートする講座及び相談を実施する。 また、勤労者の余暇活動の場として会議室を貸し出し、勤労者の福祉の増進を図る。
	辻堂駅西口周辺整備事業	辻堂駅西口赤松町地内の工場跡地及びその周辺について、都市基盤施設や土地利用の具体的な整備内容を示した「辻堂駅西口重点整備地区整備計画」の改訂を行い、市民の利便性向上や地域特性に応じた土地利用の検討を行う。
	浜見平地区拠点整備事業	ハマミーナ(茅ヶ崎市南西部複合施設)の建設を行い、公共公益施設・商業施設の段階的整備を進める。 松尾川雨水幹線の暗渠化工事及びせせらぎ整備工事の施工を行い、自然環境に配慮しながら生活利便性や防災性の向上を図る。

27年度	道の駅整備推進事業	観光情報の発信や地産地消の推進となる農畜水産物等の物産販売、災害復興支援活動などの拠点となる道の駅整備推進事業に着手し、道の駅基本計画を策定する。
	プレミアム商品券事業	国の交付金を活用し、プレミアム商品券を発行することにより、地域の消費喚起を行い地域経済の活性化を図る。
	地産地消推進事業	都市農業の振興及び農業理解の促進を図るため、農業者への支援、多様な地場流通販売の促進、市民の農業理解の向上等を行う。
	農業後継者等育成対策事業	農業後継者団体であるJA青壮年部の組織強化や支援、2市1町の広域で連携による農業の新たな担い手としての新規就農支援事業を行う。
	就職活動支援事業	26年度事業に加え、就職に向けた技能を習得するため、職業技術校の見学・体験ツアーを開催する。 女性が働きやすい環境を整備するため、事業所内保育の設置について、関係部局と検討・研究を進める。
	勤労市民会館の管理運営	求職活動を支援し、円滑な就職に結びつけるため、民間事業者のノウハウを活用し、適職探しから面接対策までをサポートする講座及び相談を実施する。 また、勤労者の余暇活動の場として会議室を貸し出し、勤労者の福祉の増進を図る。 次期（28年度から31年度）指定管理者の選定を行う。
	香川駅周辺整備事業	香川駅西口駅前広場の供用を開始し、将来の相模線の利便性向上を見据え、交通基盤の整備を進める。
	萩園地区産業系市街地整備事業	土地区画整理組合設立の認可を行い、産業系への土地利用転換の促進及び良好な生活環境の形成を図る。
28年度	道の駅整備推進事業	道の駅施設の設計に着手するとともに、地域産品等のブランド化を進め、シティプロモーションや地域雇用の促進につなげる道の駅から発信するオリジナルブランド推進業務に着手する。
	企業等立地等促進事業	既存制度の拡充により、新たな企業の進出とともに、既存企業の設備投資、地域貢献などの取り組みを総合的に支援し、産業の活性化を図る。
	農産物地産地消推進事業	消費者に対する地場農産物の魅力の発信及び農業者への支援を行う事で、地場農産物の生産、消費の推進を図る。
	認定農業者・農地利用集積事業	認定農業者、中心経営体等の担い手へ遊休農地を斡旋することにより耕作放棄地の発生の抑制を図る。
	労働環境整備事業	職住近接の実現に向けた状況の把握・調査を行う。ワーク・ライフ・バランスの啓発のため、情報提供、講座を実施する。 また、女性が働きやすい環境を整備するため、事業所内保育の設置について、関係部局と状況把握、課題の抽出等行うとともに、子育て中の女性の就労モデルの創出、検証を行う。
	地域雇用促進事業	市内事業所等と連携し、就職を支援するため、若年者に向け企業見学会及び企業説明会を開催する。 また、教育機関と連携した事業を検討し、試験的に実施する。
	浜見平地区拠点整備事業	ハマミーナ（茅ヶ崎市南西部複合施設）の施設維持管理に伴うモニタリングを実施し、今後の施設運営が円滑に進められるような基礎の確立を目指す。 市道0202号線(左富士通り)の道路整備工事及び松尾川上部緑道化工事の施工を行い、生活利便性や防災性の向上を図る。
	萩園地区産業系市街地整備事業	土地区画整理組合への支援を行いながら、組合では仮換地指定を行い、移転補償契約を順次締結し、産業系への土地利用転換の促進及び良好な生活環境の形成を図る。
29年度	道の駅整備推進事業	昨年度に引き続き道の駅施設の設計、道の駅から発信するオリジナルブランド推進業務を行う。また用地買収に着手し、地域経済の活性化に繋がるよう管理運営方針の検討を行う。
	商業振興支援事業	商店街や商業者グループが実施する戦略的販売促進や空き店舗活用、コミュニティビジネス等を支援することにより、商業と地域の活性化を図る。
	農産物地産地消推進事業	消費者に対する地場農産物の魅力の発信及び農業者への支援を行う事で、地場農産物の生産、消費の推進を図る。
	認定農業者・農地利用集積事業	認定農業者、中心経営体等の担い手へ遊休農地を斡旋することにより耕作放棄地の発生の抑制を図る。
	労働環境整備事業	職住近接の実現に向け、各事業（介護事業所と求職者のマッチング支援、ワーク・ライフ・バランスの啓発、事業所内保育施設の設置促進、子育て中の女性に対する就労支援）に取り組むとともに各事業の連携を図る。
	地域雇用促進事業	市内事業所等と連携し、就職を支援するため、企業見学会及び企業説明会を開催する。 また女性に特化した企業説明会を検討し開催する。

	浜見平地区拠点整備事業	UR都市機構の団地建替え事業に併せ「浜見平地区まちづくり整備実施計画」を改訂し、今後の社会情勢等の変動に対応できるように検討を進める。 市道0121号線（鉄砲通り）の電線地中化工事及び松尾川上部緑道化工事の施工を行い、生活利便性や防災性の向上を図る。
	萩園地区産業系市街地整備事業	土地区画整理組合への支援を行いながら、組合では移転補償契約を順次締結し、産業系への土地利用転換の促進及び良好な生活環境の形成を図る。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**市内事業所数** 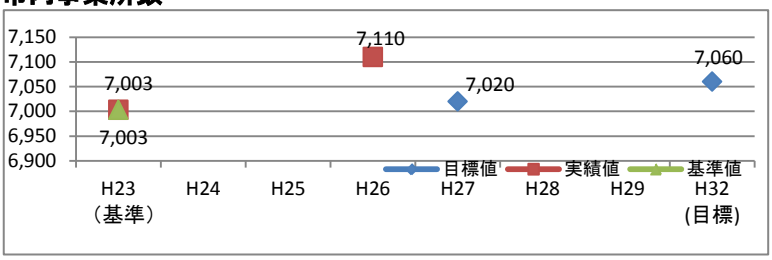 現状値 （29年度） 目標値 7,060事業所 （32年度）	・基準年度と比較して、平成26年度は増加となり目標値を上回っている。 ・国内では好景気とされているが、中小企業者においては景気の実感が薄く、大企業や大型商業施設へ需要が集中する傾向にあり、市内事業者においても設備の老朽化による生産性の低下や経営者の高齢化による事業承継の問題等多くの課題を抱えており、予断を許さない状況である。
2	**市内従業者数** 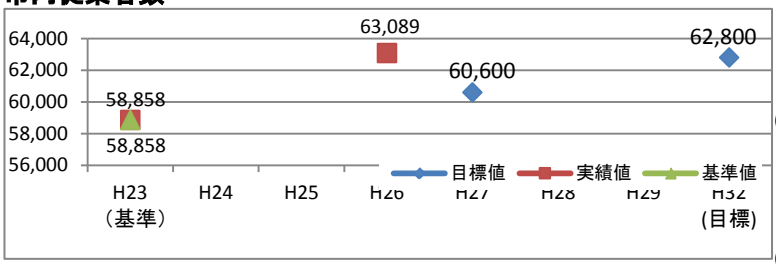 現状値 （29年度） 目標値 62,800人 （32年度）	・市内事業所数がの変動と比例し市内従業者数が推移しているものと考えられ、平成26年度は目標値を上回っている。 ・就業活動者への支援策の充実等の成果が出ていると考えるが、市内中小企業者では人手不足が課題とされており、企業への経営支援と併せて就業支援を引き続き展開していく必要がある。
3	**耕地面積** 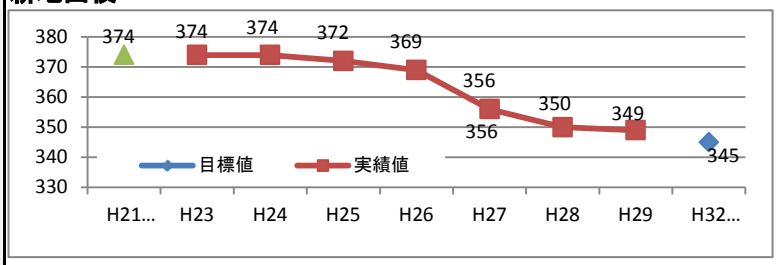 現状値 （29年度） 目標値 345ha （32年度）	・農業従事者数が1102人（H22）から875人（H27）と約20%減少している中、認定農業者、中心経営体等新たな農業の担い手への遊休農地の斡旋などの効果で、減少率をH28年度を除き毎年1%以下に抑えることができている。 ・認定農業者、中心的経営体等への農地のあっせん実績はH23年度からH29年度にかけて、年平均89aとなっている。
4	**農業従事者1人当たりの年間農業産出額** 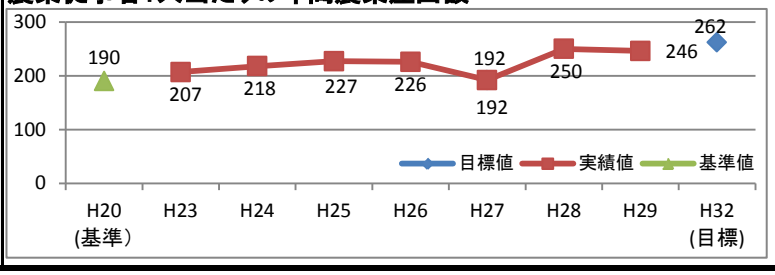 現状値 （29年度） 目標値 262万円 （32年度）	・認定農業者、中心的経営体等新たな農業の担い手への農地集積が図られていることや農業従事者数が減少しているため、産出額が全体として増加していると考えられる。 市内全体の農業産出額については、22．9億円（H17）21．6億円（H27推定値）と大きな減少は見られない。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**多くの人々を誘う魅力ある商工業、観光の振興** ※表示している数字は全体平均値 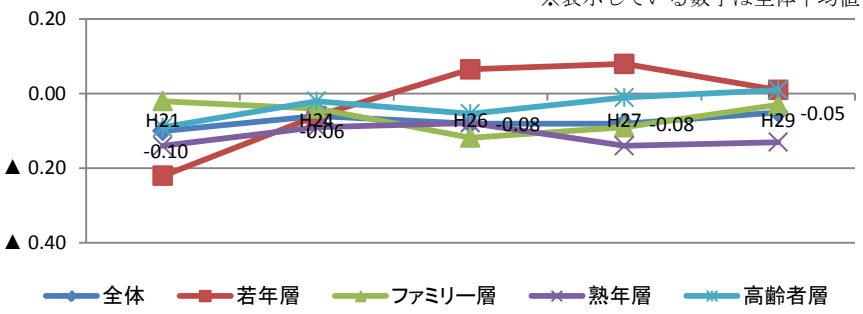	・平成21年度に比較して全体としては改善が見られる。 ・商店街の衰退や近隣市での大型商業施設の出店等により消費は流出傾向にあり、ファミリー層や熟年層など、生活用品の購入を考える年齢層において満足度が低く出ているものと考える。
2	**農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用** ※表示している数字は全体平均値 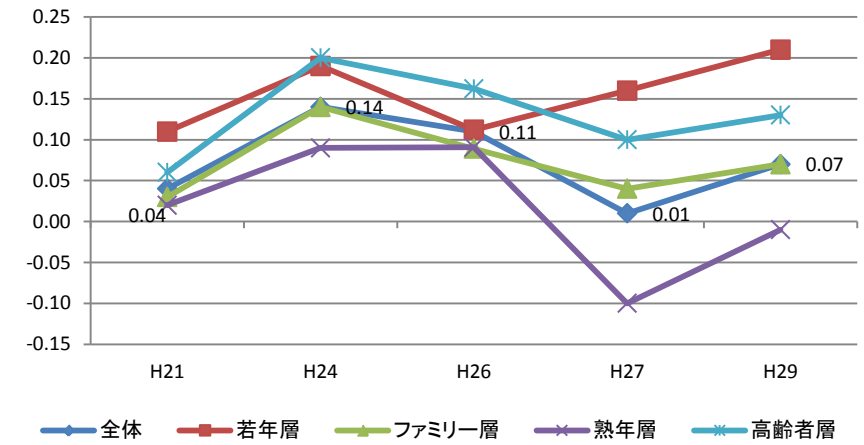	・農業の振興と農地の保全活用については、地場農産物の魅力発信や農業者支援等の地産地消推進とともに、認定農業者や中心経営体等への農地の斡旋や市民農園への転換といった耕作放棄地解消事業を継続的に行うことで耕地面積の減少はあるものの概ね横ばいを維持している。 　また、漁業の振興と海浜の保全活用については、平成27年度に減少をしたが、県の養浜事業に対し良質な海砂である、茅ヶ崎漁港西側堆積砂を養浜材として提供し、27年度より養浜事業の見直しをするとともに、老朽化した漁業施設の機能保全工事による施設長寿命化を図る水産物供給基盤機能保全事業については、6ヶ年計画で漁港の機能保全による漁業振興に努め全体として改善が見られる。
3	**働きやすい職場の環境や勤労者への福祉** ※表示している数字は全体平均値 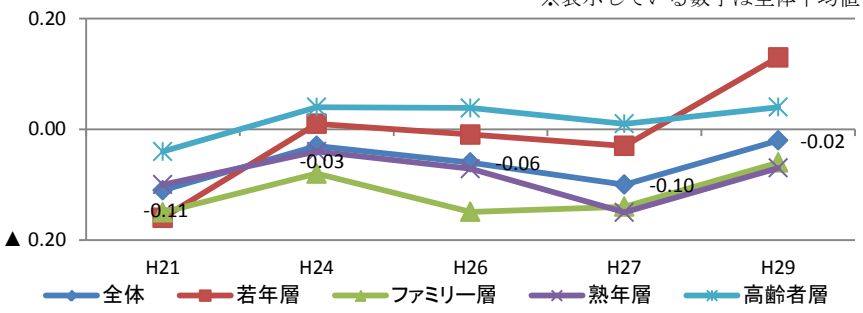	・ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業が増加したこと等により、全体としては平成21年度の数値を上回っている。 ・29年度は、若年層、高齢者層で満足度はプラスに転じており、特に若年層については大きく満足度を上げている。 ・一方、子育て女性が属するファミリー層の満足度は依然マイナスとなっている。働きたいと考えている子育て女性の方のニーズを捉え、働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。
4	**地域特性を生かした都市の拠点（辻堂駅西口周辺、香川駅周辺、浜見平地区周辺、萩園地区）** ※表示している数字は全体平均値 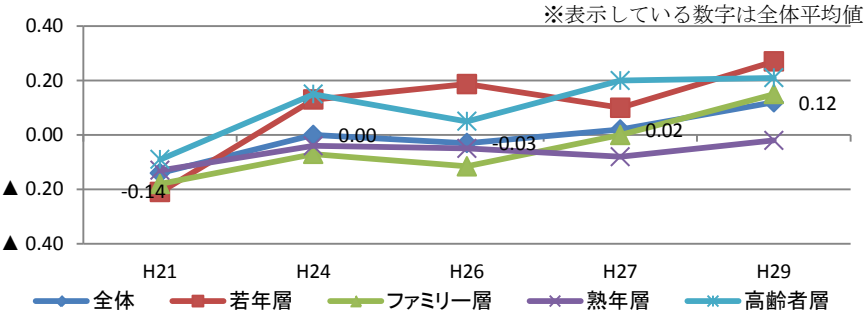	・全体としては平成21年度の数値から改善が見られる。 ・若年層は特に改善が見られるが、熟年層は他階層に比べて満足度が低い。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	●中小企業者への支援 中小企業支援については制度融資の実施や借入金に対する信用保証料補助・利子補給を中心に実施しており、本制度の利用実績が伸びていることからも市内金融機関と連携した支援が実施できていると考える。 ●観光客誘客の促進 さがみ縦貫道路や湘南新宿ライン等によるインフラの充実を契機と捉え、広域連携による存在する観光資源とのネットワーク形成や誘客キャンペーンの実施、産学公の連携による着地型観光の開発等の施策を展開し、入込観光客や観光消費額が増加したと考察する。 ●道の駅整備推進事業 農業・商業の活性化、地域の観光等の情報発信の拠点となる道の駅整備事業に着手した。 ●オリジナルブランドの推進 「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のリーディングプロジェクトで位置付けている「道の駅から発信するオリジナルブランド推進プロジェクト」を推進するため、オリジナルブランドの方向性や仕組み作り等の検討を行った。 ●地産地消の推進 消費者への地場農水産物の魅力の発信及び農業者・漁業者への支援等を行い、地場農水産物の生産、消費意識の推進を図ることができた。 ●農業後継者の育成 新規就農者については、平成30年3月31日までに10人が市内で就農し、計444aを耕作している。 ●認定農業者や中心経営体等への農地集積 H23～H29年度の間に合わせて625aの利用権設定による農地集積が行われており、耕地面積の減少の歯止めに効果があったと考えられる。 ●総合的な就職支援事業 勤労市民会館内に平成22年度に国と共同で設置した「茅ヶ崎市ふるさとハローワーク」で、職業相談・紹介、求人情報の提供を行っている。ハローワークの新規就業者数は目標値には達成していないが、同会館内で指定管理者により、適職探しから面接対策までをサポートする講座及び相談等を実施し、総合的な就職支援を実施できている。 市単独での企業説明会及び国、近隣自治体と合同での就職面接会を実施し企業と求職者とのマッチングの機会を提供したことにより、就職に結びついている。 ●女性の働きやすい環境づくり 「茅ヶ崎市　まち・ひと・しごと創生総合戦略」のリーディングプロジェクトで位置付けている「多様な働き手、働き方創出事業」として「女性の働きやすい環境づくり」を推進するため、「女性のための就職支援施設整備費補助金要綱」を策定し、子育て中の女性が子どもを見守りながら安心して働ける就職支援施設を運営する事業所を誘致し、市内の雇用を創出した。 ●住・商・工が調和した土地利用への誘導 隣接する藤沢市の大規模工場跡地の商業施設への開発を軸に、辻堂駅の改良及び西口跨線橋の整備を行った。パナソニック跡地での区画整理事業に対する助言・指導を行い、地域の住民のコミュニティの形成活動の場や、防災機能を有した場として有効に活用するための整備を行った。 ●公共施設・商業施設の段階的整備 UR都市機構の団地建て替え事業に併せ、生活の利便性や防災性の向上を図るとともに、道路の電線地中化や水路の緑道化、公園整備等の公共施設の整備を行った。 また、ハマミーナ（茅ヶ崎市南西部複合施設）や商業施設の整備も段階的に行った。 ●産業系市街地整備の推進 産業系への土地利用転換を推進するため、技術的支援を行い、土地区画整理組合の設立の認可を行った。
2	課題として残される事項	・事業者が抱える課題やニーズは社会情勢や経済状況の変化を的確に捉えた施策展開をする必要がある。 ・道の駅整備事業について用地取得の状況により整備スケジュールに影響を受けてしまう。 ・市内事業者、農水産業者の活性化、市民の雇用創出に繋がるような管理運営者を選定していく必要がある。 ・農業従事者の高齢化がさらに進み、担い手の不足が一層深刻となっていく中で、農業後継者への支援をはじめ、農地の保全・有効利用、農業経営の規模拡大・経営改善などを推進する農業施策を今後も引き続き実施していく必要がある。 ・働きたいと考えている子育て女性の方のニーズを捉え、働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。 ・市単独事業ではないため、施策目標の達成は他事業者の進捗により影響を受けてしまう。 ・現計画に位置づけている公共施設整備が、時代の変化とともに現実的でない計画になっているものもあるので、見直す必要がある。

3	**指標及び数値目標の妥当性について**	・一人当たり農業産出額については、農業従事者が高齢化等のため減少していることにより産出額が上昇していく傾向があるため、指標を市全体の産出額等に変更する必要があると考えられる。 ・既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されているための目標において、市内事業所数及び市内従業者数は妥当だと言える。国の統計調査による指標であり、毎年度実施されないため毎年度の指標を測れないなどの課題はあるが、今後においては企業への支援と併せて、労働者の定着も重要になってくることからも市内事業所数及び市内従業者数の維持及び増加が必要である。 ・数値目標＝全体事業費に対する事業執行率となっているが、時点により全体事業費も流動するため、それがそのまま都市拠点の整備という施策目標の達成になっているか疑問がある。 ・まちづくりという大きな事業の中で、道路の整備、公園の整備等の多種にわたる公共整備があるため、指標及び数値目標の設定をどのようにするか検討していく必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・事業者をとりまく課題について、既存事業の維持だけでなく新たな設備投資による生産性の向上や経営者の高齢化による事業承継の問題など新たな課題が生まれている。 ・情報技術の高度化やインバウンド需要の高まりなど、社会情勢及び経済状況の変化の速度が早まる中、これまでの経済関連団体等の連携内容についても、見直しを図りつつ、民間団体の専門的な知見を活用した連携・協力が望まれる。 　特に、観光分野においては、観光協会が、地域活性化をより強力に推進するDMOの役割を担うことを目指していくため、観光協会をはじめとする関係団体及び庁内関係部局の連携が求められる。 ・北部地域における観光の取り組みについて、下寺尾官衙遺跡群の活用を図るとともに、北部の拠点となりうる新たな資料館との連携を活かし、北部ならではの、散策ルートの提案など新たな取り組みが必要とされる。 ・少子高齢化の進展による労働人口の減少は、今後も継続する課題である。また、団塊の世代が介護を必要とするようになるため、介護離職者が増えることが想定されるため、離職防止の対策が必要となってくる。 ・多様な働き手、働き方が求められてくるので、そのニーズに対応できるか否かによって会社の経営が左右される。 ・働き手のスキルによって職業選択の幅に差が生じる。 ・少子高齢化が進展していく中で、公共施設整備だけではなく、多世代が地域で支え合うコミュニティ形成が重要になる。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	・事業者への支援については、市が単独で実施することには限界もあるため、国や県、商工団体など多様な主体と連携しつつより効果的な支援を実施する必要がある。 　また、公民連携については、社会情勢や経済状況の変化に対応するため、双方の役割について適切な分担となるよう整理しつつ連携を図る必要がある。 ・道の駅を起点とした市内事業者、農水産業者の活性化、雇用の創出のため、施設の管理運営について、より慎重に検討する必要がある。 ・農業後継者の育成等に係る支援をはじめ、農地の保全・有効利用、農業経営の規模拡大・経営改善などを推進する農業施策について、今後も引き続き実施していく。 ・セカンドライフを目指す方や、子育て中の女性の方のニーズ等も反映させながら、就職に関する相談やカウンセリング、各種講座の開催、事業所と求職者のマッチング事業の実施等により就職活動の支援をしていく。 ・多様な働き手、働き方を創出する意識啓発のため、事業主等を対象としたセミナー及び講座等の実施、それに伴う情報提供を、関係機関との連携を密にして引き続き取り組んでいく。成果がすぐに顕在化しないものではあるが、PDCAを行い実施していく。 ・浜見平地区については、UR都市機構の団地建て替え事業の進捗に併せて、公共施設の整備を行うとともに、地域住民や事業者、行政などが協力・連携して、活力や魅力を創出する機能を備えた生活拠点、防災機能を有する公園を中心とした防災拠点、家族構成の変化や多様なライフスタイルに応える住宅供給、自立的な地域活動を支える持続可能な地域の仕組みづくりを目指し、一つのまちとしてトータルでデザインを行う。 ・香川駅周辺地区については、将来の相模線の利便性向上を見据え、住民との協働によるまちづくりを継続的に展開し、交通基盤の整備を進める。 ・辻堂西口周辺地区については、湘南C-Xの開発に伴い整備されてきたパブリックスペース等を活用し、当該地区のエリアマネジメントを推進し、地域コミュニティの継続的な発展を誘導していく。 ・萩園地区については、引き続き土地区画整理組合への支援を行い、産業系への土地利用転換の促進及び良好な生活環境の形成を図る。

基本理念評価シート【政策目標】

1.基礎情報

基本理念	4　人々が行きかい　自然と共生する便利で快適な　まちづくり	評価担当部局
政策目標	15　農地の適正で有効な利用を図る	農業委員会事務局
目指すべき将来像		

2. これまでの投入資源　　（単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	56	54	53	58	55	54	57	387
事業費	13	13	13	18	14	13	13	97
職員給与費	43	41	40	40	41	41	44	290
従事職員数	6	6	6	6	6	6	7	43
常勤職員	5	5	5	5	5	5	5	35
再任用職員（短時間含）	0	0	0	0	0	0	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	7

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	遊休農地の有効利用に係る事務	農地法の改正に伴い、農業委員会による市内全ての農地を対象とした、一筆ごとの利用状況調査を開始する。
	農業委員会事務管理	農地転用申請に対し許可基準を適正かつ厳格に適用することにより、優良農地の保全を図る。
24年度	農業委員会事務管理	農地転用申請に対し許可基準を適正かつ厳格に適用することにより、優良農地の保全を図る。
	違反転用対策	農業振興地域内の農地を中心に定期的にパトロールを実施するとともに、違反案件については行為者等に対して継続的に指導を行う。
25年度	農地基本台帳の整備・保管	農地法改正により、農地台帳及び農地に関する地図の作成・公表が法定化されたことから農地台帳システム導入の準備を開始する。
	違反転用対策	農業振興地域内の農地を中心に定期的にパトロールを実施するとともに、違反案件については行為者等に対して継続的に指導を行う。
26年度	農業委員会事務管理	新たな制度としてスタートした農地中間管理事業を活用し、農地のマッチングを行うことで担い手等への集積を進める。
	遊休農地の有効利用に係る事務	改選後の新しい農業委員により、市内全て農地について一筆ごとの利用状況調査を実施する。
27年度	農地基本台帳の整備・保管	農地台帳システムが稼働するとともに、農地情報公開システムをクラウド上で構築するフェーズ2へ移行させる準備を進める。
	遊休農地の有効利用に係る事務	農業水産課主催の遊休農地を活用した農業体験プロジェクトにおいて、農業委員が参加者に対して苗の植え付けや田植え等の指導を行う。
28年度	農業委員会総会等の開催	農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに委嘱する農地利用最適化推進委員の区域を決定する等、新体制移行の準備を進める。
	違反転用対策	長期経過してしまい是正困難な違反案件について、県や関係部局と連携して定期的に違反指導を実施した。
29年度	農業委員会総会等の開催	農業委員会が新体制に移行する（7月20日）とともに農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定する（11月28日）。
	遊休農地の有効利用に係る事務	新体制の下、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査を実施する。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**耕作放棄地面積** 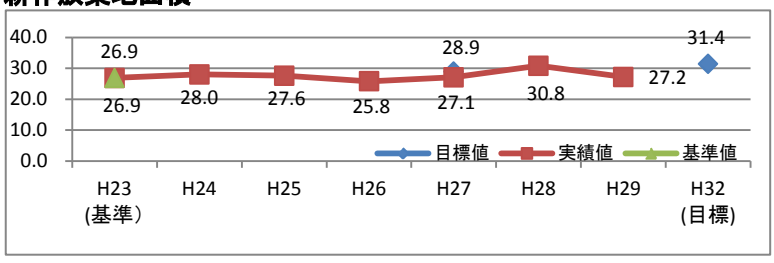 現状値 27.2ha (29年度) 目標値 31.4ha (32年度)	・平成28年度において耕作放棄地面積が目標値を上回ってしまったものの、農地パトロールの実施や新規就農者へのあっせん等により、29年度には減少している。 ・今後も引き続き、農地の利用状況調査やその調査結果に基づく意向調査により目標達成を目指す。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	**●法改正等への対応** 農地法や農業委員会等に関する法律など、関係法令の度重なる改正に対応してきた。具体的には、平成23年度より毎年、市内全ての農地の利用状況調査を実施している。また、25年に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定したことに伴い、農地中間管理機構を活用し、これまで10件の農地のマッチングを行った。農地情報の把握にあたっては、26年度の農地法の改正により農地台帳システムを導入し、毎年、固定資産課税台帳と住民基本台帳との照合を行っている。28年度は、違反転用対策について、県等の関係機関と連携し、前年度より定期的に違反指導を実施したことで、長期経過してしまい是正困難な農地法違反1件を農地に復元した。28年の農業委員会等に関する法律の改正では、農業委員の選出方法が大幅に変更するとともに、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することとなり、29年度に農業委員会は新体制に移行し、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定した。
2	課題として残される事項	**●農地等の利用の最適化の推進** 農業従事者の高齢化や農業後継者不足等により農業人口が減少する中、遊休農地の発生予防・解消を進めるためには、新規参入の促進や担い手への農地の利用集積・集約化を図っていく必要がある。 **●違反転用への適正な対応** 残土などが積まれて長期経過してしまった違反については、解消することが困難なため、初動対応や農地パトロール等による予防対策が重要となる。 **●農地情報公開システム(フェーズ2)への対応** 平成25年の農地法改正による農地台帳の法定化に伴って台帳整備の取り組みを進め、28年度末に農地情報公開システム(フェーズ2)に移行した。しかしながら、国の仕様において、本市では農地法施行規則に規定されている住民基本台帳との突合ができない状況であり、フェーズ2の整備及び活用が進められない。そのため、従来の独自の農地台帳システムも並行稼働し、住民基本台帳と固定資産課税台帳との突合を委託により実施している。
3	指標及び数値目標の妥当性について	・耕作放棄地面積については、数値目標を達成しつつあり、一定の成果が上がっている中で、今後は、農地の適正で有効な利用を図るという観点から、更なる取り組みとして数値目標設定の考え方を検討していく必要がある。また、指標の数値については、農地法の改正により、毎年実施する利用状況調査に基づく遊休農地面積を集計しており、指標名を変更する必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・農業従事者の高齢化や農業後継者不足等により農業人口が減少する中、農地転用等により耕地面積が減少している。また、市街化区域内の生産緑地地区に指定された農地については、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されたものの、平成34年には指定後30年を経過する農地も多く、生産緑地の指定解除が進む可能性がある。これら農業を取り巻く環境において課題が山積みしている中、より一層、農地等の利用の最適化の推進の柱である「遊休農地の発生予防・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」の取り組みか求められている。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	**●農地等の利用の最適化の推進** 農地法に定めらた農地の利用状況調査及びその結果を受けた利用意向調査による情報を集計して農地台帳に登載するとともに、農地に関する情報をもとに神奈川県、農地中間管理機構及び関係部局等とも連携し、農地等の利用の最適化の推進(遊休農地の発生予防・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進)や違反転用対策へ取り組んでいく必要がある。 **●都市農地の確保** 生産緑地については、農地が持つ多面的機能(緑地機能や防災・減災機能、環境保全機能など)に着目し、良好な都市環境を形成するという観点からも関係部局と連携し、計画的に保全を図る必要がある。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	評価担当部局
	政策目標		16 社会の変化に対応できる行政経営	企画部
		目指すべき将来像	・市民ニーズや時代の変化に迅速に対応した市民サービスが提供されている ・各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供されている ・目標が明確に示され、成果指標によるPDCAサイクルに基づく改善が行われている ・経営的視点に立った改善により、無駄のない組織・人員による執行体制がとられている ・組織の使命や責任が明確になっている ・国・県・他の自治体との連携が強化され、市民サービスの充実が進んでいる ・時間、場所などに制約されない利便性の高い市民サービスが行われている	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト			2,188	2,314	2,222	3,767	7,802	1,744	1,993	22,030
	事業費		1,645	1,822	1,771	3,303	7,273	1,201	1,458	18,473
	職員給与費		543	492	451	464	529	543	535	3,557
	従事職員数		76	71	67	70	73	75	74	506
		常勤職員	63	60	56	58	64	67	65	433
		再任用職員（短時間含）	1	0	0	0	0	0	0	1
		その他	12	11	11	12	9	8	9	72

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	PPP(公民連携手法)の推進	PPP（公民連携手法）を積極的に推進するための方針を策定し、公共サービスを多様な実施主体が適正な事業手法で担うことで、より質が高く、安定的・持続的に提供できる仕組みを構築し、厳しい財政状況においても市民の満足度が高まる公共サービスの実現を目指す。また、策定した方針に基づき、柳島スポーツ公園整備におけるPPP活用の事務調整を行う。
	外郭団体の経営改善	「外郭団体の見直し基本方針」に基づき政策決定した外郭団体の整備統合の方向性により、（財）都市施設公社を解散するとともに、解散に伴う所管事務について、（財）文化振興財団及び（社）シルバー人材センターへの整備統合を行う。
	情報システム最適化の推進	「情報システムに係るトータルコストの削減」「体系的な情報システム管理の実現」「公平かつ透明性の高い調達の実現」を実現するため、従来の汎用機からオープン化されたシステムへの移行を行う第一次分システムについて、住民記録、国民健康保険、情報基盤等のシステムの開発を進める。また、内部情報系システムの今後の方向性を定める計画として内部情報システム最適化計画の策定を行う。
	市役所本庁舎再整備事業	市役所本庁舎の耐震性能の不足や施設の老朽化に対応するため、新庁舎基本計画策定後、基本設計に着手する。
24年度	総合計画実施計画策定事務	総合計画基本構想を実現するために、総合計画第2次実施計画を策定する。
	第3次行政改革の推進	第3次行政改革大綱の推進を図るとともに実施計画（平成24年度版）を作成する。また、平成25年度以降の行政改革を効果的に進めるために、経営改善方針を策定し、総合計画第2次実施計画と統合した上で、今後の具体的な推進方策等を検討する。
	旅券発給業務	県から旅券発給業務の権限移譲を受け、2市1町でパスポートセンターを開設(7月)する。
	情報システム最適化の推進	平成23年度に開発した住民記録、国民健康保険、情報基盤等に係る第一次分システムについて、平成24年7月から運用を開発する。また、従来の汎用機からオープン化されたシステムへの移行について、第二次分として後期高齢及び介護保険のシステム、第三次分として税関連システムを開発するシステムベンダーをRFPにより選考する。
	市役所本庁舎再整備事業	市役所本庁舎の耐震性能の不足や施設の老朽化に対応するため、新庁舎基本計画に基づいて基本設計・実施設計を行う。

25年度	受益者負担の適正化事務	公共施設白書を作成し、受益者負担の考え方について広く市民に周知するとともに、開館日時、使用料適正化等を含む公共施設全般についての今後のあり方を検討し、「公共施設の運営に関する基本的な考え方」の策定作業を進める。
	寒川町との広域連携推進事務	平成26年3月、「茅ヶ崎市・寒川町　広域連携施策推進計画書」を策定する。
	県立茅ケ崎里山公園整備の促進	県立茅ケ崎里山公園について、平成26年3月に公園の全面的な利用を開始する。
	内部情報系システム最適化	内部情報システム最適化計画に基づき、職員情報の管理等を行う共通基盤システム、電子メール、会議室管理、公用車管理を行うグループウェアシステムの調達及びシステム構築を行い、平成26年3月から運用を開始する。
	市役所本庁舎再整備事業	市民の生命と暮らしを守る安全・安心の拠点となる「新しい市役所」の実現に向け、基本設計に基づいて実施設計を行い、引き続き建設工事に着手する。
26年度	総合計画の進行管理・実施計画策定事務	基本構想策定度に顕在化してきた社会経済情勢の変化や新たに発生した行政課題に対応するため、総合計画基本構想の中間見直しを行う。
	豊かな長寿社会に向けたまちづくりの推進	少子高齢社会における豊かな長寿社会の実現に向けて、「豊かな長寿社会のまちづくりに関する基本方針」を策定し、取り組みの方向性などを定める。
	社会保障・税番号制度事務	平成28年1月の個人番号利用開始に向けて、庁内の推進体制を確立し、番号制度導入に関連するシステム改修、特定個人情報保護評価の検討、個人番号の活用等に関する情報収集、調査、検討を行う。
	PPP（公民連携手法）の推進	公民連携推進のための基本的な考え方に基づき、事業実施主体の最適化を図るとともに、多様な主体が対等な立場で参加する円卓会議を活用し、新しい公共の形成に向けた提案型民間活用制度を導入する。
	さがみ縦貫道路の整備促進	さがみ縦貫道路（34km）の整備においては、周辺自治体として国と連絡調整を行い、平成27年3月に全線が開通する。
	情報システム最適化の推進	平成24年7月から運用を開始した住民記録、国民健康保険、情報基盤等に係る第一次分システムについて、システムの安定稼働に努めた。後期高齢及び介護保険に係る第二次分システム及び税関連に係る第三次分システムについては、システム開発を進め、平成27年1月より運用を開始する。このことにより、汎用機で運用していた本市の基幹系システムについては、オープン化が完了する。
	市役所本庁舎再整備事業	市民の生命と暮らしを守る安全・安心の拠点となる「新しい市役所」の実現に向け、平成27年度の供用開始を目指し、建設工事を進める。
27年度	総合計画の進行管理・実施計画策定事務	総合計画基本構想を実現するために、総合計画第3次実施計画を策定する。
	豊かな長寿社会に向けたまちづくりの推進	「豊かな長寿社会のまちづくりに関する基本方針」に基づき、セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）やフレイルチェックなどの事業を実施する。
	経営改善方針の策定及び進行管理・行政改革の推進	総合計画第3次実施計画と同一期間とする、全ての実施計画事業を行政改革の対象とした経営改善方針（2015年度版）を策定する。
	地方版総合戦略の策定事務	産官学金労言や市民等との意見交換を踏まえて人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定する。
	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）推進事業	個人番号の通知、行政事務での利用及び個人番号カードの交付並びに個人番号の他自治体との情報連携に向け、関連システムの改修及び例規整備等を茅ヶ崎市番号制度導入準備本部において、庁内横断的に進める。平成28年1月に個人番号の利用が開始される。
	ホノルル市・郡との姉妹都市提携交流事業	ハワイ州ホノルル市・郡との姉妹都市提携に基づき、文化、スポーツ、教育、経済などの様々な分野において交流事業を展開し、両市民のより一層きめ細かな交流を推進する。
	北部地域道路整備事業	神奈川県が実施する茅ヶ崎里山公園の整備に合わせ、その周辺道路についても市による整備を進め、市道8570号線の道路改良事業として延長133mの整備を実施する。
	市役所本庁舎再整備事業	平成28年1月に新庁舎を供用開始し、引き続き分庁舎との渡り廊下接続工事を進める。快適で安全な空間を確保するため什器備品を整備する。平成28年1月からの新庁舎の供用開始に合わせ、関係課かい、事業者と調整の上、ネットワーク整備、システム移設を行うとともに、サーバ集約を行いセキュリティレベルを上げ、システムの安定稼働を図る。

	公共施設整備・再編計画推進事業	総合計画第２次実施計画と連携を図った整備プログラムに基づき、各施設の計画的かつ効果的な再整備を推進する。本市が保有する建築物系、インフラ系の全ての公共施設の維持管理等における課題を再整理し、本市の公共施設マネジメントの礎とすべく「公共施設等総合管理計画」を策定する。
28年度	総合計画の進行管理・実施計画策定事務	政策施策評価の総合計画審議会による外部評価を実施する。また、平成29年4月の保健所設置に向け、総合計画基本構想について、必要な見直しを実施する。
	次世代経営マネジメント推進事業	マネジメント力の向上を通した「ワークライフバランスの実現」「職員のやりがいの向上」を目指し、管理監督職を対象とした意識改革に取り組む。
	PPP（公民連携手法）の推進	事業実施主体の最適化を通した効率的な行政運営、市民サービスの向上を図るための手法の1つとして、提案型民間活用制度自由提案型の制度構築を行う。
	基幹系システムの運用管理	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応として、7月から開始された総合運用テストの準備を進めるとともに、総務省から発出された「自治体情報システム強靭性向上モデル」に基づくネットワーク環境の分離等必要な情報セキュリティ対策を実施する。
29年度	総合計画の進行管理・実施計画策定事務	総合計画基本構想を実現するために、総合計画第４次実施計画を策定する。平成33年度を計画初年度とする次期総合計画の策定に着手する。
	経営改善方針の策定及び進行管理・行政改革の推進	総合計画第４次実施計画と同一期間とする、全ての実施計画事業を行政改革の対象とした経営改善方針（2017年度版）を策定するとともに、各種制度の見直しをはじめとしたC3成長加速化方針に基づく取り組みを推進し、更なる効率的な行政運営を目指す。
	外郭団体の経営改善	C3成長加速化方針に基づき、各団体の経営を安定的かつ自立的なものとするため、各団体への支援策等の見直しを推進する。
	市制施行70周年記念事業	市制施行70周年記念事業を実施し、市民に愛着、親しみの持てるまちとして再認識してもらい、今後の市政発展のための新たなスタートのきっかけとするため事業を展開する。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	「茅ヶ崎市に住み続けたい」と思う市民の割合 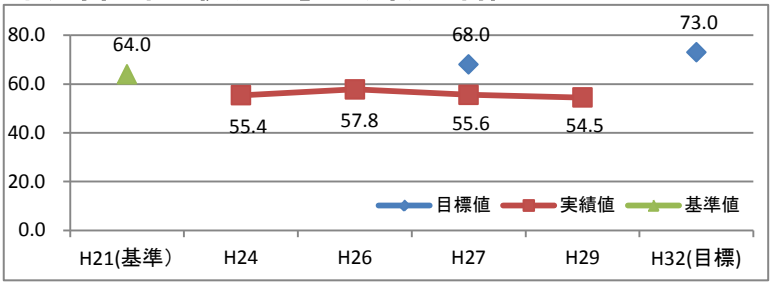 現状値 54.5% (29年度) 目標値 73.0% (32年度)	・基準値から、約10ポイント低い55%前後で推移し、特に平成26年度以降は下降傾向で推移しており、現時点では目標の達成は難しいと考えられる。 ・また、「市外に移り住みたい」と回答した市民は2.7%～4.6%と低い数値で推移しているものの、近年は微増の傾向が見られる。 ・29年度調査において、「市外へ移り住みたい」とした理由は、「行政サービスに不満がある」が1位となっており、改めてニーズをしっかりと把握したうえで取組を進める必要がある。併せて、実施する取組についてしっかりと情報を発信し、市民と共通認識の下、取組を進める必要がある。

2	**行政サービスへの満足度** 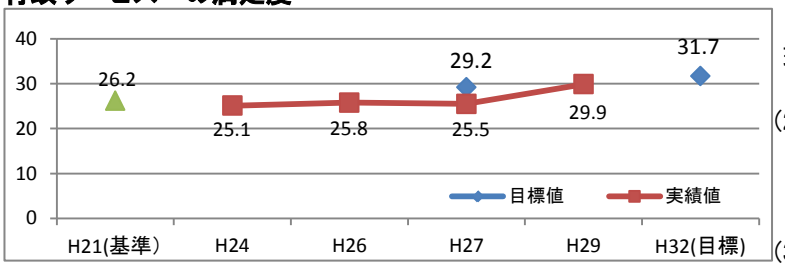	現状値 31.70% (29年度) 目標値 31.70% (32年度)	・中間時点までは、基準値から約10ポイント低い25%代で推移していたものの、29年度に実施した調査では、基準値を超える結果となっており、目標達成に向けて継続的な取組が必要となる。 ・分野別の満足度を見ると、「行政経営」の評価が低く、「暮らしづくり」の評価が高い結果となっている。 ・29年度の調査において、「行政経営」のうち特に満足度の低い項目として、「多様化する市民ニーズに対する市の人材」、「計画的で、透明性の高い健全な財政運営」が挙げられることから、人材育成に力を入れるとともに、市の取組について情報発信を行い、理解を得る必要がある。
3	**ホームページアクセス件数(トップページ)** 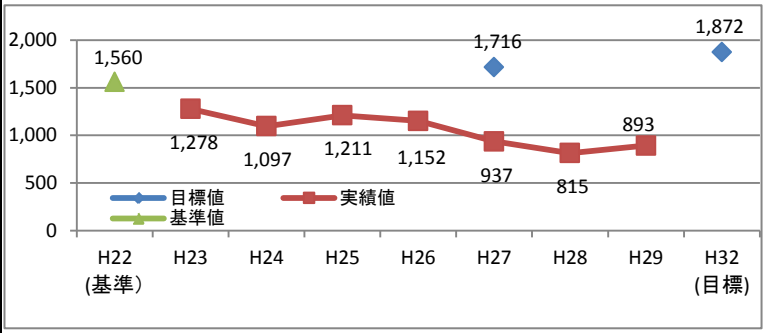	現状値 893千件 (29年度) 目標値 1,872千件 (32年度)	・21年度にCMS導入した効果等を考慮し、22年度の実績見込みを基準に年2%増加を目標としたが、29年度の実績が目標値に対して50.2%となっている。 ・トップページアクセス数の減少要因としては、検索機能等の向上により、トップページを経由せずに各ページを閲覧することが可能となったことによると考える。 ・次項目を参照すると分かるように、ホームページ全体としては概ね目標を達成する件数で推移している。
4	**ホームページアクセス件数(全件)** 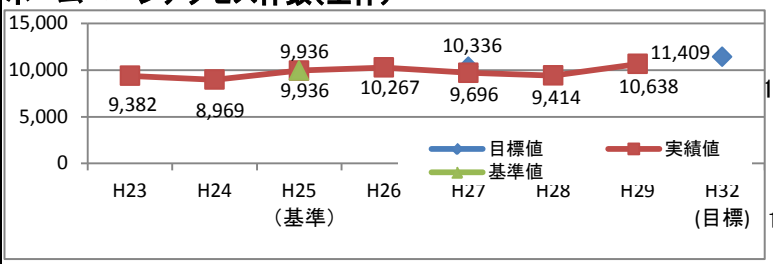	現状値 10,638千件 (29年度) 目標値 11,409千件 (32年度)	・29年度のアクセス件数は目標値の1100万件に対して96.7%の1064万件であった。 ・全体としてみればおおむね目標を達成しており、情報を得る手段としてホームページを利用することについて定着してきていると考える。
5	**広域連携に向けて取り組んだ事業の件数(累計)** 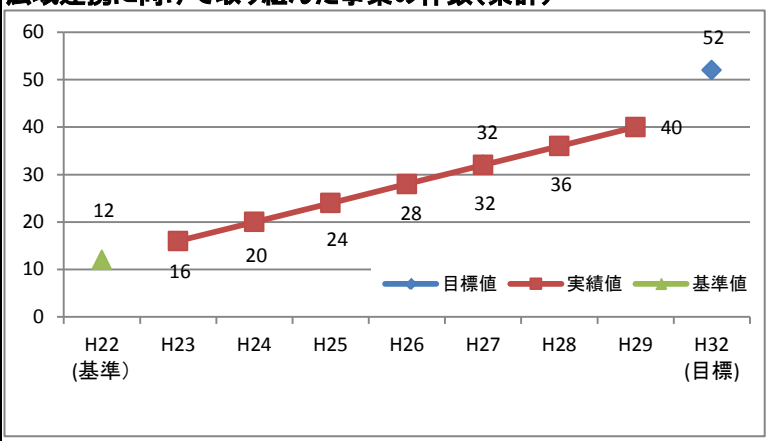	現状値 40件 (29年度) 目標値 52件 (32年度)	・茅ヶ崎市、藤沢市及び寒川町で組織する湘南広域都市行政協議会では、相互の連携・協調を図るため、各種情報交換を行い、広域連携の可能性を検討してきた。 ・各年度で新たな広域連携に向けた取組の検討を行い、その件数の実績は目標を達成した。 ・目標最終年度の達成に向け、今後も緊密な連携を図り、様々な検討を行う。 ・湘南広域都市行政協議会での連携以外にも、平塚市や寒川町との連携を実施しており、特に平成26年には「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書」を策定し、人事交流や各種イベントや事業を共同開催している。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**市政やまちづくりの情報発信・コミュニケーション** ※表示している数字は全体平均値 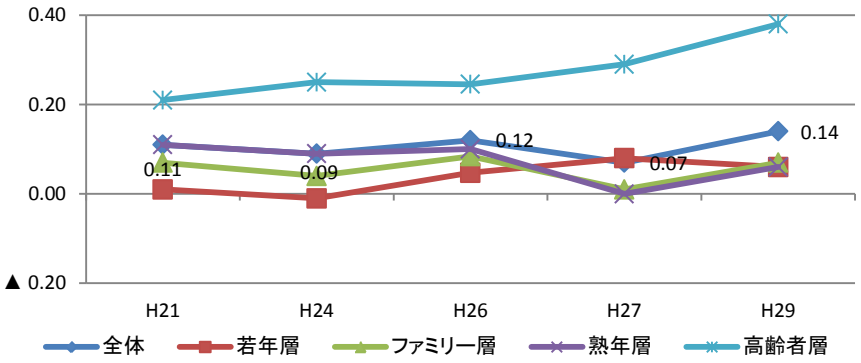	・全体としては増減を繰り返し、29年度には改善傾向が見られた。 ・若年層では他層に比べ満足度が低くなっているが、中間時点以降は改善傾向がみられる。また、ファミリー層、熟年層についても増減を繰り返しているが29年度には大きな改善が見られる。 ・高齢者層については、おおむね高い水準で推移している。 ・年代ごとに利用する媒体が異なることを把握し、その特性にあった情報の出し方が課題となっている。
2	**効率的・創造的な政策（施策・事業）の展開** ※表示している数字は全体平均値 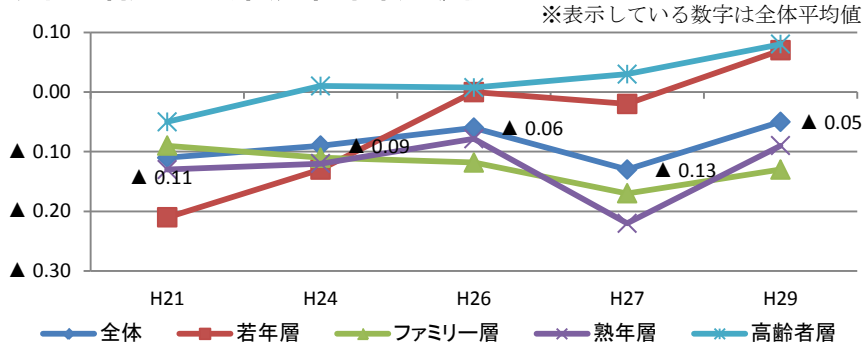	・全体、ファミリー層、熟年層は経年的に同じような推移を見せており、中間時点では、21年度の数値を下回っていたが、29年度の調査においては改善の傾向が見られた。 ・若年層及び高齢者層は改善の傾向が続いており、特に若年層は大きく改善している。 ・当該設問については、非常に抽象的かつ広範な問いとなっていることから、各年代の回答の意図を捉えるのは難しく、設問のあり方に検討の余地がある。
3	**国・県・近隣市町と連携した効果的な行政サービス** ※表示している数字は全体平均値 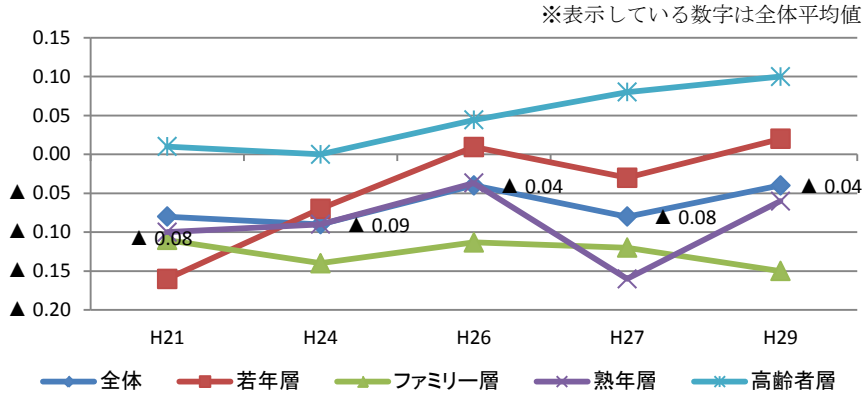	・広域連携として、湘南広域都市行政協議会（藤沢市、寒川町）、寒川町との連携、平塚市との連携を図り、各連携ごとに様々な事業を実施し、着実に成果が上がった。 ・国県道や河川の整備については、さがみ縦貫道路の全面開通や藤沢大磯線の一部整備が進む一方、未整備区間も残った。 ・満足度を見ると、低い評価となっているが、それぞの事業が広域連携による取組であることについて、広報等の不足が考えられる。
4	**公共施設の適正な配置と維持管理** ※表示している数字は全体平均値 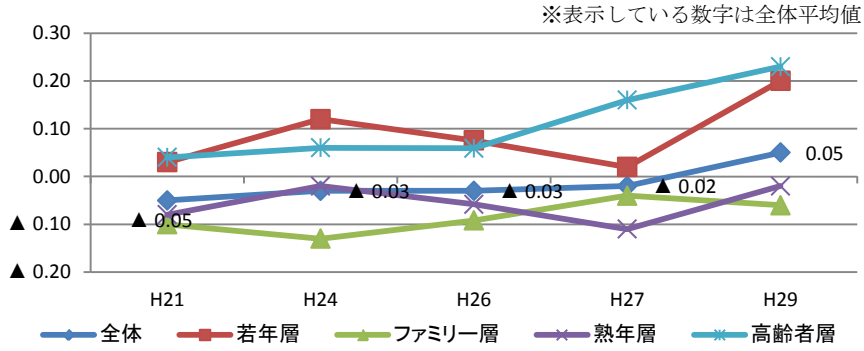	・平成20年3月に「公共施設整備・再編計画」、平成22年7月に「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」をそれぞれ策定して以降、全体の満足度推移は、僅かに改善傾向が見られた。 ・全体的に回答の平均点が低いことや新庁舎建設工事という公共施設に関する大規模な事業があったにも関わらず全体推移に大きな変化がないのは、上記計画等の理解が十分でないことが要因であると捉え、今後は更なる周知が課題となる。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	**●戦略的な計画立案と成果を上げる事業展開** 総合計画実施計画を第1次から第4次まで策定し、市政を推進してきたが、策定にあたっては重点的に取り組む事項を明確にした上で、事業採択を行った。また、重要な社会課題に横断的に対応するため、豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針や茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、戦略的に施策を推進した。 **●総合計画の確実な進行管理** 総合計画の進行管理において、各施策目標の達成状況は、平成27年度の目標値85%以上に対して、51．6%となっており、目標値を下回っている。目標未達成の要因については、基本理念評価を通じて全体の分析をする必要があるが、客観的な指標により、総合計画を進行管理を行うという計画策定時の目論みは一定程度達成することができた。 **●変化に対応した行政経営** 庁内横断的課題に柔軟に対応するため、計画当初の組織を維持することを前提としながらも、部局横断的プロジェクト組織の設置や、専門的に対応するための職の設置等、様々な運用手法により対応してきた。また、「新しい公共の形成」を具現化するために「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定し、提案型民間活用制度をはじめとした公民連携手法を用いて事業実施主体の最適化を通した効率的な行政運営や市民サービスの向上に努めてきた。 **●行政改革の実施** 「経営改善方針」のもと、各重点項目毎に行革重点推進事業の進捗管理を行うとともに、新たな位置づけ等について推進してきた。平成29年2月には、「C3成長加速化方針」を策定し、補助金・扶助費等の各種制度の見直しを推進するとともに平成28年度から30年度までを集中取組期間として位置付けた働きかたの見直しに関しては、マネジメント力の向上を通した「ワークライフバランスの実現」「職員のやりがい向上」を目指し、管理監督職を対象とした意識改革に取り組んだ。職員定数に関しては、第3次・第4次定員適正化計画を推進してきたが、市民ニーズの多様化や社会制度の改正等、新たな業務への対応を迫られ、結果的に目標値を大幅に上回る職員数となっている。このことを受け、第4次実施計画策定時には、将来的にあるべき姿としての事業と定数のミスマッチが解消された適正な職員配置を目指す取り組みに着手した。 **●市民との情報共有** 「平成29年度　茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」によると、市政情報を知りたい場合に利用している広報媒体は、広報ちがさきが77.8%であり、基幹媒体となっている。また、ホームページについても、年度ごとに増減はあるものの毎年度1千万件のアクセス数となっていることから、市の情報を得るための媒体としてホームページも多く活用されている。広報ちがさきを基幹媒体としながら、ホームページなど他の媒体を含めて情報を提供することで、市民との情報共有を図ってきた。 **●他の自治体との連携による課題解決と市民サービス向上** 近隣市町との連携については、単一自治体だけで解決できない様々な課題について、広域での取組を推進することができた。特に、2市1町でのパスポートセンターの開設や1市1町での推進計画に基づく各事業を実施したことなどにより、市民サービスの向上に努めた。 **●国や県との連携による事業の円滑な推進** 市内の国県道や河川に関する課題について、地域との調整などを行い、事業の円滑な推進が図られた。特に、さがみ縦貫道路の全面開通は、市内交通ネットワークの向上につながった。 **●権限移譲の促進** 県の事務処理特例条例に基づき、権限の移譲を受け、市民サービスの向上につながった。 また、国が平成26年度より開始した提案募集方式を積極的に活用したことにより、庁内でも地方分権に関する意識向上が見られるなど、成果があった。 **●システムの最適化の推進** 住民記録・国保・税等の基幹系システムの最適化として、従来の汎用機からのオープン化を行い、「情報システムに係るトータルコストの削減」「体系的な情報システム管理の実現」「公平かつ透明性の高い調達」を実現した。また、基幹系システム以外にも職員が内部事務で利用するシステムについても同様に最適化を実現した。 **●情報セキュリティの確保** 市民の財産に関する情報を取り扱うシステムなどを管理することから、情報セキュリティの確保は最重要課題であるため、継続的に情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ研修を行い、セキュリティに関する職員意識の向上、適正な業務運用の維持を図った。 また、マイナンバー制度が開始されたことに伴い、総務省の「自治体情報システム強靭性向上モデル」に対応し、より高度な情報セキュリティ対策を実現した。 **●戦略的かつ経営的視点に立った公共施設の再編整備** 「公共施設整備・再編計画」による公共施設の再整備は、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応するため適時適切な改定を実施しながら事業を推進し、平成28年1月には市役所本庁舎を供用開始するなど、平成30年度までに事業費ベースで約7割完成予定とすることができた。未利用の公有地についても、一部の複合化も含めて3地区にコミュニティーセンターを整備した。また、資源物選別処理施設跡地の一部は県警察署用地として売却するなど、本市の財政面のみではなく市民の安全安心な生活に重要な施設の為に売却することで、単なる市有地の売却では無く、敷地特性を生かした有効な売却を実施することができた。 **●公共施設の適切な維持管理と長寿命化** 公共建築物中長期保全計画は、様々な事業調整の中で事業の推進が厳しい中、各施設の状況等を確認し精査を行い予防保全工事を実施した。

2	課題として残される事項	**●総合計画の進行管理の在り方に関する検討** 長期的な定量的指標により総合計画を進行管理するのは、現計画が初の試みであり、指標の内容や目標水準の妥当性については、検証が必要と考えられる。また、すべての政策を総合計画に位置付けたことにより、実施計画の情報量が増え、市民にわかりやすく計画を伝えるという点では、課題を残した。 **●子育て層の定住と多世代共生の促進** 人口ビジョンの実現に向けた子育て層の定住促進や多世代共生を実現するための取り組みを進めていく必要がある。 **●少子高齢社会・人口減少社会への対応** 少子高齢社会、人口減少社会を捉えた事業の組み立て、展開は、今後ますます必要になってくるため、市民、事業者、全庁職員への意識喚起、保持が必要である。 **●行政改革のさらなる推進** 本市の財政の根幹をなす市税収入は、今後も大きな伸びが期待できない状況に加え、人口構造の変化に起因する扶助費等の社会保障関連経費、制度改正や市民ニーズへの対応としての人件費が増加の一途を辿る状況にあっては、限られた経営資源を最大限に活用しながら、公民連携による事業実施主体の最適化を含む事務事業の効率化、外郭団体への支援策等の見直し、財源確保と経費の削減等の行政改革の取り組みをより一層推進しなければならない。 **●多様化する情報提供媒体への対応** SNSの拡大など、媒体が多様化している。職員が広報の目的や媒体の特性をとらえた情報発信を行うことで、市民が容易に、かつ等しく情報の提供を受けられるようにすることが求められている。 **●中核市移行に関する諸課題への対応** 中核市への移行については、市民サービス向上につながる様々な権限を得ることができ、行政力向上となるが、移行に向けた課題もあり、特に市内には産業廃棄物関連施設が多く所在していることから、移行後の事務執行や体制について県と継続した協議が必要となっている。 **●県事業と連携した北部地域道路整備の推進** 北部地域道路整備事業については、県立茅ケ崎里山公園の開園に合わせて整備を進めてきた。公園は平成26年3月に全面的に利用が開始され、すでに4年以上経過しているものの、公園外周道路である市道8570号線及び市道8571号線、また、市道8031号線の3路線は整備が完了していない。これまで地元からは市民集会等で繰り返し早期整備が求められているが、事業完了の目途は立っていない状況である。 **●ICTの活用による市民サービス向上及び行政経営の効率化** ICTの活用ついて、茅ヶ崎市地域情報化計画に掲げる事務事業や国等が推進する事業に適切に対応し、更なる市民サービスの向上、行政事務の効率化を図る必要がある。 また、国が新たな社会インフラとして位置づけているマイナンバーについて、現在、これを活用したサービス展開を行うための重要なツールとなるマイナンバーカードの交付率が全国的にも低調であることから、交付率拡大に向けた取り組みを実施する必要がある。 **●計画的な公共施設の再整備等の推進と安定的な財源の確保** 「公共施設整備・再編計画」における公共施設等再編整備基金は効率的な公共施設マネジメント実施の為に重要であり、今後も計画的な積立が必要である。 また、「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」において、平成23から42年度までの20年間、既存建築物を良好な状態で維持し、建築ストックマネジメントにより公共建築物の長寿命化を推進するために、予防保全費として目標事業費として年間15億円が必要と算出しているが、現状は予定される事業費が確保できていない。今後、施設を維持していくために、更なる財源確保が必要である。
3	指標及び数値目標の妥当性について	・企画部の業務は、管理事務の割合も多くなっているため、満足度調査を用いた指標を設定することが適当か検討が必要である。 ・行政の活動が指標になっているものについては、その活動により一定の成果があったことは想定されるものの、今後は、成果指標を検討する必要がある。 ・広報媒体などは現在も多様化しており、社会情勢や技術面の変化に大きな影響を受けることから、政策指標の設定においては、その点を加味する必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・持続可能な開発目標（SDGs）など、新たな社会的要請に対応した市政運営が求められる。 ・少子高齢化が進む中では、生産年齢人口が減少し、社会的にも労働生産性を高めていくことが求めれており、庁内においても、生産性の向上を通したワークライフバランスの実現を図る、働きかたの見直しの更なる推進が必要である。 ・AI・IoT等の技術を用いることで、庁内横断的なデータ利活用の検討や新しいイノベーションの創出等による市民サービスの向上、また、職員の働きかたの見直しのための業務の効率化につなげていく必要がある。 ・様々な情報発信の媒体がある中で、その特性を踏まえ、発信した情報をいかに増幅していくか、市民の行動にリンクさせていくかについて検討していく必要がある。 ・公共施設を総合的にマネジメントしていく中では、「公共施設整備・再編計画」について「公共施設等総合管理計画」及び「固定資産台帳」などの関連計画と横断的な連携を早急に図っていくことで、経営戦略的視点をさらに重視していくことが求められる。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	**●的確な行政評価と施策への反映** 次期総合計画の進行管理のための評価のあり方については、現計画の課題を踏まえ、より一層のPDCAサイクルの見える化を図る必要がある。指標の設定についても、活動量ではなく成果を的確に捕捉する指標であること、経年の変化を容易に把握できるような継続性のある指標であること、他の類似団体との比較が可能な指標であることなどの設定要件を定めるなどの工夫が求められる。 **●加速する少子高齢化・人口減少社会への対応** 子育て層の定住促進は、首都圏の自治体でも取り組みを始めており、本市でも転入超過傾向にある今から先手を打ったシティプロモーションを進めていく。また、少子高齢社会、人口減少社会による変化、機会、課題などを様々な手法で継続的に伝達し、意識喚起、保持を図る。 **●民間活力の積極的な活用** 厳しい財政状況が引き続き予想され、また、多様な担い手が出現している現状において、安定した市民サービスを提供する持続可能な基礎自治体としてあり続けるためには、行政の役割を精査した上で、積極的な民間活力の活用を通した効率的な行政運営を行う必要がある。 **●財源確保の積極的な推進** 歳入の根幹をなす市税の大幅な伸びが期待できない現状にあっては、市税や料の徴収強化のほか、広告や使用料、クラウドファンディングやネーミングライツといった、様々な手法を用いた自主財源の確保に積極的に努める必要がある。 **●時代に即した市民への的確な情報提供** SNSの拡大など、媒体が多様化していることから、媒体の特性を捉えて効果的な情報発信を行っていくには、職員一人ひとりの理解も不可欠である。広報を戦略的に推進するためのガイドラインを軸に効果的な広報を推進するため、職員の意識醸成及び発信するための能力を向上させていく。 **●更なる地方分権の推進（中核市移行と近隣市町との連携）** 地方分権の推進により権限移譲の促進を図り、その権限を活用し、さらなる市民サービスの向上に努める。特に、中核市移行に関しては、課題解消を図り、円滑な移行を目指す。また、近隣市町との連携を強化し、広域での課題に連携して対応するとともに、圏域の住民ニーズに沿った事業等の実施をさらに充実する。 **●北部地域道路整備の推進** 未整備路線のうち、公園の外周道路である市道8570号線については用地買収が完了しており、長年の懸案である行谷芹沢線及び市道8570号線の接合部である公園西側駐車場周辺の道路整備を優先的に進め、交通の利便性や安全性の向上を図る必要がある。 **●ICTを活用した行政事務の効率化** 最新のICTの活用に係る最初の一歩として、本市における定型的な単純作業をAI、RPAなどにより削減し、職員が政策の企画立案等の創造的な業務に専念出来る職場環境を構築する。また、本市では、基幹系システムについてオープン化を実現しているが、次期基幹系システムの更新時においては、平成29年度に国が策定した「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップ」を踏まえて、基幹系システムのクラウド化を検討する。 **●ICTを活用した市民サービスの向上** 新たな社会インフラとして位置づけているマイナンバーを活用した施策を推進するに当たり、マイナンバーカードの交付枚数の拡大は全国的にも重要な課題であることから、マイナンバーカードを活用した魅力あるサービスの展開を検討する。国が定める「官民データ活用推進基本計画」に基づき、オープンデータの拡大やビッグデータの活用といったデータの利活用を庁内横断的に実現することにより、新しいイノベーションを創出する。 **●経営戦略的な視点にたった計画的な公共施設の再編・再整備** 今後、施設に関する考え方が本市の財政状況に大きな影響を与えることを踏まえ、将来を想定し次世代へ繋げる施設の再編・再整備へ向け、まずは基本となる公共施設等再編整備基金および中長期保全基本予算の安定確保を推進し、「財務・供給・質」のバランスを取り、さらに「情報と計画」を横断的にリンクさせた、財政改善に直結する「次世代型の公共施設総合マネジメント」に着手する。

基本理念評価シート【政策目標】

1.基礎情報

基本理念			5　一人一人の思いが調和し　未来をひらく　行政経営	評価担当部局
	政策目標		17　それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営	総務部
		目指すべき将来像	・市民参加が進み、市民がまちづくりの主役となっている ・市民によって多くの公共的な役割が主体的に担われている ・職員一人一人の能力が生かされ、組織としても個人としても大いに発揮されている ・行政文書や各種資料が適正に管理され、市政に関する情報がわかりやすく提供されている ・新たな課題に的確に対応する施策展開を支える例規が整備されている	

2. これまでの投入資源　（単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	1,892	1,504	1,618	2,598	2,246	2,042	1,975	13,875
事業費	1,059	661	756	1,634	1,148	938	891	7,087
職員給与費	833	843	862	964	1,098	1,104	1,084	6,788
従事職員数	152	165	168	183	230	218	210	1,326
常勤職員	93	98	102	115	127	131	127	793
再任用職員（短時間含）	14	16	16	17	15	14	13	105
その他	45	51	50	51	88	73	70	428

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	コミュニティ施設の整備事業（中海岸・共恵）【市民自治推進課】	中海岸・共恵地区に、コミュニティ形成の拠点として、地域集会施設を建設した。（平成24年4月開館）
	鶴嶺西コミュニティセンター管理運営事業【市民自治推進課】	平成23年4月に開館した鶴嶺西コミュニティセンターにおいて、地域住民が地域活動を通じて交流を深め、文化教養及び研修講習、又は講演会などのコミュニティ活動の場として利用できる施設運営を行った。
	人材育成基本方針の推進【職員課】	有用で多様な人材確保を進めるとともに職員研修制度を充実させ、職員の能力・意識・技術の向上を図った。
	職員の配置替え【職員課】	市民ニーズに的確に対応する適材適所の人員配置を行うため、職員の意向調査を実施し、実績等に配慮した職員の配置替えを行った。
	自治基本条例推進事務【行政総務課】	平成22年4月に施行した自治基本条例に基づくアクションプランの進行管理及び職員への条例に係る周知・啓発を行った。
	コンビニエンスストアでの住民票の写し等証明書交付【市民課】	コンビニエンスストアにおける住民票の写し等発行の調査研究を行った。
	行政手続事務【文書法務課】	審査基準等に係る意見公募手続等の規定の方法について他の自治体の状況を調査するとともに、意見公募をする対象事項や手続等について検討を行った。
	政策法務事務【文書法務課】	茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金条例、茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する条例等を制定した。
	各種申請書等の取次事務【小出支所】	本庁で取り扱っている業務の各種申請書等の取次事務を行った。
	住民基本台帳事務【小出支所】	住民基本台帳法に基づき住民異動届の受理及び証明発行を行った。
24年度	（仮称）中海岸・共恵コミュニティセンター管理運営事業【市民自治推進課】	中海岸・共恵地区に開館したコミュニティセンターにおいて、地域住民が地域活動を通じて交流を深め、文化教養及び研修講習、又は講演会などのコミュニティ活動の場として利用できる施設運営を行った。
	地域コミュニティ事業【市民自治推進課】	新たな地域コミュニティ制度を構築し、制度を活用して事業を実施するため、モデル地区による試行を行い、制度構築に向けた検討を進めた。
	人材育成基本方針の推進【職員課】	有用で多様な人材確保を進めるとともに職員研修制度を充実させ、職員の能力・意識・技術の向上を図った。
	職員の配置替え【職員課】	市民ニーズに的確に対応する適材適所の人員配置を行うため、職員の意向調査を実施し、実績等に配慮した職員の配置替えを行った。
	自治基本条例推進事務【行政総務課】	自治基本条例第30条に基づき、条例に規定された取組及び条文についての検証を行った。
	コンビニエンスストアでの住民票の写し等証明書交付【市民課】	住民記録システムなどの再構築を行った。
	行政手続事務【文書法務課】	策定中の市民参加条例の規定内容に合わせ、審査基準等に係る意見公募手続等を制度化するための検討を行った。
	政策法務事務【文書法務課】	茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例、茅ヶ崎市市道の構造の技術的基準を定める条例、茅ヶ崎市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例等を制定した。

	施設の維持管理業務及び集会施設の貸出 【小出支所】	支所設置条例、小出支所集会室管理規則に基づき、快適に利用できるように施設の維持管理及び集会室の貸出を行った。
	所管区域の団体活動への協力・支援 【小出支所】	地域コミュニティのため、所管区域内の団体活動への協力・支援を行った。また、小出地区まちぢから協議会、自治会連合会や地域活動団体との連絡及び協調を行った。
25年度	市民参加条例の策定 【市民自治推進課】	自治基本条例に基づき、市民主体による自治のさらなる推進を図り、市の計画などの策定プロセスにおける市民参加の手続を明確に位置づけるため、市民参加条例を整備した。
	人材育成基本方針の推進 【職員課】	採用試験改革、人事評価制度、複線型人事システム、職員研修制度の充実などの人材育成の取組を推進した。
	職員の採用、退職に関する事務 【職員課】	人物重視の試験を実施するとともに、再任用を希望する職員については、勤務実績等を評価し、任用することで必要な人材の確保と退職者の補充を行った。
	自治基本条例推進事務 【行政総務課】	自治基本条例に係る前年度の検証結果を踏まえ、自治基本条例に基づく取組等をまとめたアクション・プランを策定した。
	(仮称)市民センターの開設 【市民課】	5か所ある市民窓口センターの整理統合を進め、(仮称)市民センターを3か所開設するための準備を行った。
	コンビニエンスストアでの住民票の写し等証明書交付 【市民課】	平成26年2月に、コンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書交付サービスを開始した。
	行政手続事務 【文書法務課】	審査基準等に係る意見公募手続等を規定した茅ヶ崎市市民参加条例を制定した。
	政策法務事務 【文書法務課】	茅ヶ崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例、茅ヶ崎市市民参加条例、茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例等を制定した。
	斎場運営業務 【小出支所】	斎場の運営を正確かつ迅速に行った。
	各種申請書等の取次事務 【小出支所】	本庁で取り扱っている業務の各種申請書等の取次事務を行った。
26年度	コミュニティ施設の整備事業(松浪)【市民自治推進課】	松浪地区に、コミュニティ形成の拠点として、複合型の地域集会施設を建設した(平成27年4月開館)
	人材育成基本方針の推進 【職員課】	採用試験改革、人事評価制度、複線型人事システム、職員研修制度の充実などの人材育成の取組を推進した。
	職員の採用、退職に関する事務 【職員課】	人物重視の試験を実施するとともに、再任用を希望する職員については、勤務実績等を評価し、任用することで必要な人材の確保と退職者の補充を行った。
	議会運営事務 【行政総務課】	全員協議会の概要や資料を、市政情報コーナー及びホームページでの公表を開始した。
	部長会議等事務 【行政総務課】	部長会議の概要や資料を、市政情報コーナー及びホームページでの公表を開始した。
	(仮称)市民センターの開設 【市民課】	平成26年5月に小和田市民窓口センターを閉鎖するとともに、辻堂駅前出張所を開設した。また、出張所2か所を開設するための準備を行った。
	政策法務事務 【文書法務課】	茅ヶ崎ゆかりの人物館条例、茅ヶ崎市ハマミーナまなびプラザ条例、茅ヶ崎市子育て支援センター条例等を制定した。
	戸籍事務 【小出支所】	戸籍法に基づく戸籍届出書の受理及び戸籍の謄抄本等の証明発行を行った。
	所管区域の団体活動への協力・支援 【小出支所】	地域コミュニテイのため、所管区域内の団体活動への協力・支援を行った。また、小出地区まちぢから協議会、自治会連合会や地域活動団体との連絡及び協調を行った。
	市民活動団体との協働事業の推進 【市民自治推進課】	複雑化する地域課題や、多様なニーズに対応するため、市民活動団体の特性を生かした協働手法による事業を公募する制度である協働推進事業の制度の改正を行った。
	松浪コミュニティセンター管理運営業 【市民自治推進課】	松浪地区に開館するコミュニティセンターにおいて、地域住民が地域活動を通じて交流を深め、文化教養及び研修講習、または講演会などのコミュニティ活動の場として利用できる施設運営を行った。
	人材育成基本方針の推進 【職員課】	採用試験改革、人事評価制度、複線型人事システム、職員研修制度の充実などの人材育成の取り組みを推進した。
	職員の採用、退職に関する事務 【職員課】	人物重視の試験を実施するとともに、再任用を希望する職員については、勤務実績等を評価し、任用することで必要な人材の確保と退職者の補充を行った。
	基幹統計調査事務 【行政総務課】	人口や世帯の実態を明らかにするため、国において最も重要な統計調査である国勢調査を実施した。

27年度	個人情報保護事務 【行政総務課】	マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる番号法）」と整合を図るため、個人情報保護条例の改正を行った。 また、マイナンバーを含む個人情報の適正な取り扱いを定めるため、「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」を整備した。
	（仮称）市民センターの開設 【市民課】	平成27年3月に南湖市民窓口センターを閉鎖するとともに、平成27年4月にハマミーナ出張所を開設した。また、平成27年10月に香川市民窓口センターを閉鎖するとともに、香川駅前出張所を開設した。
	コンビニエンスストアでの住民票の写し等証明書交付 【市民課】	平成28年2月に、本庁舎において証明書自動交付機によるサービスを開始した。
	連携型窓口・証明発行窓口の一元化（庁舎関連事業）【市民課】	平成28年1月の本庁舎への移転に合わせ、更なる利便性向上を目指し、連携型窓口を開設すると同時に証明発行の窓口一元化を実施した。（連携型窓口システム・フロアマネージャー・証明発行窓口の一元化の運用を開始）
	政策法務事務 【文書法務課】	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例、茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例、茅ヶ崎市行政不服審査条例等を制定した。
	施設の維持管理業務及び集会施設の貸出　【小出支所】	快適に施設が利用できるよう、施設の維持管理及び集会室の貸出を行った。
	斎場運営業務　【小出支所】	斎場の運営を正確かつ迅速に行った。
28年度	地域コミュニティ事業 【市民自治推進課】	平成28年4月施行の「地域コミュニティの認定等に関する条例」に基づき、地域と密接な連携を図るとともに、情報共有や意見交換等に努め、地域の取り組み状況に応じた支援を行う。
	市民参加推進・啓発事業 【市民自治推進課】	市民参加条例の施行状況について、市民の皆様から意見を収集するとともに、「自治基本条例の検証」との整合を図りながら「市民参加条例の検証」を実施し、新たな課題を解決するための改善施策を実施することとした。
	人材育成基本方針の推進 【職員課】	採用試験改革、人事評価制度、複線型人事システム、職員研修制度の充実などの人材育成の取組を推進した。
	人事評価制度の運用 【職員課】	人事評価の結果を処遇に反映させ職員のモチベーションの向上を図るとともに管理職のマネジメント能力を伸ばし、職員のポテンシャルを最大限に引き出す。
	働き方の見直し（職員行動改革）の取組【職員課】	5課を対象に部門別取組を行った。また、職員課及び企画経営課の2課については、全庁的な取組を行った。
	市政情報コーナー事務 【行政総務課】	市政情報コーナーの本庁舎1階への移設に伴い、資料の配架を工夫するなど、利用しやすい市政情報コーナーづくりを行った。
	自治基本条例推進事務 【行政総務課】	自治基本条例第30条に基づき、条例に規定された取組及び条文についての検証を行った後、検証結果を踏まえてアクションプランを策定した。
	マイナンバーカード（個人番号カード）の交付等に係る事務 【市民課】	マイナンバーカード（個人番号カード）を交付した。（平成28年1月マイナンバーカード交付開始）
	連携型窓口に係る事務 【市民課】	連携型窓口システムの運用による効率的な窓口サービスを展開した。 フロアマネージャーによる窓口利用者への的確な案内を行った。 証明発行窓口の一元化を展開した。
	政策法務事務 【文書法務課】	保健所の設置に伴い茅ヶ崎市小規模特定給食施設における栄養管理に関する条例等を制定するとともに、職員の勤務条件に関わる条例等の見直し、整備を行った。
	各種申請書等の取次事務 【小出支所】	本庁で取り扱っている業務の各種申請書等の取次事務を行った。
	戸籍事務　【小出支所】	戸籍法に基づき戸籍届出書の受理及び戸籍の謄抄本等の証明発行を行った。

29年度	人材育成基本方針の推進 【職員課】	採用試験改革、人事評価制度、複線型人事システム、職員研修制度の充実などの人材育成の取り組みを推進する。
	人事評価制度の運用 【職員課】	人事評価の結果を処遇に反映させ職員のモチベーションの向上を図るとともに管理職のマネジメント能力を伸ばし、職員のポテンシャルを最大限に引き出す。
	働き方の見直し(職員行動改革)の取組【職員課】	部門別取組を10課に拡大して行った。また、職員課及び企画経営課の2課については、全庁的な取組を継続した。
	情報公開事務 【行政総務課】	市民の知る権利を尊重し、市政に対する市民の理解を深めていただくために、「附属機関の会議の公開」を情報公開条例に規定した(H29.4.1施行)。
	マイナンバーカード(個人番号カード)の交付等に係る事務 【市民課】	引き続きマイナンバーカード(個人番号カード)を交付した(平成28年1月マイナンバーカード交付開始)。
	連携型窓口に係る事務 【市民課】	連携型窓口システムの運用による効率的な窓口サービスを展開した。 フロアマネージャーによる窓口利用者への的確な案内を行った。 証明発行窓口の一元化を展開した。
	政策法務事務 【文書法務課】	茅ヶ崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例、茅ヶ崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等を制定した。
	施設改修工事 【小出支所】	小出支所の耐震補強及び改修工事に係る設計を行った。
	市民の相談・要望の処理と関係機関への連絡調整 【小出支所】	所管区域内の市民の相談・要望の処理と関係機関への連絡調整を行った。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**業務連携・協力する民間非営利組織等の数** 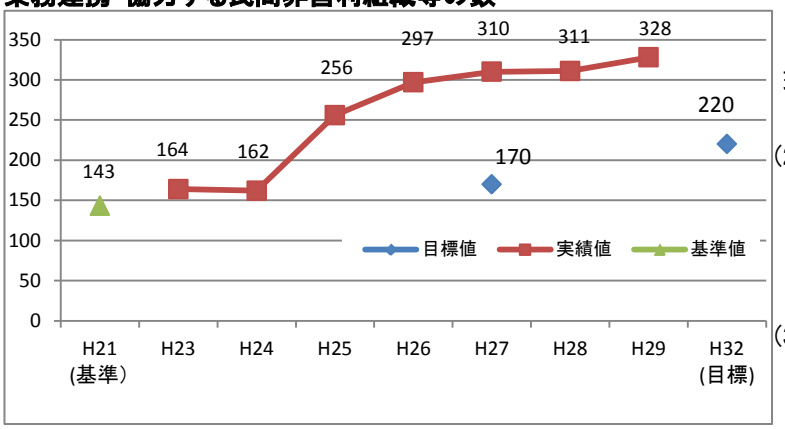 現状値 328 (29年度) 目標値 220 (32年度)	社会情勢の変化に対応するため、市政の基軸の一つとして「新しい公共の形成」を位置づけ、行政経営の転換を図るために、各課かいにおいて非営利組織との連携・協力を意識した事業を展開し、市民サービスを継続的・安定的に提供する環境づくりを推進してきた結果、目標値を大幅に上回った。 特に23年度以降市民生活に大きな影響をもたらした防災の分野や、ゆとりのあるシニア層の増加を契機に高齢者の健康づくりに関わるスポーツの分野を中心に「事業協力」や「共催」手法による事業実施が増加したことが主な要因となっている。
2	**「窓口サービスが迅速・的確に処理されている」と思う市民の割合** 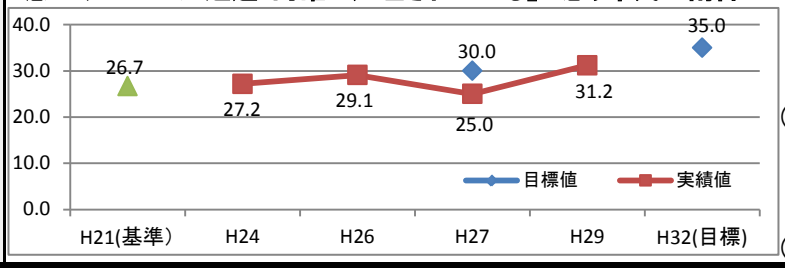 現状値 31.2% (29年度) 目標値 35.0% (32年度)	窓口サービスへの満足度については、中間時点では計画策定時(基準値)を下回り目標達成できなかったが、平成29(2017)年度には、本庁舎供用開始に併せた新たな3つのサービス(連携型窓口システム・証明発行窓口の一元化・フロアマネージャー)の導入により、大幅に上昇し、最終目標に近づいた。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**心のふれあう地域コミュニティ（交流・連帯）** ※表示している数字は全体平均値 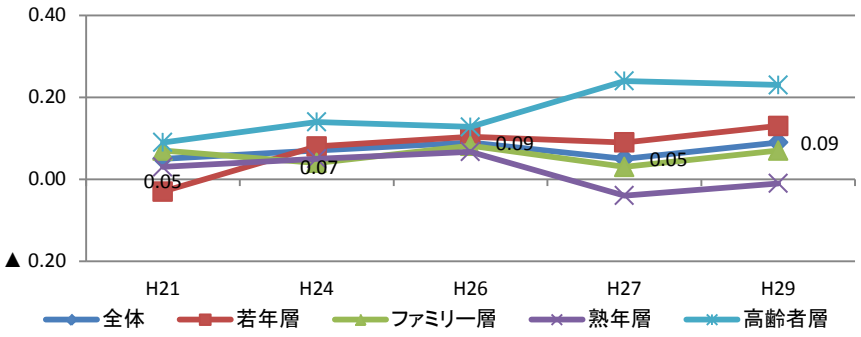	ファミリー層や熟年層は、子育てや仕事が比較的多忙であることなどから、地域の中で交流や連携という機会が少なく、他年齢層と比較し、満足度が低い傾向にある。 高齢者層は、自信の存在意義や価値をあらためて地域の中に求めていく傾向があることなどの理由から、地域への帰属意識、交流・連携ということに期待感を抱いていると考えられる。 若年層についても、学校をはじめとした近隣の中で生活をしており、そうした中での連帯感を期待しているものと考
2	**市民と行政の対等な立場での協働** ※表示している数字は全体平均値 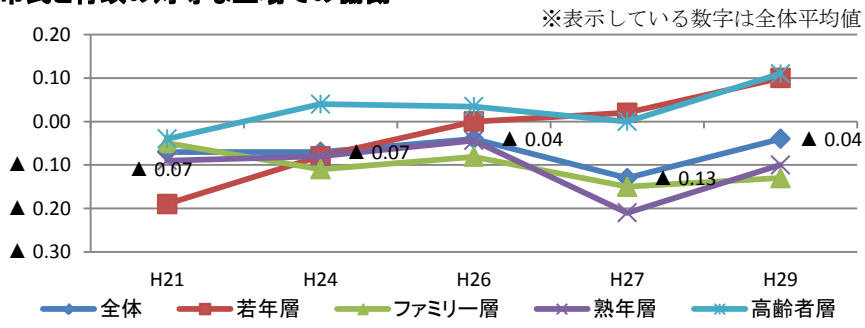	平成23年度以降、「新しい公共の形成」を基軸に据えた現総合計画の運用に伴い、市民の皆さまとさらなる協働の推進を図ってきた。 また、平成26年4月には、市民参加条例を施行し、市政へ御意見をお届けいただく機会の創出や充実を図ってきた結果、21年度から29年度にかけて、僅かながら満足度が上昇した。
3	**多様化する市民ニーズに対応する市の人材** ※表示している数字は全体平均値 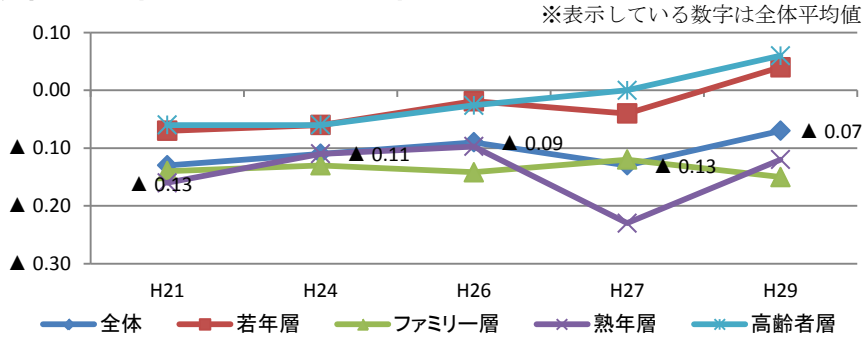	人材育成基本方針の推進やさまざまな課題・ニーズに対応した職員研修を実施しており、全体としては、平成21年度の「▲0.13」から平成29年度はこれまでで最高の「▲0.07」と0.06ポイント改善している。 若年層及び高齢者層では、基本的には右肩上がりの結果で数値も向上している。 ファミリー層では横ばい、熟年層では平成21年度から平成26年度まで順調に推移していたところ、平成27年度には急激に減少したが、平成29年度
4	**迅速かつ的確な窓口サービス** ※表示している数字は全体平均値 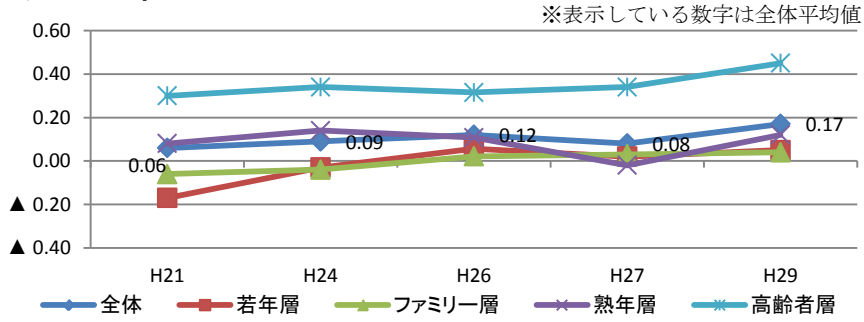	高齢者層が高い満足度を示している。 平成29年度は、本庁舎供用開始に併せた新たな3つのサービス（連携型窓口システム・証明発行窓口の一元化・フロアマネージャー）の導入により、すべての階層において、改善が見られた。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	●市民参加の推進 市民や市民活動団体、NPO、地縁組織等を始めとした市民で組織する団体の活動支援、育成支援及び担い手の発掘等に取り組んだ結果、「市民活動団体の登録数」については目標値を超えることができた。また、平成25年度に制定した茅ヶ崎市市民参加条例に基づく様々な市民参加の手法を通じて、市民から寄せられた市政全般に関する意見や提案等について、多様な視点をもって検討し、生かすための取組を実施した。 ●市民主体の活動の環境づくりと活動支援 地域におけるコミュニティの活動拠点となる地域集会施設を順次整備し、市内13地区のうち11地区まで整備が完了した。また地域の課題解決に主体的に取り組む新たなコミュニティ「まちぢから協議会」の設立支援、その後の取り組み支援を行った。 ●人材育成の推進 主に「適材適所の職員配置」、「適正な実績評価」、「人材育成」の3つの取組を進めてきた。「適材適所の職員配置」については、職員の意向調査などを踏まえた配置換えを実施するとともに、多様で有用な人材確保を進めてきた。「適正な実績評価」については、人事評価制度の処遇への反映や管理・監督職への研修を実施し、人事評価制度の適正な運用や職員の意欲、知識・技術の向上に努めてきた。また、「人材育成」については、職位ごとに求められる基礎的知識等の習得を図る階層別研修や専門的な知識を身につける派遣研修など様々な職員研修を実施し、市民ニーズに的確に対応できる人材育成を進めてきた。その結果、「自己の能力が生かされていると考える職員の割合」も増加傾向にある。 ●働き方の見直しの職員行動改革に係る取り組み 平成28年度から、計15課（平成28年度：5課、平成29年度：10課）における部門別取組と2課における全庁的な取組を行った。この取り組みでは、管理・監督職のマネジメント力向上やワーク・ライフ・バランスの向上、時間外勤務の削減など、組織全体としての効果が期待されており、平成30年度まで継続することとしている。現段階においても、年次休暇や時間外勤務の取得実績の面で改善の傾向が見られている。 ●行政文書の適正管理の徹底 行政文書は常に適正に管理管理されるべきものという考えの下、文書保管状況の調査結果を踏まえ、個別に指導を行ってきた結果、平成29年度の文書保管状況調査において、全ての課かいで最良の評価を受けることができた。 また、マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについて、いわゆる番号法と整合を図り、マイナンバーを含む個人情報の適正な取り扱いを定めるための個人情報保護条例の改正を行うとともに、市政に対する市民の理解を深めて頂くため、附属機関の会議の公開を位置づけるための情情報公開条例の改正を行い、例規の面でも整備を進めた。 ●例規等の適切な整備 様々な部局において施策展開を行うため、必要に応じて適切に例規の制定、改正等を行ってきた。また、平成27年度から平成28年度にかけて、市の条例等が社会状況や地域の実情に即した適切なものかどうかという観点からの点検・見直しを実施した。 ●快適な窓口サービスの環境整備 市役所の本庁舎供用開始にあわせて、窓口利用者が分かりやすく、かつ効率的に手続を行えるよう、連携型窓口システム、証明発行窓口の一元化、フロアマネージャーによる案内業務等を安定稼働させ、さらなる窓口サービスの向上を実現した。 また、出張所、市民窓口センターの運営及びコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付により、身近な地域での利便性の高い窓口サービスを推進し、本庁市民課窓口の混雑緩和を図った。 小出支所は、取扱業務項目数を増やすことで高齢者等が身近なところで市民サービスを受けられる環境づくりを推進してきた結果、北部の行政拠点として地域における利便性の向上に繋がった。

2	**課題として残される事項**	●市民主体の活動の環境づくりと活動支援 市内13地区のうち11地区について地域集会施設の整備が完了したことから、未整備の2地区について、他の公共施設の再編、整備状況等を踏まえ、整備場所の選定等の対応が求められる。また、新たな地域コミュニティ「まちぢから協議会」の設立・取組が遅れている地区を含め、各地区における地域自治の推進に向けた効果的な支援が求められている。 ●市民活動団体との協働の推進 協働推進事業の制度運用を開始した平成18年度と比較し、実施する事業が、総合計画実施計画に位置づけられた質や信用性の高い公共事業であることから、提案を検討する市民活動団体が限られてきている。 ●職員がやる気を持ち、成果を出せる体制づくり 「自己の能力が生かされていると考える職員の割合」については、平成32年度で90%以上を目標値としており、年々増加傾向にあるものの、実績値84%と6ポイントの乖離がある。今後、これまでの取組を継続して実施するとともに、人材育成の取組と連動した的確な配置管理をより一層進めていく必要がある。また、平成30年度から人事評価制度の中に管理職のマネジメント評価を導入したが、今後もより一層、マネジメント意識の定着に向けた取組が求められる。 職員採用試験に関しては、これまで「脱・公務員試験宣言」として改革を進めてきたが、学生等の就職活動も時代と共に変化しており、こうした状況への柔軟な対応が求められている。 ●保存期間満了後の行政文書の取り扱いについての対応 保存期間が満了した行政文書について、歴史的に価値のある文書の保管場所の確保や廃棄のあり方、公開の方法などに関し、現在検討中の公文書管理条例を踏まえて、そのあり方を検討する必要がある。 ●例規等の適切な整備 常に適法かつ適切に事務を執行することが求められており、これに対応するため適切に例規の制定、改正等を行っていく必要がある。 ●窓口サービスの質の維持・向上 窓口サービスの質の維持又はさらなる向上を目指し、フロアマネージャーと総合案内の連携など効果的な手法を検証する必要がある。また、定例・定型的な業務についてアウトソースの活用の可能性など、実施方法の最適化を検討する必要がある。 マイナンバーを活用した情報連携が進み、ソフト面での充実が進む中、証明の発行件数は今後減少していくことが想定される中、マイナンバーや税証明など様々な業務を市民課の窓口で実施していることから業務の複雑化、多様化に対応した検討が必要である。 小出支所においては、取扱業務の拡大により、多種多様な窓口サービスが充実する反面、職員の業務量、スキルへの負担増が想定されるため、人事異動等にあってもいかに申請・手続等を迅速に対応できるかが課題となっている。
3	**指標及び数値目標の妥当性について**	・政策目標を達成するために、多様な主体との連携協力を意識した指標を設定した結果、さまざまな取り組みを推進したことにより、実績値は飛躍的に増加し、計画期間の前半で設定した目標値を大きく上回ることができた。しかし、今後は、さらなる高齢化や少子化など、時代の変化に対応可能な指標も含め、指標の再考が必要と考える。 ・出張所、市民窓口センターの運営及びコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付により、市民課窓口の取扱件数の割合は低下している。特に市民窓口センターの機能を強化した出張所においては、最小限の人員・コストで、市民ニーズの多様化や長寿社会の到来を見据えた身近な地域での行政サービスの提供を行っており、証明発行及び各種届出受付窓口など市民課業務を含めた35課の業務の分散化を図ることで、各担当課の混雑緩和につながり、円滑かつ的確な窓口サービスの提供に対して成果が上がっている。 今後の窓口サービスの満足度を考えるに当たっては、高齢者や障害者の方など誰もが利用する窓口であることを踏まえ、迅速さだけを求めるのではなく、丁寧な説明や接遇、市民目線での対応などを視点においた指標の設定について検討していく必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	●地域コミュニティ事業 平成28年4月施行「地域コミュニティの認定等に関する条例」に基づきスタートした新たなコミュニティ制度について、財政支援のあり方等、運用していく中で検証すべき事項が出てきている。 ●市民活動団体との協働の推進 公共事業の担い手となる事業型NPOとして、継続的に公共事業に取り組んでいくことが出来る組織の育成が新たな課題としてあげられる。また、将来を見据え、協働推進事業運用開始当初との市民活動を取り巻く環境の変化を踏まえながら、制度のあるべき姿を検証する必要がある。 ●会計年度任用職員制度の検討 会計年度任用職員制度の導入など、法律改正及び職員構成の変更に適切に対応する必要がある。今後も歳入の増加が見込めない中で人件費を含む経常経費の見直しが必要となってくる。 ●定年延長に向けての検討 国家公務員においては、平成33年度から段階的に定年年齢を引き上げる検討が進められており、本市においても、こうした動きに対応できるよう、検討を進める必要がある。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	・地域集会施設未整備地区への対応について、地域との連携を図りつつ、関係各課との協議を継続し進めていく。 ・地域コミュニティ事業について、各地区への効果的な支援を継続していくとともに、その在り方について検証を行っていく。 ・公共事業の担い手としての市民活動団体の育成に向け、市民活動推進補助事業を活用するとともに、中間支援施設である市民活動サポートセンターの業務と合わせ、広く市民活動団体を支援し育成していく。 ・多様で有用な人材を確保し、適材適所の職員配置を行う。 ・マネジメント能力の向上を図り、一人ひとりが能力を発揮できる、働きやすい職場環境を創出する。 ・社会環境の急激な変化や課題等に的確に対応できる人材育成を進める。 ・ワークライフバランスを推進し、職員の健康の保持・増進を図る。 ・人事評価制度を活用して、職場における対話の機会を確保するなど、コミュニケーションを通じた人材育成、職員の意欲の向上を図る。 ・各課において、適法かつ適切に事務を執行できるよう、法曹有資格者である特定任期付職員が初期の段階から法的な相談に応ずる。また、職員の法務能力の向上のための研修を行う。 ・国で検討が進められている定年延長 ・公文書管理法の趣旨に則った(仮称)公文書管理条例についての取組を進める。 ・市民窓口センター（茅ヶ崎駅前・萩園）については、繁忙期における週休日の開庁、毎月第2第4土曜日の市民課の開庁、3出張所の開設、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの実施など、窓口の分散化が進んでいる中でその必要性や開庁日・時間などについて再度検討する。 ・小出支所にあっては、市民課、各出張所等及び各担当課との連携のもと、取扱業務の拡大による新規業務等については、様々な研修に参加し、スキルを職場還元することで、事務効率を高める。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念	5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	評価担当部局
政策目標	18 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営	財務部
目指すべき将来像	・中長期的な視野に立った、計画的な財政運営が行われている ・財政状況が市民にわかりやすく公表され、市の財政運営が市民に理解されている ・市民が納付しやすい体制が整い、高い徴収率が確保されている ・市民から信頼される、市民税の課税が行われている ・市民から信頼される、固定資産税の課税が行われている ・財産管理や契約行為が透明性・公正性・公平性を確保している	

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	8,556	8,163	8,049	7,962	7,816	7,797	7,826	56,169
事業費	7,637	7,286	7,203	7,133	6,938	6,887	6,881	49,965
職員給与費	919	877	846	829	878	910	945	6,204
従事職員数	140	138	137	136	140	147	150	988
常勤職員	107	107	105	103	105	110	112	749
再任用職員（短時間含）	4	2	2	2	4	6	7	27
その他	29	29	30	31	31	31	31	212

（単位：百万円）

用地先行取得事業特別会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
決算額	571	948	534	949	181	325	320	3,828
事業費	571	948	534	949	181	325	320	3,828
職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0
従事職員数	0	0	0	0	0	0	0	0
常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0
再任用職員（短時間含）	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	財政状況の公表事務	条例に基づき、財政状況の公表を5月及び11月に行うとともに、22年度の決算について、市政情報誌を発行した。
	税・料徴収一元化の推進	試行的な徴収一元化として、国民健康保険料の滞納者を収納課に債権移管するスタイルによって105件の滞納整理を実施した。
	個人・法人市民税に係わる電子申告サービスの導入	既に導入している自治体の運用状況などを把握し、課題や問題点などを調査・研究し、個人・法人市民税に係わる電子申告サービスを導入した。
	庁舎維持管理事務	東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、蛍光灯の間引き・計画停電・冷房の輪番運転等を行い、大幅な削減を図った。
	透明性等を確保する契約方法の徹底の指導	各課かいへの出前講座、全庁的な研修を実施するとともに、22年度より見直しを行い実施している「財務会計及び契約等の書類の総点検」を引き続き実施し、適正な契約手続きの執行を図った。
24年度	財政状況の公表事務	市のホームページに借金時計を新規に掲載した。また、文教大学との財政情報誌の作成を開始した。
	税・料徴収一元化の推進	試行的な徴収一元化として、市税と国民健康保険料を重複して滞納している者に対し、収納課と保険年金課が共同徴収するスタイルにより400件の滞納整理を実施した。
	個人･法人市民税に係わる電子申告の推進	受信データを基幹システムに取り込み、課税事務の効率化を推進した。また、ホームページや通知文書への案内同封などにより周知を行い推進した。
	評価及び価格の決定業務	課税客体の適正な評価を行い、課税標準額の基礎となる評価及び価格を決定し、平成24年度の評価替えを行った。
	庁舎維持管理事務	庁舎の総合防災訓練事務に関し、防災対策課による災害対策本部設置訓練と同時に実施し、より現実的で実践的な訓練を行った。
	制限付き一般競争入札への移行	競争性を確保した公共調達を実施するため、工事等に係る一般競争入札の適応範囲を300万円以上から130万円以上へ拡大した。

25年度	財政状況の公表事務	条例に基づき、財政状況の公表を5月及び11月に行った。また、文教大学との共同による財政情報誌の作成を行い、公表を行った。
	固定資産税(償却資産)に係わる電子申告サービスの導入	「茅ヶ崎市情報システム最適化計画」の進捗状況に合わせ、固定資産税(償却資産)の電子申告導入を完了した。
	車両管理事務	自主財源の確保及び地域経済活性化のため、公用車の車体広告掲載事業を開始した。
	工事検査事務	公共工事の品質の確保を図るため、工事巡視を強化するとともに、優良建設工事表彰制度を導入した。
	制限付き一般競争入札への移行	競争性を確保した公共調達を実施するため、物品購入等に係る一般競争入札の適応範囲を5,000万円以上から3,000万円以上へ拡大した。
26年度	公会計制度の研究事務	包括年次財務諸表を作成・公表するとともに、職員に対する公会計制度に関する研修を行い、公会計への理解を深めた。
	軽自動車税の賦課事務	茅ヶ崎らしさが感じられるご当地ナンバープレートについて、一般投票によりデザインを決定し、10月1日から交付を開始した。
	電子納税サービスの導入	統一納付書等の各種試験や届け出を行い、1月よりペイジー収納サービスを開始した。
	庁舎維持管理事務	清掃・警備・設備保守において適正な対応を行うとともに、PPS導入による電気料金の削減を実現した。
	工事に係る契約事務	設計図書の電子配布を開始することで、公共工事の円滑な入札執行及び契約の締結を図るとともに、紙の使用を抑え、経費削減を図った。
27年度	寄附の採納事務及び周知	平成27年4月より、新たな歳入確保策や地元経済の活性化の観点から、返礼品附きふるさと納税を開始した。
	税・料徴収一元化の推進	市税と国民健康保険料ともに徴収率が好調に推移していることから、課題の多い組織改正をして一元化を実施する時期ではないと判断し、全庁的な徴収率向上への取り組みとして、庁内の債権管理課との検討会議や研修会等の新たな取り組みを目指すこととした。
	個人市民税の資料収集事務	基幹システムによる課税資料の電子管理を行い、効率的かつ適正な課税を実施した。
	個人市民税の課税事務	課税資料に基づき、公平・適正な課税を行い税額・納税通知書を納税義務者に送付した。
	評価及び価格の決定業務	課税客体の適正な評価を行い、課税標準額の基礎となる評価及び価格を決定し、平成27年度の評価替えを行った。
	透明性等を確保する契約方法の徹底の指導	茅ヶ崎市入札等結果の公表に係る要綱を定め、全庁で実施した入札等の結果を公表することとした。
	制限付き一般競争入札への移行	競争性を確保した公共調達を実施するため、物品購入等に係る一般競争入札の適応範囲を3,000万円以上から2,000万円以上へ拡大した。
	電子入札システムの運用	業務の効率化、透明性・公正性の向上及び応札者の利便性向上を図るため、市内事業者へアンケートを実施する等、電子入札の利用推進を図った。
28年度	納税推進センター事業	委託事業者による電話催告について、取扱額に対する収入額の割合の目標値45%に対して、49.87%を達成した。また、国民健康保険料のセンター利用の試行を実施した。
	全庁的な徴収率向上への取り組み	庁内の連携及び情報共有化等を通じて全庁的な徴収率の向上を図るため、債権管理課との会議や徴収事務庁内研修会を開催した。
	庁舎維持管理事務	清掃、警備等に総合管理業務委託を取り入れ、適切な維持管理を図り庁舎のエネルギー使用量の削減を図った。
	市役所本庁舎再整備事業	旧庁舎のアスベスト除却工事が完了し、旧庁舎解体工事業者を決定した。
	電子入札システムの運用	応札者の利便性向上を図るため、契約検査課執行により実施している物品等に係る入札案件について全て電子入札により実施した。
	透明性等を確保する契約方法の徹底の指導	27年度に研修資料を大幅に見直し、全庁的な職員研修を強化するとともに、茅ヶ崎市随意契約ガイドラインを定め、周知した。
29年度	新地方公会計制度による連結財務書類の公表	28年度より統一的な基準による財務書類等を作成した。資産・負債などのストック情報の正確な把握により、財政の透明性がより向上した。
	納税推進センター事業	12月と1月にはAI(人工知能)によるデータを試行的に活用することにより、効率化の追求を更に進め、電話催告業務の手法について模索・検討を重ねた。
	庁舎維持管理事務	分庁舎、消防署本署、各出張所及び図書館にレンタルLEDを導入し、庁舎等のエネルギー使用量の削減を図った。
	固定資産台帳整備に関する事務	管理台帳と課税マスタを照合し、市の資産データを作成し、資産データに簿価をつけ、財務諸表に反映する固定資産台帳を更新した。
	市有財産管理・処分事務	自動販売機の長期貸付を行うことで、目的外使用許可による使用料を上回る貸付収入を得ることができ、自主財源の確保につなげた。
	制限付き一般競争入札への移行	競争性を確保した公共調達を実施するため、物品購入等に係る一般競争入札の適応範囲を2,000万円以上から700万円以上へ拡大した。
	透明性等を確保する契約方法の徹底の指導	28年度に「財務会計及び契約等の書類の総点検」の終了に伴い、引き続き適正な財務会計事務が執行できるよう、新たにカテゴリー別研修を実施し、フォローー体制の強化を図った。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移		考察
1	**経常収支比率** 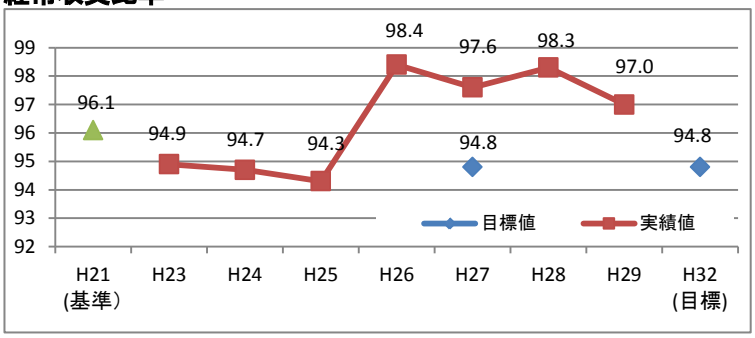	現状値 97.0% (29年度) 目標値 94.8% (32年度)	・当初減少傾向で推移していたが、平成26年度には、5.1ポイント上昇した。 ・上昇の要因としては、急速な少子高齢化の進展により取り組みが必要となった待機児童対策に伴う扶助費の増、行政需要の高まり対する人件費の増などの経常経費の増があげられる。 ・今後も扶助費、公債費の増加が見込まれるが、引き続き経常経費の縮減等に取り組み、経常収支比率上昇の抑制に努める。
2	**実質赤字比率** 区分 / 目標値 / 実績値 / 基準値 H21: 基準値 黒字 H23: 実績値 黒字 H24: 実績値 黒字 H25: 実績値 黒字 H26: 実績値 黒字 H27: 目標値 黒字 / 実績値 黒字 H28: 実績値 黒字 H29: 実績値 黒字 H32: 目標値 黒字	現状値 黒字 (29年度) 目標値 黒字 (32年度)	・実質赤字比率とは、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合をいう。 ・実質赤字比率が早期健全化基準を超えた場合には、起債発行が制限されるため、財政の健全性を測るための基礎的な指標である。 ・本市は黒字の状態であり、財政状態は健全であると判断できる。
3	**連結実質赤字比率** 区分 / 目標値 / 実績値 / 基準値 H21: 基準値 黒字 H23: 実績値 黒字 H24: 実績値 黒字 H25: 実績値 黒字 H26: 実績値 黒字 H27: 目標値 黒字 / 実績値 黒字 H28: 実績値 黒字 H29: 実績値 黒字 H32: 目標値 黒字	現状値 黒字 (29年度) 目標値 黒字 (32年度)	・連結実質赤字比率とは、標準財政規模に対する連結実質赤字額の割合をいう。 ・連結実質赤字比率は、全ての会計の黒字・赤字を合算して算出するもので、地方公共団体の実質的な資金不足の状況を示す指標である。 ・本市は黒字の状態であり、財政状態は健全であると判断できる。
4	**実質公債費比率** 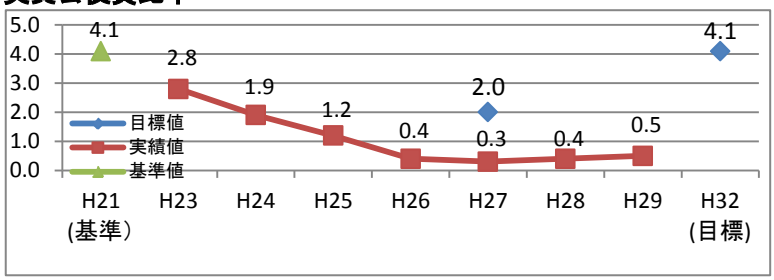	現状値 0.5% (29年度) 目標値 4.1% (32年度)	・一般会計等が義務的に負担しなければならない公債費、公債費に準ずる債務負担行為に係る経費などの標準財政規模に対する比率をいう。 ・財政状況が健全であるかを測る早期健全化基準は25%であるところ、本市の現状は基準を大きく下回っており、財政状態は健全であると判断できる。
5	**将来負担比率** 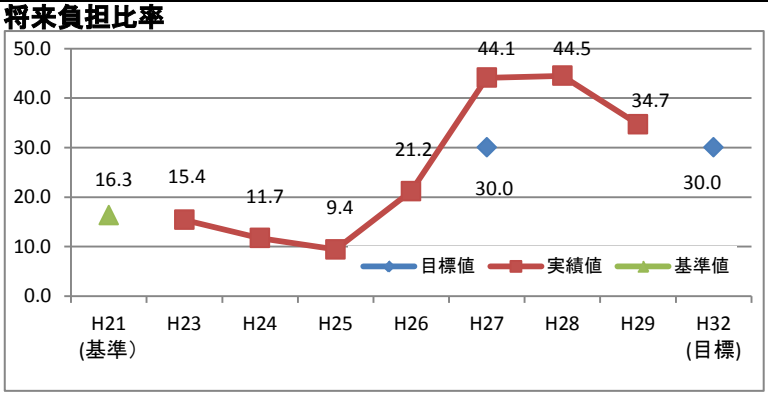	現状値 34.7% (29年度) 目標値 30.0% (32年度)	・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいう。 ・当初は減少傾向で推移していたが、社会情勢の変化に伴い必要となった施設整備、安心安全の観点からの公共施設等の老朽化対策などに取り組む必要が生じたことから、市債の発行額が当初発行計画額より増加し、26年度より比率が上昇した。 ・現在、早期健全化基準である350%を下回っており、今後も比率の上昇に注視しながら、健全な経営に努めていく。
6	**市税徴収率** 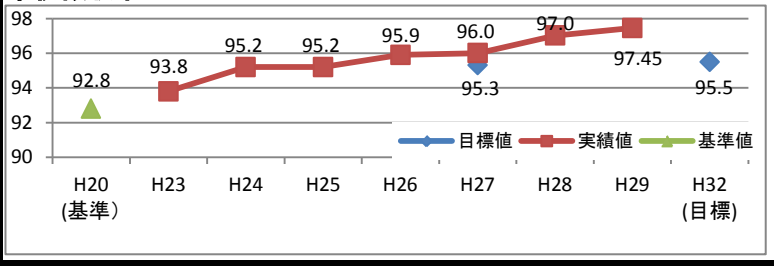	現状値 97.45% (29年度) 目標値 95.5% (32年度)	・平成21年度から市税徴収率は改善の傾向を示していたことから、総合計画基本構想の中間見直しにおいて平成32年度の目標値を95.0%から95.5%へと引き上げた。 ・近年の積極的かつ徹底した徴収業務の推進により、平成29年度の実績において97.45%と、平成32年度目標を達成している。

5. 市民意識の推移

No.	設問及び満足度の推移	考察
1	**計画的で、透明性の高い健全な財政運営** ※表示している数字は全体平均値 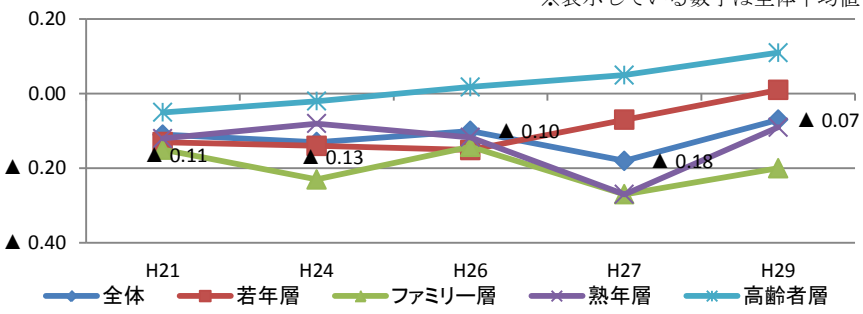 	・全体としては、当初の調査から満足度はほぼ横ばいの状態で推移している。 ・高齢者層については、満足度が上昇傾向にあるものの、ファミリー層については、当初の調査から満足度を下げている。 ・今後については、財政状況や財政運営がより多くの市民にわかりやすく理解されるよう、親しみやすさや見やすさを取り入れた公表に努めたい。

※「たいへん満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「たいへん不満」を-2点として算出した値を回答者数で除した点。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	**●安定した財源確保** 27年4月より、新たな歳入確保策の1つとして、返礼品つきふるさと納税を開始した。取り組みの結果、27年度以降、実績として毎年2,000万円以上の寄附をいただいている。 **●財務情報の透明化** 28年度決算より、新しい財務書類の作成基準である統一的な基準に基づく財務書類を作成した。固定資産台帳の整備により、市が保有する全ての資産の残高が明らかとなり、また財務書類においては、現金主義では見えにくいコスト（減価償却費や退職手当引当金など）や、資産・負債のストック状況がより明らかになり、財務情報の透明性が向上した。 **●納付しやすい環境づくり** 納付しやすい環境づくりとして、27年1月よりペイジー収納を開始するとともに、広報紙等で口座振替やコンビニエンスストアでの納付を周知した結果、29年度の市税における納付実績は、口座振替が約30%、コンビニ納付が約40%、ペイジー納付は約3%であった。また、29年度の現年度徴収率は99.20%と向上している。 市税徴収率については、納税推進センターの活用により、職員が効果的な滞納整理を行うことができたため、徴収率の向上に繋がった。また、財産調査、差押、インターネット公売、不動産公売など滞納処分の強化により、市税徴収率は92.84%であった21年度以降、8年連続して上昇しており、29年度は97.45%と目標値を上回る徴収率を達成した。 **●課税対象の正確な把握** 個人市民税については、条例上非課税の対象者について、非課税であるかどうか、申告が必要であるかどうかを往復はがきで調査し、適切に未申告調査を行うことで、成果を上げた。 法人市民税については、未申告法人に対して、文書や電話連絡により申告指導を実施し、税負担の公平性を保つとともに市民税の増収につなげた。 **●市民税に対する理解の向上** 複雑な税制度について納税者に理解してもらうため、分かりやすい説明ができるよう職員の税知識と説明能力の向上に努めた。成果として、本市に税務署がないことから確定申告を行うための会場を設け、利便性向上を図っている現状において、終日混雑する確定申告期間中の会場待ち時間の解消や短縮によるサービスが向上が図られた。また、市民税課の窓口業務についても同様に待ち時間の解消や短縮によるサービス向上が図られた。 **●効率的な課税事務の遂行** 税基幹システムの有効活用による給与支払報告書や法人市民税の申告書受信及び「国税連携」による確定申告書などの課税資料をデータ受信することにより、適切かつ効率的な課税事務を行った。 **●固定資産税に対する理解の向上** 固定資産税の評価や税額算出のしくみが複雑で分かりにくいため、新築家屋調査時に説明用パンフレットを配布する等丁寧な説明を行った。 **●財産運用の費用軽減と環境への配慮** 庁舎のエネルギー使用（面積1㎡当たり）については、年度の目標値を上回っており、平成29年度においても平成22年度と比べ15.3%の目標に対して28.13%の削減と目標を大幅にクリアするなど、環境負荷の低減のみならず維持管理経費の軽減も図られている。 **●財産の有効活用と適正な取得・売却** 固定資産台帳については、利用状況が不明なデータ等について過去の文書等と突合し、資産所管課を特定する等、詳細な調整・確認を行いながら、平成28年度に完成した。また、土地の処分・売却については、予算額を上回る歳入となり、公用車への広告事業や自動販売機の貸付を行うことにより自主財源確保へとつなげることができた。

		●透明性・公正性・公平性・競争性を確保した入札・契約の執行 一般競争入札制度の改善に取り組んだ結果、23年度の一般競争入札の割合48.7%に対し、29年度では59.8%との成果を得た。また、電子入札システムの運用については、契約検査課執行により実施している工事等は21年度以降すべて電子入札により実施していたが、物品等における電子入札についても、事業者に対し電子入札実施への理解を周知することにより、23年度95.2%であった電子入札の割合が、28年度には100%を達成することができた。 **●優良な公共調達** 優良な公共調達を実現するため、完成検査とは別に、発注した工事が契約通りに履行されているか確認する工事巡視を25年度より強化し、公共工事の品質確保を図った。これまでの成果として、25年度14件、26年度23件、27年度23件、28年度25件、29年度54件と着実に成果を伸ばしている。また25年度より、優良建設工事表彰制度を導入し、29年度までに延べ60者に対し表彰を実施した。
2	**課題として残される事項**	**●財源不足の解消に向けた取組み** 地方財政対策や国等の動向には細心の注意を払い、情報収集に努めるとともに、国・県支出金等については、関係団体に積極的に要望するなど、新たな補助金の確保も含め、積極的な財源確保への取り込みが必要である。また、長期的に見直しを行っていない使用料等については、他都市と比較して負担水準に格差があるものなどを対象に、社会経済情勢の変化などを踏まえた見直しを行う必要がある。 **●歳入確保のための更なる市税徴収率の向上** 市税徴収率は向上しているが、一方で滞納繰越分については高額・困難案件等の徴収対策に割く時間が高くなってきており、引き続きより強化した滞納処分を進めるため、更なる職員の徴収スキル向上を図っていく必要がある。 **●現年度課税分の納期内納付の向上** クレジット納付等、多様化する納付環境に対応して納税者の利便性を高めるとともに、口座振替やペイジー収納等の更なる周知により、納期内納付の向上を図っていく必要がある。 **●課税対象の正確な把握** 市民に対して申告義務があることの周知を徹底するため、日々電話や窓口にて市民に接する機会を利用して、ねばり強く周知していくことが必要であると考えられる。 **●市民税に対する理解の向上** 複雑な税制度について、市民から課税に対する説明を求められた際に分かりやすく説明する必要がある。また、市県民税の申告及び確定申告会場における待ち時間の削減に努める必要がある。 **●効率的な課税事務の遂行** 電子申告率の更なる向上を図るために、申告者への周知を徹底していく必要がある。また、国の施策である国税連携において、適正かつ全ての資料の電子データ連携を行えるよう、国と地方の連携を強めていく必要がある。 **●固定資産税に対する理解の向上** 固定資産税の評価や税額算出の仕組みが複雑で分かりにくいため、納税者へのより丁寧な説明に努める必要がある。 **●環境負荷及び電気代削減** 環境負荷の低減や電気代削減につながるレンタルLED事業について、庁舎外の各施設への導入を図る必要がある。 **●行政財産の貸付の導入及び活用予定のない普通財産の処分** 歳入の増加及び自主財源の確保のため、施設内への自動販売機設置等の貸付の拡大を図る必要がある。また土地の処分、売却については、関係各課と連携し、積極的な処分を進めることで、自主財源の確保を図る。 **●固定資産台帳の精度の維持** より効果的な固定資産台帳とするため、資産所管課と調整を行いながら、更新作業を正確かつ確実に行っていく必要がある。 **●電子入札システムの運用** 電子入札システムの運用について、契約検査課における執行は100%に達成しているものの、各課かいにおいて執行している入札については、いまだ紙入札によるものである。各課の自課執行案件についても、電子入札システムを活用することにより、入札事務に要する経費の削減へも繋がるため、検討する必要がある。 **●制限付き一般競争入札への移行** 入札に対する一般競争入札の割合については成果がでている。31年度は物品等に関する一般競争入札の実施範囲を700万円から200万円に拡大する目標を掲げているものの、職員の事務負担の増加及び入札参加者の手続きの負担増加に繋がる可能性があるため、金額の範囲での一般競争入札の執行ではなく、調達目的に応じた執行を検討する必要がある。
3	**指標及び数値目標の妥当性について**	・経常一般財源（主に市税）がほぼ横ばいで推移する本市においては、少子高齢化の進行による社会保障関係経費の継続的な増加や、行政需要の増加による人件費の増などの要因により、経常収支比率の上昇は、避けがたいものであると考える。 ・めまぐるしい環境変化や将来に不透明感がある経済情勢の中でも、持続可能な都市として安定的に成長を続けていくためには、真に必要な行政サービスと一般財源とのバランスを見据えながら、適切な総合計画に基づき、財政指標の目標値を定める必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	・公共施設等の老朽化対策、働き方改革の推進に伴う子育て支援対策の必要性が生じるなど、地方財政に新たな課題が生じている。限られた財源の中でより計画的に事業を進めることが求められており、財務書類等から得られる資産・負債等に関する新たな指標を分析し、財政運営に活かしていくことが必要となっている。 ・27年1月よりペイジー収納を開始し、また、広報紙等で口座振替やコンビニエンスストアでの納付を周知してきたが、納税者からクレジットカードによる納付の要望も多く、導入に際しての費用対効果を検証していく必要がある。 ・今後、より一層複雑となる税制改正に対応するため、税に精通した職員を数多く養成することで職員の強化及び体制を整える必要がある。また、税制改正等に伴う時代の変化に対応し、市財政の根幹を担う個人・法人市民税の歳入増減への影響について的確に把握する必要がある。 ・市と法務局との「登記済通知書の電子データ化」を進め、固定資産課税台帳作成事務の迅速・効率化を図る。 ・市が土地信託を行っているビルや関係各課が賃借している建物の利用状況や今後の利活用について総合的に状況を把握していくことが必要となる。 ・各課かいでは委託等の契約事務について、多様化する事務処理に対応する知識が求められている状況である。また入札業務をより効率的に進めるには、電子入札システムを最大限活用すべきと考えるが、各課には電子入札を行える環境が整えられていないため、市全体としては、電子入札システムの運用が進められていない。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	**●さらなる財源確保への取組み** 使用料等について、財務書類を受益者負担額の基礎として活用し、適正な水準の検討を行い、自主財源の確保に向けた取組みを行う。ふるさと納税の返礼品の更なる充実を図るとともに、クラウドファンディングやネーミングライツといった新たな財源確保策の推進に全庁的に取り組む。 **●健全な財政運営について** 事業手法を始めとした事務事業の徹底した見直しを行うことにより、引き続き歳出削減に努めるとともに、財政指標も見据えながら健全な財政運営に努める。 **●職員の徴収スキルの向上** 市税徴収率の更なる向上を目指し、差押不動産の公売、差押動産の捜索・インターネット公売などを継続実施することにより職員の滞納処分のスキルの向上を図る。 **●納税環境の更なる質的向上** 口座振替やペイジー収納等のわかりやすい情報提供について努め、納期内納付の向上を図るとともに、クレジットカード収納の導入に向けた検討を行う。 また、モバイル決裁等の新たな電子決裁サービスによる納付方法の情報収集に努める。 **●効率的な事務処理の遂行** 職務知識の習得やOJTの活用、市民からの意見・要望を課内で共有すること、迅速な情報収集や関係部署との緊密な情報の共有化が必要である。また、広報やホームページ等、様々な広報媒体を活用し、よりわかりやすい情報提供をどのように伝達していくかが課題である。さらに、税制改正による税収への影響については、歳入の大きな割合を占める個人住民税について速やかに試算することで、市財政運営に活かすことができる。 **●固定資産税に対する理解の向上** 公平・適正な課税に努めるとともに、納税者に対して固定資産税に対する理解を深めてもらうために分かり易い説明に努める。 **●行政財産の貸付** 自主財源の確保及び歳入増加にもつながる土地や建物などの行政財産の貸付については、所管する施設だけでなく、他の施設へのノウハウ提供も広く行う。 **●公共施設の調整** 将来にわたり市が所有する建物等公共施設等の再活用を検討する財産管理を専門とした担当部署が必要であると考える。 **●電子入札システムの運用** 契約検査課にて執行している入札等の事務の範囲を見直す。具体的には、今まで各課かいで紙入札にて実施していた指名競争入札を精査し、契約検査課で電子入札システムを用いて入札を実施することにより、各課かいの事務軽減を図る。各課かいと契約検査課双方の事務軽減につながるとともに、電子入札を活用することによる入札時間の短縮、使用する紙や郵送代等の経費削減につながる。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念	5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	評価担当部局
政策目標	19 公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る	会計課
目指すべき将来像		

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	80	79	74	101	90	85	85	594
事業費	11	13	10	29	16	15	14	108
職員給与費	69	66	64	72	74	70	71	486
従事職員数	10	10	10	11	11	13	13	78
常勤職員	8	8	8	9	9	8	8	58
再任用職員（短時間含）	0	0	0	0	0	1	1	2
その他	2	2	2	2	2	4	4	18

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	現金出納、財産の記録及び管理事務	適正な公金の出納（収納・支出・記録）及び現金・財産の管理を行う。
	公金の管理・運用事務（歳計現金・基金）	歳計現金及び各基金の資金計画及び管理を行い、大口定期預金・国債等、効率的な資金運用を行う。
	支出負担行為及び支出命令の審査事務	支出負担行為の確認や支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算審査等を通じて、適正な事務処理が行われるよう、審査事務を行う。
24年度	現金出納、財産の記録及び管理事務	適正な公金の出納（収納・支出・記録）及び現金・財産の管理を行う。
	公金の管理・運用事務（歳計現金・基金）	歳計現金及び各基金の資金計画及び管理を行い、大口定期預金・国債等、効率的な資金運用を行う。
	支出負担行為及び支出命令の審査事務	支出負担行為の確認や支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算審査等を通じて、適正な事務処理が行われるよう、審査事務を行う。
25年度	現金出納、財産の記録及び管理事務	適正な公金の出納（収納・支出・記録）及び現金・財産の管理を行う。
	公金の管理・運用事務（歳計現金・基金）	歳計現金及び各基金の資金計画及び管理を行い、大口定期預金・国債等、効率的な資金運用を行う。
	支出負担行為及び支出命令の審査事務	支出負担行為の確認や支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算審査等を通じて、適正な事務処理が行われるよう、審査事務を行う。
26年度	現金出納、財産の記録及び管理事務	適正な公金の出納（収納・支出・記録）及び現金・財産の管理を行う。
	公金の管理・運用事務（歳計現金・基金）	歳計現金及び各基金の資金計画及び管理を行い、大口定期預金・国債等、効率的な資金運用を行う。
	支出負担行為及び支出命令の審査事務	支出負担行為の確認や支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算審査等を通じて、適正な事務処理が行われるよう、審査事務を行う。
27年度	現金出納、財産の記録及び管理事務	適正な公金の出納（収納・支出・記録）及び現金・財産の管理を行う。
	公金の管理・運用事務（歳計現金・基金）	歳計現金及び各基金の資金計画及び管理を行い、大口定期預金・国債等、効率的な資金運用を行う。
	支出負担行為及び支出命令の審査事務	支出負担行為の確認や支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算審査等を通じて、適正な事務処理が行われるよう、審査事務を行う。
28年度	現金出納、財産の記録及び管理事務	適正な公金の出納（収納・支出・記録）及び現金・財産の管理を行う。
	公金の管理・運用事務（歳計現金・基金）	歳計現金及び各基金の資金計画及び管理を行い、大口定期預金・国債等、効率的な資金運用を行う。
	支出負担行為及び支出命令の審査事務	支出負担行為の確認や支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算審査等を通じて、適正な事務処理が行われるよう、審査事務を行う。
29年度	現金出納、財産の記録及び管理事務	適正な公金の出納（収納・支出・記録）及び現金・財産の管理を行う。
	公金の管理・運用事務（歳計現金・基金）	歳計現金及び各基金の資金計画及び管理を行い、大口定期預金・国債等、効率的な資金運用を行う。
	支出負担行為及び支出命令の審査事務	支出負担行為の確認や支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算審査等を通じて、適正な事務処理が行われるよう、審査事務を行う。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移		考察
1	**資金運用実績額（歳計現金）** 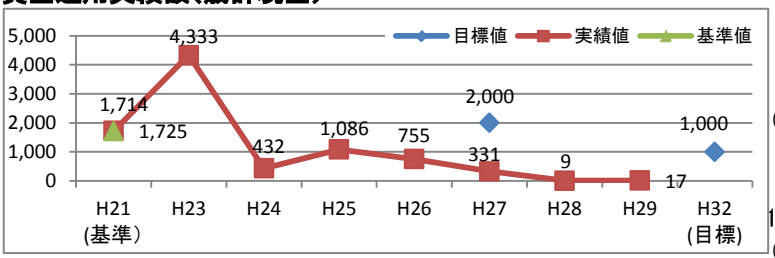	現状値 17千円 (29年度) 目標値 1,000千円 (32年度)	・資金管理の適正化を図るため、きめ細やかな資金計画管理表のもと、効率的に資金運用実績を確保していたが、平成24年度以降は、経済情勢の影響を受け、市場の運用金利が低水準で推移していることから目標は達成できていない。 ・情勢に左右される指標となっているため、目標達成が難しいところであるが、適正に公金の管理及び運用を行うよう努めていく。
2	**資金運用実績額（基金）** 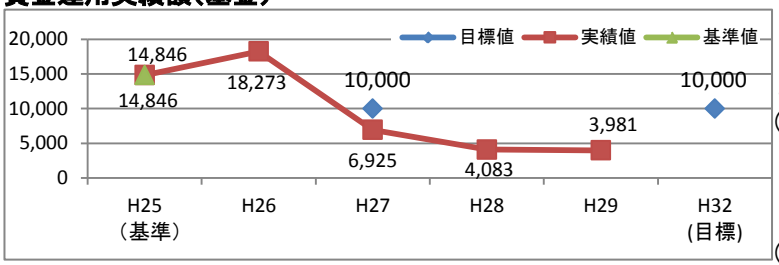	現状値 3,981千円 (29年度) 目標値 10,000千円 (32年度)	・財政調整基金やそれ以外の特定目的基金の実績額を把握し、新たに基本構想中間見直しの際、追加した指標であるが、歳計現金と同様に、経済情勢の影響を受け、市場の運用金利が低水準で推移していることから目標は達成できていない。 ・情勢に左右される指標となっているため、目標達成が難しいところであるが、適正に公金の管理及び運用を行うよう努めていく。
3	**例月出納検査の指摘事項件数** 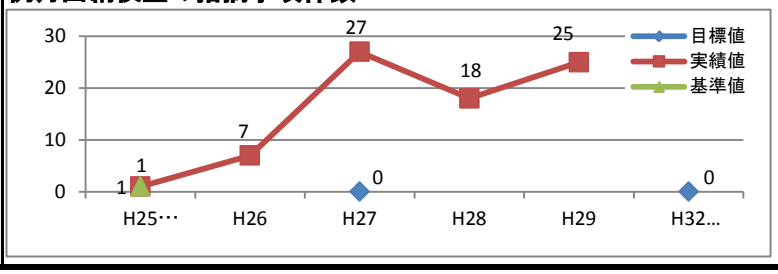	現状値 25件 (29年度) 目標値 0件 (32年度)	・年間およそ6万件ある支出命令等財務伝票の審査を行うための業務量を勘案すると、目標値となる0件は、本来あるべき姿として妥当ではあるが、例月出納検査において指摘を受けていることから目標は達成できていない。例月出納検査においての指摘事項を踏まえ、より適正な会計事務を推進する上で、財務事務の正確性、公平性及び迅速性を確保するために、継続的に指導、研修を行っていく。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	●振込通知書の廃止 市から債権者へ振込を行う際に送付していた口座振込通知書の送付を廃止し、債権者の通帳へ伝票単位ごとに予算主管課かい名が印字されるよう変更したことにより、事務の効率化と封筒作成に係る印刷製本費及び郵送に係る通信運搬費の経費節減を行った。 ●支払事務の迅速化 フロッピーディスクで行っていた口座振込データの授受を電話回線を使用した授受方法に変更したことにより、支払（振込）の指定が支払6営業日前から3営業日前に短縮され、債権者へ迅速に支払うことが可能となった。 ●消込事務の一元化 マルチペイメントネットワーク収納導入に伴い、市税等に係る消込及び日計処理業務について関係課と連携し、会計課で一元化し、業務の効率化を行った。 ●基金の繰替運用 財政運営の安定を図るため、一時的な歳計現金不足等の財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるよう、条例改正を行った。
2	課題として残される事項	・財務事務に係る知識及び経験が少ない職員が起票した伝票の承認・決裁が適正に行われず、会計課における支出負担行為の確認及び支出命令の審査並びに出納事務に影響を来している。法令等に違反した予算の執行が行われないよう財務事務を適正に行い、例月出納検査での指摘件数を減らすためには、起案者だけではなく、管理・監督者といった決裁者に対しても継続的、かつ、効果的な研修の実施方法について検討する必要がある。 ・公金の運用については、経済情勢により大きな影響を受けることや財政状況により基金運用元本の変動が出ることから、管理目標を達成することが難しい一面があると考える。また、運用益を上げることも必要であるが、地方自治法第235条の4の規定に基づき最も確実かつ有利な方法により運用を行っている。事業の性質が一般管理事務であることから政策目標の原点を指標としているため、目標達成のための指標の考え方を見直す必要がある。
3	指標及び数値目標の妥当性について	公金の運用については、経済情勢により大きな影響を受けることや財政状況により基金運用元本の変動が生じることから、指標「資金運用実績額」の設定についても検討していく必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	平成27年12月に地方公共団体の財務制度に関する研究会が公表した「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」に述べられている、地方公共団体の行政運営の円滑化・合理化に向けた見直し（情報通信技術（ICT）の進展などの社会情勢の変化への対応、社会情勢の変動を踏まえた合理的な財務制度、事務執行の効率的・効果的な財務事務の仕組みへの改革）について、電子マネーによる公金収納が可能となった場合、例規等の整備の実施、投入資源の確保が必要となってくる。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●事務の実施方法の検討 限られた職員数で大量の支出命令等の審査及び出納に係る事務を行っているため、事務量と負担が大きいことから、会計年度任用職員の採用と外部委託を視野に入れた中での実施方法について検討する必要がある。 ●研修方法の見直し リスクマネジメントやコンプライアンスに対する意識を高め、適正な財務会計事務を行うよう、研修の実施内容等を見直す。 ●新しい財務制度の導入に備えた調査及び研究 市民の利便性、導入した場合の効果等、本市にとってどのような財務制度が必要性が高く適しているかを含めて、関係課かいと連携し、調査及び研究を実施する。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念	5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	評価担当部局
政策目標	20 住民の意思を行政に反映させる	選挙管理委員会事務局
目指すべき将来像		

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
政策推進コスト	118	91	88	151	132	95	90	765
事業費	75	50	48	103	91	54	49	470
職員給与費	43	41	40	48	41	41	41	295
従事職員数	5	5	5	77	5	5	5	36
常勤職員	5	5	5	6	5	5	5	36
再任用職員（短時間含）	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	71	0	0	0	

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	県議会議員及び県知事選挙の管理執行	平成23年4月10日執行の県議会議員・県知事選挙について、適正に管理執行する。
	市議会議員及び市長選挙の管理執行	平成23年4月24日執行の市議会議員・市長選挙について、適正に管理執行する。
24年度	投票環境の整備・改善に係る事務	過大投票区の解消、投票者の利便性向上のための調査検討及び期日前投票所の増設についての調査検討を行う。
	衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の管理執行	平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査について、適正に管理執行する。
25年度	参議院議員通常選挙の管理執行	平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙について、適正に管理執行する。
	投票環境の整備・改善及び開票事務の効率化	過大投票区の解消、投票者の利便性向上のための調査検討及び期日前投票所の増設についての調査検討を行う。
26年度	県議会議員及び県知事選挙の管理執行	平成27年4月執行予定の県議会議員及び県知事選挙について、適正に管理執行するための万全な体制を整える。
	市議会議員及び市長選挙の管理執行	平成27年4月執行予定の市議会議員及び市長選挙について、適正に管理執行するための万全な体制を整える。
	衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の管理執行	平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査について、適正に管理執行する。
27年度	県議会議員及び県知事選挙の管理執行	平成27年4月12日執行の県議会議員及び県知事選挙について、適正に管理執行する。
	市議会議員及び市長選挙の管理執行	平成27年4月26日執行の市議会議員及び市長選挙について、適正に管理執行する。
28年度	参議院議員通常選挙の管理執行	平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙について、適正に管理執行する。
	投票環境の整備・改善及び開票事務の効率化	過大投票区の解消、投票者の利便性向上のための調査検討及び期日前投票所の増設の検討を行う。（参議院選から期日前投票所を「ハマミーナ」へ開設）
29年度	衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の管理執行	平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査について、適正に管理執行する。
	投票環境の整備・改善及び開票事務の効率化	公職選挙法の改正に伴う「共通投票所制度」についての調査・研究を行う。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移		考察
1	**投票率（衆議院選挙）** 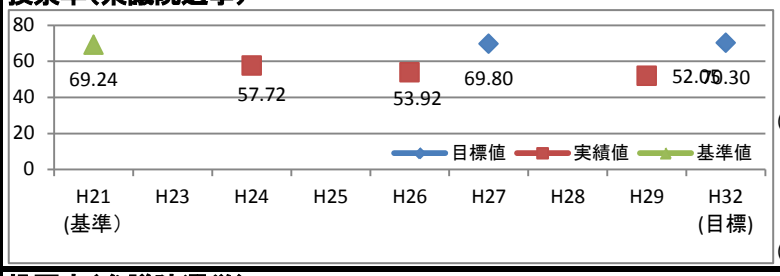	現状値 53.92% (26年度) 目標値 70.30% (32年度)	・政権選択選挙であった平成21年の第45回総選挙において69．24%を記録して以降、第46回総選挙から投票率が大幅に低下し、50%台の投票率となっている。実施計画期間中も期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んできたが、目標値を達成するまでには至らなかった。
2	**投票率（参議院選挙）** 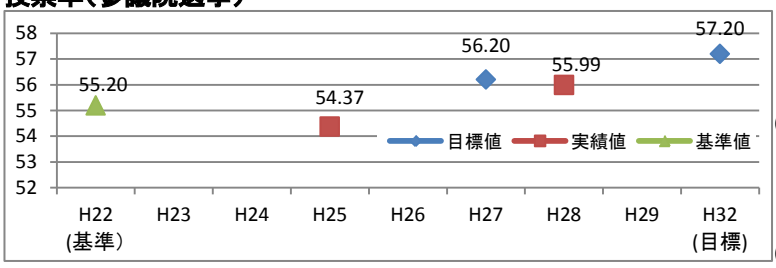	現状値 55.99% (28年度) 目標値 57.20% (32年度)	・平成28年の第24回参議院議員通常選挙において、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、20歳未満では60%を超える投票率となったが、全体としては目標値を達成するまでには至らなかった。
3	**投票率（市長選挙）** 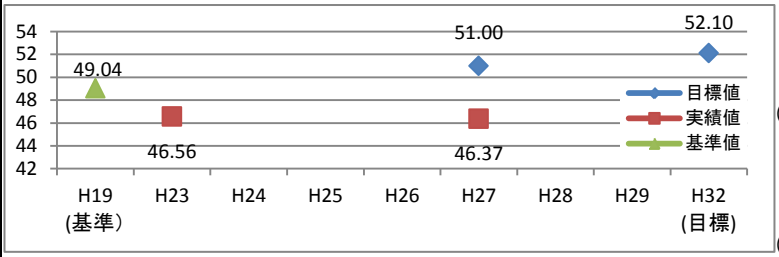	現状値 46.37% (27年度) 目標値 52.10% (32年度)	・平成11年の市長選挙後、40%台の投票率となっている。実施計画期間中も期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んできたが、目標値を達成するまでには至らなかった。
4	**投票率（市議会議員選挙）** 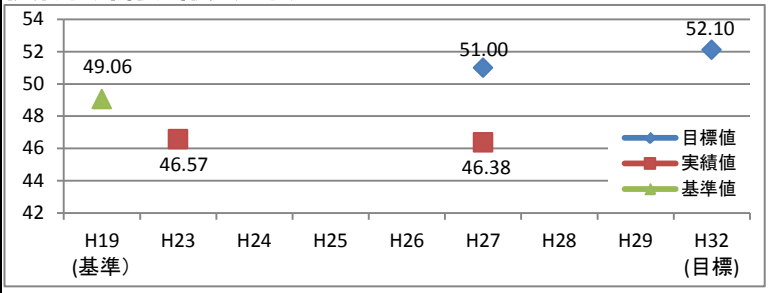	現状値 46.38% (27年度) 目標値 52.10% (32年度)	・平成11年の市議会議員選挙後、40%台の投票率となっている。実施計画期間中も期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んできたが、目標値を達成するまでには至らなかった。
5	**投票率（県知事選挙）** 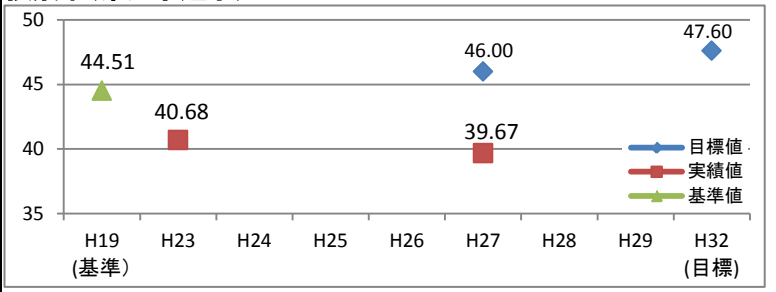	現状値 39.67% (27年度) 目標値 47.60% (32年度)	・知事選挙については、実施計画期間中の投票率も平成23年が40．68%、平成27年が39．67%と低く推移している。期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んできたが、目標値を達成するまでには至らなかった。
5	**投票率（県議会議員選挙）** 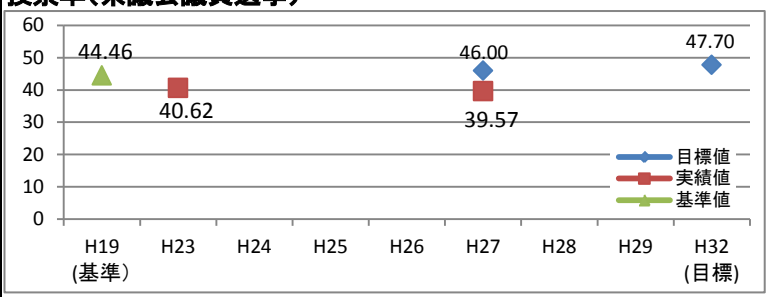	現状値 39.57% (27年度) 目標値 47.70% (32年度)	・県議会議員選挙については、実施計画期間中の投票率も平成23年が40．62%、平成27年が39．57%と低く推移している。期日前投票所の増設など投票環境の改善に取り組んできたが、目標値を達成するまでには至らなかった。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	**・投票区の再編・増設** 投票環境の整備のため、有権者が過大となっている投票区の再編を行い、2箇所の投票区を新設し、市内48投票区となったことにより、有権者数の平準化と利便性向上が図られた。 **・期日前投票所の増設** 投票日当日に投票できない有権者への投票参加を促進するため、期日前投票所を3箇所増設し、市内4箇所となり、有権者の利便性向上が図られた。 **・啓発事業** 市内中学生からの選挙啓発標語の募集や市民ふれあいまつりへの参加、街頭啓発の実施、主権者教育として中学・高校への出前授業・模擬投票を行い、明るい選挙の実施や選挙制度についての周知が図られた。また、平成26年度には「未来茅ヶ崎市」政策コンテストを実施し、次代を担う若者を対象に本市の将来のビジョン等を掲げた政策を競ってもらうことで、地方自治や政治・政策、選挙に対する興味・関心を喚起させた。
2	課題として残される事項	総合計画の指標である投票率向上のため、投票区の再編や増設及び期日前投票所の増設といった投票環境の整備と各種啓発事業を行ってきたが、目標値を達成するまでには至らなかった。 投票区増設や期日前投票所については、増設した場合の人的及び物的コストを考慮した上で、取り組んでいく必要がある。
3	指標及び数値目標の妥当性について	各種選挙の投票率を指標とするが、若年層などで投票は義務ではなく権利であると考える割合が増加している状況であり、これまで国・県・市ともに様々な機会や方法で啓発に努め、また、経費・人・時間をかけて投票環境の整備を行っても、必ずしも投票率に結びつくとは限らない。 目標値の投票率については、本市だけの問題ではなく、都市部を中心とした全国的な課題であり、選挙制度やその時の争点、候補者の顔ぶれ、投票日前後の天候等により左右される面も多く、数値目標値の設定が難しい状況にある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	国政選挙や県知事選挙・県議会議員選挙の管理執行に伴う経費は、特定財源として手当されており一般財源の持ち出しはないが、こうした特定財源による選挙事務も含め、より効率的な選挙管理執行を検討していく必要がある。公職選挙法の改正により「共通投票所」の制度が創設されたが、二重投票の防止や名簿照合における万全なバックアップ体制の構築など、設置に膨大な経費を要することやセキュリティーの問題もあり、慎重に調査・研究を行う必要がある。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	選挙の管理執行における効率的な手法を検討し、増大する経費の縮減に努める。また、そうした取組の効果が働き方改革の推進へ資するよう努める。若年層への啓発を重点に投票率の向上につながる取り組みを行う。

基本理念評価シート 【政策目標】

1.基礎情報

基本理念	5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	評価担当部局
政策目標	21 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する	監査事務局
目指すべき将来像		

2. これまでの投入資源 （単位：百万円）

一般会計	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
決算額	74	71	61	76	78	72	73	504
事業費	5	5	5	6	6	5	5	37
職員給与費	69	66	56	70	72	67	68	467
従事職員数	9	10	9	10	10	10	10	68
常勤職員	8	8	7	8	8	7	7	53
再任用職員（短時間含）	1	2	1	1	1	3	3	12
その他	0	0	1	1	1	0	0	3

3.目指すべき将来像の実現に向けたこれまでの主な取組

年度	実施計画事業名	事業概要
23年度	定期監査（学校監査含む）	予算の執行などの財務に関する事務事業が、法令等に従って適正に執行されているか等について監査を実施し、結果を公表する。
	例月出納検査	毎月の現金の出納、保管並びに収入及び支出に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているか、また、現金の月末残高が指定金融機関等の発行する残高証明書等と符合しているか等を検査し、検査報告書を議会及び市長に提出する。
	決算審査	一般会計・特別会計、病院事業会計の決算書その他の関係諸表の計数等が適正であるか、予算の執行、財産の管理などが適正かつ効率的に行われたかを審査する。公営企業会計については、事業の経営成績、財務状況を適正に表しているかを審査し、決算審査意見書を市長に提出する。
24年度	定期監査（学校監査含む）	予算の執行などの財務に関する事務事業が、法令等に従って適正に執行されているか等について監査を実施し、結果を公表する。
	例月出納検査	毎月の現金の出納、保管並びに収入及び支出に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているか、また、現金の月末残高が指定金融機関等の発行する残高証明書等と符合しているか等を検査し、検査報告書を議会及び市長に提出する。（公共下水道事業会計が検査対象に加わる。）
	決算審査	一般会計・特別会計、病院事業会計の決算書その他の関係諸表の計数等が適正であるか、予算の執行、財産の管理などが適正かつ効率的に行われたかを審査する。公営企業会計については、事業の経営成績、財務状況を適正に表しているかを審査し、決算審査意見書を市長に提出する。
25年度	定期監査（学校監査含む）	予算の執行などの財務に関する事務事業が、法令等に従って適正に執行されているか等について監査を実施し、結果を公表する。
	例月出納検査	毎月の現金の出納、保管並びに収入及び支出に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているか、また、現金の月末残高が指定金融機関等の発行する残高証明書等と符合しているか等を検査し、検査報告書を議会及び市長に提出する。
	決算審査	一般会計・特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計の決算書その他の関係諸表の計数等が適正であるか、予算の執行、財産の管理などが適正かつ効率的に行われたかを審査する。公営企業会計については、事業の経営成績、財務状況を適正に表しているかを審査し、決算審査意見書を市長に提出する。（公共下水道事業会計が審査対象に加わる。）

26年度	定期監査（学校監査含む）	予算の執行などの財務に関する事務事業が、法令等に従って適正に執行されているか等について監査を実施し、結果を公表する。
	例月出納検査	毎月の現金の出納、保管並びに収入及び支出に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているか、また、現金の月末残高が指定金融機関等の発行する残高証明書等と符合しているか等を検査し、検査報告書を議会及び市長に提出する。
	決算審査	一般会計・特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計の決算書その他の関係諸表の計数等が適正であるか、予算の執行、財産の管理などが適正かつ効率的に行われたかを審査する。公営企業会計については、事業の経営成績、財務状況を適正に表しているかを審査し、決算審査意見書を市長に提出する。
27年度	定期監査（学校監査含む）	予算の執行などの財務に関する事務事業が、法令等に従って適正に執行されているか等について監査を実施し、結果を公表する。
	例月出納検査	毎月の現金の出納、保管並びに収入及び支出に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているか、また、現金の月末残高が指定金融機関等の発行する残高証明書等と符合しているか等を検査し、検査報告書を議会及び市長に提出する。
	決算審査	一般会計・特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計の決算書その他の関係諸表の計数等が適正であるか、予算の執行、財産の管理などが適正かつ効率的に行われたかを審査する。公営企業会計については、事業の経営成績、財務状況を適正に表しているかを審査し、決算審査意見書を市長に提出する。
28年度	定期監査（学校監査含む）	予算の執行などの財務に関する事務事業が、法令等に従って適正に執行されているか等について監査を実施し、結果を公表する。
	例月出納検査	毎月の現金の出納、保管並びに収入及び支出に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているか、また、現金の月末残高が指定金融機関等の発行する残高証明書等と符合しているか等を検査し、検査報告書を議会及び市長に提出する。
	決算審査	一般会計・特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計の決算書その他の関係諸表の計数等が適正であるか、予算の執行、財産の管理などが適正かつ効率的に行われたかを審査する。公営企業会計については、事業の経営成績、財務状況を適正に表しているかを審査し、決算審査意見書を市長に提出する。
29年度	定期監査（学校監査含む）	予算の執行などの財務に関する事務事業が、法令等に従って適正に執行されているか等について監査を実施し、結果を公表する。
	例月出納検査	毎月の現金の出納、保管並びに収入及び支出に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているか、また、現金の月末残高が指定金融機関等の発行する残高証明書等と符合しているか等を検査し、検査報告書を議会及び市長に提出する。
	決算審査	一般会計・特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計の決算書その他の関係諸表の計数等が適正であるか、予算の執行、財産の管理などが適正かつ効率的に行われたかを審査する。公営企業会計については、事業の経営成績、財務状況を適正に表しているかを審査し、決算審査意見書を市長に提出する。

4. 政策指標による進捗状況の確認

No.	指標名及び実績の推移	考察
1	**定期監査の指摘事項の件数** 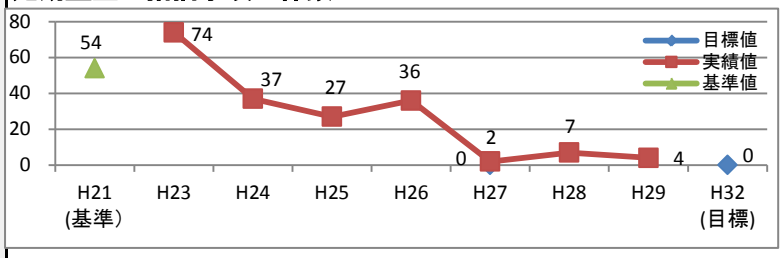 現状値 4件 (29年度) 目標値 0件 (32年度)	・前年度の指摘事項についてフォローアップを行うなど、指導に重点を置いた定期監査を実施した結果、指摘事項の件数は、計画策定時（基準値）より大幅に減少し、平成28（2016）年度は7件、平成29（2017）年度は4件となっている。 ・最終目標値である定期監査の指摘事項0件に近づけるため、引き続き指摘事項の再発防止に向けた取組を進めていく。

6. 現行総合計画での取組に関する考察

No.	項目	考察
1	これまでの主な取組と成果	●定期監査の適切な執行 現基本構想策定時においては、団塊の世代の大量退職等に伴い、財務事務について経験の少ない職員が増加したことから、財務事務に関する指摘事項が多く発生していた。このため、定期監査では単に違法性等の指摘を行うだけではなく、再発防止の指導に重点を置いた監査を行うことにより、行政執行の適法性等の維持及び確保に努めた。 ●例月出納検査の適切な執行 例月出納検査では、新財務会計システムへの移行があり、それに対応して、検査方法の見直しを行った。また、支出命令伝票の審査においても、単に違法性等の指摘を行うだけではなく、再発防止の指導に重点を置いた審査を実施した。 ●決算審査の適切な執行 病院事業会計では、医薬品横領事件の発生を踏まえ、医薬品の管理などたな卸資産の管理等の観点に重点をおいて審査を実施した。
2	課題として残される事項	●地方自治法の一部改正に伴う対応 平成29年6月の地方自治法の一部改正に伴い、内部統制制度の整備とともに監査制度の充実強化が規定された。その中で、監査委員は、32年4月までに、国から示される指針等に基づき監査基準を策定し、公表することが義務付けられたため、これに対応する必要がある。 ●財務事務等の執行における適法性等の維持及び確保 定期監査及び例月出納検査については、引き続き指摘事項等の再発防止の指導に重点を置いた監査を行い、財務事務等の執行における適法性等を維持、確保する必要がある。 ●効率的かつ効果的な監査の実施 監査資源が限定される中で、住民監査請求の増加など、監査事務局における監査、審査、検査（以下「監査等」という。）の業務量が増加しており、実効性のある監査等を行うためには、職員の資質向上を図りつつ、監査等の実施手法を工夫することなどにより効率的かつ効果的に監査等を実施する必要がある。
3	指標及び数値目標の妥当性について	現基本構想策定時に、多く発生していた財務事務に関する指摘事項は、大幅に減少している中で、今後は、実効性のある監査の実施という観点から指標を設定することを検討していく必要がある。

7. 新たなニーズ・課題の考察

項目	考察
新たなニーズ・課題	地方自治法の一部改正に伴い、内部統制制度の整備及び監査制度の充実強化が規定された。これに伴い、平成32年4月までに監査基準を定め、それに従った監査等を実施することになる。こうしたことから、監査等の業務が量的にも質的にも充実が求められる中で、効率的で効果的な実効性のある監査等を実施することが必要となっている。

8. これからの取組に関する考察

項目	考察
6及び7で課題とされた事項を踏まえた今後の取組の方向性	●地方自治法の一部改正等への対応 監査制度の充実強化等を規定した地方自治法の一部改正に対応するため、監査基準の策定等を行う必要がある。策定にあたり、提示することとなっている指針など国などの動き等に注視し、情報収集を行うとともに、内部統制に関連する庁内各課かいと調整を行い、効率的で効果的な実効性のある監査等を実施する。 ●効率的かつ効果的な監査の実施 監査資源が限られる中で、効率的で効果的な監査等を実施するには、担当職員の資質向上が不可欠なため、局内での情報共有を図る他種々の研修を受講するなど、職員一人一人の資質向上に取り組む必要がある。また、監査等の実施手法についても、これまでの手法を活かしつつより工夫をするなど、効率的かつ効果的な監査の実施に向け取り組んでいく。